平成２１年第１回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成２１年　３月　９日　開会

平成２１年　３月１９日　閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成２１年東吾妻町議会第１回定例会会議録目次

第　１　号　（３月９日）

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……2
○出席議員……2
○欠席議員……3
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……3
○職務のため出席した者……3
○議長あいさつ……4
○表彰状伝達……4
○町長あいさつ……5
○開会及び開議の宣告……7
○議事日程の報告……7
○会議録署名議員の指名……7
○会期の決定……8
○諸般の報告……8
○承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……8
○諮問第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……30
○議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決……31
○議案第２０号～議案第２２号の上程、説明、議案調査……32
○議案第２３号の上程、説明、議案調査……34
○議案第２４号の上程、説明、議案調査……36
○議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決……37
○議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決……39
○議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決……40
○議案第２８号の上程、説明、議案調査……43
○議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決……44
○議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決……45
○議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決……46

○議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決……47
○議案第１号の上程、説明、議案調査……49
○議案第２号の上程、説明、質疑、委員会付託……87
○延会の宣告……91

第　２　号　（３月１０日）

○議事日程……93
○本日の会議に付した事件……94
○出席議員……94
○欠席議員……94
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……94
○職務のため出席した者……95
○開議の宣告……96
○議事日程の報告……96
○議案第３号の上程、説明、質疑、委員会付託……96
○議案第４号の上程、説明、質疑、委員会付託……97
○議案第５号の上程、説明、質疑、委員会付託……99
○議案第６号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 107
○議案第７号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 111
○議案第８号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 115
○議案第９号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 120
○議案第１０号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 123
○議案第１１号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 126
○議案第１２号の上程、説明、議案調査…… 129
○議案第１３号の上程、説明、議案調査…… 143
○議案第１４号の上程、説明、議案調査…… 146
○議案第１５号の上程、説明、議案調査…… 147
○資料の訂正について…… 149
○議案第１６号の上程、説明、議案調査…… 149
○議案第１７号の上程、説明、議案調査…… 151

○議案第１８号の上程、説明、議案調査…… 152
○資料の訂正について…… 153
○議案第３３号、議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 154
○議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 155
○議案第３６号、議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 157
○議案第３８号の上程、説明…… 159
○発言の訂正について…… 160
○議案第３８号の質疑、討論、採決…… 161
○陳情書の処理について…… 161
○散会の宣告…… 162

第　３　号　（３月１８日）

○議事日程…… 163
○本日の会議に付した事件…… 164
○出席議員…… 164
○欠席議員…… 164
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… 164
○職務のため出席した者…… 165
○開議の宣告…… 166
○議事日程の報告…… 166
○議案第２０号～議案第２２号の質疑、討論、採決…… 166
○議案第２３号の質疑、討論、採決…… 167
○議案第２４号の質疑、討論、採決…… 168
○議案第２５号の質疑、討論、採決…… 168
○議案第１号の質疑、討論、採決…… 170
○議案第２号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 233
○議案第３号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 234
○議案第４号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 235
○議案第５号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 237
○議案第６号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 238

○議案第７号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 240
○議案第８号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 241
○議案第９号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 242
○議案第１０号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 243
○議案第１１号の委員会審査報告、質疑、討論、採決…… 244
○延会について…… 247
○延会の宣告…… 247

第　４　号　（3月１９日）

○議事日程…… 249
○本日の会議に付した事件…… 249
○出席議員…… 249
○欠席議員…… 250
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… 250
○職務のため出席した者…… 250
○開議の宣告…… 251
○議事日程の報告…… 251
○議案第１２号の質疑、討論、採決…… 251
○議案第１３号の質疑、討論、採決…… 271
○議案第１４号の質疑、討論、採決…… 272
○議案第１５号の質疑、討論、採決…… 272
○議案第１６号の質疑、討論、採決…… 273
○議案第１７号の質疑、討論、採決…… 273
○議案第１８号の質疑、討論、採決…… 274
○陳情書の委員会審査報告…… 277
○閉会中の継続審査（調査）事件について…… 279
○発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 288
○町政一般質問…… 289
加　部　　浩　君…… 290
須　崎　幸　一　君…… 306

大　図　広　海　君…… 309
青　柳　はるみ　君…… 319
○町長あいさつ…… 325
○議長あいさつ…… 326
○閉会の宣告…… 326
○署名議員…… 327

平成21年３月９日(月曜日)

（第　１　号）

平成２１年東吾妻町議会第１回定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２１年３月９日（月）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　承認第　１号　専決処分の承認について

第　５　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

第　６　議案第１９号　東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

第　７　議案第２０号　東吾妻町ふるさと応援寄附基金条例の制定について

第　８　議案第２１号　東吾妻町地域振興基金条例を廃止する条例について

第　９　議案第２２号　東吾妻町ふるさとづくり事業基金条例を廃止する条例について

第１０　議案第２３号　東吾妻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

第１１　議案第２４号　東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について

第１２　議案第２５号　東吾妻町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第１３　議案第２６号　東吾妻町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例について

第１４　議案第２７号　東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

第１５　議案第２８号　東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

第１６　議案第２９号　東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について

第１７　議案第３０号　東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について

第１８　議案第３１号　東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例について

第１９　議案第３２号　東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例について

第２０　議案第　１号　平成２１年度東吾妻町一般会計予算案

第２１　議案第　２号　平成２１年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案

第２２　議案第　３号　平成２１年度東吾妻町老人保健特別会計予算案

第２３　議案第　４号　平成２１年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案

第２４　議案第　５号　平成２１年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案

第２５　議案第　６号　平成２１年度東吾妻町介護保険特別会計予算案

第２６　議案第　７号　平成２１年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案

第２７　議案第　８号　平成２１年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案

第２８　議案第　９号　平成２１年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案

第２９　議案第１０号　平成２１年度東吾妻町水道事業会計予算案

第３０　議案第１１号　平成２１年度東吾妻町国民宿舎事業特別会計予算案

第３１　議案第１２号　平成２０年度東吾妻町一般会計補正予算（第８号）案

第３２　議案第１３号　平成２０年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）案

第３３　議案第１４号　平成２０年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案

第３４　議案第１５号　平成２０年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）案

第３５　議案第１６号　平成２０年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第３号）案

第３６　議案第１７号　平成２０年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第２号）案

第３７　議案第１８号　平成２０年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第１号）案

第３８　議案第３３号　群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

第３９　議案第３４号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

第４０　議案第３５号　ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について

第４１　議案第３６号　町道路線の廃止について

第４２　議案第３７号　町道路線の認定について

第４３　議案第３８号　工事委託契約の変更について

第４４　陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第２１まで

出席議員（１７名）

１番	菅谷光重君	２番	竹渕博行君
３番	金澤　敏君	４番	青柳はるみ君

５番	須崎幸一君	６番	浦野政衛君
７番	角田美好君	８番	一場明夫君
９番	日野近吉君	１０番	大図広海君
１１番	中井一寿君	１２番	上田　智君
１３番	橋爪英夫君	１５番	佐藤利一君
１６番	加部　浩君	１７番	原田睦男君
１８番	高橋基雄君		

欠席議員（１名）

１４番	前村　清君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	山野　進君
企画課長	高橋義晴君	税務課長	小山枝利子君
保健福祉課長	蜂須賀　正君	住民課長	猪野悦雄君
生活環境課長	加部保一君	産業課長兼農業委員会事務局長	角田輝明君
建設課長	市川　忠君	ダム対策課長	轟　馨君
上下水道課長	高橋啓一君	会計管理者	石村あさ子君
東支所長	唐沢憲一君	いわびつ荘施設長	山田文子君
岩櫃ふれあいの郷施設長	角田　豊君	桔梗館長	高橋和雄君
榛名吾妻荘支配人	富沢美昭君	学校教育課長	一場孝行君
社会教育課長兼中央公民館長	丸橋　哲君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局係長	田中康夫
議会事務局主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君）　皆さん、おはようございます。

開会に当たりごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成21年第１回定例会が招集をされましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からのお礼を申し上げます。

本定例会には、平成21年度予算案を初め各種条例の制定・改正、平成20年度補正予算など多くの重要案件が提案されております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと存じます。長い会期が予定されます。町長を初め執行部各位におかれましても一層のご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

なお、前村議員におかれましては、入院中のため欠席でございます。

また、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎表彰状伝達

○議長（菅谷光重君）　なお、２月20日に開催されました群馬県町村議会議長会定例総会の席上、多年にわたり地方自治の発展に功績のあった方々が表彰され、当議会においても３名が群馬県町村議会議長会長から表彰されましたので、お預かりをしてまいりました。この後、引き続きその伝達を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、表彰状の伝達を行います。

事務局長。

○議会事務局長（佐藤正己君）　初めに菅谷光重議員からお願いをいたしたいと思います。町村議会議員10年以上の表彰であります。

菅谷議員へは原田副議長から伝達をお願いいたします。

（１番　菅谷光重君　登壇）

○副議長（原田睦男君）　表彰状、東吾妻町議会、菅谷光重殿。あたたは多年議会議員として、

地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。平成21年２月20日、群馬県町村議会議長会会長、高橋正。

以上です。大変おめでとうございます。

（表彰状授与）（拍手）

○議会事務局長（佐藤正己君）　次に、原田睦男議員、町村議会議員10年以上の表彰です。

（１７番　原田睦男君　登壇）

○議長（菅谷光重君）　表彰状、東吾妻町議会、原田睦男殿。あなたは多年議会議員として、地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与され、功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。平成21年２月20日、群馬県町村議会議長会会長　高橋正。代読です。おめでとうございます。

（表彰状授与）（拍手）

○議長（菅谷光重君）　なお、昨年７月まで議会事務局の書記としてご苦労されました小池さつきさんが永年勤続表彰となりました。本日都合で出席できませんので、報告のみとさせていただきます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君）　開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　改めまして、皆様、おはようございます。

平成21年第１回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

３月弥生を迎え、ようやく春の息吹を感じるようになってまいりました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは、議長の菅谷光重議員、副議長の原田睦男議員が、長年の議員活動の功績により群馬県町村議会議長会表彰の伝達が行われました。心から敬意を表するとともに、今後の活躍をお祈り申し上げます。おめでとうございます。

なお、前村議員におかれましては、去る12月議会中に倒れられ、入院加療中とのことでございますが、一日も早く回復されることをお祈り申し上げております。

さて、最近の話題を拾ってみますと、過日、映画界最高の栄誉とされる第81回アカデミー賞の発表があり、外国語映画部門で「おくりびと」が、短編アニメーション部門で「つみきのいえ」がそれぞれ受賞される快挙が報道されました。日本映画が世界で高く評価されたものであり、景気や雇用問題など暗い問題が多い中で、明るい話題であり、日本人の１人として誇りに思える出来事でございました。

また、我が町に関係します八ッ場ダムの事業評価の関係でございますが、２月24日の関東地方整備局の事業評価監視委員会において、継続が妥当との評価結果が示されました。下流地域の生活再建を可能とするような環境整備を早急にお願いしたいと考えております。

その他、国会の定額給付金の状況でございますが、４日に衆議院での再可決によりようやく成立をいたしました。我が町でも早期に支給できるよう、現在事務手続を進めております。

なお、事務費につきましては、専決処分により処理させていただきました。給付金部分につきましては、今期定例会の補正予算の中に計上してございますので、よろしくお願い申し上げます。

国の2009年度予算案と税制改正関連４法案でありますが、２月27日、衆議院本会議で可決され、参議院で審議中でありますが、年度内成立が確定いたしました。この中で、各自治体に関係の深い地方交付税は15兆8,000億円と2.7％の伸びとなっております。今回、既定予算とは別枠で地方交付税が１兆円増額されました。増額分は、雇用創出や地域の元気回復の財源などに充てるものであります。

これら国の地方財政対策や県の動向などを重視しながら、東吾妻町の平成21年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では86億円の予算規模となり、前年比98.53％、金額にして１億2,800万円の減となりました。歳入面の主なものでは、町税の法人住民税分やたばこ税が減収となる見込みで計上いたしました。

地方交付税は、国の地方財政対策計画では前年比2.7％の増でありますが、当町では前年比0.65％の伸びとなり、金額にして約1,663万円の増額で計上いたしました。国庫支出金は、原町小学校新築事業が終了したことなどにより、大幅に減額となりました。県支出金では、ダム関連の土地改良事業補助金の増額や緊急雇用創出事業補助金などにより、前年比21.73％の伸びとなりました。諸収入では、ダム関連事業費の増額などにより、前年比60.78％の伸びとなっております。町債につきましては、原町小学校校舎建設の終了などに

より約４億円の減額となりました。

歳出面での新規や主な事業としては、個人住民税年金特徴システム導入、妊産婦健診の回数を５回から14回にふやし側面から子育て支援を行います。商工業経営振興利子補給の率を24％から50％に引き上げ、商工業に対する支援を行います。小中学校の耐震診断事業、新学習指導要領の改訂に伴う教材整備など、教育環境の整備を図ってまいります。

なお、２企業会計、７特別会計につきましても、経常経費の縮減に努めた予算編成を行いました。

さて、本定例会では、専決処分の承認のほか人事案件１件、東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例など条例関係14件、平成21年度一般会計予算など予算関係18件、その他６件、合わせて39件を提案させていただきました。慎重かつご熱心な審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君）　ただいまより平成21年第１回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時１５分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、７番、角田美好議員、８番、一場明夫議員、９番、日野近吉議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月19日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認め、会期は11日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定をいたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は３月10日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（菅谷光重君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければというふうに思っております。

◎承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第４、承認第１号　専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　承認第１号　専決処分の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第７号）でございますが、歳入歳出それぞれに1,031万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億9,467万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の追加1,031万7,000円でございます。歳出につきましては、定額給付金給付事業として985万9,000円の追加、子育て応援特別手当交付金事業として45万8,000円の追加でございます。急施を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山野　進君）　それでは、詳細説明をさせていただきます。

４ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細の歳入から説明させていただきたいと思います。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費補助金でございます。お願いする額は985万9,000円の補正のお願いでございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、定額給付金事務補助金ということで全額国から補助金として来るわけでございますが、事務費の算出といたしますと自治体規模によって若干違ってくるわけですけれども、例を申し上げますと各自治体共通として614万1,000円来ます。それと１世帯当たり1,192円が掛けられますので、当町では5,747世帯ということで、通常の計算でいきますと1,299万余の金額が来るわけですけれども、うちのほうでは985万9,000円で間に合うだろうということで、この額を歳入として見込んでおります。

それから２目の民生費国庫補助金でございますけれども、補正する額は45万8,000円でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、子育て応援特別手当事務費交付金ということで、総事業費の約６％ほど見込ませていただきまして45万8,000円でございます。

補正する歳入合計が1,031万7,000円でございます。

次に、歳出のほうに移らせていただきます。

２款総務費、１項総務管理費でございます。22目でございます、定額給付金給付事業という形でお世話になります。985万9,000円でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、３節の職員手当といたしまして104万円、これは職員の時間外、それから管理職、特別職の手当等でございます。それから賃金につきましては121万ということで、臨時職員を３名予定させていただいております。それから11の需用費につきましては91万4,000円ということで、消耗品ですとか印刷製本費、修繕料等でございます。それから12節の役務費につきましては546万ということで、通信運搬費ということで切手代等で246万、口座振込手数料ということで300万ほど計上させていただいております。13節の委託料につきましては73万5,000ということで、電算業務委託料ということで、対象者のリストの作成等で73万5,000円ほど計上させていただいております。14節の使用料及び賃借料でございますけれども50万ということで、リース料、パソコン５台とプリンター１台を予定させていただいております。

総務課のほうは以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　続いてお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　続きまして、３款民生費、２項の児童福祉費、１目児童措置費でございます。お願いいたしました額は45万8,000円ということでございまして、これもただいま総務課長のほうで申し上げました定額給付金に関連の法案が通った関係で出てきたものでございます。説明欄にありますように、時間外勤務手当15万円、消耗品13万8,000円、印刷製本4,000円、通信運搬費で６万6,000円、口座振替手数料10万円ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　朝一番で早々でございますが、質問をさせていただきます。

定額給付等においては、多難な道のりでやっと再議決というような形になったわけでございます。しかしながら、私個人としては定額給付に反対をするべきものではないというふうに思っております。しかしながら、今回この専決処分に当たっての取り扱い方法、これに多少疑問が残りますので、その内容について質問をさせていただきます。

実は、この定額給付事業の関係は国策としているわけなんですけれども、実際にこの専決

処分に当たって、さきの議運だとかそういったものの説明の中でもちょっと触れられてはきたんですが、１日でも早く支給したいというような方針が示されたわけです。そんな中で専決をしてきたいという経緯もございますが、この専決に当たっての第179条の関係で、どうも執行者の専決の仕方についてちょっとおかしいんではないかなというふうに、私なりに感じておりますので、その辺をもう一度詳しく説明をしていただきたい。先ほどの町長の説明では、時間的余裕がないというようなことを申しましたけれども、実際には２月５日に専決をして、その後に議会のほうに話があったというふうにお聞きしております。そんな中で時間的余裕というのがなかったのかあったのか、その辺の内容も詳しくもう一度説明を願えればありがたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　時間的いとまがないということは、その当時我々が２月５日の専決処分を考えたのが２月３日のことだったと覚えています。１日くらいのずれはあるかもしれません。大安吉日ということでお世話になろうとしました。その理由といたしまして、電算業務の関係でことし平成21年２月１日現在における65歳以上であるとかいろいろなそういった規格がございます。定額給付金を１万2,000円にする、２万円にする、そして子育て応援特別手当等の対象者の判別というのをするのが、実は２月の初めでももう既に遅いというくらいの状況が出てまいりました。

　と申しますのは、県内ほとんどの自治体がＧＣＣというメーカーを使っておりますが、私どもと下仁田だけはほかのところにお願いをしております。それが災いしてか、それはわかりませんけれども、その名簿の抽出というのが遅くなる、その可能性が強くなってまいりました。そしてその当時が21年度の一般会計を組んでいる時間、それから20年度の補正予算を組む時間、そういったようなものが重なりまして、我が町のイントラの中の財務会計システムの中の問題等もございまして、専決でお願いをせざるを得ない。さもなくば本当に二、三日のうちに議会を開いていただかなければいけないということに、そのときの話し合いでなりました。日程はなるべく早くにというのが我々の結論でございます。

　そして、そのときにこの議会の皆様方の定額給付金に関する考え方というのは、まず政府が決定をしたならば支給をしてよろしかろうというふうに私は考えました。これは非常に僭越なことではあるかもしれませんが、そのように考えておりました。そんなことで２月５日大安吉日に専決をさせていただいた次第でございます。

○議長（菅谷光重君）　12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　内容等は町長のほうの都合でそうなったんでしょうけれども、実はこの問題については国策で、当然やらなければならないことはやってもらわなければならないというふうに思うんですけれども、やっぱり専決のあり方そのものが、もしそのような状況であれば、当然執行者ばかりがその定額給付にかかわるものではないので、ぜひ議会のほうに議決というものが必要、承認が要なんですから、当然その事前には２月３日過ぎでも結構なんですけれども、議会にそれ相当の専決処分に当たっての説明等をなされるのが通常の執行者だと私は思います。

そんな中で５日にどんどん決めてもらって、その後に、私も議会運営に携わる一員として、議会のほうにもそれと異なるような話が私のほうにも舞い込んでまいりました。そんな中で、この事業は一大事業なので執行者も事務的に大変だろうから、なるべく早くしてやろうよということで、私なりには調整を進めてきたんですが、それが既に事遅しということで、もう話を聞いた後では専決をしてしまったんだというような話になってきたわけでございます。

それにまして、今ＴＫＣとの契約等がなされたようには聞いておりますが、実はその話もまだこの２月23日か24日ごろだと思うんですが、ごろに話が出たときにはまだ契約もしていないというような状況を総務課長のほうからも発言がありました。そんな中で、なぜそれほど期間を長引かせての専決が必要だったのかということが、私にとってはとにかく疑問に思ったもんですから、とにかく町長が専決をする認識等をただしたかったということで、もう一度その179条に関する内容等よく把握して、再度答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　議会運営委員会がそういったお気遣いをしていただいているということを気がつかずに、申しわけございませんでした。

私どもも昨年に行政事務調査特別委員会、この百条委員会というものを経験しております。そういった中で行政執行というのはどうあるべきかということを、やはり常々考えてやってまいりました。確かに２月23日のときという時点でいえば、電算事務の業者と契約はしていなかったかもしれません。それは私もちょっと日付は認識しておりませんが、事前の打ち合わせというのはずっとやってきたわけでございます。その事前打ち合わせに入る、そういったようなものについては、これ全部この予算がないものを検討するというそういったことは、やらないかといったらそれは無理だと思います。やはりこれだけの、結果的に２億7,000万というお金を動かす、それの一番の入り口がこの事務費でございます。その大きなものに対する事務を始めるというところでは、やはり急いでこれを専決という形でお世話になる必要

があったんだと認識をした次第です。

ですので、この辺につきましても、国のほうの総務省の考え方についても、そんな感じの指導もございましたし、国のほうからの歳入によって事務はすべてやれるという、そういう形もございましたので専決というふうにさせていただいたわけでございます。私どもの中にもうちょっと時間があれば、当然、議会運営委員会の方々、議会の方々にもうちょっと事前に理解をしていただけるようにお話ができたほうがよかったと思っております。

以上でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　とにかく時間がなかったということであるんでしょうけれども、実はその以前に全員協議会なりそういったものが開かれております。そのときにも既に定額給付事業についてはなかったわけじゃなくて、既に議論が進められて、ただ可決をされていなかったというだけのことで、事務的なものについてはできたんだと思います。事務局方の、要するにさぼりという、余りいい言葉ではありませんけれども、要するに手を抜いてきた作業が急に２月３日になってそういうものが出てきたというようなことだと思います。

私が言うのは、定額給付そのものについては別に反対をしているわけではないんです。要するに専決のあり方についてもう少し注意を図るべきなんだということを私は申し上げておきたいんです。そうでないと、今後こういうことが起きた場合に、例えていえば町長のほうで時間がなかったから専決をしたんだということになれば、当然議会なんか要らなくなるわけです。先にやってしまうんですから。何も物事についても、ほかの給付事業じゃなくほかの予算でも関係なくそういうものができるとなると、非常に危険な状態になってくる。こういうものをやっぱりとめるのには、この専決のあり方というものは時間的余裕がないとか、急を要するとかというものの理由づけがあるでしょうけれども、そういうものを守っていただかないと、もしその専決が必要であるんであれば、専決はしても結構でしょう。ところが、その事前に話をするのは臨時議会でも、議会でも、それから専決をするのに対しても十分に、特に議会に対しては３日の猶予があれば通知を出して臨時議会も急遽招集ができる、こういう制度になっていますので、ぜひその辺を頭に入れておいてもらって、ぜひ専決に対しての認識を新たにしていただきたいと思います。ぜひそれを要望して、私は質問を終わります。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　臨時議会も、それは当然私も考えました。ただ、ただでさえ臨時議会が多いねと言われているようなところもございましたし、少しその辺は遠慮させていただい

たと。ただ、専決というものに対しての認識でございますが、今回も本当に時間的余裕がなかったというのは私の気持ちの中で非常に強く思っております。そしてこれは、皆様にもご理解していただけるだろうと十分に思ってやってまいりました。そしてそれも、上田議員も、このものについては反対ではないとおっしゃっていただいておる。そういったところで専決という、本当に時間がないという感覚でやってまいりました。

ですので、今後の専決について云々というところまでは、ケース・バイ・ケースという形でいろいろな状況が生まれるかと思います。事件が起きたとすれば、それは早くに対処しなければいけない、そういった中でも議会の皆様には当然ご理解をいただける、そういったようなものが専決処分ということで許されておるのかと思います。ですから何でもかんでも専決をすればよろしいという、そういうつもりでは全くございませんので、今回の件につきましてもいろいろな行き違いがあったようでございますが、お許しいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　今、一場議員から質問が出たんですけれども、私全く……

（発言する者あり）

○１６番（加部　浩君）　上田議員から質問が出たんですけれども、私全く何が何だかさっぱりわからないんで改めてお尋ねいたしますけれども、これはあれですか、告示はいつなされましたか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　５日にさせていただきました。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　２月５日ということですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　２月５日でございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　それでは、事務の委託はいつ行いましたか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　ＴＫＣとの委託ですか。

（「それは事務処理の関係の選定でしょう」「事務処理というか予算に

ついて……」と呼ぶ者あり）

○総務課長（山野　進君）　使ったか使わないかというご質問であれば、まだ使っておりません。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　町長、さっきこれに関しては、その裏には２億云々という大きなものがあるということを言っておりますけれども、この大きなものがあるという認識であったら、なぜ専決処分にしてしまったか。さっき上田議員にお答えしたものと同じことになると思うんですけれども、これだけの大きなものであれば当然私ども議会に相談なり、議会に諮るべきものだと思いますけれども、もう一度その辺のところは町長のお考えを聞かせてください。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　今回のこの1,000万、定額給付金を給付するしないにかかわらず国のほうで負担をしていただけるということになります。ですので、例えば今回の２億何千万円が補正予算の中に載っておりますが、それは議会承認がなければ執行はできません。ですので、その時点で、例えば定額給付金を、定額給付金の本質論はそこの中で議論をしていただければよろしいという考えでおります。ですので、この事務費については、あくまでも１日でも早く我が町の給付対象の方々にスムーズに配れるようにという思いでやってまいりました。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。

今、総務課長から先ほどお答えがありましたとおり、まだこれは執行もしていないということでありますので、そうするとなぜこれが専決までしてまだ執行していない。専決までしてする必要があったのかなという疑問が、私非常にあるんです。確かに先ほど町長は、いろいろな準備もあるということはあるけれども、その準備は幾らしてもらってもいいと思うんです。いいと思うんですよ、ある程度は。だけれども、専決までして、まだ執行もしない、契約等々もまだ全くなされていないかどうかわかりませんけれども、していないような状況下において専決までしてやる必要があったかなと、私は非常に疑問に思います。その辺のところはいかがなものでしょうか。私と町長、総務課長の考えがちょっと、どこが違うのかな。まだ執行していないということになれば、そんなに専決しなくてもよかったんじゃないですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　今回専決をさせていただいたわけですけれども、この事務的な作業に入るに当たっては、予算づけ、裏づけを持って業者と調整に入るということで専決をさせていただいた経緯がございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　これは行ったり来たりで多分だめでしょうから、これはあれですか、外部にこの事務処理の委託をするとかそういうことは関係ないんですか。ただこの部内の中でできるわけですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　今回の流れといたしますと、３月27日ごろ発送予定をしているわけですけれども、その組み込みまでを業者に全部お願いする段取りになっております。ですから封筒まで入ってきて、郵便局のほうに出せば送付できるような段階まで業者のほうにお願いする段取りになっております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　そうすると、その組み込みまでは業者に頼むということになるんですけれども、その契約はまだなされていないんですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　ＴＫＣと契約は結ばせていただきました。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　それはいつですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　２月12日から３月31日までが契約期間になっております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　そうすると、２月12日に契約を結んだんですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　全員協議会のときにはまだ契約が結べなかったわけですけれども、書類が届いていなかったわけですけれども、契約日については２月12日ということでございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　多分まだそれはおかしいというようなことがありますので、ほかに

も質問が出ると思いますので、私はこの辺でおりますけれども、これはあれですか、町長、給付は当町はいつごろになる予定ですか。恐らく予定だと思うんですけれども。いつごろ給付する予定になる予定ですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　先ほどの契約の関係なんですけれども、契約は結んだんですけれども、まだ書類としてこちらに来ていなかったということでございましたので、補足させていただきます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　この給付できる日取りというのは日々変わるぐらいの感じも私は持っているんですが、子育て応援特別手当交付金という１人３万6,000円というのが今月の27日には振り込めるやもしれぬという情報が今来ました。それから一般的な定額給付金というのは、４月10日ころということで今進めておるようでございます。

先ほど来、加部議員からは予算がなくても政府のほうで決まったことであらばという条件でしょうが、緩やかな中で事務は進めておいてもよろしいんじゃないかというふうなお言葉をお伺いできて、課長たちも安心していると思います。やはり昨年来、ほとんどなますを吹いて確かめてからというような気持ちがかなりこの執行部のほうにあったものですから、非常に慎重になっております。私は、できればこの定額給付金、現金でお支払いができればというようなことでずっと思っております。ただ、その辺のところで間違いがあれば、何かがあったら、そういったようなことで非常に慎重に進めております。そんなところも我々が思うよりもちょっと遅くなってしまうようなこともあるのではないかと思っております。貴重なご意見をありがとうございました。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。

４月10日前後ということで、４月10日目途ということで当町はなるらしいようですけれども、もう一点、町長、今までもそうですけれども、こういう専決をする場合、議会とはどういう考えでいるか、ちょっとお尋ねいたします。とにかくこの件でいいですけれども、この件について、議長との折衝というんですか、話し合いというんですか、そういうものは全く持たれないで専決をしたということですか。それとも議長とはあらかじめ話し合いをして専決をしたということですか、どちらですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　結果的には議長との話し合いはせずに、専決ということでお世話になりました。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　私これ、専決処分する場合、そこまでする、議長と合い議をとって、議長には話をしてやりなさいという、何かそういうものがあるかどうかはまだ調べていないのでわかりませんけれども、執行部と議会は両輪と、都合のいいときはよくそう言われるんですけれども、こういうものについてはあらかじめ最低議長ぐらいには相談をしてから、承認をとるとらないは別として、一応相談をしてからやったほうがいいと思います。議長としては恐らく、できないものはこれはちょっと考えさせてくれとかそういうものがあるかもしれませんけれども、全く専決をしてしまってから議長のところへ持ってきてこれ専決だから頼むといったって、議長だって余りおもしろくはないと思いますよ。人間としてね。議長という立場でもあれば、それを出さないかもしれませんけれども、執行部と議会は両輪であるとよく言われますけれども、そういう立場に立った上において、ぜひとも、今回はこれ専決してしまったんだからもうどうしようもないんですけれども、私はこれ余りおもしろくないなと今も思っておりますけれども、今後必ず議会にも一報を入れて、できれば議長ぐらいのある程度の承認を得て専決をするというような方向にしていけば、町もうまくいくんじゃないかな。さもないと、つまらないところでまたこんなことで30分も40分もこんなことをしなくてはならないと。本当に私つまらないことだなと。専決処分でこんなことをするのはつまらないことだなと思っております。ですからぜひひとつその辺のところを、もう一度町長、今後はそういう方法に努力をするとか、そういう方法にしますとか、ひとつご返答をお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　その辺のところは十分考えて、今回の件についても反省するところは十分ございます。なるべく臨時議会でも、やはり皆さんのご意見を聞いたほうがよろしいのかなというような感覚も今大分強く持っておりますが、その辺のところは議長とよく相談をした中でこれからお世話になっていこうと思います。ありがとうございました。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　私、議会運営委員会の委員のメンバーなんで、今の説明だと町長が言った提案理由に関する説明と議会運営委員会で副町長が説明した提案理由の説明と全く違う、

これが現実だと思います。副町長に確認しておきたいんですが、今回の自治法の179条１項の規定を適用して専決をしたということですけれども、179条１項のどの項目を適用したんですか。もう一度確認したいんですけれども。

○議長（菅谷光重君）　答えてください、適用だっていうから。趣旨だけ答えてください。

副町長。

○副町長（関口博義君）　議会運営委員会ではお世話になりました。そのときの状況は、今、町長が先ほど提案理由の中で申し上げましたように、まずできるだけ早く支給したい。状況が状況なんでそういう準備はとりたい。日のいい日にしたいというふうなことの説明は議会運営委員会では申し上げました。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君）　答弁しているから。

副町長。

○副町長（関口博義君）　時間の急施を要するということで、適用させていただきました。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　179条の１項の中の一つがある意味議会を開く暇がなかったというのがその解釈のことを今言っているのかなと思いますけれども、本来は、いいですか副町長、本来はこの議案については議会の可決を優先するという認識は持っていますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　当然それはそういうふうなものを含めて検討した上での結論でございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　そう聞いていないんですけれども。本来は議会の議決をするべきものなんだけれども、要するに議会を開く間がないから専決したといっているんですよね。その辺の認識で間違いないですか、では。副町長。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　繰り返しになりますが、議会本来ですと議決すべきものは議会にかけるというのは当然というふうには思っております。しかし、今申し上げましたように、時間等の都合でということで今回のこの経緯に至ったというふうに私は判断いたしました。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　わかりました。

そうすると、議会を招集する暇がなかったという根拠をもう一度副町長、言っていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　総務課長のほうから申し上げましたような事務的な経緯がその説明に当たるというふうに私は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　事務的な経緯ということは、事前に打ち合わせ等をしなければ間に合わないという意味を指しているのかよくわかりませんが、先ほど総務課長の説明でいくと、２月12日から３月31日までの契約をしたということですけれども、契約をした日というのを明確に答えなかったような気がしますが、いつ契約していますか、総務課長。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　ちょっと今契約書の写しが手元にないので、時間をいただいて調べさせていただきたいと思います。

（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前１１時０１分）

○議長（菅谷光重君）　再開をいたします。

（午前１１時１０分）

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　先ほどの一場議員さんからのご質問の契約書の関係なんですけれども、今確認いたしましたところ、まだこちらのほうに届いていないということでございますので、よろしくお願いいたします。

（「届いていないんじゃ契約していない。契約が成立していない。契約という概念が頭の中に入っていない」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　すみません、ちょっと勘違いしてしまいました。伺いの決裁をちょっと見てきますので、ちょっと時間いただけますか。

○議長（菅谷光重君）　はい、どうぞ。

暫時休憩をとります。

（午前１１時１２分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午前１１時１６分）

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　貴重な時間、大変申しわけございません。事務の流れを申し上げたいと思いますが、契約なんですけれども、契約書が着いて添付をして、それで決裁をとるものですから、一応12日で決裁をしたいというふうに思っております。まだ契約書は届いて、契約書が届いて契約書伺いをつけて決裁をとるわけですけれども、その契約書がまだ来ていないんですけれども、決済日とすれば２月12日付でやりたいということでございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　その契約の原則というものが全く無視されているということですね。契約はしていないんだけれども事務をやっているということですよね。それと、契約が成立していませんよね、今の時点で。間違いないですか、その状況で。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　契約書が手元にないだけでございまして、契約については一応相手さんとも協議の上、２月12日で契約を結ぶということで先方から早急に契約書をこちらに届けるようにということで指示はしてあります。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　違うと思いますけれども、契約書をお互いに印を押して交換した時点で契約が成立したということだと思いますけれども。違いますか、総務課長。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　書類的にはそういうことだと思います。一場議員さんがおっしゃるように、契約割印が押されて初めて書類として成立するかと思いますけれども、事務的にそういう経緯でございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　わかりました。

　ということは、事実上、契約がまだ成立していないというのが、これが間違いない事実だと思います。そうなると、契約が成立する以前にその業務を委託するということは全くあり得ないと思いますけれども、それをしているんですか、実際に。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　事務の流れをちょっと述べさせていただきたいと思いますが、２月９日にどの業者と締結してよろしいかという起案の伺いを立てております。それで、随意契約でＴＫＣと契約してよろしいという一段階は踏んでおります。二段階の契約を交わす段階になって、まだ先方のほうから契約書が届いていないということで、既に契約行為、相手様にも言ってありますので、ただ書類だけはないんですけれども、事実上の契約状態にはあるという認識でございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　契約書が交わされてというのが大前提だと思います。それがやっぱりすべての根拠だと思いますよ。今の説明では全く契約が成立しているという話にはならないと思います。そうだとしたら契約書は要らないですよね。

　まあいいでしょう。いずれにしても、私がじゃそういうふうに解釈すればいいのかもしれません。２月12日から３月31日までの期間で業務を頼んでいるという話の中で、３月９日現在契約書は交わされていない、これが事実のことだと思います。そうすると、やはりその辺でももう問題がありますよね。179条１項に私は抵触すると思っているから言っているわけで、それをきちっと説明してもらわないと納得できないわけですよ。その一つの根拠を今確認したわけです。ですから、今の事務が云々というのは少なくてもその理由にはならないです。今時点でまだ契約もしていないような状況でやっているんであれば。さらに違うこと

を言えば、議会運営委員会時点での説明では、12日から３月31日とかという話は全くなかったですし、２月23日現在まだ契約していないと。これは確かに間違いないと思います。そういう説明を総務課長はしているわけです。

そういうことを考えると、少なくともそれ以前に業務というのは基本的にはできないわけですから、最低でも２月５日から２月23日、現在までと言わないですけれども、議会を開く間がなかったという根拠には全くならないと思いますけれども、副町長いかがですか、この間の説明と違いますけれども。

○議長（菅谷光重君）　副町長、先にどうぞ。

○副町長（関口博義君）　今申し上げましたように、一連の作業、その後の中に若干の前後、つじつまが合わないというふうなことがございましたけれども、基本的には私どもの認識としましては、課長が申し上げましたように、12日に契約の同意をしたという観点で物を考えておりましたので、そこも含めてそういう手続をとることが時間を間に合うようにするための一連の作業だというふうに私認識しておりますので、妥当な範囲内で行われたものというふうに、私は認識しております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　そういう認識でというのはわかりましたけれども、全くその辺のところのつじつまが合わなくなるんだと思います。

ちなみに関連法案が通ったのが、先ほど町長が言ったように３月４日と言っていますから、私はあえて関連法案が通ってから契約したほうがいいという意味でそうしていたんかなとも思ったんですけれども、実際そうではなくて12日からということになると、全くそれもある意味理由にはならないと思いますので、それらを踏まえるとどう考えてみても、議会が開けなかったという理由に当たらない。179条１項に当たらないと思いますけれども、副町長いかがですか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　私どもの認識そのものはそういうふうには考えていませんで、やはり今回のこの定額給付に関しましては、出発の当時からいろいろさまざまな問題がありまして、それにどう対応するかということを含めた中で、今回専決に至るという方法がベターであろうというふうに判断したものですから、現状のような状況になっております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　今のやり方がベターだという執行部の判断をしたというのはわかりま

した。だから179条１項に背いていいという判断をしたということでとらえていいですか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　背いているというふうに私どもは認識しておりません。今まで一連の状況の中で踏まえながらそれに該当するであろうというふうに考えておりましたんで、背いているというふうな考え方には思っておりません。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　それは、副町長の見解はそうかもしれません。じゃもう一度確認しますけれども、副町長、議会を町長が招集する権利を持っていますけれども、議会を招集するのに最低幾日あれば通常できるというのは承知していますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　私の知る限りでは３日だと思っております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　そうですよね。そうすると、先ほど言ったものが、議員のほとんどの人が考えても多分それが根拠にならないというふうに感じると思うんです。だけれども、片方では３日あれば開ける。議会で議決するのが本旨だという、さっき答弁を副町長なされましたよね。そう考えれば、少なくとも仮に23日当たりを基準としたとしましょう。全くその間に十分議会を開くことが可能だったんではないですか。副町長、説明してくれますか、それ。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　23日というふうな話がございましたけれども、先ほどから申し上げましたように、状況的に、状況非常に変化するというものがありまして、不確定の要素が高いということで専決しておくことによるほうがより対応しやすい状況ができるだろうというふうな判断で考えましたんで、その点はご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　おかしいですよね。本旨はちゃんと議決するんですよ、予算関係は。それがあるのにもかかわらず、そこへいって数日の話ですよね。契約すらまだできていない。その話の中で、仮に12日としたとしたってその間にできるじゃないですか。それをきちっとするのが筋でしょう。私それを言っているんです。それについても、じゃ副町長は否定するんですか。何で副町長に聞いているかというと、副町長が議運に対応したから私は聞いてい

るんです。まだこれから幾つか聞きますけれども。それが本旨だというふうに理解していない。さっき理解していると言いましたけれども、今の説明だと違うじゃないですか。もう一度ちゃんと答えてください。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　理解していただいているかどうかということも含めて、私の中では理解したつもりでおりますんで、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　副町長、ちゃんと答えてくれませんか、言っていることに対して。自分ではこう思う、理解していると思う、それじゃ答弁というものにならないんだと思います。そんないい加減な立場で副町長、そこの席に座っているわけじゃないんでしょう。議会運営委員会に来て説明をして、町長をサポートする立場でそこに座っているんじゃないんですか。そんなでたらめな答弁はないですよ、だけど。それはどうせ幾ら言ってもそういう答弁が来るんでしょう。それについてはその辺にしておきますけれども、私が一番問題にしているのは、179条１項に該当しない、要するに自治法に抵触する専決だというふうに私は思っているから言っているわけです。それは先ほども言いました。

ただ、もう一つだけどうしても聞きたいのは、先ほど町長が説明した専決をした理由、二、三日うちに議会を開いてもらわなければいけない。それでも申しわけないというか、それができないんでしたというのが一つだと思います。契約の事前打ち合わせ等をなくしてできないので専決したというのがもう一つだと思いました。はっきり言ったのは議長と相談はしなかったということはおっしゃいましたね。後は、総務省の指導も早くやれというようなこともおっしゃったと思います。

そういった中で、この間の２月23日の議会運営委員会のときの副町長の説明と全く、全くというのはおかしいですね。総務省が早くやれとかというのはたしか言っていたと思います。早くやりたいという意思は多分言ったと思いますけれども。全く違っていますけれども、副町長、そうすると議運に対しての説明と議会に対しての説明で提案理由が全く違ってくるというようなことになると、非常に矛盾したことになりますけれども、もう一度、じゃ副町長が議会運営委員会で提案した提案理由をここで述べていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　説明がなかったというふうな町長のあれで、結果としてそういう形にはならなかったというふうに町長申し上げたと思っていますので、その過程の中では、話、

つまり議会運営委員会の中でその経緯の話はさせていただきましたけれども、全く議長とそういう話をしなかったということではなくて、当然こういう形で専決をさせてもらいましたという話は、議長には話しました。そういう意味で今の内容がきちんとした、何というんですかね、説明をしたかどうかという観点では、議長等との話し合いは、形というのではなくて、こういう形をとりましたという報告はしたというふうに、私は認識して、議運の中でお話をさせてもらったつもりでおります。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　自分でおっしゃるのが嫌なようだから、私ここにメモがあります。副町長が提案した理由は、専決した理由の一つは、県下で一番早く配りたいと、そういう町長の意向を踏まえてというのが一つだった思います。それと、２月５日が大安で日がいいので、６日に議長と協議した結果で５日にさかのぼって専決して告示したという趣旨の話をされたんだと思います。それが多分、きょうよく私意味わかりませんけれども、議会運営委員長あてにいろいろな書類が出ていますけれども、それがある意味虚偽な説明だととらえられてこの書類が出てきたんだと思いますけれども。全く執行部の立場で会議ごとにその説明内容が違ってくる。これではやはり非常に議会は混乱する。そういうことだと思いますけれども、今私が言ったことであれですかね、副町長、そうそのときに説明をしたと思いますが、違いますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　一場議員さんが理解された今の内容と私の申し上げた内容というのは、全く同じではないというふうに今ちょっと伺っております。と申しますのは、そのときに説明させていただいた内容というのは、できるだけ早く支給したいんだと。それもいい日に専決をして支給していきたいというのも申し上げましたし、それから議長と話をしたという、議長に報告したということも事実だったんですから、その事実のみをそこの場所でお伝えしたつもりでおります。

　すみません、もう一言。ですから５日にさかのぼって云々というふうな言葉は、その中では発言したつもりはございません。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　それは議事録を見ていただければどうせわかるんだと思います。私がもしその辺で聞き違っていれば、それはここで訂正をさせていただくことになると思いますけれども、趣旨としてはそういうことをおっしゃったんだと思います。

そういうものを踏まえてやってきた。きょうになって提案を聞いてみたらちょっとやっぱり違うということだと、議員として、またまして議運の委員としての立場というのは全くなくなってしまうということになると思います。非常に議長の立場も、あのときに危ういというんですかね、いろいろ複雑な立場になったというふうに私記憶していますけれども。そういうことをきちっとここで説明をしないと、議運の委員さん以外は全くわからない話なんだと思います。その辺のところがなくてやっているから、いろいろおかしくなってくるんだと思いますけれども。

本来、先ほどから私質問して、もう時間もあれなのでそんなにしませんけれども、県内のほとんどの議会がちゃんと議決をしてやっているんですよ。専決しているところもそれはあるでしょう。ただ、それは多分いろいろ事情があって調整する中でやったんだと思います。原則的にはやはりどこの議会でも、新しい事業ということも踏まえ、３月４日まで、あの当時でもちろん決まっていませんでしたから、現在では３月４日に関連法案が可決されていますけれども、そういう実情の中で専決という行為をとらなかった、賢明なそれが判断なんだと思います。そういったものに対してそれをしたということですけれども、これについてはあれですか、総務課長、主管課でそれを起案したんですか。さもなければ町長のほうからこうしなさいという指示があってやったんですか、どちらですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　定額給付金の事務につきましては、総務課のほうで担当させていただいておりますので、総務課のほうで起案をさせていただいております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　そうしますと、やはり事務レベルで非常に認識が甘かったということも一つのあらわれなのかなと思います。先ほど町長が言ったように、行政事務調査特別委員会、そういったものの反省というのが全く生かされていない。まして現在でも契約していないものを既に業者に事実上発注している。先ほどから私が聞いていますように、179条の１項に該当するような事態というのは全く見当たらない。これらを踏まえて考えると、今回の専決そのものはやっぱりその自治法の179条１項に抵触するというふうに思いますけれども、もう一度確認しますが、副町長それは、私が言っていることは値しない、そういうことじゃないということで、先ほどから答弁していると思いますけれども、その答弁で間違いないですね。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　繰り返すようになりますけれども、私たちが検討した結果の状況は、この規定、179条第１項に該当するというふうな認識をした経緯がございますので、それは妥当だというふうに現在でも私は考えております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　多分言った、言わないじゃないというから同じことの繰り返しになるんだと思いますから、それ以上は言いませんけれども、もう一度じゃ最後に、その179条１項に該当するという根拠を最後にもう一度言っていただけますか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　同じように繰り返しになりますが、時間的ないとまがなかったという理由で、そう考えております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　もう１点だけ最後に確認しておきますが、局長には質問できないんですか。

○議長（菅谷光重君）　それは避けてください。

○８番（一場明夫君）　どなたでも結構ですけれども、仮に今回のこの案件が承認されなかったときには、私の理解だとそのままま当然有効になるというふうに理解していますが、そういうことで間違いないですか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　仮にそうなった場合であっても、これ自体は有効であるというふうに認識しております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　わかりました。

　悪い見方をすれば、最後には有効になるんだから専決をしてしまえという考え方にもとらえられかねない部分というのが正直言ってあると思います。これは、後は私たち議員が判断することです。私も定額給付金については国がある意味決めたことですから、それを云々するつもりはありません。ただその前段である、基本的な部分である179条の１項の解釈というのが全く違う。今回は明らかに今の契約の状況、現在までの町の対応、そういったものを踏まえて、３日あれば招集できる議会が全く招集できない、暇がなかったということには全く当たらない。ということは179条１項を適用しての専決としては全く不適当というふうに考えています。そういったことで、これについては答弁は要りませんけれども、きちっとや

はり議会が判断しなければいけないかなと思っていますので、以上で質問を終わります。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論ですか。賛成、反対どちらですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

〔８番　一場明夫君　登壇〕

○８番（一場明夫君）　それでは、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、質問の中でも触れましたけれども、今回の定額給付金の支給に関しましては国で決まったことですので、当然支給に関する事務費や給付金等に関する予算措置をすることを否定するものではありません。しかし、先ほどからの質疑応答でもよくわかると思いますけれども、今回承認を求めている事務費の予算措置を町が専決したことについては、地方自治法第179条１項の規定を適用するのが適当とは認められません。また、専決の妥当性を示すために、議会運営委員会で不適正な説明を執行部がした、これについても、先ほど議運の委員を集めて副町長が書類を渡しましたけれども、そういった中でも明らかになっているんだと思います。そういった執行部の行為というのは全く許すことはできない。そう私は考えます。

よって、今回の専決を承認することは、同法の規定に違反するとともに議員みずから議会の議決権を放棄することにつながりかねない。そう考えますので、私の立場としては反対をさせていただきたい。そんなふうに考えています。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　ほかに、賛成討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　賛成討論なしと認めます。

反対討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　反対討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおり、これを承認する

ことに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（菅谷光重君）　起立少数。

したがって、本件は承認をしないことに決定をいたしました。

◎諮問第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第５、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町の人権擁護委員６名のうち、佐藤弘さんが６月30日付をもって任期満了となることに伴い、前橋地方法務局長から後任候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員は、当該市町村の議会議員の選挙権を有し、広く社会の実情に通じ、社会的信望を有すること等、人権擁護に理解ある者を推薦することとされております。

慎重に考慮いたしましたが、今回任期満了となられる佐藤さんは１期目でもあり、引き続きお願いしたいとお話を申し上げたところ、快く内諾を得られましたので、再度推薦したいと考えております。

推薦に当たり、議会のご意見を賜りたく諮問を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑なしと認めて、討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案のとおり、これを適任と認めることについて、賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は原案を適任と認めました。

◎議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第６、議案第19号　東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第19号　東吾妻町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、改正統計法が平成21年４月１日に全面施行されることに伴い、個人情報保護条例の適用が除外される統計関係情報についての文言を整理するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山野　進君）　それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回は、第６章の雑則の他の法令との調整という51条の改正でございます。先ほど提案理由の中にありましたように、統計法と群馬県統計調査条例が改正になったことに伴って整理を行ったものでございます。

旧のほうを見ていただきますと、51条に１号から４号までございますけれども、２号、３号を削除いたしまして１号と２号、４号を２号に繰り上げた文言の整理でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２０号～議案第２２号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第７、議案第20号　東吾妻町ふるさと応援寄附基金条例の制定についてから日程第９、議案第22号　東吾妻町ふるさとづくり事業基金条例を廃止する条例についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第20号　東吾妻町ふるさと応援寄附基金条例の制定について、議案第21号　東吾妻町地域振興基金条例を廃止する条例について、議案第22号　東吾妻町ふるさとづくり事業基金条例を廃止する条例については、関連がございますので一括にて提案理由の説明を申し上げます。

議員の皆様ご存じのとおり、行政改革大綱において事務事業の見直しと同時に基金についてもできるところから見直しを図っておるところでございます。

まず、議案第22号のふるさとづくり事業基金につきましては、集中改革プランにおいて平成19年度に所期の目的を達成したことから廃止の方針があり、大変遅くなりましたが、今回

廃止のお願いを申し上げる次第でございます。

議案第21号　東吾妻町地域振興基金条例につきましては、昨年末の時点ではふるさと応援寄附金の積み立て基金とすることを広く町民に周知してきたところでございますが、ふるさと応援寄附金についてはその使途を寄附者が６項目から指定することができることから、わかりやすく新たに議案第20号　東吾妻町ふるさと応援寄附基金条例を制定したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（高橋義晴君）　それでは、詳細説明をさせていただきますけれども、前後いたしますけれども、まず議案第22号　東吾妻町ふるさとづくり事業基金条例の廃止につきましては、先ほど町長が提案理由で申しましたとおり、平成19年に集中改革プランにおきまして所期の目的を達成したことから廃止の方針ということですので、今回大変遅くなりましたけれども、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第21号につきましても、地域振興基金条例、町長提案のとおり、ふるさと応援寄附金の受け入れ基金として活用するということで昨年末は考えておったところなんですけれども、もう少しわかりやすくしたいということで、これらを廃止いたしまして、議案第20号におきまして、東吾妻町ふるさと応援寄附基金条例を制定したいというものであります。

それでは、応援寄附基金条例についての説明を申し上げたいと思いますけれども、議案第20号の裏面をごらんになっていただきたいと思います。

まず、第１条では目的ということになっておりまして、本町を応援する個人あるいは法人、または団体ということで、寄附を財源とするもので、ふるさとづくりを推進することを目的とするということになっております。

２条の事業の区分ということになりますけれども、寄附をいただいたものを積み立てておきまして使用することができる内容、応援寄附基金の６項目、１号から６号まではそのままでありまして、７号に各前後に掲げるもののほかふるさとづくりに資する町長が認める事業ということで、２つの廃止をしていただきますお願いをしております基金条例にそぐうものにつきましても、この７号に該当させるというものであります。

３条の事業の指定でございますけれども、これは寄附者が指定できるということでありま

して、第２条の１から６の中から選んでいただくと。２項につきましては、寄附者が指定をしなかった場合は町長が適当な事業を指定し、その旨を報告するというものであります。

第４条の基金の設置につきましては、この条例そのものの設置ということであります。

第５条、寄附者への配慮ということで、基金の積み立て、管理、処分等の運用の内容につきましては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならないというものであります。

第６条、積立て、第１条の目的に沿って寄附された基金の額を積み立てるというものであります。

第７条で管理ということですけれども、最も確実、有利な方法で管理をしなければならないというものであります。

第８条の運用利益の処分ということで、これにつきましてもそれは基金に編入するものだというものであります。

第９条、処分、第２条の事業の財源に充てる場合に限り処分するという形のものであります。

第10条、運用状況の公表につきましては、毎年度公表しなければならないということです。

第11条の委任につきましては、施行に関し必要な事項は別に定めるというものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するということでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第２３号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第10、議案第23号　東吾妻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第23号　東吾妻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、平成21年度の介護報酬の改定による介護従事者処遇改善及び保険料の急激な上昇分に係る被保険者の負担の軽減を図るための特例基金を設置するための条例制定であります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　それでは、ご説明申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

まず第１条でありますが、平成21年度からの介護報酬の改定及び介護従事者処遇改善に伴う被保険者の保険料の負担軽減を図ることを目的に特例基金を設置するものであります。

第２条でこの基金が平成20年度に交付されるということでございますので、これを基金に積み立てるというものでございます。

第３条で管理でありまして、この基金に属する現金の管理については、預金や有価証券にかえて有効な方法で管理するということでございます。

第４条で運用益の処理についてでございますが、基金運用から生ずる収益につきましては予算計上し、基金に編入するというものでございます。

第５条で繰替運用についてでございますが、町長が財政上必要と認めた場合、期間及び利率を定め、歳計現金に繰りかえて運用することができるということであります。

次に第６条で基金の処分についてですが、東吾妻町が行う介護保険に係る第１号被保険者の保険料について、平成21年４月施行の介護報酬改定に伴う保険料増額軽減に充当する場合と、介護保険料軽減に係る広報等啓発、賦課・徴収に係るシステム整備等に係る経費の財源に充当する場合にできるというものでございます。

第７条で基金の管理については、本条例で定めるもののほかは必要な事項については町長が定めるというものであります。

附則につきましては、施行期日、条例の失効日と基金残額の処理についてでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第２４号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第11、議案第24号　東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第24号　東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、平成21年度よりの東吾妻町介護保険第４期事業計画に伴う平成21年度から平成23年度までの３年間の介護保険料を改定するための条例の一部改正であります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　それではご説明申し上げます。

まず、次ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

町長が今申し上げたとおりでございまして、第４期の介護保険の事業計画に伴いまして、平成21年度から23年度までの各年度における保険料を改定するものでございます。

まず、基準的なものでございまして、基本的にはこの第２条にあります旧の保険料がこの新しいほうの保険料に変わるというものでございます。アンダーラインが書いてありますので、よろしくお願いいたします。

今まで附則の第４条がありましたけれども、その後に第５条、第６条を加えるというものでございます。

この第５条でございます。基本的にはこの第２条で掲げてあります保険料が21年度から23年度までになるわけでございますが、その中で令第38条第１項第４号に掲げる者と、こ

れが基準世帯といいますか、基準になるわけですけれども、この基準になる方が、今までですとその方の世帯が課税世帯ですとその被保険者についても軽減がなかったと。このとおりの３万4,400円ということでございましたが、この５条によりまして第４次の計画の中では、この課税世帯ですけれども、１号被保険者該当者が非課税の場合については、この３万4,400円を第５条にうたってあります２万8,600円にするというものでございます。

次に第６条でございますが、先ほどちょっと申し上げました基金がまいります。また補正のところでお願いするわけですけれども、平成21年度の保険料を取り崩してこのように定めるというものでございまして、次のページに行きまして、６条の２項でありますけれども、ここで平成22年度の保険料についてはその基金を取り崩してこのように定めるというものでございまして、平成23年度につきましては先ほど説明申し上げました第２条にあります保険料になるというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとり、再開を１時といたします。

（午後　零時０１分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開いたします。

（午後　１時００分）

◎議案第２５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第12、議案第25号　東吾妻町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第25号　東吾妻町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本年１月27日の臨時会におきまして、東吾妻町課設置条例の一部改正がなされた関係で、「学校教育課」が「教育課」と課名の変更が行われたことによります別表の改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　それでは、詳細説明をさせていただきます。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、学校教育課の課名変更に伴い、条例の別表の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の３ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどに線があるかと思いますが、その２段上にありますところの、旧の「がっきょう」から左側の新に、「きょういく」に名称を変更するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第13、議案第26号　東吾妻町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第26号　東吾妻町労働環境整備資金融資促進条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

労働環境整備資金については、群馬県との協調融資として実施してきたところでございますが、県内の利用実績が減少し、県が市町村との協調融資を平成20年度をもって廃止するため、今回条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　それではご説明申し上げます。

労働環境整備資金につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、県との協調融資として実施したところであります。東吾妻町においては利用している事業者がないこと、事業者向けの汎用的な設備資金によっても労働環境整備を行うことが可能であること、また県が平成20年をもって廃止することから、町も廃止するものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第14、議案第27号　東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第27号　東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町の小口資金では借換制度を平成15、16、17、18、19、20年度と実施してきたところでございますが、景気情勢を踏まえ、平成21年度についても借換制度を継続するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　それではご説明申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、借換制度の１年間の期間延長をする改正でございます。

借換制度につきましては、売上高が５％減少しているか、またはセーフティネットに認定されている場合については借りかえができるという制度でございまして、平成21年度についても借換制度を継続するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　時代の変遷といいますか、そういったこともあろうかと思うんですが、ところが15年の段階で借りかえを申し込んだ人が制度上はいると思われます。多くの場合、小口資金、運転資金が、設備資金が、また今度この22年度までの間に再借りかえという前提があるやとも思われますが、そのときの対応はどうなりますか。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　５％という項目等がありまして、それに該当する者であれば借りかえはできます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　ところが、運転資金を３年で借りるか、設備資金５年で借りるか、その範疇だと思うんです。その中で、特段の事情により借りかえをした、またさらに再借りかえをする、その先はどうなると思いますか。いい状態が待っていると思いますか。その見通しを伺います。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　借りかえすることによりまして一月当たりの返済が少なくなるということでございますから、状況としましてはいいほうに向くのではないかというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　といいながら、損失補てんの部分について、それなりの予算を毎年講じてあるわけなんですが、今後の進捗の予想はどうなっていますか。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　債務保証の関係がどうなるかということでよろしいんでしょうか、数がということでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　質問の要旨がつかめていないようなので、いいですか。債務者が債務不履行に陥った場合に、当然に信用保証協会が保証します。ただ、審査が自治体で、機関であるということで、自治体もその持ち分があるわけなんです。その部分についての見通しを伺っています。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　今回の補正でもお願いするわけですけれども、昨年１件、今年度

につきましては２件の債務負担があります。債務負担につきましては20％が町の負担ということになっております。今後につきましては景気の動向等によると思いますので、見通しとしてはわからないというところだと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうしますと、こういった信用保証に絡む問題は、総論ではなかなかいかない。個別対応しなければいけない。多くの場合、年次決算はとっていると思います。その中で、この借りかえを導入することによって、いわゆる破綻が避けられるということなんです。その見通しがあるかということを聞いているんです。私たちにはその見通しを立てる資料を持ち合わせない。この事業者は破綻の危険性が何％かあるというデータは公開されないから。だからここで聞いているんです。いいですか、借りかえを導入することによって破綻が避けられる。結果的に債務の肩がわりといいますか、保証が、役場の持ち分が減るんだと。総じてこれは債務者のためであり、財政のためであるんだということであるんだとは思うんですよ。その経緯を聞いているんです。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　先ほども申しましたけれども、期間の延長ということになりますと、借りかえすることによりまして月当たりの負担額は少なくなるということでございますから、事業者にとりましては非常に有利になってくるんじゃないかというふうに思っています。ですから、少なくなるというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君）　起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２８号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第15、議案第28号　東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第28号　東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県と東吾妻町を含めた県内各関係市町村は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画を策定し、国の同意を受けたところでございます。この基本計画に基づき、立地する企業は、企業立地促進に関する特例措置が受けられますが、今回、東吾妻町においてもその特例措置が受けられるように条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　それではご説明いたします。

この条例は、企業立地促進法に基づく基本計画を群馬県と関係市町村で策定し、この基本計画に基づく企業立地計画を事業者が群馬県の承認を受けることにより取得した土地、建物等について固定資産税免除の特例を設けるものであります。

内容といたしましては、基本計画の同意日から５年以内に対象施設を設置した事業者に対して３年度分に限り固定資産税を免除するものです。

なお、免除した固定資産税の75％が地方交付税に算入されるものです。

以上、簡単な説明ではありますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第16、議案第29号　東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第29号　東吾妻町都市公園条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、都市再生特別措置法に基づき、平成16年度から平成21年３月末までの５カ年でまちづくり交付金事業として１号街区から３号街区の３公園が完成するため、新たに条例に追加するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　議案第29号　東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

この一部改正につきましては、平成16年度から平成20年度、つまり平成21年３月末までの５カ年間、まちづくり事業交付金として進めてまいりました。街区公園３カ所の完成に伴いまして追加させていただくものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思いますけれども、新旧対照表でありますが、平成17年３月にお認めをいただいておりますダム関連事業のふれあい公園に続き、今回の１号街区、２号街区、３号街区公園をそれぞれ追加させていただくものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第17、議案第30号　東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第30号　東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

浄化槽設置につきましては、検査日から１年以内に使用開始をしなければならないという条項の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正のお願いにつきましては、第10条に２項を追加するということでございます。

この２項につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、検査の完了後１年以内に使用開始しなければいけないというような条項の追加でございます。１年以内に今までは供用開始とするような項目がなかったわけでございますが、一部全国的には１年たっても使用していないというようなものも見受けられるというようなことから、今回１年以内に使用開始をしなければならないという追加でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第18、議案第31号　東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第31号　東吾妻町農業集落排水使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

東地区の農業集落排水使用料は、４月１日現在の世帯人数で年間の使用料を算定しておりましたが、今回の改正で年度途中での世帯員数が増減した場合は、それに伴う使用料の増減

を行う改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新と旧があるわけでございますが、この別表の注を１と２に分けまして、２のほうに年度途中の増減については算定変更の対象とするということでございます。この部分につきましては、旧東村の農業集落排水事業の料金につきましては、４月１日の世帯員数で料金算定を年度変更しないで行っていたわけでございますが、今回につきまして、人員の変更等につきましてはそれぞれ各月で増減をしながら計算をして料金をいただくというような変更でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第19、議案第32号　東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（「議長ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ちょっとお待ちください。

金澤議員、オーケーですか。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君）　金澤議員、オーケーね。

いいでしょうか。始めさせてもらいます。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第32号　東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東吾妻町温泉センター使用料条例第２条に備品使用料について規定されておりますが、既に廃止した備品がございますので、それに関する部分について一部削除したいというご提案でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田　豊君）　ただいま町長から説明がありましたように、東吾妻町温泉センター使用料条例第２条に別表第３として備品使用料が定められております。ここにコインロッカーの使用料が記載されておりますが、このうちカラオケにつきましては、機器の老朽化やうるさいというお客様の苦情も多く、一昨年の９月に既に廃止、撤去いたしました。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表第３、右の旧欄でございますが、上段にカラオケ１回200円とある部分を、現場の状況に整合させるため削除したいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君）　起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第20、議案第１号　平成21年度東吾妻町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第１号　平成21年度東吾妻町一般会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする平成21年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額86億円を計上させていただきました。前年度対比では1.47％の減、金額にいたしまして１億2,800万円の減額といたしました。

予算編成に当たりましては、国の財政再建の目標である経済財政運営と構造改革に関する基本方針2008に沿って、引き続き厳しい状況であることを踏まえ、合併効果を最大限に発揮し、限られた財源の重点化、効率化に努め、住民ニーズに的確に対応して町全体の一体感の醸成と均衡ある発展に努めるとともに、ムダ・ゼロに向けた見直しを断行して、行政の効率化、簡素化を一層徹底し、制度・施策の根本まで踏み込んで予算を横断的、聖域なき見直しを行い、財政基盤の強化に努めました。

また、地方債の発行に当たっては、公債費負担適正化計画に基づき、後年度負担の必要性

など適債性を確保するとともに、起債抑制にも努めております。

普通建設事業費については、真に必要な社会資本を重点的に整備し、費用対効果分析等の結果を精査して事業を厳選するとともに、徹底したコスト縮減を行いました。

それでは、歳入の概要をそれぞれおおよその数字で申し上げますが、町税が19億8,541万円、業績の悪化による法人町民税の減少で前年比2.29％の減、金額では4,462万円の減額となります。構成比では23.09％でございます。

地方交付税は25億8,717万円を見込みまして、前年比0.65％の増、金額では1,663万円の増額となりまして、構成比では30.08％になります。

国庫支出金は、原町小学校新築事業が終了したことが主な要因となり、前年比27.73％の減、金額では１億1,810万円の減額でございます。

県支出金は、松谷三島土地改良事業に伴う補助金や緊急雇用創出事業補助金により、前年比21.73％の増、金額では１億3,023万円の増額でございます。

町債は、原町小学校新築事業及びまちづくり交付金事業が終了したことにより、前年比32.56％の減、金額で４億910万円の減となっております。

続いて歳出でございますが、総務費が構成比では一番であり、前年比34.41％の増となっております。これは八ッ場ダム関連事業の増大によるもので、金額では５億5,886万円の増額といたしました。

２番目が民生費で、前年比0.14％の増となっております。これは、福祉医療費の伸びや後期高齢者医療に係る負担金等の増加によるものであります。

３番目は土木費です。前年比2.05％の増、金額では2,465万円の増額でございます。

４番目は公債費であります。前年比6.45％の減で、金額では8,153万円の減額となりました。要因としては、補償金免除繰上償還5,523万円を計上いたしまして、昨年に比べて減額となっております。

以上が主なものでございますが、事務事業の見直し、経費の節減に努めながら、町民のニーズにこたえられる予算とさせていただきました。

詳細につきましては、それぞれの所管する課長から順を追って説明させますので、十分にご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山野　進君）　それでは、予算書の説明に入る前に、議員さんのお手元に５ペー

ジの資料が行っているかと思いますが、こういうものでございます。平成21年度東吾妻町一般会計当初予算款別総括表というのが見出しになっている、５ページになっている書類をごらんいただきたいと思います。

この表の説明から入らせていただきます。

１ページにつきましては、先ほど町長が提案理由の中で申し上げましたので、省略をさせていただきます。

２ページをお願いしたいと思います。

この表につきましては、決算統計上の区分で集計をさせていただいておりますので、ご承知をいただきたいと思います。

平成21年度東吾妻町一般会計性質別集計表でございますけれども、主なものを申し上げます。

最初に人件費でございますけれども、21年度につきましては18億2,633万円余りでございます。前年対比でいきますと1.9%、金額にいたしまして3,456万円余の増額となりました。要因といたしましては、正職員で産休ですとか休職している者が４月から３名ほど復職いたします。その関係の人件費の増もございます。そのほか賃金として、緊急雇用創出事業というのがありますけれども、そのうち道路維持ですとか、図書台帳の整備、それから遺跡の発掘調査等の作成事業費等で約1,003万円ほどの賃金を見込んでおります。そんな関係もございます。それと、退職手当組合の掛け率が今まで1,000分の180だったんですけれども、これが引き上がりまして1,000分の200になったということで、退職手当組合の金額は1,440万円ほど増額になっているというものでございます。トータルで約3,450万円ほど増になったというものでございます。

次に、物件費でございますけれども、平成21年度は10億7,524万円余りでございます。前年対比で1.8%、金額にして1,943万円ほど伸びております。この要因といたしましては、先ほど申し上げましたように、物件費につきましては賃金等が入ります。その関係と電算処理委託料が伸びたことによるものでございます。

それから１つ飛びまして、扶助費でございますけれども、平成21年度については４億6,136万円でございます。前年対比で5.1%伸びておりますが、金額にして2,252万円余りの増でございます。要因といたしましては、福祉医療費の伸びによるものでございます。

次に、補助費等でございますけれども、平成21年度、13億8,993万円余ということでございます。前年対比で1.1%伸びておりまして、金額にして1,564万ほど伸びております。要

因といたしましては、後期高齢者の広域連合の負担金、これが2,462万となったわけですけれども、これによるものでございます。

次に、普通建設事業費でございますけれども、平成21年度、16億6,890万円余りでございます。前年対比でマイナス9.7％、金額にして１億7,880万円ほど減額となっております。この要因といたしましては、ダム関連事業が約４億6,700万ほど伸びたわけですけれども、逆にまちづくり交付金事業、これが約１億7,390万ほどあります。それと原町小学校の建設事業、これが約７億1,290万ほどあるわけですけれども、この事業が終了したことによってトータル的には減額になったというものでございます。

それから２つ下の公債費でございますけれども、21年度が11億6,444万余でございます。前年対比でマイナス6.5％、金額にして8,153万円ほどの減額となりました。要因といたしましては、臨時財政対策債３億7,500万、この関係については伸びたわけですけれども、逆に先ほど申し上げましたまちづくり交付金ですとか原町小学校の建設事業が終了したことによって、トータルでは減額となっております。

なお、この中には補償金免除の繰上償還、昨年度もございましたけれども、今年度も5,523万ほど見込んでおります。

次に、積立金でございますけれども、平成21年度につきましては３億3,670万円余、前年対比で14.9％、金額にいたしまして4,365万ほど伸びております。要因といたしましては、ダム関連の公共施設の整備基金の増額によるものでございます。

次に、繰出金でございますけれども、平成21年度につきましては６億1,908万円余りでございます。昨年度とほとんど同額で計上させていただいております。

それから、合計欄の下のところに義務的経費ですとか任意的経費というのがございますけれども、欄外のところに説明がございます。義務的経費については、人件費ですとか扶助費、公債費が含まれるということでございますけれども、今年度の場合の比率を見てみますと、義務的経費が、構成比でいきますと40.1％、任意的経費が59.9％ということで、大体４対６の割合で義務的経費と任意的経費については分かれております。

最後に一番下の段の自主財源と依存財源の割合でございますけれども、構成比で見てみますと、自主財源が43.6％、依存財源が56.4％ということで、自主財源、昨年度から比べると若干伸びているというような状況でございます。

次に３ページをお願いしたいと思います。

３ページにつきましては、平成21年度の東吾妻町の会計別予算書ということでございます。

上段の表が一般会計と特別会計の集計表になっております。下段のほうが公営企業会計ということで、水道事業と国民宿舎会計、２事業の集計表となっております。

上の表の一般会計と特別会計と合わせた合計金額につきましては、合計のところにあります127億3,136万6,000円ということで、昨年度と比べますと金額で３億5,022万5,000円ほど減っているというものでございます。

それから公営企業会計、水道と吾妻荘事業につきましては歳入と歳出がそれぞれ違いますけれども、歳入ベースで申し上げますと５億5,918万8,000円、歳出ベースでいきますと７億3,339万2,000円という数字になります。この一般会計と特別会計、それに下の表の公営企業分、全体を合わせますと、東吾妻町の予算歳入ベースで見てみますと132億9,055万4,000円という数字になります。すべての会計を足しますと、132億9,000万円余ということでございます。

次に、４ページをお願いしたいと思います。

４ページの表につきましては、この表につきまして、一般会計から特別会計ですとか企業会計に繰り出し、あるいは補助金として出している額を一覧表としてまとめたものでございます。

国民健康保険から簡易水道、それから吾妻荘まで入れますと、合計で７億399万9,000円というような数字でございます。表の下の欄外の米印の２つ目の後期高齢者医療費療養費町負担分というのが、一般会計の中で１億8,076万2,000円出てきますけれども、これを含めますと一般会計からの繰出補助金等は８億8,476万1,000円というような数字になります。

最後に５ページをお願いしたいと思います。

この５ページの表につきましては、地方債残高一覧表という形で作成したものでございます。平成19年度末現在から21年度末現在までの見込みという形で載せさせていただいております。

19年度現在167億2,369万円でございますけれども、20年度末現在を見ていただきますと167億9,440万5,000円ということで、7,071万5,000円ほど伸びております。19から20は伸びております。平成21年度末現在の見込み額につきましては一番右側にあるわけですけれども、165億5,290万4,000円ということでございます。20年度末現在と比較しますと、２億4,150万円ほど減額となっております。

なお、この数値につきましては、今後繰り越しですとか不要額等によって金額が変動する可能性がありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

資料の説明は以上でございます。

続きまして、予算書のほうをお願いしたいと思います。

予算書のほうの７ページをお開きいただきたいと思います。

７ページの債務負担行為でございます。地方自治法の241条に基づいて、今回３件を債務負担行為として定めておくものでございますので、お願いしたいと思います。

１件目が東吾妻町の駅北土地区画整理組合理事長松井清さんが行う土地区画整理事業のための損失補償契約でございます。万一組合が弁済不能になった場合については、町がかわって損失補償をするものでございます。期間につきましては１年間、限度額につきましては７億4,300万円ということでございます。

それから２番目の電子計算システム賃貸契約でございます。この関係につきましては、財務会計システムの更新の年になっております。今回新たにお願いするものでございまして、期間については５年でございます。21年度から26年度の５年です。金額につきましては5,280万ということでございます。

次に、３番目の国民投票に対応した投票人名簿システム構築委託契約ということで、国の指示に基づきまして平成22年５月までに完了するように言われているわけでございますけれども、２年事業ということで平成21、22年の２カ年で91万9,000円の金額を定めさせてもらうものでございます。

次に８ページをお願いしたいと思います。

この８ページの第３表でございますけれども、地方債でございまして、各種事業の財源として起債を充当いたしますけれども、今回、限度額、起債の方法、利率、償還方法等定めてお願いするものでございます。

辺地債から臨時財政対策債まであるわけですけれども、この表を見ていただきますと、辺地債から学校教育施設等整備事業まで７事業あるわけですけれども、この額が４億7,220万円です。それと一番下の臨時財政対策債３億7,500万がございますけれども、合わせて８億4,720万ということでございます。起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行、それから利率につきましては年5.0％以内ということでございます。それから、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによるということでございます。ただし、町の財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができるという方法でございます。

以上でございますけれども、続きまして、歳入歳出予算事項別明細により歳入から随時説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　税務課長。

○税務課長（小山枝利子君）　ご説明いたします。

町税につきましては、19年度、20年度実績から推計をいたしております。個人町民税普通徴収は徴収率を96％、個人町民税特別徴収、固定資産税、軽自動車税は徴収率を99％と見込んで積算をいたしました。また、経済状況の悪化が法人町民税につきましては20年度から既に影響を与えておりますが、個人の町民税について影響があったか否かにつきましては、現在20年度所得の確定申告中でありますので、その後でないと何とも申し上げられない状況でございます。

事項別明細書をごらんください。

11ページをお願いいたします。

20年度から特に変動のない税目につきましては、数字の読み上げ等省略させていただきます。後ほどご確認をいただきたいと存じます。

１款１項２目法人町民税１億3,378万1,000円につきましては、平成19年と20年の４月から11月実績の下落率70.88％等を勘案して積算いたしております。前年から4,380万円減額でございます。

次のページをお願いいたします。

４項町たばこ税は9,615万2,000円、前年から427万円ほど減額になっております。たばこ税は年々減少の傾向にございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、２款の地方譲与税から説明させていただきます。

なお、２款から14ページの11款交通安全対策の特別交付金までの数値につきましては、20年度の実績と国・県の地財計画に基づいた数値を計上しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、１項の地方揮発油譲与税でございます。この関係につきましては、今年度から名称が変わったものでございまして、昨年までは２つ下の地方道路譲与税という名称であったわけですけれども、今年度からは地方揮発油譲与税という形になります。金額はごらんのとおり3,272万7,000円でございます。算出につきましては、町道の延長と面積により算出

されるものでございます。

次の２項の自動車重量譲与税でございますけれども、9,970万8,000円でございます。この関係につきましても国税でございまして、収入の４分の１を市町村に配分するというものでございます。

それから先ほど申し上げました３項の地方道路譲与税につきましては、３月分が５月に入ってくる関係で１カ月分計上させていただいているということで297万5,000円ほど計上させていただいております。

次に、13ページの６款地方消費税交付金をごらんいただきたいと思います。

１目地方消費税交付金でございますけれども、今年度１億5,849万9,000円という数字でございます。この交付金につきましては、消費税の５％のうち国が５分の４、県と町が５分の１、それぞれ人口ですとか従業員数によって配分されるものでございます。

次の７款ゴルフ場利用税交付金でございます。町内にございます岡崎城、清瀧城にゴルフ場の利用料として2,823万8,000円ほど計上させていただきました。

次の８款自動車取得税交付金でございます。１目自動車取得税交付金につきましては3,940万8,000円でございます。この税につきましては県税でございまして、取得税額に95％を乗じて得た額の10分の７相当額が町道の延長ですとか面積によって配分されるものでございます。それから２目の旧法による自動車取得税交付金、この関係については３月、１カ月分が計上されております。

次の14ページをお願いしたいと思います。

14ページの９款地方特例交付金、金額につきましては2,187万2,000円でございます。平成18年度から実施しております児童手当制度の拡充に伴う地方負担の増加に対応するための措置という形で、交付金として来るものでございます。

次の２項特別交付金、１目特別交付金につきましては302万9,000円ということですけれども、恒久減税に伴って地方税の減収の一部を補てんするためのものでございますけれども、これは18年度をもって廃止されたわけですけれども、経過措置としてまだ続いているものでございます。

それから、10款地方交付税でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、普通地方交付税24億717万2,000円、それから特別交付税ということで１億8,000万ほど計上させていただいております。合計で25億8,717万2,000円でございます。

それから、11款交通安全対策特別交付金355万2,000円ですけれども、これは交通反則金

を原資に過去２年間の交通人身事故の発生件数等によりまして町村に配分されるものでございます。

次の12款分担金及び負担金でございます。１目総務費負担金につきましては、基盤整備事業負担金ということで270万、それから民生費負担金といたしましてはごらんのとおりでございます。

それから、15ページの３目農林水産費負担金でございますけれども、１億2,660万5,000円、この関係につきましては平成12年から31年の20年間で７経営団体が返済するものを町を通して返すということでございまして、その金額を計上してあります。

それから、13款使用料及び手数料、１項使用料でございますけれども、町がいただいている施設使用料や保育所の使用料等でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、16ページをお願いしたいと思います。

16ページの中ほどから下の13款使用料及び手数料のうち２項手数料でございますけれども、これは総務手数料ということで各種証明等の手数料でございまして、戸籍の証明手数料から生活支援サービス手数料まで1,149万ほど計上しております。

次の17ページの14款国庫支出金、１目民生費国庫負担金でございますけれども、この目では児童手当、それから障害者の方の自立支援給付金、国保の基盤安定負担金などが計上してあります。後ほどごらんいただきたいと思います。

それから、18ページをお願いしたいと思います。

２項国庫補助金でございます。１目総務費補助金につきましては、説明のところをごらんいただきたいと思いますが、道路改良事業補助金ということで、これはダム関連でございます。町道5284号線と町道新井、横谷・松谷線の２路線で4,000万です。それから都市公園の事業補助金1,500万、市町村合併推進体制の整備費補助金ということで1,310万円ほど入ってくる見込みでございます。

それから、４目土木費国庫補助金については額が多いんですけれども、これは地域活力基盤創造交付金ということで、町道岩下・川中線1,485万ほど見込んでおります。

それから、19ページの15款県支出金、１目民生費負担金でございますけれども……

○議長（菅谷光重君）　総務課長、途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を２時10分といたします。

（午後　２時０１分）

○議長（菅谷光重君）　再開いたします。

（午後　２時１０分）

○議長（菅谷光重君）　続いて、総務課長お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山野　進君）　それでは、引き続きまして19ページから説明させていただきます。

15款県支出金、１目民生費県負担金でございますけれども、これは国と同じ対象者で補助率が10分の８が10分の１になるというものでございまして、内容的には国の負担金と同じでございます。

次に20ページをお願いしたいと思います。

２項県補助金でございます。１目総務費補助金でございますけれども、この中で説明のところをごらんいただきたいと思いますが、土地改良事業補助金、これが１億867万5,000円ほど、大変大きな金額になっております。ダム関連の土地改良という形でございます。それから２目の民生費補助金でございますけれども、金額が多いのが福祉医療補助金ということで、県が補助する医療費分でございます。5,621万2,000円が主なものでございます。

それから、21ページの３目農林水産費補助金でございますけれども、説明のところをごらんいただきたいと思いますが、中ほどに中山間地直接支払交付金ですとか草地林地一体利用総合整備事業補助金、これが2,943万ほどあります。そのほかに３つ下に地籍調査事業補助金1,905万というような形で、これは事業費の75%、国と県から来るものでございます。

次に、６目商工費補助金のところをごらんいただきたいと思います。1,432万9,000円でございますが、備考のところをごらんいただくと、緊急雇用創出事業補助金ということで1,432万9,000円ほど計上しておりますけれども、内容といたしますと、５つの事業を予定しております。町内観光スポット美化フレッシュ事業、これが100万、それから道路維持管理事業約400万、街区公園の管理事業約40万、図書の台帳電子化400万、町内遺跡の発掘作成ということで400万というような形で、このうち人件費が約1,030万ほど見込んでいるという形で、物件費の中で賃金が伸びた要因でございます。

それから、22ページをお願いしたいと思います。

22ページの３項委託金、１目総務費委託金につきましては、説明のところをごらんいただきたいと思いますが、今年度衆議院議員の選挙があるということで、委託金として1,300余計上させていただいております。２節徴税委託金につきましては、県税の徴収取扱費交付金という形で2,623万ほど来ます。そのほか３目都市計画費委託金につきましては、街路事業の用地買収業務委託金ということで２億2,200万ほど計上させていただいております。

次に、16款財産収入、１項財産運用収入でございますけれども、この関係につきましては、町有地の貸しつけ及び基金等の利息収入でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、23ページの２項財産売払収入、１目不動産売払収入でございますが、その中の２節その他不動産売払収入ということで100万ほどあります。この関係につきましては、町道松谷・六合村線の伐採木の売り払いを10万ほど見込んでおります。

次に、24ページをお願いしたいと思います。

17款寄附金の３目ふるさと応援寄附金といたしまして30万ほど見込ませていただきました。

それから、18款繰入金、この関係につきましては１目財政調整基金繰入金ということで9,761万7,000円ほど、これは財政調整基金と減債基金の繰入金でございます。

それから、２目公共施設等整備基金繰入金につきましては、ダム関連事業下流都県が負担します91.19％分の繰入額ということで、１億4,660万ほどあります。

それから、土地開発基金繰入金につきましては、駅北の土地区画整理組合事業のうち先行取得分という形で、買い戻すための金額１億6,333万ほどございます。

４目につきましては、スポーツ振興基金繰入金ということで30万ほど見込ませていただきました。

それから５目温泉開発基金につきましては1,433万9,000円ということで、内容といたしますと、ボイラーの入れかえ、あるいは物置の建てかえ等の関係で工事に充てさせていただくための金額でございます。

25ページの19款繰越金、１目繰越金でございますけれども、前年度繰越金ということで２億円ほど計上させていただいております。

それから、26ページをお願いしたいと思います。

５項雑入でございますけれども、この関係につきましては、２目衛生徴収金、これは検診

等の徴収金等でございます。

４目給食事業については、学校給食費の給食費でございます。

それから、27ページの７目雑入でございますけれども、６億4,360万計上させていただきましたが、主なものにつきましては説明のところの中ほどから下に、町道5284号線以下町道新井・横谷・松谷線、これはダム関連でございます。松谷・六合村線、それから三島の団体営土地改良、１つ飛んであがつまふれあい公園、吾妻渓谷自然公園、利根・荒川基金の負担分というような形で、ダム関連を足しますと６億1,030万ほどございます。これが主なものでございます。

次に、28ページをお願いしたいと思います。

21款町債でございます。過疎債からございますけれども、過疎債につきましては、町道70号線を道路改良という形で起債を予定しております。1,100万でございます。２目辺地債につきましては、町道分去・オリジン線を辺地債で2,500万ほど見込んでおります。３目土木債につきましては２億8,540万ということで、説明のところをごらんいただきたいと思いますが、地方特定道路整備事業債ということで、ダム関連の町道松谷・六合村線でございます。２億2,500万。それから街路事業債ということで、原町駅南口線ほか１路線ということで6,040万ほど予定しております。

次の４目教育債でございます。１億5,080万、説明のところをごらんいただきたいと思いますが、原小のプールの建設事業債7,990万、同じく原小の体育館の建設事業債ということで730万、それから校庭整備事業債、これは原町中学校の土地区画整理組合より買い戻しする分でございます。6,360万でございます。そのほか５目臨時財政対策債３億7,500万、これは国の指示に基づいた額を計上させていただきました。

町債合計で８億4,720万ということで、昨年度と比較しますと４億910万ほど減っているということでございます。

次に、歳出です。歳出につきましては、それぞれ担当のほうから説明いたします。

○議長（菅谷光重君）　議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤正己君）　それでは、29ページでございますが、１款議会費、１項議会費、１目議会費でございます。１億803万1,000円のお願いでございます。議員報酬と事務局員の人件費等、議会運営に要する経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、２款１項総務管理費、１目一般管理費でございますけれども、お願いする額が５億5,395万5,000円でございます。この目では、固定資産評価審査委員会等の委員さん32名分の報酬、それから特別職２名分、職員42名、総務課21名、企画課９名、生活環境課７名、会計課５名の給与関係もここから支出いたします。それと共済費ですとか退職手当組合負担金、それから臨時の方の賃金ですとか社会保険料、庁舎を維持するための経費などをここで計上させていただいております。

次に、32ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどより下の２目行政振興費でございます。お願いする額は2,484万2,000円でございます。主に区長さん等の報酬、それから公民館建設あるいは補修等にかかわる補助金、防犯灯の維持費等でありますが、新たに地域活性化事業運営費補助金ということで300万ほど計上させていただいております。

次に、３目財政管理費でございますけれども、お願いする額は16万6,000円でございます。この目では、財政運営を行う上での必要な図書ですとか消耗品等でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　会計管理者。

○会計管理者（石村あさ子君）　それでは、33ページですが、総務費の総務管理費、会計管理費ですが516万6,000円、これにつきましては需用費の302万7,000円、消耗品であります。それから役務費の153万1,000円、口座振替手数料が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、５目財産管理費でございます。お願いする額は1,407万1,000円でございます。主に本庁以外の財産、土地や建物を管理する上で必要な経費でございます。

なお、町有地、大戸の廻り目というところに町有地があるわけですけれども、その土地を昭和42年ごろから売却しているわけですけれども、図面がないということで今回測量委託というような形で470万ほど計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤正己君）　次のページをお開きいただきたいと思います。

６目公平委員会費でございます。10万円のお願いでございます。公平委員会の運営に要する経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、７目財政調整基金費でございます。お願いする額は195万1,000円でございます。基金の利子分でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　企画課長。

○企画課長（高橋義晴君）　８目企画費でございますけれども、お願いする額は1,297万円でございます。企画費の主なものといたしましては、吾妻広域圏一般経費負担金などでございます。

35ページになりますけれども、地域審議会運営事業費では、本年度から東地区の地域審議会の運営費もここに計上してございます。

次に、９目運輸対策費でございますが、6,195万1,000円のお願いでございます。主なものですけれども、路線バス運行事業につきましては、その99%が５路線１循環タクシー運行補助金でございます。

次に、鉄道対策事業費でございますけれども、20年度矢倉駅のトイレを新築いたしまして、４駅すべてトイレの整備が完了いたしました。また、これらにかかわる維持管理費を本年度は計上してございます。

また、15節でございますけれども180万円ございますが、これにつきましては矢倉駅トイレ建設時に使用しました仮設道路の改修工事費でございます。よろしくお願いいたします。

36ページ、これをお願いいたします。

説明欄には地域公共交通活性化協議会の補助金800万円がございますけれども、これにつきましては協議会の進捗状況にあわせて執行していきたいというふうに考えております。また、バスのほうの公共交通の活性化の協議会のほうで、路線バスの試行運行計画等が策定されましたけれども、これにつきましては議員全員協議会のほうで説明をいたしましてご理解を得たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　東支所長。

○東支所長（唐沢憲一君）　続きまして、10目支所費でございます。

お願します額は7,460万3,000円でございます。２、３、４節に関しましては職員２人の人件費、それからそのほかは庁舎その他関連する施設の経常経費等でございます。それから繰出金でございますが、3,798万というような大きい額でございますけれども、これにつきましては地域開発特別会計のほうに繰り出すものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、11目簡易郵便局費でございます。お願いする額は570万円でございまして、現在、植栗、厚田、本宿の３郵便局がございますけれども、その運営費でございます。なお、植栗は正職員、厚田、本宿については臨時職員で対応させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、38ページをごらんいただきたいと思います。12目交通対策費でございますが、総額995万1,000円のお願いでございます。主な内容につきましては、交通指導員20名の報酬と出動旅費及び15節にあります工事請負費につきましては、合併補助金によります整備を100万円ほど予定させていただいております。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、交通安全に関する負担金と、新たに吾妻交通安全協会への補助金160万円でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、13目登記事務費でございます。

お願いする額は206万8,000円でございます。町有地の取得等に伴う登記経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　企画課長。

○企画課長（高橋義晴君）　39ページになりますけれども、14目電算業務費でございますが、4,191万円のお願いでございます。ほぼ前年と同様の額でございまして、12節役務費、13節各種保守点検委託料、14節システム等の使用料など、各種システムの関係するものが98％でございます。

次に、15目開発費でございますけれども、40万8,000円につきましては、事務的経費のお願いでございます。

40ページをお願いいたします。

16目広報広聴活動費でございますけれども、425万9,000円のお願いでございます。年間12回発行する広報誌等の印刷製本費が主なものでございます。

17目地域活性化対策費45万8,000円のお願いでございますけれども、地域活性化及び都市交流事業補助金が主なものでございます。

18目交流事業推進費46万1,000円のお願いでございますが、高円寺阿波踊り参加並びに杉

並区が建設をいたしました座高円寺という阿波踊りの伝承館みたいなものなんですけれども、そこに交流自治体としてのぼり旗を完成記念に贈るというようなことで、本年度約８万円ほど予算計上をさせていただいております。

41ページになりますけれども、19節山村振興対策費13万4,000円のお願いでございます。

山村振興連盟負担金などでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、20目の諸費でございます。お願いする額は915万3,000円でございます。この目では、他の部署になじまなかったり、属さない案件ですとかの経費を計上させていただいておりまして、主なものにつきましては弁護士にお願いする費用ですとか、烏帽子山植林組合の負担金、あるいは昭和60年度から実施している林道整備事業の利子分補助金等であります。そのほか、防犯事業、あるいは自衛隊事業の経費もこの目で計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　企画課長。

○企画課長（高橋義晴君）　42ページをお願いいたします。

過疎地域自立促進対策費につきましては、21年度まで該当しておりますけれども、全国過疎自立促進連盟負担金４万円ほどございますが、これにつきましては企画費の中で計上させてもらってありまして、この目につきましては廃目整理をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君）　税務課長。

○税務課長（小山枝利子君）　２款２項徴税費についてご説明いたします。

１目税務総務費9,156万6,000円は、12名分の人件費でございます。２目賦課徴収費5,126万9,000円は、賦課徴収に要する経常的経費でございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　43ページから45ページの中ほどまでありますが、３項戸籍住民基本台帳費ですが、6,453万3,000円のお願いでございます。職員７名分の人件費と戸籍、住民基本台帳、住基ネット、外国人登録等のシステム関係経費と事務費であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、４項選挙費、１目選挙管理委員会費でございます。お願いする額は281万4,000円でございます。町の選挙管理委員会を運営する上で必要な経

費を計上させていただいております。

次に、46ページをお願いしたいと思います。

２目選挙啓発費でございます。お願いする額は24万4,000円でございます。選挙の啓発活動を年間を通して行っているところでございますが、その関係の経費でございます。

次に、３目農業委員会委員選挙費でございます。お願いする額は399万円でございます。なお、委員さんの任期につきましては、平成22年３月26日をもって任期が満了になります。

次に、４目衆議院議員選挙でございますが、お願いする額は1,319万1,000円でございます。衆議院の任期については21年、ことしの９月10日ということでございますが、その前に選挙があるということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　企画課長。

○企画課長（高橋義晴君）　５項統計調査費、１目統計調査総務費でございますけれども、統計調査員の確保対策並びに事務費でございます。

次に、２目統計調査費につきましては357万8,000円のお願いでございますけれども、備考欄にございます48ページにわたりますが、７項目の調査費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤正己君）　それでは続きまして、49ページ、６項監査委員費、１目監査委員費でございます。監査委員運営に要する経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　ダム対策課長。

○ダム対策課長（轟　　馨君）　それでは、49ページから51ページをお開きください。

ダム対策総務費について説明させていただきます。

平成21年度にお願いする額につきましては、総額で８億8,571万4,000円であります。前年度と比較をしまして４億7,878万2,000円の増額でございます。内訳としましては、特定財源のうち国・県支出金が１億5,707万5,000円、その他水特及び基金の下流都県負担分及び仮浴場の使用料などで６億1,876万円となっております。２節から４節にかけては、職員人件費５名分であります。

次に、７節の賃金でありますが、臨時職員１名分であります。

次に、11節需用費でありますが、総額569万6,000円で、説明欄のダム対策総務費の中の

消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費と次のページにあります共同浴場管理運営事業の消耗品、燃料費、食糧費、光熱費、施設修繕費等が主なものでございます。

次に、12節役務費でありますが、総額で98万5,000円であります。

次に、13節委託料でありますけれども、総額2,122万6,000円で、説明欄の中の共同浴場管理運営費でございます。それと、八ッ場ダム水源地域整備事業の中の渓谷パーキングや健康増進施設天狗の湯建設施工管理委託料や渓谷遊歩道設計委託料、三西細谷土地改良設計管理委託料などでございます。

次に、14節使用料及び賃借料でありますが、総額163万1,000円です。ダム対策の公用車あるいはパソコン、複合機などのリース料でございます。

次に、15節工事請負費でありますけれども、総額４億1,100万円でございます。説明欄のダム水源限地域整備事業の中の吾妻渓谷自然公園整備事業の工事でございます。内訳といたしましては、吾妻渓谷自然公園整備事業で１億130万円、あがつまふれあい公園整備事業が2,805万円、健康増進施設天狗の湯建設工事が２億7,275万円、三西第２区画整理事業が9,890万円であります。

次に、17節公有財産購入費でありますけれども、総額4,547万8,000円であります。内訳といたしましては、吾妻渓谷自然公園整備事業の中のサイクリングロード用地買収等、町道新井・横谷・松谷線の買収です。

次に、18節備品購入費でありますけれども60万円。

次に、19節負担金、補助及び交付金でありますけれども、総額1,301万9,000円でダム対策総務費の中の県治水砂防会費、あるいはダム関連団体補助金であります。22節補償、補填及び賠償金でありますけれども、総額891万1,000円でございます。

次に、25節積立金でございますけれども、総額３億3,395万2,000円でございます。八ッ場ダム水源地域整備事業の中の公共施設等整備基金積立金が161万1,000円、松谷・三島土地改良が2,275万円、町道5284号線が1,367万8,000円、町道新井・横谷・松谷線が455万9,000円、町道松谷・六合村線が２億3,298万9,000円、あがつまふれあい公園整備事業が1,367万8,000円、吾妻渓谷自然公園整備事業が4,468万3,000円であります。

以上ですが、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田　豊君）　次に、８項岩櫃ふれあいの郷費、１目岩櫃ふれあいの郷総務費からご説明させていただきます。

１目岩櫃ふれあいの郷総務費は4,799万1,000円のお願いでございます。

主なものについてご説明させていただきます。

２節給料、３節職員手当等、４節共済費につきましては、一般職員３名分の人件費と臨時職員２名分の社会保険料でございます。

７節賃金915万9,000円につきましては、臨時職員６名分にかかる賃金でございます。

11節需用費の863万4,000円につきましては、説明欄に記載がございます岩櫃ふれあいの郷に係る運営消耗品、燃料の灯油代、光熱水費の電気、ガス、水道料、修繕費等でございます。

12節役務費の55万3,000円につきましては、電話料、手数料、車両・建物の保険料でございます。

13節委託料の451万4,000円につきましては、施設の保守点検及び施設管理の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料125万6,000円につきましては、用地借上料、リース料、下水道使用料でございます。

15節工事請負費35万円につきましては、施設西側の雨水排水側溝敷設工事を予定しております。

19節負担金、補助及び交付金の２万8,000円につきましては、説明欄52ページにかけましての記載がございます各種団体の会費等でございます。

27節公課費の9,000円につきましては、自動車重量税でございます。

52ページをお願いしたいと思いますが、続きまして、２目福祉センター管理費でございますが、５万円のお願いでございます。これは修繕料でございます。

続きまして、３目コンベンションホール管理費でございますが、129万9,000円のお願いでございます。説明欄に記載のとおり、コンベンションホールの運営管理に係る経常的経費でございます。

続きまして、４目健康増進センター管理費につきましては208万6,000円のお願いでございます。説明欄に記載のとおり、健康増進センターの運営管理に係る経常経費が主でございます。

18節備品購入費の80万円でございますが、これは筋トレ器具１台の更新でございます。

８項岩櫃ふれあいの郷費、合計で5,142万6,000円のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　桔梗館長。

○桔梗館長（高橋和雄君）　それでは、53ページをお願いいたします。

２款９項１目桔梗館管理費のご説明をいたします。

お願いする予算額は6,275万5,000円でございます。桔梗館の管理運営に係る経費でございますが、主なものについてご説明をいたします。

２節給料、３節職員手当等につきましては、職員２名に係る人件費でございます。

４節共済費の356万2,000円につきましては、職員２名と臨時職員４名に係る共済費、社会保険料でございます。

７節賃金1,345万5,000円につきましては、臨時職員９名に係る賃金でございます。

11節需用費の1,199万6,000円につきましては、説明欄の中ほどにあります消耗品費から修繕料まででございますが、石けん、ろ過フィルター等の管理運営費に係るものでございます。

13節委託料294万3,000円につきましては、説明欄中ほどから下にあります保守点検委託料244万3,000円と施設管理委託料50万円の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の84万9,000円につきましては、説明欄のほうにあります借上料からリース料まででございます。

15節工事請負費の1,434万につきましては、ボイラー入れかえ工事、物置設置工事等の工事費でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田　豊君）　続きまして、２目温泉センター管理費のご説明をさせていただきます。

お願いする予算は7,619万8,000円でございます。２節、３節、４節につきましては、説明欄にありますとおり一般職員３名分の人件費と臨時職員２名分の社会保険料でございます。

７節賃金500万円につきましては、臨時職員４名分に係る賃金でございます。

11節需用費の3,283万2,000円でございますが、説明欄に記載の温泉センターに係る運営消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料等でございます。

12節役務費の120万1,000円につきましては、説明欄の通信運搬費28万円から建物共済分担金の12万8,000円まででございます。主なものはこの中の広告料でございます。

13節委託料697万5,000円につきましては、保守点検委託料及び施設管理委託料でござい

ます。

14節使用料及び賃借料577万円につきましては、公共下水道の使用料が主なものでございます。

15節工事請負費124万2,000円につきましては、源泉ろ過器及び浴槽ろ過器、これはジェットバス、ジャグジーバスのろ材交換工事等でございます。

18節備品購入費の15万円につきましては、運営用備品でございます。

27節公課費につきましては、自動車重量税でございます。

次に、３目でございますが、55ページのほうをお願いします。

３目温泉センター食堂費の関係でございますが、お願いする額は5,051万4,000円でございます。この目は食堂の運営管理に関する経費でございます。

２節、３節、４節につきましては、説明欄にあります一般職員１名分の人件費と臨時職員７名分の社会保険料でございます。

７節賃金1,978万7,000円につきましては、臨時職員12名分に係る賃金でございます。

11節需用費の255万5,000円でございますが、説明欄にありますように消耗品、光熱水費、修繕料でございます。

13節委託料の26万円につきましては、保守点検、施設管理の委託料でございます。

そのほか16節原材料費の1,850万円でございますが、これはレストランに係ります飲食、自販機等の原材料費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　続きまして、56ページをお願い申し上げます。

３款民生費でございます。１項社会福祉費、１目社会福祉総務費でございます。説明欄記載のとおりで、社会福祉事業費１億688万円と障害福祉事業費1,432万3,000円を合計いたしました１億2,120万3,000円のお願いでございます。職員９名分の人件費及び民生委員推せん委員報酬、各種団体への補助金等、障害福祉事業施設運営費や、特定疾患の見舞金が主なものでございます。

次に、２目障害児者自立支援費でございます。２億641万1,000円のお願いで、ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料と障害福祉サービス給付金が主なものとなっております。

○議長（菅谷光重君）　住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　58ページ下段のほうにございます３目国民年金でございます。

３目国民年金費ですが、人件費１名分と経常経費であります。

なお、電算処理業務委託料42万円につきましては、国民年金被保険者名簿のデータを現在の紙ベースからコンピューター化にするシステム改修費であります。費用については、国の協力連携事務費として賄います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　続きまして、59ページをお願い申し上げます。

４目老人福祉費でございます。お願いする額は２億5,410万3,000円で、これも説明欄記載の老人福祉事業と地域包括支援センター事業でありまして、介護保険特別会計等への繰出金が主なものでございます。

続きまして、60ページをお願い申し上げます。

５目福祉医療費１億2,439万1,000円のお願いでございまして、増加傾向で支給対象者を2,744人ほど見込んでおります。また、なお本年10月より県が実施いたします子ども福祉医療制度に伴いまして、歳入のほうの県の補助金も増額となっております。

○議長（菅谷光重君）　住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　６目国民健康保険費ですが、人件費４名分と7,471万6,000円になります国民健康保険特別会計への繰出金でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　61ページをお願い申し上げます。

町民センター管理費でございます。センターの火災保険料22万6,000円のお願いであります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　８目後期高齢者医療費ですが、広域連合から示されました町負担金１億8,076万2,000円を医療費として広域連合へ、6,130万8,000円につきましては事務費及び保険基盤安定繰出金として後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　続きまして、２項児童福祉費でございます。１目児童措置費でございますが、子育て支援費9,828万9,000円のお願いで、児童手当が主なものでございます。３歳まで一律３万円、３歳以上が5,000円、３人目以降１万円を支給するものでご

ざいます。なお、出産祝い金につきましては、今年度につきましては36人を見込んでおります。

次に、２目保育所費でございます。１億9,706万3,000円のお願いで町内４保育所の運営費でございまして、21年度は170名の入所申し込みがございます。

63ページをお願いいたします。

３目学童保育費でございます。646万2,000円のお願いで、東地区と太田地区にあります学童保育に係る経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、３項災害救助費、１目災害救助費でございますが、総額で５万4,000円でございます。この目につきましては、地震や台風など大規模な災害が発生したときの予算でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　64ページをお願い申し上げます。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費でございます。説明欄記載のとおりで、保険総務費１億376万8,000円と特別会計繰出金832万5,000円を合計いたしました１億1,209万3,000円のお願いであります。職員10名分の人件費、医療機器整備事業補助金が主なものでございます。

２目予防費2,567万5,000円のお願いで、これは各種予防接種に係る経費と新型インフルエンザ対策予防費でございます。

３目母子保健費1,499万4,000円のお願いでございます。前年度と比較しまして690万1,000円ほどの増額となっておりますが、妊産婦健診委託料の増加分、前年度までは５回でしたけれども、14回ということでございます。それと、21年度から実施いたします特定不妊治療の費用５名分を見込んだものでございます。

次に、４目健康増進費でございます。2,077万5,000円のお願いで、これにつきましてはがん検診等委託料が主なものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

５目健康推進費でございます。62万4,000円のお願いでございますが、食生活改善推進委託料や骨密度測定委託料が主なものとなっております。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、６目環境衛生費でございますが、総額774万

3,000円でございます。この目につきましては、廃棄物処理対策費及び吾妻広域圏火葬場運営費の負担金でございますので、よろしくお願いいたします。

続いて67ページ、７目公害対策事業費でございますが、79万3,000円のお願いでございます。泉沢地区での産業廃棄物の不法投棄に係る水質の継続検査及び大気汚染測定器の維持管理費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　８目保健センター費でございます。303万円のお願いでございまして、保健センターに係る光熱水費等、経常的経費でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、68ページをお願いしたいと思います。

９目霊園管理費でございます。112万5,000円のお願いでございます。岩井にありますあがつま霊園及び岡崎にありますあずま霊園の維持管理費の計上でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、２項１目清掃費でございますけれども、２億7,082万7,000円のお願いでございます。主に19節の吾妻東部衛生施設組合運営費負担金で、し尿処理、可燃ごみ処理、粗大ごみ処理、最終処分場施設等の負担金でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　３項簡易水道費、１目簡易水道費でございますが、簡易水道費といたしまして2,670万5,000円のお願いでございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　続きまして、５款１項１目労働諸費でございます。お願いする額は566万円でございます。主なものといたしましては、説明欄をごらんください。

下から２行目の勤労者住宅建設資金利子補給金300万円は、１件10万円以内でございますので30件ほど予定させていただいております。

次の貸付金の261万7,000円でございますが、中央労働金庫を通じまして貸し付けた金額の３分の１を供託するということで、新期の貸付金の残金を含めた金額でございます。

続きまして、６款１項１目農業委員会費でございますが、これは農業委員及び職員２名分

の経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、71ページをお願いいたします。

２目農業総務費でございますが、１億446万3,000円のお願いでございます。職員11名分の経常経費と農業共済組合負担金並びに農業後継者褒賞事業及び農業振興協議会の補助金等でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、３目農業振興費でございますが、3,350万円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

水田農業構造改革事業といたしまして108万3,000円、農業振興地域整備促進事業といたしまして31万1,000円、農業近代化資金等利子補給事業といたしまして620万円、農業振興対策事業で557万8,000円。この事業につきましては、建設事業補助金433万3,000円でございまして、認定農業者等の拡大及び育成補助金を新規事業として計画しております。

事業運営費補助金につきましては、農研連の補助金88万円でございます。

野生動物による農作物災害対策事業で138万5,000円で、電気柵等の補助でございます。

特定野菜等価格差補給事業といたしまして12万4,000円、園芸用廃プラスチック処理事業といたしまして56万円で、塩ビを20トン、ポリ40トンほど計画しております。

次の中山間地域直接支払事業といたしましては、1,775万6,000円で25地区を予定しております。

直売施設管理事業といたしまして26万8,000円、いわびつ体験農園事業といたしまして23万5,000円でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、４目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、123万2,000円でございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

主なものといたしましては、農用地高度利用促進奨励金事業でございまして115万2,000円でございます。これは、届け出をいたしまして認定農業者の方に土地を貸しますと、貸し手、借り手等に対しまして若干の奨励金が交付されるというものでございます。

74ページをお願いいたします。

５目畜産振興費でございますが、２億989万円でございます。

主なものといたしましては、草地林地一体的利用総合整備事業といたしまして2,956万8,000円、公団営畜産基地負担金事業といたしまして、７経営団体及び町の道路部分の負担金といたしまして１億7,900万円でございます。これは平成19年から31年の20年間で返還と

いうことになっております。

続きまして、６目農地費3,717万2,000円でございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、小泉・泉沢地区、植栗地区、萩生川西地区、県単小規模土地改良事業、町単小規模土地改良事業と農地・水・環境保全向上活動事業といたしまして12地区の事業運営費補助金でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　ここで休憩をとります。

再開を３時15分といたします。

（午後　３時００分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開いたします。

（午後　３時１５分）

○議長（菅谷光重君）　続けて願います。

建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　それでは、76ページをお開きいただきたいと思います。

６款１項７目地籍調査費でございますが、総額で2,812万9,000円でのお願いでございます。地籍調査費の主な内容につきましては、賃金が97万3,000円、８節報償費が20万4,000円であります。

次に、13節委託料でありますが、説明欄の測量設計管理及び地籍成果業務などで2,480万円となっております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　続きまして、６款２項１目林業振興費2,638万円でございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、林業振興費といたしまして1,456万4,000円でございます。主なものといたしましては、森林整備地域活動支援交付金で、１ヘクタール当たり5,000円で810ヘクタールの予定と、美しい森林づくり交付金事業で85ヘクタールの間

伐を予定しております。

次の有害鳥獣捕獲事業でございますが、1,181万6,000円で、主なものは、鳥獣捕獲事業補助金といたしまして974万7,000円でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　続きまして、２目林業基盤整備費でありますが、総額で1,303万4,000円のお願いでございます。

次に、主なものでございますけれども、78ページをごらんください。

15節工事請負費が390万円、19節負担金が670万7,000円で、説明欄２行目の県単治山事業負担金が600万円でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　続きまして、３目町有林管理費でございますが、323万9,000円のお願いでございます。主なものといたしましては、国営森林保険料でございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。

７款１項１目商工総務費1,635万8,000円でございますが、職員２名分の人件費及び経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、商工振興費3,121万2,000円でございますが、主なものといたしましては、事業運営費補助金といたしまして東吾妻町商工会補助金1,200万円、街路灯電気料補助金189万5,000円と小口資金保証料補助金300万円及び経営振興資金利子補給金といたしまして1,400万円でございます。

なお、経営振興資金利子補給金のうち小口資金の利子補給金につきましては、現在の景気情勢等を踏まえ、運転資金については現在の利子補給金率24.24％を50％に、設備資金につきましては48.48％を50％ととし、景気対策として予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、３目観光費2,031万1,000円でございますが、観光管理費といたしまして994万1,000円のお願いでございます。主なものといたしましては、印刷製本費105万8,000円で、パンフレットの増刷２万部を予定しております。

観光振興事業委託料につきましては、観光協会に観光宣伝及び既設整備の委託費でございます。事業運営費補助金は600万円で、観光協会運営補助金50万円、ふるさと祭りで300万円、ふるさと祭り用浴衣250万円でございます。

町内観光スポット美化フレッシュ事業につきましては、緊急雇用創出事業により町内の観光看板の清掃及び観光客の動向調査を行うものでございます。

温川キャンプ場管理事業は276万1,000円で、温川キャンプ場を管理する賃金及び維持管理費でございます。

森林公園管理事業は526万8,000円、これは東地区にございます森林公園の管理事業費でございますので、よろしくお願いいたします。

82ページをお願いいたします。

公共施設等管理事業費でございますが34万3,000円で、天神山公園等の施設管理委託料並びに修繕料でございます。

日本ロマンチック街道事業でございますが30万9,000円で、ロマンチック街道の事務局は草津町でございますが、会員でございますので、それらに関する経費でございます。

続きまして、東吾妻ふるさと祭り阿波踊り出演事業でございますが、ふるさと祭りのときに杉並から阿波踊りが参加していただきます経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、４目消費者行政推進費でございますが、６万4,000円のお願いでございます。主な内容につきましては、クーリングオフ等の個人契約の解消や消費者生活のトラブルなどの相談業務及び暮らしの会の活動支援が主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　それでは、83ページをお願いいたします。

８款１項１目道路橋りょう総務費でありますが、総額で１億124万7,000円のお願いであります。

次に、主なものでございますが、２節から４節につきましては職員12名分の給料、手当、共済費であります。

次に、13節委託料でありますが、道路橋梁台帳補正業務委託料760万円であります。これにつきましては、毎年補正業務を行って、最終的に交付税算定というもののもとの資料になるものでございます。

続きまして、２目道路維持費でございます。総額で5,952万1,000円のお願いでございます。次に、主なものでございますけれども、７節賃金338万円です。

84ページ、説明欄をごらんください。

緊急雇用対策事業として、前期、後期それぞれ２名ずつ失業者雇用を行い、道路維持の補修作業を行うものでございます。

11節需用費でありますが、83ページの修繕料300万円が主なものでございます。

次に、84ページをごらんください。

15節工事請負費2,130万でございます。町内５地区の町道維持経費で約1,000万円、その他、交通安全対策特別交付金に基づく交通安全対策特別工事で、カーブミラー、道路外側線表示とその他改修工事費用でございます。

16節原材料費1,600万円でありますが、町内各行政区にご協力をいただき、町道整備に必要な原材料などでございます。

続きまして、３目道路改良費でありますが、総額で３億7,837万1,000円でのお願いでございます。

次に、主な内容でありますが、13節委託料が２億8,214万2,000円で、これは85ページ説明欄のダム関連道路費で群馬県に委託する松谷・六合村線工事委託が２億8,053万2,000円であります。

続きまして、15節工事請負費5,500万円でありますが、地方道路交付金対象が１路線、辺地対象路線が１路線、過疎対策路線が１路線でございます。

次に、17節公有財産購入費でありますが、2,692万円であります。これは、説明欄をごらんいただきますと、道路改良分が450万円、ダム関連道路費関係が2,242万円であります。

続きまして、22節補償金972万円でありますが、説明欄で道路改良分が600万円、ダム関連道路費関係が372万円であります。

次に、４目橋りょう維持費でございますが、総額で100万円のお願いでございます。町内各橋梁の維持補修費としてお願いするものでございます。

次に、５目橋りょう改良費でございますが、存目的項目としてのお願いでございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

２項１目都市計画総務費でございます。総額で149万円のお願いでございます。

次に、２目土地区画整理費でございます。総額で１億6,238万6,000円のお願いでございます。主な内容でありますが、13節の事業推進管理業務委託料が770万円と17節公有財産購入費が１億5,150万2,000円であります。これは、区画整理事業を開始する前段で、公園用地、駐車場用地として土地開発基金での先行取得に伴う土地の費用でございます。

次に、19節負担金でありますが、昨年同様に組合に対し利子補給を行うものでございます。

続きまして、87ページをお開きください。

３目街路事業整備費であります。総額で２億8,819万のお願いでございます。主な内容でありますけれども、17節公有財産購入費で、土地購入費4,103万円、19節の負担金が県営事業負担金として6,496万円、22節補償金が、土地購入に伴う家屋、立竹木などの補償金１億7,698万1,000円でございます。

次に、４目都市公園費でありますが、総額で1,268万4,000円のお願いでございます。

88ページをごらんください。

主な内容でありますけれども、13節委託料59万8,000円でありますが、説明欄の街区公園管理事業の緊急雇用対策で、公園管理を行う費用として37万8,000円でございます。

次に、17節公有財産購入費につきましては1,182万8,000円で、20年度末で駅北街区の２号、３号街区公園が完成することから、87ページ、２目土地区画整理費、17節と同様平成10年に先行取得を行った土地の費用でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　５目下水道費でございますが、２億228万2,000円のお願いでございます。榛名湖特環への町の負担金、並びに下水道事業特別会計への繰出金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　続きまして、３項１目公営住宅管理費でございますが、総額で1,694万5,000円のお願いでございます。主な内容ですが、11節需用費が266万9,000円、13節委託料が230万4,000円、89ページをごらんください。

14節使用料賃借料が496万7,000円、15節工事請負費が、老朽化による住宅解体工事を含めて600万円でございます。

次に、２目定住促進住宅管理費でございます。総額で27万2,000円で、20年度とほぼ同額のお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、９款１項１目消防費につきまして、ご説明させていただきます。

89から90ページにかけてごらんいただきたいと思います。

総額２億7,306万8,000円のお願いでございます。消防費の主なものにつきましては、消防団員333名に対する運営費と活動助成に係る経費と、19節に吾妻広域消防本部の負担金、それから消火栓、防火水槽等の維持管理に関するものが主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、２目水防費につきましては総額１万円ということですので、よろしくお願いいたします。

次に、３目防災費につきまして、ご説明させていただきます。総額788万8,000円のお願いでございます。防災費の主な内容は、11節の防災行政無線維持管理用消耗品50万円と合併補助金によります防災マップの印刷費63万円、13節の委託料としまして、保守点検委託料294万円と、個別新規の整備業務委託料132万円でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　それでは、91ページをお願いいたします。

10款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費についてご説明申し上げます。

お願します額は223万7,000円で、教育委員会の運営に要する経常的な経費でありますので、よろしくお願いいたします。

２目事務局費であります。お願いします額は１億5,749万1,000円で、教育委員会事務局に係ります経常的経費であります。

92ページをお願いいたします。

７節賃金172万5,000円は、校庭の芝生管理賃金といたしまして１名分を計上させていただきました。事業立て予算の説明書中ほど、中段をごらんいただきますと、祝金が375万円計上させていただいております。これは、小学校の入学祝い金といたしまして、今年度21年度は125名分を計上させていただきました。

それでは、説明欄の下段でありますけれども、教育関係施設芝生化事業工事費をごらんいただきたいと思います。300万円を計上させていただきましたが、これは今年度新規に計上させていただくものでありますので、よろしくお願いいたします。

93ページをお願いいたします。

３目教育研究所費61万1,000円でありますが、幼稚園、小学校、中学校の先生方が教育に関する研究調査に要する経費でありまして、毎年その調査結果は例年ですと、ことしもそう

ですが、３月３日に発表会を開催させていただいておるところであります。

４目通学バス運営管理費3,045万8,000円のお願いであります。東、岩島、坂上地区の運行業務委託料と、移動音楽教室や中学校体育連盟への参加のための借上料でありますので、よろしくお願いいたします。

５目給食調理場運営管理費２億1,505万6,000円のお願いであります。１日約1,700食を４つの調理場で調理していく施設運営に必要な経費でありますので、よろしくお願いします。

なお、主なものをご説明しますので、94ページをお願いいたします。

７節の賃金1,193万8,000円でありますけれども、これは５人の方に１日、そして２人の方に５時間、お一人の方に３時間、計８人の賃金であります。

11節の需用費は、光熱水費、修繕料費、賄材料費に要する経費等で１億68万3,000円となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、96ページに飛んでいただきたいと思います。

６目外国青年招致事業費973万2,000円のお願いであります。外国語指導助手マシュー・ミラー先生とイワン・マクドナルド先生の報酬等経常的な経費であります。

なお、マシュー・ミラー先生でありますけれども、７月末の任期をもって帰国されることになっております。新たな先生に赴任していただくということで、そのための特別旅費といたしまして25万円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２項小学校費、１目学校管理費についてご説明申し上げます。

お願します額が7,847万2,000円、小学校５校、おおむね739名、児童数は739名の学校管理運営に係る経費であります。主なものついてご説明させていただきます。

97ページをお願いいたします。

７節賃金でありますが、これは講師２名分とマイタウンティーチャー４名、特別支援教育支援員３名分を計上させていただきました。事業立て予算で各項ごとに掲載してありますので、後ほど細かくごらんいただきたいと思います。

大きく飛んでいただいて恐縮ですけれども、101ページをお願いいたします。

説明欄の一番下段でありますけれども、事業立ての予算に尾瀬学校とございます。小学校のほうに24万7,000円をお願いしてございます。これは、岩島小学校の５年、６年生33名が尾瀬学校に行っていただく費用といたしまして新たに計上させていただきました。

次に、２目教育振興費2,353万1,000円のお願いでありますけれども、この目は、教材教具及び就学援助関係の経費であります。今年度は、学習指導要領改訂に伴います移行措置の

経費といたしまして、１校当たり150万円を新規に計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

102ページをお願いいたします。

３目小学校施設整備費であります。

恐れ入りますが、ここでちょっとご訂正をいただきたいんでありますけれども、説明欄の内容の訂正をお願いいたします。

原町小学校プール新築事業、そして事業立て予算の中で小学校校舎耐震診断事業、この２項目につきまして、測量・設計・管理委託料とありますけれども、おのおの「測量」の文字をちょっと外していただきたいと思います。削除をお願いしたいと思います。

そして次に、原町小学校体育館新築事業の測量・設計・管理委託料とありますけれども、これは「測量・管理」を除いていただきまして、お願いしたいと思います。

原町小学校のプール新築事業につきましては設計・監理委託料200万円、小学校校舎耐震診断事業につきましては設計・監理委託料600万円、そして１つ飛びまして、原町小学校体育館新築事業につきましては設計監理委託料775万円というふうにご訂正をいただきたいと思います。

詳細にご説明申し上げますが、原町小学校校舎建築も竣工に向かいまして、予算的には大きく減額することとなりました。お願いします額は１億1,875万円で、原町小学校のプール新築事業といたしまして１億円、そして先ほどご訂正いただきましたように、設計・監理委託料といたしまして200万円、小学校の耐震診断事業といたしましては、２校分600万円、情報機器整備費といたしまして300万円、そして原町小学校体育館設計委託料といたしまして775万円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、103ページへお願いいたします。

３項中学校費であります。１目学校管理費、お願いします額は8,297万円で、館内５校の生徒、おおむね473名の生徒であります。この学校運営に要する経費であります。

主なものについてご説明申し上げます。７節賃金580万円は、講師１名、マイタウンティーチャー２名、特別支援教育支援員２名分を計上させていただいております。

15節工事請負費につきましては、原中の校庭放送設備改修工事等であります。各中学校ごとに事業立てで説明欄に記載してございます。これもまた後ほどごらんいただきたいと思います。

恐れ入ります、大きく飛んで108ページをお願いいたします。

事業立て予算をごらんいただきますと、ここにも尾瀬学校とございまして、102万2,000円を計上してございます。こちらは、東、太田、原町、坂上中学校、４校の生徒134名に要する経費ということとさせていただいております。ご説明申し上げましたように、５地区、岩島地区のみ小学校、残りの４地区は中学校が尾瀬学校に対応することといたしております。

恐れ入ります、次に、２目教育振興費をお願いいたします。中学校５校の教材教具及び就学援助の経費であります。こちらも学習指導要領の改訂に伴います移行措置のための理科教材費、備品といたしまして、１校当たり280万円を計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、109ページをお願いいたします。

これまた恐れ入りますけれども、３目中学校施設整備費の説明欄の訂正をお願いしたいと思います。

中学校体育館耐震診断事業の測量・設計・監理委託料とありますが、こちらも「測量」を削除いただきまして、設計・監理委託料といたしまして600万円というふうにお願いしたいと思います。

それではご説明申し上げます。

7,919万1,000円は、駅北土地区画整理組合からの買い戻し分の7,069万1,000円、そして情報機器整備費といたしまして250万、中学校体育館の耐震診断事業といたしまして、ご訂正いただきましたけれども、２校分600万円を計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、４項幼稚園費をお願いいたします。１目幼稚園管理費１億6,487万7,000円のお願いであります。５園の園児、これまたおおむね214名の運営管理に必要な経常的な経費であります。

１節の報酬費31万2,000円でありますけれども、非常勤職員の園長２名を計画させていただきました。２名で対応したいという計画といたしております。

７節賃金は、免許のあります教諭９名、補助をご担当いただきます７名、そして臨時職員の賃金合わせまして、臨時職員の賃金2,218万7,000円となってございます。特色ある園経営に努めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では、113ページをお願いいたします。

２目教育振興費151万6,000円につきましては５園の教材教具等でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

114ページをお願いいたします。

３目幼稚園施設整備費は、年次計画によるところの情報機器整備事業といたしまして100万円を計上させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育関係は以上であります。

○議長（菅谷光重君）　社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋　哲君）　それでは、社会教育費につきまして説明させていただきます。

中ほどの１目社会教育総務費ですけれども、913万6,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

まず社会教育総務費につきましては、社会教育の推進のための経常的な経費でございます。主なものにつきましては、パソコン教室、広域の負担金、文化協会、婦人会などの補助金となっております。

次のページをお願いいたします。

成人式事業につきましては95万3,000円をお願いいたします。続きまして、中ほどの２目公民館費ですけれども、2,414万6,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

中央公民館運営費844万7,000円につきましては中央公民館の経費ということで、なお、本年につきましては山村開発センター費を統合させていただきました。合計額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、116ページの中ほどをお願いいたします。

中央公民館備品貸出管理事業ですけれども、スキー、テントの貸し出しに要する経費でございます。その下の高齢者教室事業につきましては、寿大学の開校に要する経費となっております。

続きまして、下の土曜教室事業でございますけれども、学校週休２日制による事業でございまして、小学生を対象に土曜日に講座を開催いたしておりますけれども、この経費でございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

説明欄上段の教養講座事業でございますが、成人者を対象といたしました講座に要する経費でございます。続きまして、公民館読書推進事業、これにつきましては、町内５公民館の図書の整理及び読書推進に要する経費でございます。中ほどの太田公民館運営費、それから118ページの岩島公民館運営費、坂上公民館運営費、それから119ページの東公民館運営費

につきましては、各それぞれ公民館の経常的な事業費となっております。

それから続きまして、東公民館事業費につきましては、東公民館祭などによる経費となっております。

それから続きまして、図書台帳電子化整備事業、緊急雇用対策事業ですけれども、この関係につきましては町内５公民館の図書台帳を電子化いたしまして、図書データの共有、それから検索が可能となるように整備しまして、図書の効率的な活用を図るということのために要する経費でございます。続きまして、３目文化財保護費をお願いいたします。787万6,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

文化財保護費につきましては、文化財保護に要する経常的な経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、120ページをお願いいたします。

説明欄の中ほどから下の国・県指定文化財保護事業につきましては、原町の大ケヤキ、松谷のおまき桜等の国・県指定文化財の保護に要する経費でございます。その下の吾妻峡保存管理事業でございますけれども、この関係につきましては八ッ場ダム建設に関連して予定されております名勝吾妻峡における保存管理計画を策定いたします。このための経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、121ページをお願いいたします。

説明の欄でカモシカ保護事業ですけれども、天然記念物カモシカの保護及び埋葬に要する経費となっております。

続きまして、企画展開催事業96万9,000円となっておりますけれども、岩島の麻、徳島の藍染め、滋賀県の近江上布、この３町の合同企画展を東京渋谷の三木武夫記念館で開催する予定になっておりますが、この開催に要する経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、４目青少年対策費119万1,000円のお願いでございますけれども、説明の欄で、青少年対策費につきましては、青少年の健全育成に要する経費となっております。下のほうの杉並・吾妻わんぱく交流事業につきましては、姉妹都市であります杉並区の子供たちと本町の子供たちの野外交流ということで、平成21年度につきましては杉並区のほうへ２泊３日の予定で行く予定になっております。

続きまして、122ページをお願いいたします。

中ほどの５目発掘調査費でございますけれども、2,684万6,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

発掘調査費につきましては、岩島、松谷の学校跡地にあります文化財整理室の維持管理に要する経費となっております。それから試掘調査費につきましては、試掘に要する経費ということで、よろしくお願いいたします。

それから下の町内遺跡発掘調査遺物台帳作成事業、緊急雇用事業でお願いするものでございますけれども、文化的遺産の保存・継承を図るため、遺物台帳の整備及び遺物を整理いたしまして公開できるような形にしていきたいということで、そのために要する経費となっております。

続きまして、123ページをお願いいたします。

説明の欄をお願いいたします。

町内遺跡発掘調査事業、これにつきましてはダム関連の保存整備事業として予定されております三島西部の上郷地区の遺跡発掘調査で、昨年度からの継続事業ということで要する経費でございます。中ほどの細谷地区につきましてもダム関連事業でございまして、本年と来年の２年計画で行うという予定になっております。

それから、123ページの下のほうですけれども、山村開発センター管理費につきましては公民館費に統合させていただきましたので、廃目整理をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、124ページをお願いいたします。

保健体育費、１目保健体育総務費ですけれども、1,958万7,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

保健体育総務費につきましては、スポーツ振興のための経費でございまして、広域の海の家の負担金、体育協会の補助金、町民運動会の補助金などが主なものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。下のほうへ行きまして、健康管理対策事業につきましては、管内10校５園の健康診断等に要する経費でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、125ページをお願いいたします。

説明の欄をお願いいたします。

郡民体育祭事業でございますけれども、21年度は第48回となります。会場町村につきましては高山村で開催されるということでございますので、この経費が、練習補助金が主なものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、中ほどの２目学校開放事業費ですけれども、この関係につきましては学校開放、管内小中学校10校の体育館、校庭への学校開放にかかわる経費でございます。主に電気料となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして３目施設管理費でございますけれども、説明欄をお願いいたします。

吾妻地区施設管理費につきましては、町民体育館、東橋スポーツ広場等の旧吾妻地区の社会体育施設の維持管理に要する経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、126ページをお願いいたします。

説明欄の中ほどの東地区施設管理費、これにつきましては、旧東地区の東総合運動場、奥田・岡崎の社会体育館、この維持管理に要する経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。下のほうへ行きまして、吾妻地区公園等管理事業につきましては、岩井親水公園の維持管理に要する経費となってございますので、よろしくお願いいたします。

127ページをお願いいたします。

説明の欄のあづま親水公園等管理事業につきましては、東地区のあづま親水公園、おかのぼり公園等の８施設の維持管理に要する経費となっております。

以上が社会教育関係でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　続きまして、11款１項１目河川復旧費、２目道路復旧費、128ページをごらんください、３目橋りょう復旧費でございますが、存目予算としてのお願いでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、128ページ下段になりますけれども、12款公債費であります。お願いする額は地方債の平成21年度の償還分の元金、利子、公債諸費を含めまして11億6,446万3,000円でございます。

次に、129ページの13款になります、諸支出金でございます。

１項公営企業費、１目水道事業会計補助金でございますけれども、３条関係で1,000万円でございます。

次に、２目国民宿舎事業会計補助金でありますが、建設業債の元利償還分というような形で１億500万を計上させていただきました。

次に、14款予備費でありますけれども、前年度同額の1,000万円を計上させていただきま

した。

それから、130ページから給与明細書等が続いておりまして、137ページからは定員管理の関係の状況、そして139ページにつきましては地方債の状況が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明のほうは終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君）　補足はいいですね。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第21、議案第２号　平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第２号　平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計予算の総額は、事業勘定歳入歳出それぞれ17億5,362万3,000円でございます。ご存じのとおり20年度から高齢者を取り巻く医療制度の改正があり、老人医療制度、退職者医療制度も見直され、新しい高齢者医療制度が始まりました。後期高齢者医療制度の開始により、今年度の国民健康保険被保険者数は19年度末7,400人ほどから減数し、現在では若干ふえつつありますが、5,200人ほどとなっております。被保険者の減に対し、医療費たる保険給付費は依然増加傾向にあり、国民健康保険は引き続き厳しい状況にあることをご理解賜りたいと存じます。

歳入につきましては、国民健康保険税４億7,482万8,000円、国庫支出金４億3,983万6,000円、前期高齢者交付金３億5,176万8,000円、共同事業交付金２億1,761万8,000円が主

なものであります。

歳出につきましては、保険給付費11億5,314万1,000円、後期高齢者支援金等２億1,525万7,000円、共同事業拠出金２億1,762万1,000円が主なものでございます。

なお、新年度から後期高齢被保険者にも人間ドックの健診費補助が実施されることから、ドック対象者の検診年齢を40歳以上70歳未満から40歳以上75歳未満に、また検診費助成を10分の５の１万9,000円から一律１万6,000円に改正して実施いたします。これにより40歳以上の方々が年齢に関係なく助成を受けての人間ドック検診が可能になりました。

続きまして、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ9,021万5,000円であります。歳入につきましては、診療報酬、県支出金、繰入金等が主なものであります。歳出につきましては、人件費等の総務費、薬品購入等の医業費が主なものであります。

なお、人間ドック等対応のため、眼底撮影カメラの購入を予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　それでは、当初予算につきまして詳細説明を申し上げます。事業勘定から主なものを８ページ以降、事項別明細書にて説明させていただきます。

10ページをお願いたします。

まず歳入ですが、１款国民健康保険税、１項１目一般被保険者国民健康保険税４億3,421万4,000円、２目退職被保険者等国民健康保険税4,061万4,000円でございます。いずれも説明欄に、１人当たり、１世帯当たりの年税額を掲げてございますので、ごらんいただきたいと思います。

12ページをお願いいたします。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、２項国庫補助金につきましては、医療費の増額に伴い数値が870万ほど伸びております。

４款１項１目療養給付費交付金については、歳出の退職被保険者保険給付費数値から算出しております。

５款前期高齢者交付金は３億5,176万8,000円で、１人当たり医療給付費が29万5,000円ほどになります。

６款県支出金、１項県補助金、２項県負担金についてはほぼ例年並みの数値を見込んであ

ります。

７款財産収入は基金利子であります。

８款１項共同事業交付金、１目共同事業交付金については、月８万を超える高額医療費に係る交付金であります。２目保険財政共同安定化事業交付金については、30万を超え80万円未満の高額医療費にかかわる交付金であります。

９款１項他会計繰入金については7,471万6,000円でございます。

10款１項その他繰越金については、前年度繰越予定額であります。

11款以降は存目措置でございます。

続きまして、17ページをお願いします。

歳出をお願いします。

１款１項総務管理費については若干増額となっておりますが、事務費、委託料等経常経費であります。

２項徴税費については、税徴収のための経常経費であります。

３項運営協議会費は、国保運営協議会にかかわる経費であります。

２款保険給付費１項療養諸費から20ページ、５項葬祭費までは、20年度の数値をもとに算出しております。いずれも被保険者の医療費等に係る数値等であり、１カ月当たりの金額については説明欄に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

３款後期高齢者支援金等、４款前期高齢者納付金等ですが、これにつきましても20年度数値を参考に算出しております。

５款老人保健拠出金ですが、前年分等の医療費が新年度支払いとなるため算出された金額です。

６款介護納付金については、介護保険給付金、介護納付金見込みの数値として算出しております。

７款共同事業拠出金につきましては、連合会から示された資料数値により算出しております。

23ページ、８款保健事業費、１項特定健康診査事業費ですが、特定健康診査、保健指導等の経費でございます。この特定健診も本年度から実施されましたが、本年度集団健診による受診者1,490人、個別健診は１月末248人の方々が受診されております。

２項保健事業費ですが、１目保健衛生普及品については事務的な経費であり、２目疾病予防費については人間ドックの委託料であります。今年度まで人間ドック検診費助成要綱によ

り、先ほど町長が話されましたが、検診年齢を40歳以上70歳未満と定めておりましたが、後期高齢者医療広域連合が、後期高齢者医療被保険者を対象に人間ドックに助成をすることとなりましたので、国保運営協議会にお諮りしたところ、国保被保険者の検診年齢を75歳未満とする結論でありました。あわせて助成金額を検診費の10分の５と定めておりましたが、後期高齢者医療広域連合の助成金額は１万6,000円となる関係から、同額の１万6,000円とさせていただきました。

24ページをお願いします。

11款諸支出金、２項繰出金でありますが、国庫補助金として算入したものを施設勘定に繰り出すものであります。

以上、説明を省略させていただいたものについては、引き続きの事業及び今年度の予算措置に類推するもので、ご了解をお願い申し上げます。

また、今年度の医療制度改正により、それぞれの交付金が本年実績による推計値ということで組ませていただき、新年度予算は前年同様基金を取り崩さずに編成することができました。しかしながら、課税所得が定まる本算定時以降、税収が見込めない場合については税率を上げるか、基金の取り崩しを含め慎重に検討し、あわせて国保運営協議会に諮りご意見を伺う予定でございます。

次に、施設勘定について、26ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

予算総額308万5,000円増の9,021万5,000円でお願いいたします。

歳入１款１項外来収入は7,384万1,000円、２項その他診療収入84万5,000円は、診療に係る収入でございます。

３款１項県補助金312万8,000円は、特別調整交付金並びに施設整備補助金であります。

４款繰入金、１項他会計繰入金832万5,000円は一般会計からの繰り入れであり、２項180万円については事業勘定からの繰り入れであります。

29ページ、６款諸収入、１項受託事業収入については、特定健診及び保健指導等の収入でございます。

30ページ以降、歳出をお願いいたします。

１款総務費については職員４名分の人件費及び施設管理のための経常経費でございます。

２款医業費、１項医業費、１目医業管理費の中に、レセプトオンライン設置等委託料がございます。これは医療機関としてのレセプトオンライン化が平成23年度に本格稼働することに伴い、この10月より試験稼働を行うものでございます。

２目医療用機械器具費ですが、人間ドック対応等のため眼底撮影カメラ、肺活量測定器等の購入を予定しております。

３目、４目については医療用消耗品、医薬品等でございます。

なお、33ページ以降給与費明細書、39ページに地方債の現在高見込みに関する調書がございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、概略を説明させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件につきましては、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

文教厚生常任委員会においては、３月17日までに調査を終了しますようお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（菅谷光重君）　本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、次の本会議はあす午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日は大変にご苦労さまでございました。

（午後　４時　７分）

平成21年３月10日(火曜日)

（第　２　号）

平成２１年東吾妻町議会第１回定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２１年３月１０日（火）午前１０時開議

第　１　議案第　３号　平成２１年度東吾妻町老人保健特別会計予算案

第　２　議案第　４号　平成２１年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案

第　３　議案第　５号　平成２１年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案

第　４　議案第　６号　平成２１年度東吾妻町介護保険特別会計予算案

第　５　議案第　７号　平成２１年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案

第　６　議案第　８号　平成２１年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案

第　７　議案第　９号　平成２１年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案

第　８　議案第１０号　平成２１年度東吾妻町水道事業会計予算案

第　９　議案第１１号　平成２１年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案

第１０　議案第１２号　平成２０年度東吾妻町一般会計補正予算（第８号）案

第１１　議案第１３号　平成２０年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）案

第１２　議案第１４号　平成２０年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案

第１３　議案第１５号　平成２０年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）案

第１４　議案第１６号　平成２０年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第３号）案

第１５　議案第１７号　平成２０年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第２号）案

第１６　議案第１８号　平成２０年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第１号）案

第１７　議案第３３号　群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

第１８　議案第３４号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

第１９　議案第３５号　ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について

第２０　議案第３６号　町道路線の廃止について

第２１　議案第３７号　町道路線の認定について

第２２　議案第３８号　工事委託契約の変更について

第２３　陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１７名）

１番	菅谷光重君	２番	竹渕博行君
３番	金澤　敏君	４番	青柳はるみ君
５番	須崎幸一君	６番	浦野政衛君
７番	角田美好君	８番	一場明夫君
９番	日野近吉君	１０番	大図広海君
１１番	中井一寿君	１２番	上田　智君
１３番	橋爪英夫君	１５番	佐藤利一君
１６番	加部　浩君	１７番	原田睦男君
１８番	高橋基雄君		

欠席議員（１名）

１４番　前村　清君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	山野　進君
企画課長	高橋義晴君	税務課長	小山枝利子君
保健福祉課長	蜂須賀　正君	住民課長	猪野悦雄君
生活環境課長	加部保一君	産業課長兼農業委員会事務局長	角田輝明君
建設課長	市川　忠君	ダム対策課長	轟　馨君
上下水道課長	高橋啓一君	会計管理者	石村あさ子君
東支所長	唐沢憲一君	いわびつ荘施設長	山田文子君
岩櫃ふれあいの郷施設長	角田　豊君	桔梗館長	高橋和雄君
榛名吾妻荘支配人	富沢美昭君	学校教育課長	一場孝行君
社会教育課長兼中央公民館長	丸橋　哲君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局長	田中康夫
議会事務局主任	角田光代		

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君）　皆さん、おはようございます。

連日、大変ご苦労さまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は、入院中のため欠席でございます。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴なされますようお願いをいたします。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第１、議案第３号　平成21年度東吾妻町老人保健特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第３号　平成21年度東吾妻町老人保健特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

老人保健特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ201万5,000円でございます。今までの老人保健制度、退職者医療制度が見直され、平成20年度から後期高齢者医療保険制度が始

まりました。それにより本会計も20年度での精算が予定されておりましたが、前年診療分の請求が若干ではありますが出てきており、予算額を大幅に縮小し、引き続き最終精算のための予算とさせていただきました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　おはようございます。

それでは、詳細説明を申し上げます。

先ほど町長提案理由のとおりでありますが、20年度の医療制度の改定に伴いまして、本予算につきましてはこの年度で精算になるものと業務を進めてまいりましたが、前年診療分の医療費支払い等が若干ではありますが21年度にまたがることが予想されることから、予算措置をとらせていただきました。

６ページの歳出、１款１項１目一般管理費の事務的経費以外は医療給付費に関することが主であります。

以上、まことに簡単でありますが、老人保健特別会計予算の説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

文教厚生常任委員会においては、３月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第２、議案第４号　平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第４号　平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億8,542万9,000円でございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金でございます。歳出につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合への事務費及び保険料等の負担金でございます。

この医療制度が始まり間もなく１年、年度途中で保険料の軽減措置が講じられたり、新年度にさらに変更が予定されるなど、まだまだ未確定な部分も多い状況となっております。なお、新年度より広域連合が全県の後期高齢被保険者を対象に人間ドックを実施いたします。被保険者の１％を目途に、当町では30人を予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　それでは、詳細説明を申し上げます。

本会計につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合と連動し事務を進めておりまして、徴収費関連の総務費以外は広域連合から試算を受けた数字でございます。

３ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

歳入については、後期高齢者医療保険料繰入金が主なものでございます。１款１項１目後期高齢者医療保険料ですが、今年度より制度が始まり、年度途中から保険料が軽減されました。この措置は新年度も適用されるため、広域連合試算額により保険料を見込んでおります。また、４款諸収入、１項１目雑入で人間ドック助成金を30人分の助成金を見込んでおります。新年度から広域連合が取り組む新たな事業であり、後期高齢者医療被保険者を対象に検診をやっていきますので、今後ＰＲに努めてまいります。

歳出につきましては、１款の事務経費を含めた総務費、２款は広域連合への納付金、３款

は人間ドック検診の委託料であります。なお、委託料は、人間ドックの種類にかかわらず一律１万6,000円の助成と定められております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

文教厚生常任委員会においては、３月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第３、議案第５号　平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第５号　平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億3,144万円でございます。歳入につきましては、分担金及び負担金が１億6,928万9,000円、繰入金が3,432万1,000円、繰越金が600万円、諸収入が2,182万5,000円などでございます。歳出につきましては、総務費が２億2,622万4,000円、公債費が471万6,000円、予備費が50万円でございます。

詳細につきましては担当の施設長より説明させますので、十分ご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

いわびつ荘施設長。

○いわびつ荘施設長（山田文子君）　お世話さまになります。

それでは、詳細説明をさせていただきます。

事項別明細書により説明させていただきますので、４ページをお開きください。

まず、歳入でございますけれども、１款１項１目負担金でございます。いわびつ荘はおかげさまで50床ということで、常に満床の状態で運営をさせていただいております。歳入でございます負担金でございますが、１億6,928万9,000円の見込み額でございます。説明欄の負担金でございますが、施設分とありますものについては介護保険のサービス費等でございます。基本的には、施設サービス費ということで90％分が、介護保険の診療報酬の90％をこのところで見込んでおります。被保険者負担分の利用者負担分というところが利用者様の個人負担ということでございます。

続きまして、２款１項１目総務手数料4,000円でございますが、これは介護認定調査料でございます。東吾妻町以外の町村の利用者様の認定調査を実施いたしました折に手数料として見込んでおります。

３款１項１目寄附金でございますが、指定寄附として1,000円を見込んでおります。毎年寄附をしていただいてくださっている方がいらっしゃいますということなので、1,000円でございますけれども見込んでおります。

４款１項１目一般会計繰入金でございますが、3,432万1,000円をお願いするものでございます。

５款１項１目繰越金でございますが、今年度は600万円を見込ませていただいております。

６款１項１目雑入でございますが、主なものとしては、介護保険の給付対象外となります食費、居住費2,145万1,000円を見込んでおります。

続きまして、６ページ、７ページをお願いいたします。

歳出でございますが、１款１項１目一般管理費でございます。いわびつ荘の運営費でございます。

２節給料から４節までは職員18名の人件費でございます。

７節の賃金につきましては、臨時職員13名を予定してございます。

11節需用費ですが、主なものは、利用者様の賄いの材料費ですとか施設の維持管理費でございます。12節の役務費でございますが、通信運搬費、手数料等になります。

13節委託料でございますが、電気の保守料、嘱託医師の委託料などが主なものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、下水道使用料などが主なものでございます。

18節備品購入費でございますが、21年度は厨房の包丁とまな板の殺菌庫とエアーマットの購入を予定させていただいております。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、退職手当組合の負担金1,601万2,000円などが主なものでございます。

27節公課費でございますが、これは自動車の重量税２台分でございますのでお願いいたします。

次に、２款１項１目地方債償還金でございますが、449万6,000円、２目利子につきましては22万円でございますので、よろしくお願いします。

次の８ページにまいりまして、予備費でございますが、50万円を計上させていただいております。

次よりの給与明細書につきましては、９ページから12ページに記載しております。また、地方債の残高につきましては、13ページに記載がされておりますので、後ほどごらんください。

なお、４月より介護報酬の改定等がございまして、若干の増収が見込めるということでございますけれども、まだ詳細な説明も内容もということでつかめないところがございます。補正での対応を考えておりますので、当予算につきましては、介護報酬の上昇分は見込んでございませんので、よろしくお願いします。

以上、簡単な説明ですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　町長にお尋ねいたしますけれども、このいわびつ荘の運営管理、これに関しては現状のままでいくか、今の町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　現状、まだこのままという形になります。これは当面、あと何年か、二、三年のことだと思います。二、三年の間に指定管理なり、そういった形で民間の力をおかりした中でやっていくということ、これはもう２年くらい前から私の中ではイメージをし

ておりまして、それと申しますのは、正職員の定年退職ということがあと七、八年でかなりの人数が見込まれます。そういった中で考えるには、２年か３年の後に指定管理ということでするのが一番いろいろな面で都合がよろしいのではないか、そんなふうに考えております。民間の力をうまくお願いができればというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。私としては、もう少し早い町長の決断があるかなと期待はしておったんですけれども。

　次は、職員のことについてお尋ねいたします。職員というか従事員、今の説明でいきますと31名で行うというようなイメージになるんですけれども、これは従事員の定員を満たしておりますか。

○議長（菅谷光重君）　いわびつ荘施設長。

○いわびつ荘施設長（山田文子君）　いわびつ荘につきましては、介護保険事業で認可を得ている事業所でございます。施設長、介護員、それから看護師、そういった部分の基準がしっかり決まっております。その基準に満たなければ事業は運営できないということでございます。ここの予算に掲げてあります31人であれば、事業の運営は認可の範囲内でございますので実施できます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。従事員の定員が31名、現在31名を満たしておりますか。

○議長（菅谷光重君）　いわびつ荘施設長。

○いわびつ荘施設長（山田文子君）　現在は30名でございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　そうしますと、公の施設として法にのっとった人員が31名という説明でございまして、それで30名でやっているということで、町長、いかがなものでしょうか。何かコメントありますか。１名不足、そうしますと法を犯しているというようなことになろうかと思いますが、町長、コメント、厳しいかな。

（「よろしければ担当課長がちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　いわびつ荘施設長。

○いわびつ荘施設長（山田文子君）　最低の基準ということでございますけれども、先ほどの説明がちょっと足りなかったのかもしれませんけれども、31名が最低の基準ということでは

ございません。職員の数というのは、ここに組まれている方というのは若干の余裕がございます。そうでないと、基準ぎりぎりではとてもやはり施設というものは回っていきません。予算に組んである中には余裕があるというふうに解釈していただきたいと思います。臨時職員も加えて、臨時職員もパートといいますか、そういった部分のあれで少しずつ半日の人とか１日勤務できない人とか、そういった数の人数を足しております。だから、人数的には31人というような人数が出てきますけれども、実際にフルタイムで働けない方もいらっしゃいますので、予算どりの段階と実態は若干差があるというように理解していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　今、課長がおっしゃってくれたのもわからないでもない、私はわかるような気がするんですけれども、そうしますと、もう一度お尋ねしますが、いわびつ荘の今の現在の施設で法にのっとった従事員というのは何人なんですか、31人なんですか、30人なんですか、29人なんですか。

○議長（菅谷光重君）　いわびつ荘施設長。

○いわびつ荘施設長（山田文子君）　法律にのっとった人員というのは、介護員と看護師の部分が定員数の３分の２という基準になっております。そのほかに施設長、事務、栄養士、あと調理場の部分があります、調理員の部分が。そういった部分は特に規定がない部分もあります。だから、本当に幾人必要かということの基準は、介護員の部分と看護師の部分で、50人が長期で短期が６人ですから、３分の２以上で、３分の２というと19名ですか、それと施設長、指導員、その辺の部分が法律にのっとった定員です。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　何かわかるような気がしましたけれども、わかりました。

　そうしますと、今度、これは町長に聞くようになるんですかね、介護員とかそういう者が何かここ三、四年で定年が多くなってきているということになりますと、それの補充というものはどう考えておりますか。職員にしますか、臨時にしますか。

（「３分の１って、３分の２だと34人ですよ。50の34人、50を３で割ると大体、17の掛ける２だと34でしょう、３分の１じゃないんじゃないの。それを訂正しておいたほうが……」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　いわびつ荘施設長。

○いわびつ荘施設長（山田文子君）　先ほどの部分をちょっと訂正させていただきたいんです

けれども、介護と看護職員が定員の３分の１以上で、19名以上ということで決まっております。そのところが一番の最低の基準でございます。最低の基準というのは介護の部分です。それに施設長、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、それから嘱託医師、それから管理宿直、それが１人以上、それが配置基準、そういったことになっております。先ほどの３分の２を３分の１に訂正させてください。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　すみません、失礼いたしました。そんなことでご理解をいただきたいと思います。

ただいまのご質問のこれからの補充人員を臨時にするのか正職員にするのかということでございますが、先ほど申し上げたように正職員の……

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君）　静粛にしてください。

○町長（茂木伸一君）　先ほど申し上げたように、正職員が定年退職になるのをできるだけ待ってという、そういったことで、私も前々から申し上げておりますように、やはり役場正職員の総人件費論ということは前から申し上げております。いわびつ荘をきょう、あすに例えば指定管理で廃止でも例えばやってしまうと、今現在は18人おる正職員がそのまま何がしかの形で、本庁であるとかいろいろな形になるのかと思います。それを回避するためということで、３年後、そしてそれからの３年なり５年の派遣なり出向という形を経た中で、緩やかな改善をしていけたらと思っておる次第でございます。そんな中ですので、正職員という考えはございません。

そして、なおかつ、今一番いわびつ荘にしても幼稚園、保育所、いろいろなところで正職員と臨時職という給料格差、これが一番の問題だというふうに、同じ仕事をしていて給料の格差がある、そういったようなことが問題だとも非常に強く思っておりますので、そこのところで民間という、給料格差を少なくするためにも民間の力をおかりできたらというように考えておるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。

それと、もう一つお尋ねします。これは本人がいるところでまことに聞きづらいことなんですけれども、今の山田施設長、頑張って一生懸命やってくれていることはよくわかります。山田施設長は施設長としての資格はありますか。資格というのは、その人が悪いとかいいと

かというのではなくて、そういうのではなくて、施設長というのは、どこどこが何々の経験が幾つで、この資格を持っていなくちゃだめだとか、そういう縛りがあると思うんですね、ああいうところの施設長になるには。それを満たしておりますか。ただ、山田施設長が悪いのいいのというのではなくて、そういうものはもう全然、私はそういうことは聞いておりません。だから、当初言ったとおり、山田施設長は一生懸命やってくれているのは、私は本当にありがたいと思っておるんです。そういう意味じゃなくて。

○議長（菅谷光重君）　いわびつ荘施設長。

○いわびつ荘施設長（山田文子君）　介護施設におきましては、施設長は配置の最低基準の中の１名でございます。施設長がいなければいわびつ荘の運営はできないわけでございます。その資格ということになりますと、社会福祉士の資格を持っていらっしゃる方は施設長になれるんですね。私の場合は、そういった資格はございません。施設長研修というのがございます。国のほうの指定してある施設長研修というものがありますので、それは５月に私も異動になったので受けられなかったんですね。それが３月末ぐらいまでに申し込めば受講ができるということで、21年度につきましては、それを申し込んでぜひ受けさせていただきたいと思っております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　というようなことです。皆さん、よくおわかりだと思うんですけれども、町長、副町長、今後人事関係、本当に細密な神経を使って配置をしたほうがいいと思うんです。今、本当にこれ、シビアに考えれば法を犯しているわけですよね。施設長になれない人が施設長になっている。まだ講習も終わっていない。これは、公の施設としては大変なことだと思うんです。これは町長、副町長、執行者として重く受けとめてもらいたいと思います。コメントをどうぞ。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　失礼をいたしました。昨年の人事のときの手違いということになります。それを今まで私も知らないでいたということを恥ずかしく思います。申しわけございませんでした。去年が５月だったので、その辺のところのことで行けなかった、知らなかったというのが本当に恥ずかしいですね、申しわけございません。

○議長（菅谷光重君）　12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　１点確認をしておきたいんですが、もう大分以前のことなんですが、隣に土地を取得しております。今後、今、町長が申し上げたとおり、民間のほうに緩やかに

移行していきたいというようなお話があるわけなんですが、その土地についての活用というのはどんなふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただければと。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　いわびつ荘の経営の関係で申しますと、50床というのは効率の悪い数であると。これが80なり100なりという形になれば、もうちょっと健全な経営もできるのではなかろうかと常々考えております。ただし、何年か前から多床室は認められなくなりました。そして、すべてを個室と。そうなりますと、当然介護保険を適用しても非常に入所者の負担が大きくなる。そんな中で今、高い入所料をいただくような施設をわざわざつくる必要はないと考えております。今、厚労省のほうでも多少緩やかな考えになってきておると聞いております。いずれまた、多床室というのが認められるのではなかろうかと、それを期待しておるところです。

　ただ、そこまでの間、指定管理であるとか、そういったような方向に行くと考えておりますので、今現在は増築、増床の考えは、この個室制度という形での間は考えないというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君）　12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　実は町長、その増床とかそういうんじゃなくて、今の現にあいている土地があるわけですね、土地が。だから、その土地については――もう増床だとかそういうものは、今のところ民間移譲するためにはつくらなくてもいいと思うんですよ。ただ、土地の利用方法についてどういうふうに思っているかをお聞きしたいんです。もう一度お願いします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　あそこの土地につきましては、やはり増床するために買い求めたものだという認識でおります。できれば増床ということのためにとっておきたい。それまでは高いお金を、皆さんからお預かりしたお金で結果買ったんだという認識はございますが、そのままほかの用途に使うということは、今のところは全く考えていない状況です。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切りまして、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

文教厚生常任委員会においては、３月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第４、議案第６号　平成21年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第６号　平成21年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,982万6,000円であります。平成21年度の介護保険事業は、第４期計画の最初の年となり、介護給付費の自然増を想定した予算編成となっております。

歳入の主なものは、保険料１億5,979万2,000円、国庫支出金２億7,320万4,000円、支払基金交付金３億2,990万5,000円等でございます。

歳出は、保険給付費10億8,962万円が主なものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　それでは、説明させていただきます。

まず、６ページ、事項別明細、歳入からお願いいたします。主なものについて説明させていただきます。

まず、１款１項１目第１号被保険者保険料でございます。１節現年度分から３節の滞納繰越分まで合計いたしました１億5,979万2,000円のお願いでございます。１号被保険者でございますが4,934名で、認定者数につきましては789名を見込んでおります。

次に、４款国庫支出金、１項国庫負担金でございます。１億9,312万5,000円のお願いでございます。

続いて、７ページをお願いいたします。

同じく４款２項国庫補助金でございます。１目調整交付金から３目地域支援事業交付金、合計いたしました8,007万9,000円のお願いでございます。

次に、５款支払基金交付金、１目介護給付費交付金、２目地域支援事業支援交付金を合計いたしました３億2,990万5,000円のお願いであります。

次に、６款県支出金、１項県負担金、２項県補助金でございます。合計いたしました１億6,290万4,000円のお願いでございます。

次に、８ページをお願い申し上げます。

８款繰入金でございます。１項一般会計繰入金でありますが、１目介護給付費繰入金から４目一般会計繰入金まで合計いたしました１億5,361万6,000円のお願いであります。

９ページをお願いいたします。

同じく８款２項基金繰入金でございます。4,000万円のお願いであります。

以上が歳入の主なものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、２目連合会負担金でありますが、説明欄記載のように、委員報酬以下373万円のお願いであります。

２項介護認定審査会費でございますが、１目認定調査費と２目認定審査会委託負担金で説明欄の記載のとおりでありまして、980万3,000円のお願いであります。

次、２款保険給付費でありますが、１項介護サービス等諸費から14ページの７項特定入所者介護サービス費まで合計いたしました10億8,962万円のお願いであります。

15ページをお願いいたします。

５款地域支援事業費であります。１項介護予防費から17ページ、２項包括的支援事業・任意事業費まで合計いたしました1,334万2,000円のお願いであります。

以上が歳出の主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　確認をしておきたいんですが、８ページの一般会計の繰入金の関係

ですが、事務費の繰入金というようなことでなっているんですが、もうちょっとその辺、詳しく教えていただければありがたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　これらにつきましては、認定のシステムですとか、そういった部分に係る事務費の部分でございまして、これは広域でやっている部分もございます。そちらに入れてもらって支出する部分もございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　私の勘違いかもしれませんけれども、ちょっとお尋ねいたします。

当町は、介護保険料が近隣の町村から見るとちょっと安いような気がするんです。これは、安ければ安いほどいいんですけれども、それでもたなくなるということで、段階的に上げていくということになっておるんですけれども、そういう考えでよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　ただいまの議員の質問でございます。昨日、条例の一部改正の部分でもちょっとご説明させていただきましたけれども、21年度から第４期の介護保険が始まるわけです。その中で３カ年の保険料の改定のお願いをしたわけでございます。先ほど来、いわびつ荘の山田施設長が言っていますように、21年度から介護従事者の報酬が上がるということで、国のほうからそれに対応する補助金といいますか、お金が入ってきます。それを使って段階的に税を上げていくと。そうでないと、一気に上がってしまうというようなことでございます。きのうもお願いしましたように、これから補正でもまたお願いするんですけれども、その入ってきた交付金ですか、それと今まであります基金を取り崩しまして、極力、１号被保険者の負担を軽くするために、まず21年度と22年度については、いただいたその交付金なりのうち約７割を21年度分には補てんし、残りの３割を22年度に補てんして、23年度には基準の保険料になるということで、激変緩和措置という形で21、22と、それで23という形で進めていくというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　本当に幼稚で申しわけないんですけれども、そうしますと、23年度になりますと近隣の町村とやや同じような保険料になるという解釈でよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　23年度になりますと、もう新聞等に発表されてごらんになっていると思うんですけれども、一応吾妻郡内では原則的に今のところは２番目に安いといいますか、一番安いのが長野原町ということで、群馬県下でも多分一番安いのは長野原町、その次が東吾妻町というような部分になると思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　今、その安いはわかるんですけれども、そうすると、23年度になっても、周りのところから見ると安い保険料でいられると。これはどのくらいまで、基金とかいろいろな関係がありますけれども、今、課長の概算の腹づもりとしては、どの辺までそれが維持できますか。これは、いつまで続くか、本当に本当にマクロ的なもので結構です。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　大変難しいご質問で何とも言えないんですけれども、ただ、議員ご存じのように、東吾妻町介護保険基金はかなりありました。今回この保険料を改定するに当たりまして、県とも相談した中で、県から強くその基金を取り崩せということを言われまして、今回かなり、この基金のほとんどを取り崩して、この３年間で取り崩していくということでございます。

　ですから、今後この老人福祉の部分といいますか、介護の部分のサービス給付費なり等で利用者がふえる等々すれば、当然これは保険料のまた改定をしていかなければいけないと。ただ、この第４期事業につきましては、極力この保険料の範囲でおさめていきたいというふうな形のもので予測をしまして、今回予算計上したということでございます。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

　したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

　文教厚生常任委員会においては、３月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第５、議案第７号　平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第７号　平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,372万4,000円であります。歳入につきましては、分担金及び負担金35万円、使用料及び手数料436万9,000円、財産収入622万円、繰入金3,998万5,000円、繰越金20万円、諸収入1,260万円であります。

歳出につきましては、事業費2,624万8,000円、うち宅地造成事業費37万円、情報通信施設事業費2,587万8,000円と公債費3,747万6,000円であります。

詳細につきましては東支所長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

東支所長。

○東支所長（唐沢憲一君）　それでは、３ページ以降、事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

まず、４ページをお開きください。

１款１項１目の負担金でございますけれども、35万円を見込んでおります。５万円掛ける７件分でございます。

続きまして、使用料でございますけれども、主なものは、施設事業の使用料でございます。728世帯の6,000円を見込んでおります。

それから、３款財産収入でございますけれども、１目不動産売払収入でございますが、土地の売り払いを１件見込んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、財産収入でございますが、地域開発基金の利子分29万2,000円を見込んでおります。

それから、繰入金でございますが、１目の施設の繰入金でございますけれども、地域開発の繰入金ということで200万円を基金のほうから繰り入れるということでございます。よろ

しくお願いいたします。

続きまして、一般会計からの繰入金でございますけれども、情報通信事業及び宅地の造成事業を合わせて3,798万5,000円を見込んでおります。よろしくお願いします。

それから、繰越金ですけれども、20万円を見込んでいると。諸収入として、これは35号線、県道の渋川と東吾妻町の間の線なんですけれども、そこで県道拡幅に伴いまして、県のほうで工事をするときには電柱を移設するというようなことで、その分の補償費1,260万円、概算ですけれども見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、６ページをお開きください。歳出でございます。

宅地造成事業ということで37万円を見込んでおりますけれども、これにつきましては、土地の管理というようなことで、除草剤だとかそういうものが主でございます。積立金は利息分等を積み立てていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それから、情報通信事業でございますけれども、報酬から始まりまして旅費、需用費等、これら報酬はケーブルテレビの管理審議会がありますので、そちらの２回分を見込んでおります。１人7,700円の２回の５人分ということでお願いしたいと思います。それから、旅費ですが、職員の旅費等を見込んでおります。それから、需用費等は、施設の修繕費だとかそういうものに充てていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それから、役務費でございますけれども、これは火災保険料ということになります。

それから、委託料ですけれども、ケーブル施設の委託というようなことで、460万ちょっとを見込んでおります。

それから、使用料及び賃借料でございますけれども、電柱の土地の借上料、そういうものが225万4,000円ということでございます。

それから、工事請負費ですけれども、主なものとしましては、新しくケーブルテレビに加入される方の工事費及び先ほど申しましたように、県道の拡幅に伴います電柱の移設料1,200万ちょっともこの中で見込んでおりますので、よろしくお願いします。

それから、原材料費ですけれども、これにつきましては、ケーブルテレビの切断とかいろいろあった場合のことも考えまして予算の中に見込んでありますので、よろしくお願いします。

それから、公債費ですけれども、それぞれ土地開発、情報開発というようなことで、宅地開発と情報で償還金が始まりますので、よろしくお願いします。それから、利子も補償の償還分でございますので、よろしくお願いします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、橋爪議員。

○１３番（橋爪英夫君）　不動産の売却が１件、592万8,000円とありますけれども、これはおかのぼり住宅というか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　東支所長。

○東支所長（唐沢憲一君）　これは、岡崎の岩久保観音のところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　13番、橋爪議員。

○１３番（橋爪英夫君）　今現在、何区画残っていて、その残っているものの販売をどのように努力しているのか、お聞かせください。

○議長（菅谷光重君）　東支所長。

○東支所長（唐沢憲一君）　今現在で７区画が残っております。インターネットの東吾妻町のホームページ等で売却等の広告を出しているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　13番、橋爪議員。

○１３番（橋爪英夫君）　インターネットを使って販売しているということで、机の上でそのまま売っていれば何とかなるという考えなのか。私も長年やはりあの地域で、あの単価でいろいろな時代を乗り越えてきて、やはり住宅の皆さんとも話し合いをして、売れる範囲はどういう方法が一番いいのかというものをもう少し考えて取り組まないと、このままだと20年たっても30年たっても完売ができないかもしれない。ただ、それでいいのか悪いのか、町の考えを町長、お願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　現実に単価を下げるということは、非常に難しいと考えておりまして、昨年売れたという区画があれば、ことしになって２割下げるよというのはほとんど不可能だと思っております。そんな中で、一昨年だったでしょうか、売れたのが。そういったところで箱島の住宅団地もすべて完売という形になりました。それで比較対照するものがちょっと緩やかになったかなというような考えは持っております。

ですので、積極的に売り出すのは、やはり単価の見直しをしてからという考えがありまし

たので、インターネットということでご容赦をいただいたわけですが、その辺のところは、もう一回見直しをした中で大々的に売り出していく、そして世帯を、人口をふやすような方策に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　13番、橋爪議員。

○１３番（橋爪英夫君）　ぜひ何とか完売できるような町の努力をお願いしたいと思っております。私もどう提案して、どうすれば一番いいのかというのがここで発言できませんけれども、ちょっとこの時勢で金額的にやはり高いというのが一番ネックじゃないのかなと思っております。その辺は確かに二、三年に一度、１カ所売れるということで、予算に全くの予算で１カ所ここに上げておくというのも何か寂しい思いがしますので、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　今年度はそろそろ本腰を入れないといけないんではないか、多少時間もたちましたので、前に高く買っていただいた方々に気を使いながら考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

総務常任委員会においては、３月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

（午前１１時０２分）

○議長（菅谷光重君）　再開をいたします。

（午前１１時１５分）

◎議案第８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第６、議案第８号　平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第８号　平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出総額は６億2,939万円で、前年度と比較いたしますと1,149万5,000円の増額となります。なお、建設工事は、本年度でほぼ最終年度となっております。

歳入につきましては、分担金及び負担金2,017万1,000円、使用料及び手数料１億2,996万円、国庫支出金6,064万4,000円、県支出金1,518万7,000円、繰入金２億601万3,000円、繰越金300万円、諸収入301万5,000円、町債１億9,140万円であります。

歳出につきましては、総務費4,397万6,000円、建設費２億5,478万1,000円、施設費１億1,382万8,000円、公債費２億1,650万5,000円、予備費30万円であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　それでは、４ページをお願いいたします。

第２表地方債でございますが、下水道事業債以下合計といたしまして１億9,140万円ほど予定をさせていただいております。

続きまして、事項別明細書の６ページをお願いいたします。

歳入でございますが、農業集落排水の分担金でございますが、箱島岡崎地区を２件、岩下矢倉地区を２件ということで、合計で85万円ほど見込ませていただいております。

それと、１目公共下水道負担金でございますが、この公共下水道の負担金につきましては、

80件ほど見込ませていただいて、1,932万1,000円でございます。

続きまして、２款使用料及び手数料でございますが、公共下水使用料につきましては、月額使用料を548件ということで3,583万円でございます。

続きまして、浄化槽使用料でございますが、設置時使用料につきましては、21年度につきまして80基ほど見込ませていただいております。

続きまして、農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎につきましては352件、岩下矢倉につきましては269件ほど見込ませていただいております。

続きまして、３款国庫支出金でございますが、都市計画費国庫補助金、生活排水費国庫補助金、合わせまして6,064万4,000円ほど見込ませていただいております。

続きまして、４款県支出金でございますが、合計で1,518万7,000円でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金並びに基金繰入金、合わせまして２億601万3,000円の予算計上とさせていただいております。

６款繰越金でございますが、昨年同様300万円ほど見込ませていただいております。

７款諸収入につきましては、預金利子が44万7,000円でございます。

続きまして、２項雑入につきましては、１目雑入で３万8,000円、消費税還付金で133万円、駐車場等付帯工事費、これにつきましては１件当たり６万円で20件ほど、120万円ほど見込ませていただいております。

続きまして、町債でございますが、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債、合わせまして１億9,140万円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。歳出でございます。

一般管理費につきましては、職員６名の人件費並びに事務的経費でございますので、よろしくお願いをいたします。

２款建設費、１目建設事業費でございますが、公共下水道事業費といたしまして１億5,431万6,000円の計上とさせていただいております。先ほど町長が申しましたとおり、公共下水道につきましては、21年度で基本的工事のほうはほぼ終了ということになります。工事請負費で１億1,967万円、この部分につきましては、工事といたしまして舗装の本復旧が３本、管渠のほうが５本ということで工事を行いたいと考えております。

続きまして、浄化槽整備事業費でございますが、8,603万4,000円、工事請負費として、これにつきましては先ほど申しましたとおり80基ほどお願いをしたいというふうに考えております。

続きまして、農業集落排水箱島岡崎地区でございますが1,305万6,000円、岩下矢倉につきましては137万5,000円でございます。

続きまして、12ページの施設費でございますが、施設費につきましては１目施設管理費といたしまして、公共下水道の施設管理で3,015万5,000円でございます。浄化槽につきましては4,822万9,000円、農業集落排水の箱島岡崎で2,009万2,000円、岩下矢倉につきましては1,535万2,000円の計上とさせていただいております。

４款公債費でございますが、合計で利子、元金合わせましてトータルで２億1,650万5,000円でございます。

５款予備費でございますが、昨年同様ということで30万円ほど見込まさせていただいております。

16ページ、給与明細書でございます。18ページの手当の状況でございます。19ページが地方債の調書でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　たびたび申しわけございません。二、三点お尋ねいたします。

浄化槽の設置状況なんですけれども、これは議案調査の部分に入るかと思うんですけれども、申しわけございませんが、ここで言わなくてはできませんので、ご容赦をお願いいたします。当初、各戸に回覧ですか、各戸に全部回しまして、浄化槽の設置、何年に入れたいとういう希望をとったと思うんです。これはもう10年近く前になろうかと思うんです。それに対して現在の設置状況は何％ぐらいになっておりますか、概算で結構です。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　当初の下水道計画でいきますと、年間に200戸というようなことで計画をさせていただいたかと思います。現在につきましては、現在の見込みですと20年度につきましては75基の設置ということで、来年度は80基の見込みをさせていただいております。ですから、現実的には、当初の目的と比べると４割程度というような実績になろうかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　町長、副町長どっちでもいいんですけれども、というような状況下、

非常に設置状況が低い。この辺のところを執行者としてどうとらえていますか。今、非常に環境ということが叫ばれている中で。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　よく私が申している環境で売り上げにしよう、空気を売ろう、水を売ろうと言っている中ではちょっと弱い数字だなと思います。ただ、年に一度ではございますが、下水道についてのチラシでしたか、町報の中で６月ころに見開きで皆さんにお勧めするようなことをしておりまして、それに対する効果も微々たる数ではありますが、あるようでございます。ただ、実績として75という実績ですので、非常に寂しい数字ではあるなと思っております。何か解決策がございますれば、ご教唆いただければと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　策がなくて困っているような状況ととらえますけれども、せっかく十数年前とはいえ、毎戸に配って、アンケートじゃないですけれども、希望をとったわけですから、強制にならないように、このようなのですけれども、どうでしょうかというお伺いというのは、今まで全くなされていないんですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　町として大々的にやるのはその程度であります。ただ、業者さんが下水道の設置を勧めてくださっている、そういったようなところもございますので、民間の例えば浄化槽を設置できる業者さんが営業に行くというような作業の中で、大分進んでいるようなところではあります。そういった方にまた再度お願いをしたり、町全体でどのようにするか、新年度に向けて今から考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　だれしもが同じような答えが出ると思うんですけれども。繰り返しますけれども、毎戸に配って希望をとったわけです。それが全く生かされていない、ただ自主的につけたいですよという人を設置するというような状況なものですから、あのときの資料が残っているかどうかわかりませんけれども、せっかく希望をとったんですから、お伺いぐらいはしてもいいんじゃないかなと。そうしたら、若干パーセントが上がるんじゃないかなと私は考えるんです。できる、できないは執行者の意向ですので、これはあれですけれども、ぜひそういうようなことは、町がそういうことをやったんですから、そのフォローとして当然そのくらいのことは、強制になっては困りますけれども、やるべきではないかなと思われるわけです。

また、別角度で、下水道工事は今、本当に一生懸命やってもらっていますけれども、これは計画に対して進捗状況というのは、100％ですか、何％ですか。計画に対しての今の工事の進捗状況。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　公共下水道につきましては、過日、都市計画審議会のほうにお願いをいたしまして、川戸金井地区の一部につきましては、公共下水道から浄化槽、市町村整備型にしたいということで諮問いたしまして、ご答申をいただきましたので、それに基づきまして公共下水道の工事につきましては、ほぼ変更認可がおりるような状況でございますので、現在のところ、先ほど申しましたとおり公共下水道につきましては、平成21年度で基本的工事のほうは終了いたしますということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。本当にくどいようですけれども、町が計画をしていると思うんです、20年度はここ、21年度はこのようにしようというような、その計画に対して進捗はどのくらいかと聞いておるんですけれども。100％であるか、50％であるか、これも本当にマクロ的になってしまいますけれども。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　計画といいます部分につきましては、当初計画につきまして事業予算を組みまして、最終計画年度として目標を立てるわけでございますが、先ほど申しましたとおり、川戸金井地区が抜けますので、来年度でほぼ100％というような形での進捗状況でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、この審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

産業建設常任委員会においては、３月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第７、議案第９号　平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第９号　平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出総額は5,570万4,000円で、前年度と比較いたしますと520万2,000円の減額となります。

歳入につきましては、分担金及び負担金18万9,000円、使用料及び手数料2,988万円、繰入金2,552万5,000円、繰越金10万円などであります。

歳出につきましては、簡易水道費3,868万5,000円、公債費1,701万9,000円であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　それでは、４ページの事項別明細書のほうをお願いしたいと思います。

１款分担金及び負担金でございますが、説明欄のとおり１件ずつということで、２件の予定をさせていただいております。

２款使用料及び手数料の１目簡易水道使用料でございますが、簡易水道使用料といたしまして2,864万5,000円、過年度分は60万円で、合計で2,924万5,000円でございます。なお、量水器が63万5,000円で、合計といたしまして2,988万円でございます。

なお、町の簡易水道につきましては一本化されましたが、給水区については18給水区ほどございます。

３款財産収入でございますが、１目利子及び配当金8,000円でございます。

４款繰入金の１目繰入金でございますが、2,552万5,000円ほどお願いをするわけでござ

います。

繰越金につきましては、昨年同額の10万円でございます。

６款諸収入でございますが、項目といたしまして雑入で1,000円、消費税で1,000円ということで2,000円でございます。

諸収入の町預金利子につきましては、廃目整理をさせていただいております。

続きまして、６ページの歳出のほうをお願いいたします。

１目維持管理費でございますが、これが18給水区ございます簡易水道施設の維持管理費でございまして、職員２名分の人件費及び維持管理に関する費用でございますので、よろしくお願いをいたします。

２款公債費でございますが、元金、利子合わせて1,701万9,000円ほど予算計上をさせていただいております。

８ページの給与明細、９ページの手当、10ページに起債内訳明細書が記載されておりますので、ごらんいただければというふうに考えます。

以上でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　１点伺います。

上水ですと、これが企業会計になりますので、減価償却費等々をのせますと。そういった感覚でこの簡易水道のほうを予定しますと、数字的にはもっとシビアな数字が出るのかと思います。たまたまこれが特別会計ということなんですが、水道使用料が3,000万弱のところに一般会計からの繰り入れが2,500万円ある。ここの部分で抜本的に解決策を持たないと、先行きがさらに苦しくなるんではないかと思いますが、その見通しというのを伺います。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　簡易水道の事業につきましては、大図議員さんおっしゃるとおり、収入に対しましての部分で非常に一般会計の繰入金という部分についての依存度が高いというようなことでございますが、使用料の部分を上げるということでなければ、この負担金の部分につきましては、一般会計補助金につきましては下がらないというような状況がございます。この部分につきましては、条例改正等を行いながら、また合併後３年を経過いたしましたところでございますので、段階的料金の旧東村、旧吾妻町の部分の料金の統一と

いう部分につきましても解決されておりませんので、その辺につきましては、５年を目途ということでございますので、そのような形でこれから考えていくような方向で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　それは、高度に政治的な判断が必要かと思いますが、トータル約2,500ほどの――すみません、人口はここには出ていないです――供給を行っているわけですが、その各水道組合の間においてさえもばらつきがある。旧来から町営簡易水道といいますか、については、上水道と同じくサービスを提供しているのであるからという前提で、早急に料金の体系を見直すようにという意見がたびたび出された記憶が私はあります。その検討の過程というのは、後で結構ですから、また資料を提示していただくように準備しておいていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　この料金問題につきましては、事務局の判断ではできかねるということでございます。これにつきましては、上司とも相談をしながら、そういう時期に来ましたら、資料等はお渡しをしながら料金改定についての、また条例改正の部分もございますので、議員さんには配付をするような形でやりたいというふうには思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　何か答えが……、それはそれでいいです。それは後で資料をもらうことにしますので、ここについては、執行者の姿勢ということがまず第一かと思いますので、この料金体系の抜本的な見直し、なかんずく使用料3,000万弱のところについて、2,500万円超の繰出金がある、このアンバランス、このバランスシートで言うと、温泉センターあるいはいわびつ荘、ついては吾妻荘にまさる経営の悪さということになると思いますので、その方向性を伺っておきます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　生活に、生きるために必要な水、それは、やはり同じ町の中だったら同じ料金でというのが基本だろうと思っております。いずれ焦らずに、ちゃんと事務手続を全うした中で、そういった料金の改定ということを町内同一料金とできるようにしていきたいと考えております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　言葉が慎重に言われましたが、その中で「いずれ」という一言がつきました。私たちは今ここで、いずれの審議をしているんじゃないんですね。速やかにできるかできないかという論議をしているわけです。いずれということじゃなくて、具体的に数字を挙げて、いつ着手するのか、ここのところを答弁願います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　申しわけございません。お答えができません。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

産業建設常任委員会においては、３月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第８、議案第10号　平成21年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第10号　平成21年度東吾妻町水道事業会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度計画給水戸数は4,458戸、年間総配水量170万立方メートル、１日平均給水量3,800立方メートルでございます。

収益的収入及び支出につきましては、総額で２億435万4,000円であります。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2,810万円、資本的支出１億6,044万4,000円でありま

す。不足する額１億3,234万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的調整額で341万6,000円、過年度分損益勘定留保資金で3,618万9,000円、当年度分損益勘定留保資金で1,482万2,000円、建設改良積立金で7,791万7,000円補てんするものといたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　それでは、予算書の２ページをお願いいたします。

これの部分につきましては、21年度の水道事業会計の基本的な部分でございます。

続きまして、４ページ、５ページをお願いいたします。

実施計画書につきましては、後ほど見積基礎の部分で説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

６ページをお願いいたします。

６ページにつきましては、21年度の資金計画でございますので、よろしくお願いをいたします。

７ページにつきましては、給与費の明細でございます。

８ページ、９ページにつきましても、よろしくお願いをいたします。

10ページをお願いいたします。

10ページにつきましては、平成21年度の予定貸借対照表でございます。

資産の部といたしまして、固定資産27億3,306万4,879円、流動資産１億1,775万4,198円、資産合計といたしまして28億5,081万9,077円でございます。

負債の部、固定負債と称しまして500万円、流動負債が１万円、負債合計で501万円でございます。

資本の部でございますが、資本金の合計といたしまして18億6,678万9,715円でございます。剰余金につきましては、９億7,901万9,362円でございます。資本合計といたしまして、28億4,580万9,077円でございます。負債、資本、合計いたしますと28億5,081万9,077円となります。

次の12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、平成20年度の予定貸借対照表となっております。

資産合計といたしまして28億8,443万4,400円、負債、資本、合計といたしまして同額と

いうことでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

20年度の予定損益計算書でございます。

現在のところですと、一番下の当年度純利益でございますが、202万7,000円ほど純利益が出るのではないかというような予定でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページにつきましては、収益的収入の水道事業収益の営業収益といたしまして、給水収益で１億8,564万3,000円、分担金につきましては210万円、他会計負担金といたしまして370万2,000円、その他営業収益で237万9,000円でございます。

次の水道事業収益の営業外収益でございますが、受取利息及び配当金52万6,000円、他会計補助金、一般会計より1,000万円ほど補助金をお願いする次第でございます。消費税還付金、賃借料はおのおの1,000円でございます。雑収入が2,000円でございます。

続きまして、16ページをお願いしたいと思います。

16ページにつきましては、水道事業に係る費用でございます。

営業費用といたしまして、原水及び浄水といたしまして405万4,000円、配水及び給水費で2,038万1,000円でございます。総係費で5,762万2,000円でございます。これら水道の事業に係る維持管理費及び人件費等でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、18ページをお願いいたします。

18ページにつきましては、減価償却で7,746万2,000円、資産減耗が110万円、その他営業費用といたしまして150万円を見込まさせていただいております。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税450万円、支払利息及び企業債取扱諸費で3,763万5,000円、雑支出といたしまして10万円でございます。

続きまして、19ページの資本的収入でございます。

他会計負担金、この部分につきましては、100万円ほど消火栓の設置負担金で見込ませていただきます。

工事負担金が駅北の工事の負担金分といたしまして1,420万円、公共下水道の工事負担金といたしまして1,290万円でございます。

資本的支出でございますが、総配水設備工事費で9,871万円、工事請負費といたしまして9,460万円。それで、３行目の総配水管布設がえ工事でございますが、この部分につきましては、天神から姉山地区にのぼります総配水の布設がえを計画させていただいております。

その下の水管橋のかけかえ工事でございますが、これも大村と机地区の間に大沢川というのがありますが、ここのところに水管橋を新設いたしまして、現在の送水管につきましては、非常に施設が老朽化して、また民地等も通っておりますので、道路のわきに水管橋をつけて、新たに歩道整備も今回、県のほうでやっておりますので、それに合わせて行いたいということで2,500万ほど計上させていただいております。

機械及び装置につきましては、量水器の購入を11万8,000円ほどお願いしております。

固定資産購入費につきましては、工具器具等の100万円で昨年と同額でございます。

企業債償還金といたしましては、6,061万6,000円のお願いであります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、３月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を１時といたします。

（午前１１時５７分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　１時００分）

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君）　日程第９、議案第11号　平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成21年度予算につきましては、業務予定量を営業日数では354日、宿泊利用者を１万8,500人、休憩利用者を2,100人、入浴利用者を6,000人として設定いたしました。

第３条の収益的収入及び支出の額は、収入支出ともに２億7,773万4,000円、第４条の資本的収入及び支出については、収入が4,900万円、支出が9,086万1,000円であります。

第７条の他会計からの補助金につきましては１億500万円でございます。

詳細につきましては担当の榛名吾妻荘支配人から説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　国民宿舎事業会計予算についての説明をさせていただきます。

初めに、２ページをお開きください。

第２条の業務の予定量についてご説明いたします。

(1)年間営業日数は昨年と変わりございません。

(2)年間宿泊利用者につきましては、１万8,500人と設定いたしました。この数値は、平成20年度予算数値の２万人より1,500人少ない数字でございます。なお、今年度の見込みにつきましては、１万7,600人と考えておりますので、今年度末の見込みよりは900人多い数値でございます。

(3)年間休憩利用者数2,100人につきましては、20年度予算数値より1,400人少ない数値でございます。

(4)の入浴利用者につきましては、20年度数値より1,000人少ない数値でございます。

続いて、３ページをごらんください。

第７条、他会計からの補助金につきましては、１億500万円をお願いするものでございま

す。この内訳としましては、３条予算に5,600万円、４条予算に4,900万円でございます。

続いて、５ページをお開きください。

資金計画でございます。前年度決算見込みの額の中で受入資金の８番目にあります他会計補助金につきましては、この後の補正予算で2,000万円をお願いする予定でありますので、決算見込み額としましては１億1,800万円としてございますので、ご了承ください。他会計補助金につきましては１億1,800万、当年度、平成21年度の予定額としましては１億500万、増減では△の1,300万でございます。

この資金計画につきましては、資金収支が健全な状態にあるかどうかを判断する資料として提出してございます。一番下の欄にある差し引き額をごらんいただければおわかりのことと思いますが、資金不足を生じている状況でございます。

６ページからは給与費明細書がございますので、後ほどごらんください。

10ページをお開きください。

平成21年度の予定貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、固定資産合計で９億1,980万3,012円、流動資産としましては、流動資産合計300万、資産合計９億2,280万3,012円でございます。

11ページに移りまして、負債の部でございます。

負債の部では、未払金といたしまして1,176万4,501円を予定してございます。

資本の部でございますが、資本金合計６億7,800万6,414円、剰余金合計２億3,303万2,097円、資本合計９億1,103万8,511円、負債資本合計は資産合計と同じ数字でございます。

12ページからは、20年度の予定貸借対照表でございますので、ごらんいただければと思います。

続いて、14ページをお開きください。

平成20年度の予定損益計算書でございます。

３番の営業外収益、(2)他会計補助金につきましては、先ほどの資金計画と同様に補正の額が入ってございます。１番の営業収益につきましては２億1,793万8,000円、２番の営業費用につきましては２億6,992万4,000円、営業損失としまして5,198万6,000円でございます。経常利益につきましてはゼロ、当年度利益としてもゼロ、欠損金としましては6,653万2,855円でございます。

15ページからは見積もりの基礎となっております。

主なところを申し上げますが、収益的収入につきましては、利用収益の中では、それぞれ

宿泊人数、休憩等に合わせた数字で計算してございます。売店の売り上げにつきましては100万円の減として見ております。その他の収益につきましても、10万円の減でございます。

営業外収益につきましては、他会計補助金につきまして5,600万ということで昨年と同額でございます。

16ページをごらんください。

収益的支出でございます。

こちらは、宿舎経営費としまして２億1,630万、こちらも1,472万4,000円の減でございます。減価償却費が4,046万9,000円、資産減耗費が10万円でございます。

営業外費用としましては、企業債利息として2,065万4,000円が計上してございます。

17ページをごらんください。

資本的収入でございますが、一般会計からの補助金を4,900万円、昨年よりも700万円多い額でございます。資本的支出につきましては、建設改良費として660万円、企業債償還金として8,426万1,000円お願いしてございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務常任委員会においては、３月 17 日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１２号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第10、議案第12号　平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第８号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第12号　平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第８号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに２億1,991万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億1,458万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税6,918万8,000円、国庫支出金５億1,378万7,000円、繰入金5,435万3,000円が増額になります。また、減額となる主なものは、町税3,625万円、県支出金１億1,183万4,000円、諸収入7,665万3,000円、町債１億5,210万円でございます。

歳出につきましては、総務費２億1,189万1,000円、教育費3,990万1,000円、諸支出金2,000万円が増額、衛生費1,987万円、農林水産業費2,623万7,000円、土木費1,060万4,000円が減額の主なものでございます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山野　進君）　それでは、詳細説明をさせていただきます。

６ページをお開きいただきたいと思います。６ページから順次説明させていただきます。

第２表の債務負担行為補正でございますが、今回２件を追加させていただくものでございます。１つ目が東吾妻町の土地開発公社の宅地分譲事業の買い戻し残地販売事業のための損失補償契約でございます。期間につきましては、２年間ということで平成20年度、21年度を予定しております。限度額につきましては、3,000万でございます。

その次の原町小学校プール新築工事の関係でございますが、これも２年間の期間でございまして、金額、限度額につきましては１億円でございます。

次に、第３表の繰越明許費補正でございますけれども、今回、表をごらんいただきますと19件ございますけれども、追加をお願いするものでございます。この中で８款土木費、１項道路橋りょう費、上から５番目になりますけれども、町道分去・オリジン線の改良事業、この関係については520万円でございます。

それから、さらに７行下の２項都市計画費、これは街路事業整備費ということでございま

すけれども、3,680万の繰り越しになります。20年度に契約をさせていただいたわけですけれども、その３割分については移転完了後にお支払いするということでございまして、来年度にずれ込むものでございます。

それから、事業名のところの一番上を見ていただきますと、未利用公共施設解体工事（地域活性化・生活対策臨時交付金事業）というのが見ていただきますと13事業ございますけれども、この関係が国の第２次補正でございます。総額で13事業で２億8,840万円、交付金を２億986万2,000円見込んでおります。

そのほか、３番目ですと、総務費の総務管理費、定額給付金事業ということで２億7,726万9,000円、その下の子育て応援特別手当交付事業765万8,000円等が入っておりますけれども、国の第１次補正、第２次補正関係等でございまして、合わせて６億3,732万7,000円が繰り越させていただく金額になります。

次に、８ページをお願いしたいと思います。

８ページの第４表の地方債補正でございますけれども、地方債の追加ということで１件でございます。災害復旧事業に伴って起債を起こすために今回お願いするものでございまして、限度額につきましては、120万を予定させていただいています。起債の方法等はごらんいただきたいと思います。

それから、２番目の地方債の変更でございますけれども、事業量の確定に伴う限度額の変更でございます。過疎対策費から学校教育施設等整備事業まで７事業あるわけでございますけれども、補正前の額につきましては９億8,850万円でしたけれども、右側の補正後の合計額につきましては８億3,650万ということで、１億5,200万ほど減額になっております。

次に、歳入を事項別明細により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　税務課長。

○税務課長（小山枝利子君）　ご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

町税につきましては、１月末までの実績から推計をいたしております。個人町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税は、それぞれ若干の追加になりましたが、昨今の社会情勢、経済情勢から法人町民税は4,550万円減額、町たばこ税は430万円の減額となりました。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、12ページをお願いしたいと思います。

２款１項の自動車重量譲与税から説明させていただきますけれども、自動車重量譲与税、その下の３款利子割交付金、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金、それから６款地方消費税交付金、８款自動車取得税交付金、それから９款地方特例交付金等につきましては、県の推計数値をもとに修正をさせていただいたものでございまして、増減等がございますが、ほとんど減額のような形になっております。なお、６款地方消費税交付金につきましては、確定数字ということで計上させていただきました。

次に、10款地方交付税でございますが、6,918万8,000円の追加のお願いでございます。説明のところを見ていただきますと、特別地方交付税追加ということで、6,918万8,000円追加させていただくわけですけれども、今年度の普通交付税、特別交付税、合わせまして27億9,742万円になります。その内訳として、普通交付税が24億8,742万円、特別交付税を３億1,000万円に見込んでおります。

それから、13款使用料及び手数料でございますけれども、総務手数料、温泉センター使用料とも利用者の減によるものでございます。

２目民生費使用料につきましては、所得割分が伸びなかったというようなことで減額をさせていただいております。

次に、14ページをお願いしたいと思います。

14款国庫支出金、１目民生費国庫負担金でございますけれども、児童手当等の確定による補正のお願いでございます。

その下の２項国庫補助金、１目総務費補助金でございますけれども、４億4,927万2,000円の追加のお願いでございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、市町村合併推進体制整備費補助金減額ということで、当初は3,800万円の要求でしたけれども、1,000万円の内示ということで今回2,800万円の減額をさせていただきます。

次に、定額給付金の事務費補助金ということで、121万円ほど追加させていただきたいと思います。

その下の定額給付金の事業費補助金ということで、当町１万6,990人を見込んでおります。内訳については、歳出のところで申し上げたいと思いますが、２億6,620万円ほど補助金という形で国から来ます。

その下の地域活性化生活対策臨時交付金、先ほど申し上げましたけれども、13事業合わせまして２億986万2,000円でございます。

それから、２目の民生費国庫補助金でございますけれども、725万8,000円の追加のお願

いでございます。

２節児童福祉費補助金720万円、これが子育て応援特別手当交付金ということで、３歳から18歳までの子供が２人以上いる世帯で、その３歳、４歳、５歳の方に支給されるもので、200人を見込んでおりまして、１人３万6,000円ということで720万円計上させていただいております。

次の４目土木費国庫補助金でございますけれども、１節の合併浄化槽については基数の変更による減でございます。

２節の地方道路交付金につきましては、町道岩下川中線になるわけですけれども、これは補助率の改定に伴って100万円ほど追加させていただきました。

５目教育費国庫補助金につきましては、5,981万4,000円の追加のお願いでございますが、校舎建築費の事業補助金が増額になった関係で増額をさせていただいております。

次の３項委託金、１目総務費委託金につきましては、ダム関連の事業確定に伴う150万円の減額でございます。

それから、15款県支出金、１目民生費負担金につきましては、国庫支出金と同じように児童手当等の確定によるものでございます。

次に、16ページをお願いしたいと思います。

２項県補助金でございます。２目民生費補助金につきましては、医療費の伸びによりまして218万円ほど追加させていただいております。

３目農林水産業費補助金につきましては、減額の725万6,000円でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、下のほうの地域と調和した畜産環境確立事業補助金減額ということで、堆肥舎の県の補助金がなくなったということで、町でも減額をさせていただいております。

そのほか６目衛生費補助金でございますけれども、130万9,000円の追加のお願いでございます。上の健康増進事業補助金につきましては、当初はゼロであったわけですけれども、県の予算がついたということで73万2,000円ほど追加させていただいております。

その下の母子保健衛生費補助金につきましては、妊婦検診による回数が５回から14回になった関係で、今回９回分を追加させていただきました。

それから、３項委託金、１目総務費委託金につきましては、25万2,000円の追加ですが、松谷地区の盛り土造成事業の追加でございます。

３目都市計画費委託金につきましては、１億194万8,000円の減額でございますけれども、

街路事業に伴う用地が次年度に延びたということで減額をさせていただいております。

それから、17款寄附金、１目一般寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金ということで、７名の方からのご寄附がございました合計が25万1,000円でございます。

18款繰入金、２目公共施設等整備基金繰入金につきましては、減額で781万円ほどさせていただきます。

４目、５目につきましては、基金を廃止することに伴って一般会計のほうに繰り入れるもので、地域振興基金につきましては4,968万3,000円、ふるさとづくり事業積立金繰り入れにつきましては1,248万円でございます。

それから、20款諸収入、６目温泉センター雑入等につきましては、入り込みの減によるものでございます。

７目雑入につきましては、7,185万3,000円の減額でございますが、説明のところの一番上をごらんいただきたいと思いますが、職員の人事交流、今、県民局で１名行っておりますが、職員分の587万3,000円、ある程度人件費が確定したということで今回お願いするわけでございます。

それから、一番下の文化財発掘調査委託金減額980万円につきましては、二重計上してしまったということで今回減額させていただきます。

21款町債、過疎債、土木債等につきましては、事業確定による減額でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、18ページをお願いしたいと思いますが、５目教育債１億350万円の減額でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、プール建設事業債、それと校舎建築事業債につきましては、補助金がふえた関係で起債のほうを減額させていただいたものでございます。一番下の校庭整備事業債につきましては、確定数字による10万円の減額でございます。

７目災害復旧事業債につきましては、10万円の減額でございます。事業費の確定に伴うものですので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。19ページから歳出になります。

２款総務費、１目一般管理費でございますが、184万円の追加のお願いでございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、一般管理費として184万円の減額でございます。ＬＧＷＡＮシステム等の構築費減額につきましては、合併補助金が減額になったために今回減額させていただくものでございます。

それから、職員人事交流負担金につきましては、県から一人、高橋という者が来ておりますが、その人件費相当額644万円でございます。

それから、５目財産管理費6,000万円の追加のお願いでございますが、地域活性化生活対策事業、先ほど申し上げました6,000万円、この関係につきましては、旧校舎の解体を見込んでおります。その額でございます。

７目財政調整基金費につきましては、4,276万5,000円の減額ということで、積立金を減らさせていただきたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　企画課長。

○企画課長（高橋義晴君）　８目企画費でございますけれども、185万3,000円の追加のお願いでございます。

まず、13節委託料160万円につきましては、歳入のところの繰越明許でも説明されておりましたように、２次補正での事業となります。地上デジタル放送受信ポイント測量委託ということで、約200ポイント程度を考えておりますけれども、これにつきましては、必要に応じて新年度で支出をしていきたいというふうに考えております。

25節積立金25万3,000円につきましては、これも歳入のほうで説明がございましたとおり、ふるさと応援寄附金７名の方からいただいた25万3,000円になります。条例の制定のほうでお願いしてございますけれども、そちらのほうが制定できましたら、積み立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、12目交通対策費、15節工事請負費100万円の減額のお願いでございます。合併補助金の減額によるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、22目定額給付金給付事業でございます。お願いする額が２億6,741万円でございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、７節賃金として121万円、それから19節負担金、補助及び交付金の中で２億6,620万円ということでございます。65歳以上の方が5,170人ございます。それから、18歳未満の方が2,620人おります。この方については２万円でございます。その他18歳以上から65歳未満の方については9,200人ということで、１万2,000円の支給でございます。総額で２億6,620万円でご

ざいますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　税務課長。

○税務課長（小山枝利子君）　次のページをお願いいたします。

２項徴税費、２目賦課徴収費、13節委託料250万円の減額は、固定資産税客体調査等委託料の契約差金、23節償還金、利子及び割引料350万円の減額は、法人町民税の還付が予想より少なかったことによるものでございます。なお、参考までに予定納付分の法人町民税還付金、現在までのところ約1,580万円となりました。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　ダム対策課長。

○ダム対策課長（轟　　馨君）　20款７項１目ダム対策総務費について説明させていただきます。今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で6,830万9,000円の減額のお願いです。20年度ダム関連事業の確定に伴うものでございます。

まず、13節委託料でありますが、31万円の減額であります。

次に、15節工事請負費でありますけれども、渓谷遊歩道整備の309万3,000円の追加でございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金であります。これは、生対費の精算金によるもので、総額150万円の減額でございます。

次に、25節積立金でありますけれども、これも事業確定によるもので、総額で6,959万2,000円の減額でございます。内訳といたしましては、公共施設等整備基金利子分ですけれども、49万9,000円の追加、町道5284号線が109万5,000円の減額、町道新井・横谷・松谷線で109万4,000円の追加、町道松谷・六合村線で7,277万3,000円の減額、吾妻渓谷自然公園整備事業が267万9,000円の追加であります。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田　豊君）　続きまして、８項岩櫃ふれあいの郷費についてご説明させていただきます。

１目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますが、11節需用費に光熱水費といたしまして、電気料不足分50万円の追加のお願いでございます。

４目健康増進センター管理費でございますが、11節需用費の修繕料といたしまして、28万4,000円の追加のお願いでございます。

８項岩櫃ふれあいの郷費合計で78万4,000円の追加のお願いでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

９項温泉事業費についてご説明させていただきます。

２目温泉センター管理費でございますが、３節職員手当等で時間外勤務手当不足分15万円の追加のお願いでございます。

11節需用費、光熱水費として電気料不足分140万円の追加と、修繕料といたしまして28万円の追加のお願いでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、下水道使用料不用分といたしまして180万円の減額のお願いでございます。

２目温泉センター管理費合計で３万円の追加のお願いでございます。

次に、３目温泉センター食堂費でございますが、３節職員手当等で時間外勤務手当不足分４万8,000円の追加のお願いでございます。

16節原材料費で、食堂の加工用原材料費として200万円の減額のお願いでございます。

３目温泉センター食堂費合計で195万2,000円の減額のお願いでございます。

９項温泉事業費合計で192万2,000円の減額となります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　続きまして、３款民生費、１項社会福祉費でございます。

まず、１目社会福祉総務費でございます。今回お願いいたしますのは、379万2,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、二重計上がわかったものですから、それに対する減額でございます。

次に、４目老人福祉費でございます。お願いいたしますのは、156万円の追加のお願いでございます。これも当初、補助金として見ておりましたけれども、委託料のほうに振り替えるものでございます。さらに対象がふえたということで、156万円の補正のお願いでございます。

続きまして、５目福祉医療費でございます。お願いいたしますのは564万2,000円でございまして、医療費の伸びというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　６目国民健康保険費でございます。28節繰出金ですが、保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、国民健康保険特別会計の繰出金1,846万8,000円を減額するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

続いて、22ページ、８目後期高齢者医療費であります。同じく28節繰出金でありますが、保険基盤安定負担金等の額の確定により、後期高齢者医療特別会計繰出金の追加であります。618万8,000円であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　続きまして、２項児童福祉費でございます。

１目児童措置費です。今回お願いいたしますのは780万円の追加のお願いでございます。まず、ここで皆さんに訂正とおわびを申し上げます。先ほど歳入のところで総務課長のほうで対象児童の年齢を３歳から５歳というような話でありました。私のほうで総務課長にそのように伝えてまことに申しわけないのですが、私の間違いでありまして、４歳から６歳でございます。平成14年４月２日から平成17年４月１日に生まれた子供、２人目から対象になります。お願いいたします。

まず、説明欄でございますけれども、子育て支援費といたしまして、児童手当の追加で60万円、今回お願いしております特別応援手当、これが720万円で、合計で780万円の追加のお願いでございます。

次に、４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費でございます。お願いいたしますのは、453万1,000円の追加のお願いであります。これにつきましては、１月に行われました全員協議会のほうでご説明申し上げました、原町赤十字病院に対する補助金の追加でございまして、453万1,000円の追加のお願いでございます。

次に、３目母子保健費、お願いいたしますのは115万5,500円でございます。これにつきましては、県の制度が変更になりまして、妊産婦検診の回数がふえたということですので、その対象になった部分の追加で115万5,000円の追加のお願いでございまして、合計いたしまして568万6,000円のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、２項１目清掃総務費の19節負担金、補助及び交付金2,522万4,000円の減額のお願いでございます。内訳としまして、し尿処理で410万6,000円、可燃ごみ処理671万6,000円、粗大ごみ処理940万4,000円、最終処分場499万8,000円の負担金の減額でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　３項簡易水道費、１目簡易水道費でございますが、事業確定に伴う33万2,000円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　続きまして、６款１項３目農業振興費でございますが、211万円の減額のお願いでございます。これにつきましては、農業近代化資金等利子補給金の事業確定に伴う減額でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、４目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、102万6,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、認定農業者農用地利用集積促進奨励金でございまして、新規及び再設定の減に伴うものでございます。

続きまして、５目畜産振興費でございますが、700万円の減額のお願いでございます。これにつきましては、事業予定者が事業を取りやめたために伴うものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、６目農地費でございますが、1,110万1,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、事業に伴うものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、２項１目林業振興費でございますが、500万円の減額のお願いでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。間伐推進対策事業につきましては、公共間伐の減によるものでございます。有害鳥獣捕獲事業でございますが、今年度につきましては、予定より頭数が少なかったということでの減額のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

24ページをお願いいたします。

７款１項２目商工費でございますが、商工業経営振興資金利子補給金につきましては、現在の景気情勢を踏まえまして小口資金の利子補給率を50％とし、町内の中小企業者に対して景気対策の緊急支援として計画しております。

次の貸付金につきましては、労働環境整備資金の利用がありませんでしたので、減額のお願いでございます。

損失補償金につきましては、平成20年度下半期において３件の代位弁済がありましたので、349万2,000円の増額のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　それでは、続きまして、24ページ、８款土木費、１項道路橋りょう費、２目道路橋りょう総務費でございますが、今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で5,600万円の追加のお願いでございます。今回の追加補正につきましては、地域活性化対策事業といたしまして、町道２路線の補修工事費としてのお願いでございます。

財源内訳につきましては、国・県支出金が5,000万、一般財源が600万でございます。

次に、３目道路改良費でございますが、総額で4,800万円の追加のお願いでございます。財源内訳では、国・県支出金が3,900万円、地方債が330万円の減額、一般財源が1,230万円でございます。

次に、節でありますが、13節委託料が1,100万円の追加で、これも地域活性化対策事業であります。

次に、15節工事請負費で3,100万円の追加のお願いでございます。説明欄の当初の道路改良工事が200万円の減額、そして、地域活性化生活対策事業としての町道改良工事４路線を整備するものでございます。

次に、公有財産購入費250万円と22節補償金350万円で、これも地域活性化生活対策事業であります。

次に、４目橋りょう維持費でありますが、総額で3,350万円の追加のお願いでございます。財源内訳では、国・県支出金が3,100万円、一般財源が250万円でございます。

次に、15節工事請負費が3,350万円で、これも地域活性化生活対策事業でありまして、なかなか補修ができなかった町有の３橋梁の維持工事を行うものでございます。

次に、25ページをごらんください。

２項１目都市計画総務費でありますが、総額で11万9,000円の追加のお願いでございます。

11節需用費で、原町駅北側のコミュニティー広場トイレの凍結防止補修工事でございます。

次に、４目街路事業整備費であります。総額で１億4,078万6,000円の減額のお願いでございます。財源内訳につきましては、国・県支出金が１億194万8,000円の減額、地方債が4,430万円減額、一般財源が546万2,000円の増額であります。主な減額の理由につきましては、原町駅南の交差点付近の土地購入費2,227万円、補償金7,247万円でありますが、これまでの用地交渉の経過から、21年度契約へかすかな明かりが見える中での減額でございます。

また、19節負担金4,390万円につきましては、17節、22節の減額に合わせ、県負担分1,890万円減額と既得分での（仮称）吾妻大橋の再設計を21年度に考えるという方向の中で2,500万円の減額でございます。

以上でありますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　６目下水道費でございますが、説明に書いてあるとおりの事業確定に伴う減額でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　続きまして、３項１目公営住宅管理費でございますが、総額で30万円の追加のお願いでございます。現在の公営住宅は、築35年以上の建物がほとんどであり、維持補修が年々増加をしております。特に今年度につきましては、既に三十数カ所の補修を行い、現在、なお数カ所の補修を余儀なくされている中でのお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君）　続きまして、26ページをお願いしたいと思います。

９款消防費、１項消防費、１目消防費170万円増額補正のお願いでございます。

初めに、消防費80万円の減額でございます。昨年９月に導入いたしました、小型ポンプ積載車の事業確定によります減額でございます。

次に、250万円増額のお願いでございます。地域活性化生活対策事業で、小型消防ポンプの購入のお願いでございます。配備場所としましては、５分団第１部、新巻地区の小型ポンプが20年経過と老朽化しておりますので、ここに新たに更新を予定するものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、３目防災費、11節需用費117万円の増額補正のお願いでございます。防災費63万円の減額でございますが、合併補助金減額によるものでございますので、新年度で予定させております。よろしくお願いいたします。

続きまして、180万円の増額のお願いでございます。近年、多発する自然災害に備えるため、地域活性化生活対策事業で防災ハンドブックを作成し、毎戸へ配布を予定するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　それでは、引き続きまして、10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費につきましては27万3,000円、そして、５目給食調理場運営管理費につきましては６万6,000円、それぞれ追加のお願いでございますが、これは退職手当組合負担金の確定によるものでありますので、よろしくお願いいたします。

２項小学校費、３目小学校施設整備費につきましては、3,600万円の減額のお願いでございます。説明欄をごらんいただきますと、原町小学校の校舎新築工事につきましては2,700万円の減額、坂上小学校プール新築工事につきましては900万円の減額、これは事業量の確定によるものでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、27ページをお願いいたします。

３項中学校費、１目学校管理費につきまして８万5,000円の増額は、これも退職手当組合負担金の確定によるものであります。

３目中学校施設整備費につきましては、6,500万円の増額のお願いであります。これは、先ほど来お話がございます、地域活性化生活対策事業といたしまして、原町、岩島、坂上のそれぞれの未利用プール等の学校施設の解体事業といたしまして、6,500万円の追加をお願いするものであります。

４項幼稚園費をお願いします。

１目幼稚園管理費でありますが、31万6,000円の追加のお願いは、これもまた退職手当組合負担金の確定によるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋　哲君）　それでは、中ほどの３目文化財保護費についてお願いいたします。補正額915万円の減額のお願いでございます。財源内訳の国・県支出金の欄、910万円減額となっておりますけれども、これにつきましては、合併補助金が交付決定にならなかったための減額でございます。

それでは、説明の欄をお願いします。工事請負費の減額につきましては、指定文化財導入板の設置工事費61基分を予定しておりましたけれども、減額ということでよろしくお願いいたします。

それから、続きまして、６目発掘調査費ですけれども、131万1,000円の追加のお願いでございます。財源内訳のところにいきまして、その他財源ですけれども、980万円の減となっておりますけれども、これにつきましては、当初予算におきまして23ページの農地費の基盤整備事業の、土地改良事業費と二重計上していたための財源の組み替えでございますので、よろしくお願いいたします。

説明欄をお願いいたします。社会保険料、賃金ということで、これにつきましては、上郷・大沢地区の発掘調査事業となっております。賃金につきましては、20人、10日分を見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１枚めくっていただきまして、28ページをお願いいたします。

３目施設管理費をお願いいたします。1,800万円の追加のお願いでございます。財源内訳につきましては、国・県支出金1,703万1,000円ということで臨時交付金を充当いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明欄をお願いいたします。地域活性化生活対策事業ということで、消耗品、印刷製本につきましては、事務費となっております。耐震診断業務委託料1,795万につきましては、川戸の町民体育館、奥田社会体育館、岡崎社会体育館、中央公民館、４施設分の耐震委託料でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　続きまして、11款１項２目道路復旧費でございます。総額で46万1,000円減額のお願いでございます。昨年夏の災害で国災該当２路線の確定減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　続きまして、13款諸支出金、１項公営企業費、２目国民宿舎事業会計補助金でございます。2,000万円の追加のお願いですけれども、宿泊者等の減少によって2,000万円の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了しますようお願いいたします。

◎議案第１３号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第11、議案第13号　平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第13号　平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、国・県からの支出金、交付金が変更申請及び決定通知を受けてのものでございます。

最初に、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ1,422万9,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ17億7,181万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金1,593万3,000円の減額、療養給付費交付金1,563万7,000円の増額、共同事業交付金453万5,000円の増額、繰入金1,846万8,000円の減額であります。

歳出につきましては、保険給付費1,710万円の減額、介護納付金26万9,000円の減額、共同事業拠出金252万7,000円の増額、諸支出金61万3,000円の増額であります。

次に、施設勘定でございますが、歳入歳出それぞれ202万9,000円を増額し、8,687万4,000円とするものでございます。

まず、歳入ですが、診療収入80万3,000円の増額、県支出金61万3,000円の増額、繰入金、同じく61万3,000円の増額であります。

次に、歳出では、総務費110万1,000円の増額、医業費92万8,000円の増額であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　それでは、詳細説明を申し上げます。

最初に、事業勘定ですが、４ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、３款１項国庫支出金、療養給付金等負担金、変更申請により減額の3,225万8,000円。２項国庫補助金、１目の普通、２目特別財政調整交付金、いずれも変更申請を受け、1,632万5,000円の増。

４款療養給付費交付金は、２月上旬の退職者医療交付金変更通知からの推計ですが、1,563万7,000円の増額。

８款共同事業交付金につきましては、いずれも交付金確定を受け、453万5,000円の増。

９款１項１目一般会計繰入金につきましては、ほぼ確定通知及び年度内の該当者数から減額をさせていただきます。

続いて、７ページ以降、歳出に移ります。

２款保険給付費、１項療養諸費、２項高額療養費ですが、それぞれ１カ月当たりの平均額を年額に置きかえての減額及び増額であります。

４項出産育児諸費については、歳入でも説明しましたが、年度内予定者数により減額をさせていただきます。なお、現在まで25名の方が該当し、年度内３名の方が予定をされており

ます。

５款介護納付金は減額、６款共同事業拠出金については増額と、それぞれ確定を受けての金額であります。

10款諸支出金については、特別調整交付金の額確定を受けて、施設勘定に繰り出すものでございます。

続いて、施設勘定に移ります。

10ページをお願いいたします。

歳入、１款１項４目その他の診療報酬収入ですが、インフルエンザ予防接種等の増により追加をお願いするものでございます。

３款県支出金、４款繰入金については、特別調整交付金の確定及び同額の事業勘定からの繰入金の追加であります。

11ページ、歳出でございます。

１款総務費については、人件費及び火災保険料の追加をお願いするものでございます。人件費につきましては、12月定例会でもお願いをいたしましたが、入力数値に誤りがありましたので、まことに申しわけありませんが、改めて追加をお願いするものでございます。

火災保険料の追加については、保険機関を統一するためのものであります。

２款医業費については、携帯用酸素ボンベ等のリース料及び医薬品の追加でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を２時10分といたします。

（午後　１時５８分）

○議長（菅谷光重君）　再開をいたします。

（午後　２時１０分）

◎議案第１４号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第12、議案第14号　平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第14号　平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回のお願いは、歳入歳出それぞれ2,351万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億7,487万4,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、今年度からスタートしたこの制度、年度途中で保険料の軽減措置が講じられました。その軽減対策に伴う減額が主なものでございます。

なお、この措置は新年度にもさらに変更が予定されているため、システム改修の必要が生じます。これらの改修費につきましても、繰越明許繰越計算書のとおり繰越明許費補正をあわせてお願いする次第でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　それでは、詳細説明を申し上げます。

３ページをお願いします。

第２表繰越明許費補正として、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。先ほど町長提案理由の説明のとおり、今年度から制度が開始されたわけですが、年度途中から保険料の軽減措置が行われ、新年度以降もその措置が適用になることから、システム改修が必要とされるわけでございます。国の内示を受けているわけですが、年度内の改修が間に合わないことから21年度に繰り越しをさせていただくものであります。

５ページ、歳入をお願い申し上げます。

１款後期高齢者医療保険料ですが、年度末を控え、ほぼ金額が確定することから、減額をさせていただくものでございます。いずれも保険料軽減対策による減額であります。

３款繰入金ですが、一般会計から事務費及び基盤安定繰入金の追加であります。

５款国庫支出金ですが、繰り越しでお願いするシステム改修費補助金であります。

６ページをお願いします。

歳出ですが、１款１項一般管理費については郵便料の追加、２項徴収費については医療システム改修費等の追加であります。

２款後期高齢者広域連合納付金ですが、軽減対策による保険料等負担金の減額と一般会計から繰り入れた保健基盤安定負担金の追加納付によるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了しますようお願いいたします。

◎議案第１５号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第13、議案第15号　平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第15号　平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回のお願いは、歳入歳出それぞれに992万円を追加し、補正後の歳入歳出合計額を11億7,103万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは国庫支出金983万4,000円、歳出の主なものは基金積立金889万6,000円であります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいます

よう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　それでは、説明させていただきます。

ただいま町長提案理由で申し上げたとおりでございます。

４ページ、事項別明細、歳入からお願いいたします。

まず、歳入でございます。

４款国庫支出金、２項国庫補助金、４目介護従事者処遇改善臨時特例交付金と５目その他補助金でございます。これらにつきましては、昨日ご提案申し上げました条例の制定、一部改正に係るところでございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますけれども、介護報酬が平成21年度から３％引き上げられるということに伴いまして、１号被保険者の保険料の負担増を段階的にやるという部分での交付金でございます。

その次のシステム改修につきましては、これらに係るシステムの改修に係る補助金でございまして、合わせまして983万4,000円の追加のお願いでございます。

次、７款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金でございます。８万6,000円の追加のお願いでございまして、利息の追加でございます。

５ページをお願い申し上げます。

歳出になります。

まず、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でお願いするのが、102万4,000円の追加のお願いでございます。これは、歳入のほうで申し上げましたシステム改修費の歳入がありますので、そちらのシステム改修委託料という形で歳出するものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、４款基金積立金、１項基金積立金の１目介護給付準備基金積立金でございまして、８万6,000円の追加のお願いでございまして、これは、基金準備積立金でございます。

２目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、これは、歳入のほうで入ってまいりました881万円をそのまま条例の制定がお認めいただければ、これを基金のほうに積み立てて、21年度からこれを取り崩しまして被保険者の負担の軽減に使うというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎資料の訂正について

○議長（菅谷光重君）　ここで、住民課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君）　まことに申しわけありません。先ほどの後期高齢者の特別会計の補正の欄の６ページをお願いしたいと思います。

歳出の６ページ、２款後期高齢者医療広域連合納付金の一番右の説明欄でございますが、ここに後期高齢者医療広域連合納付金2,643万9,000円とありますが、まことに申しわけありません。この頭に△をお願いしたいと思います。減額ですので、今は△がついておりませんが、2,643万9,000円、26,439の頭に△をお願いしたいと思います。６ページの歳出、一番下の２款の説明欄でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第１６号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第14、議案第16号　平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第３号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第16号　平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

事業の確定により、歳入歳出にそれぞれ5,242万3,000円を減額して、歳入歳出総額をそれぞれ５億7,050万2,000円とするものでございます。

主な理由としましては、建設費の5,372万3,000円の減額が主な理由となっております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　それでは、３ページをお願いしたいと思います。

３ページにつきましては、地方債の補正でございます。下水道事業、過疎対策事業、資本費平準化債でそれぞれ減額になっております。事業の減額に伴う地方債の補正でございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、５ページをお願いいたします。

５ページにつきましては、１款１項１目農業集落排水分担金につきましては、８万3,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、公共下水道負担金につきましては、95万円の追加のお願いでございます。

２款１項１目の公共下水道使用料につきましては390万円の追加、浄化槽につきましては479万5,000円の減額、農業集落排水につきましては43万9,000円の追加で、トータルで45万6,000円の減額のお願いでございます。

次の６ページをお願いします。

６ページにつきましても都市計画費の国庫補助金が658万5,000円の減額、２目生活排水費国庫補助金が38万7,000円の追加のお願いで、トータルで619万8,000円の減額でございます。県支出金につきましては、浄化槽の減額に伴いまして69万1,000円の減額でございます。

５款１項１目の一般会計につきましては、582万5,000円の減額でございます。

７款２項３目、４目で98万6,000円の減額でございます。

７ページの８款１項１目下水道事業債で3,630万円、過疎対策事業債で300万円の減額で、トータルで3,930万円の減額でございます。

続きまして、８ページをお願いいたします。

８ページにつきましては、公共下水道事業、浄化槽市町村整備事業ともに減額となっております。

３款１項１目施設管理費につきましては、130万円の追加のお願いでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第１７号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第15、議案第17号　平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第２号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第17号　平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第２号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出総額では増減がございませんが、事業の確定により、歳入では各款の組み替えをお願いするものでございます。歳出では、節の組み替えでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　それでは、４ページをお願いしたいと思います。

先ほど町長申しましたとおり、補正額につきましては増減はございませんが、節それぞれの款項の部分での補正でございます。

１款１項１目簡易水道分担金で２万3,000円の減額でございます。

２款１項１目簡易水道使用料で26万7,000円の減額。

３款１項１目利子及び配当金で2,000円の減額。

６款２項１目雑入で29万3,000円の増額のお願いであります。

２目消費税還付金が1,000円の減額でございます。

続きまして、６ページをお願いいたします。

歳出でございますが、節の組み替えということで事業確定等に基づくものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第１８号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君）　日程第16、議案第18号　平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第１号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第１号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出について、歳入歳出ともに180万円を減額し、２億9,394万2,000円とするものでございます。

なお、営業収益の減収による資金不足を補てんするため、町費補助金を2,000万円追加し、１億1,000万円とするものでございます。これは、燃料高騰による利用客減少に加え、昨年秋以降の世界金融不況の影響を受け、大幅な収入不足が発生いたしました。この不足分を補助金により補てんをお願いするものでございます。

詳細につきましては榛名吾妻荘支配人から説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　平成20年度国民宿舎事業会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

資料の３ページをごらんください。

見積基礎によりましてご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、国民宿舎事業収益を180万円減額し、２億9,394万2,000円とするものでございます。

項の欄につきましては、営業収益を2,180万円減額し、２億1,793万8,000円とし、営業外収益を2,000万円追加し、7,600万4,000円とするものでございます。

利用収益につきましては、利用者の減少によるもので、予算設定数値に対しまして宿泊利用者は2,400人の減、日帰り休憩利用者が1,400人の減ということでございます。これに伴いまして、収入不足になりますので、資金不足が発生いたします。その資金不足につきまして、補助金として2,000万円をお願いするものでございます。

収益的支出につきましては、食事料の減収による食事材料費の減額、並びに洗剤や食器などの厨房用消耗品等の不足による追加のお願いでございます。

昨年11月の時点では、宿泊者は昨年度より520名多い状態でございました。しかしながら、その後、12月から３月にかけまして1,200人以上の宿泊利用者が減っております。この間には、１月と２月にマグロ解体ショーを開催し、町民の方を初め多くの方々においでいただき、さらには少人数でのご利用に対しても送迎を実施するなどの対策を実施いたしましたが、昨年の数字にはほど遠いものとなってしまいました。

グラウンド・ゴルフの利用者につきましては、２月末時点で昨年度と比較すると518人の増加となっております。２月末現在では日帰り、宿泊合わせまして5,100名の方がご利用いただいております。このグラウンド・ゴルフにつきましても、ことしで４年目を迎え、常連客がふえている中での不況ということで、大変に残念と思っておるところでございますが、多額の追加繰り入れをお願いしなければならないことになりました。大変申しわけございませんが、現状をご報告し、対策を立てていかなければなりませんので、今回のお願いとなりました。現状をご理解いただきまして、ぜひともご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

３月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎資料の訂正について

○議長（菅谷光重君）　ここで、上下水道課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君）　まことに申しわけございません。下水道事業特別会計補正予算書の最終のページ、８ページになります。

説明の欄でございますが、公共下水道事業△5,372万3,000円でございますが、2,800万円に訂正をお願いしたいと思います。説明の欄の一番上の公共下水道事業の数字でございますが、△5,372万3,000円を△2,800万円、28,000にご訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君）　進行いたします。

◎議案第３３号、議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第17、議案第33号　群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について及び日程第18、議案第34号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議については一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第33号　群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成21年６月１日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である吉井町が廃され、その区域が同組合の組織団体である高崎市に編入されるものでございます。

議案第34号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成21年５月５日から群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である富士見村が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である前橋市に編入すること、及び平成21年６月１日から同広域連合の構成市町村である吉井町が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である高崎市に編入することに伴い、同広域連合規約を変更するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第33号　群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第34号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第19、議案第35号　ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第35号　ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条第１項の規定に基づき、ひがしあがつま地域活動支援センターの施設について、社会福祉法人オリヂンの村を指定管理者に指定したいという提案でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　それでは、説明させていただきます。

ただいま町長提案理由で申し上げましたとおりでございまして、このひがしあがつま地域活動支援センターは、もともとひがしあがつま福祉作業所でありまして、この運営につきましては、平成18年９月１日より指定管理者制度に移行し、平成20年３月31日までオリヂンの村に委託してまいりましたが、その間、平成19年３月31日、障害者自立支援法の改正によりまして、各市町村に地域活動支援センターの設置事務が課せられましたが、吾妻郡内では各町村での設置は厳しいということで、吾妻東部３カ町村では、福祉作業所を共同の地域活動支援センターに移行し管理運営をしてまいりましたが、指定期間満了に伴い、新たに指定管理者を公募いたしましたところ、議員お手元に配付いたしております資料にございます、オリヂンの村の１法人だけの公募がありましたので、平成21年２月18日に指定管理者選定委員会を開催し、このオリヂンの村を指定管理者候補として選定いただきましたので、本議会においてご議決くださるようお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君）　起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３６号、議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第20、議案第36号　町道路線の廃止について及び日程第21、議案第37号　町道路線の認定については一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第36号　町道路線の廃止及び議案第37号　町道路線の認定につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、今回の町道路線の廃止につきましては、町道1209号線であります。議案書をごらんいただきますと、大字小泉地区の起点から終点549.4メートルを廃止し、新たに議案第37号で起点・終点を整理、認定する廃止のお願いをするものでございます。

次に、議案第37号　町道路線の認定についてでありますが、議案書のとおり、町道1209号線から町道4234号線の６路線でございます。

まず、１行目、２行目の町道1209号線と1392号線でございますが、先ほどの廃止議決をいただき、新たに起点・終点を整理する２路線でございます。

次に、３行目の町道4231号線から町道4234号線の４路線につきましては、ダム関連工事で進めている大柏木地区の県道本線工事に伴う町道認定でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　それでは、議案第36号　町道路線の廃止及び議案第37号　町道路線の認定についてご説明をさせていただきます。

まず、議案第36号の廃止でありますけれども、議案第37号のほうの図面を見ていただいたほうがいいかと思いますけれども、平成20年３月末までに、この縦に延びる1392号線というのが群馬県がふるさと農道緊急整備事業で整備し、そして町に移管されたということでありまして、起点を変更するために今回、議案第36号につきましては廃止をするということでございます。

資料の赤線の部分につきましてですけれども、1209というのが以前の県道を起点として

終点に至っているということでございまして、今回そのふるさと農道の部分がありますので、ここに黒くある1210という部分から起点になるということでございます。

次に、議案第37号でありますけれども、今度は認定でありますけれども、そのふるさと農道を１本で起点として一番最後まで持っていくということであります。

町道1209号線につきましては、この分岐点の丸くなったところのお宅の裏あたりになりますけれども、そこから新たに1209ということで、その県道からにつきましては、1392ということで、先ほど申し上げましたふるさと農道3,946メートルを町道として認定をしたいということでございます。

続きまして、申しわけございません、議案書の第37号のほうですけれども、３行目の町道4231号線から町道4234号線までの４路線につきましてご説明をいたします。

こちらの、その次のページの縦の資料を見ていただきたいと思いますけれども、この資料の中では一番下、図面の下の部分が大柏木に入る一致橋から入りまして、岩鼻橋、宮谷戸橋というのが新しくできましたけれども、そこの上になりまして、そのずっと見ていったところの右側、4141とあるところの辺からグレー色になっているかと思いますけれども、この大柏木の地区の宮谷戸という地区から猿谷戸にかけてであります。

平成19年３月30日に開通した宮谷戸橋が下なんですけれども、このグレー箇所の工事というのが現道から外れて新道ということであります。

この工事につきましては、ダム関連事業の県道川原畑・大戸線の改良工事でありますけれども、県道が新ルートとなるために、町といたしましては県道改良工事完了後、速やかに町道として供用開始をできるよう、本議会に４路線の認定をお願いするものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第36号　町道路線の廃止についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第37号　町道路線の認定についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３８号の上程、説明

○議長（菅谷光重君）　日程第22、議案第38号　工事委託契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　議案第38号　工事委託契約の変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。

町道松谷・六合村線事業の実施については、八ツ場ダム関連事業として調査設計及び工事管理については群馬県に委託し、事業を進めているところでございます。現在、国及び県においては、国道145号線のつけかえを松谷雁ヶ沢ランプを利用し、平成22年３月末までに現国道までを暫定開通させるため工事を進めております。この工事と合わせ、町道松谷・六合村線も進めなければならないことから、契約変更をするものでございます。

今回お願いする工事契約変更につきましては、昨年９月定例会でご議決をいただきました、１億3,513万円の委託契約を883万5,500円増額変更し、合計で１億4,396万5,500円に変更し、急ピッチで工事を進めるものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　それでは、議案第38号　工事委託契約の変更につきましてご説明をさせていただきます。

今回お願いいたしますのは、八ツ場ダム関連事業で進めております町道松谷・六合村線の委託契約１億3,551万3,000円を845万2,500円増額し、１億4,396万5,500円と変更させていただきたいというものでございます。

ただ、845万円増額になりますけれども、水特事業下流都県の負担、そして県から調整をさせていただいています、20年度における予定額、予算額の変更は、総額では変更はございませんのでよろしくお願いをしたいと思います。

この委託契約につきましては、平成20年９月定例会でお認めをいただき、事業を現在進めておるところでございます。国・県におきましても、ご承知のとおり国道145号線、八ツ場バイパスを松谷地区雁ヶ沢ランプを使い平成22年３月末に一部供用開始するため、急ピッチで工事を進めておりますが、それに合わせ松谷・六合村線につきましても、中尾地区のすりつけを完了し、上にあります大型牧場の大型輸送車をあわせて通行させることにより、地域住民の現松谷・六合村線を生活道路として確保していきたいと考えております。

したがいまして、今回の増額につきましては、議案書の最後につけさせていただきました資料をごらんいただきたいと思います。これでございます。図の赤で表示いたしました部分が今回の変更するところでございます。

まず、今回につきましては、川側の長さ、赤く塗っている川側の長さ520メートル部分にガードレールを設置すること。そして、図の左側、川側の太い部分、60メートル部分に30センチの側溝、山側の太い部分、30メートル間に30センチの側溝を設置するものと、山側には150メートルに30センチの側溝ぶたと300メートル間に50センチの側溝ぶた、川側には450メートルの間に30センチの側溝ぶた、それから、それぞれにグレーチングを今回設置するためのお願いでございます。

以上でございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

◎発言の訂正

○議長（菅谷光重君）　ここで、町長から発言が求められておりますので、これを許可いたし

ます。

町長。

○町長（茂木伸一君）　申しわけございません。先ほど、提案理由の説明の中では「883万5,500円」の増額と申し上げましたが、正しい数字は「845万2,500円」でございますので、訂正をお願いいたします。申しわけございません。

◎議案第３８号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の処理について

○議長（菅谷光重君）　日程第23、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に付託しますので、その審査を３月17日までに終了するようお願いをいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（菅谷光重君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は３月18日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後　２時５８分）

平成21年３月18日(水曜日)

（第　３　号）

平成２１年東吾妻町議会第１回定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２１年３月１８日（水）午前１０時開議

第　１　議案第２０号　東吾妻町ふるさと応援寄附基金条例の制定について

第　２　議案第２１号　東吾妻町地域振興基金条例を廃止する条例について

第　３　議案第２２号　東吾妻町ふるさとづくり事業基金条例を廃止する条例について

第　４　議案第２３号　東吾妻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

第　５　議案第２４号　東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について

第　６　議案第２８号　東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

第　７　議案第　１号　平成２１年度東吾妻町一般会計予算案

第　８　議案第　２号　平成２１年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案

第　９　議案第　３号　平成２１年度東吾妻町老人保健特別会計予算案

第１０　議案第　４号　平成２１年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案

第１１　議案第　５号　平成２１年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案

第１２　議案第　６号　平成２１年度東吾妻町介護保険特別会計予算案

第１３　議案第　７号　平成２１年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案

第１４　議案第　８号　平成２１年度下水道事業特別会計予算案

第１５　議案第　９号　平成２１年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案

第１６　議案第１０号　平成２１年度東吾妻町水道事業会計予算案

第１７　議案第１１号　平成２１年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案

第１８　議案第１２号　平成２０年度東吾妻町一般会計補正予算（第８号）案

第１９　議案第１３号　平成２０年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）案

第２０　議案第１４号　平成２０年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案

第２１　議案第１５号　平成２０年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）案

第２２　議案第１６号　平成２０年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第３号）案

第２３　議案第１７号　平成２０年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第２号）案

第２４　議案第１８号　平成２０年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第１号）案

第２５　陳情書の委員会審査報告

第２６　閉会中の継続審査（調査）事件について

第２７　発委第　１号　東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第２８　町政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１７まで

出席議員（１７名）

１番	菅谷光重君	２番	竹渕博行君
３番	金澤　敏君	４番	青柳はるみ君
５番	須崎幸一君	６番	浦野政衛君
７番	角田美好君	８番	一場明夫君
９番	日野近吉君	１０番	大図広海君
１１番	中井一寿君	１２番	上田　智君
１３番	橋爪英夫君	１５番	佐藤利一君
１６番	加部　浩君	１７番	原田睦男君
１８番	高橋基雄君		

欠席議員（１名）

１４番　前村　清君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	山野　進君
企画課長	高橋義晴君	税務課長	小山枝利子君
保健福祉課長	蜂須賀　正君	住民課長	猪野悦雄君
生活環境課長	加部保一君	産業課長兼農業委員会事務局長	角田輝明君

建設課長	市川　忠君	ダム対策課長	轟　馨君
上下水道課長	高橋啓一君	会計管理者	石村あさ子君
東支所長	唐沢憲一君	いわびつ荘施設長	山田文子君
岩櫃ふれあいの郷施設長	角田　豊君	桔梗館長	高橋和雄君
榛名吾妻荘支配人	富沢美昭君	学校教育課長	一場孝行君
社会教育課長兼中央公民館長	丸橋　哲君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局係長	田中康夫
議会事務局主任	角田光代		

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君）　皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は、病気入院中のため欠席でございます。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎議案第２０号～議案第２２号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第１、議案第20号　東吾妻町ふるさと応援寄附基金条例の制定についてから日程第３、議案第22号　東吾妻町ふるさとづくり事業基金条例を廃止する条例についてまでは、一括議題といたします。

本件については、去る３月９日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに議案第20号　東吾妻町ふるさと応援寄附基金条例の制定につい

てを採決いたします。

本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第21号　東吾妻町地域振興基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第22号　東吾妻町ふるさとづくり事業基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２３号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第４、議案第23号　東吾妻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る３月９日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願

います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２４号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第５、議案第24号　東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る３月９日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２８号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第６、議案第28号　東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、去る３月９日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　これは確認なんですが、新たな企業立地をするというようなご説明があったわけなんですが、現に工場等があった、その経営移譲というんですか、そういったようなときの場合でもこれが適用されるのかどうか、お聞かせを願えればありがたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　この法律に基づきます課税免除につきましては、事業申請者が企業立地計画を群馬県に提出することによって、その承認を受けた者であればということであります。拡張だとかそういうのも対象になるということであります。計画が認められればいいということであります。

○議長（菅谷光重君）　12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　例えて言えば、ある工場が余儀なく撤退をしなくてはならないというような場合に、現に工場としてはまだ残っているんですが、そこに新たな企業がそのまま入ってきたいというようなもののことを私は言っているんですけれども、それに対しては該当するのかどうかということなんですが。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　固定資産税の特例でありますので、固定資産税が発生するのが前提になります。それと、先ほど言いましたように、企業立地計画が認められればという条件がつきます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第７、議案第１号　平成21年度東吾妻町一般会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月９日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　何点か町長に質問させていただきます。

予算書を見まして、おおむねまあまあというところかなと私なりには評価をしておりますけれども、12月にもちょっと私が一般質問させてもらいましたけれども、重要事業の予算事業概要書を作成するということを言っておりました。これに基づいた21年度予算を作成するに当たりまして、重点施策についてはどのようなとらえ方をしてこの予算をつくったか、１、２、具体点を挙げて説明していただければありがたいなと思っておりますが。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　まず、いつものことではございますが、無駄をなくす、無駄というものは徹底的に排除をしようということで、それぞれの担当課と議論を行い、やってまいりました。

それと、今回のこの金融恐慌、そういったようなものにも対処ができるような形で考えました。ただ、そこのところが国の二次補正予算で経済活性化対策、緊急雇用対策という形で約２億1,000万が平成20年度で来ております。そんな中で、21年度でやるべき仕事も20年度に前倒しにいたしました。なおかつ、経済活性化対策という貴重なお金ですので、町単の予算でしかやり得ないもの、補助金のつかない、今まで懸案であったプールの解体であるとか、旧校舎の解体であるとかというのが20年度の補正予算の中には入っておりますけれども、そういったような形で経済活性化対策も十分に含められるようにと考えました。

その１つが小口資金の利子補給、24.25%を50%にするであるとか、農業について言えば、認定農業者をもっとふえるようにしていただく、そのためには認定農業者に対する補助制度、それを町単で手厚くするであるとか、そういった形で考えました。

それと、今回の予算につきましては、地域の活性化ということを踏まえて、校庭の芝生化、幼稚園、保育所、小学校、その他いろいろな施設の芝生化を皆さんのお力を借りてやりたい

ということで、それには500万円ほどの事業費を計上はさせていただきました。あとは、その緊急雇用対策という形で芝を刈る、手入れをするというような中で多少の経費は見させていただいております。

いずれにいたしましても、それで緊急雇用創出事業、それが約1,500万、そのような形で結果的には載せられるようにはなりました。

それともう一つ、今回のでは、地域の活性化ということで町の元気をつくるための補助金ということで300万ほど計上をさせていただいておりまして、地域振興であるとか、活性化であるとかということに対する補助金を盛り込みました。

いずれにいたしましても、ダムがございますので、ダムが８億8,000万ほどの事業費になります。そういったこともございまして、86億円というやはり大規模な予算という形にはなりましたけれども、この中には無駄が一つもないという気持ちを持って予算執行に当たりたいと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。町長が言っている、住民のニーズにこたえて、町全体の一体感の醸成と均衡ある発展に努めるということを言っておるんですが、これは県・国で言っている過疎というのではなくて、この町の過疎、要するに町中心部じゃなくて、町から遠いところ、非常に過疎地、特に岩島、坂上地区においてはそういう地区が多いんですけれども、そういうところへの配慮の予算というものはどのように考えましたか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　わざわざの配慮という形の予算化はしてはいないと思います。ただ、例えば坂上ですと、辺地債という非常に有利な借入金の方法もございます。そういった中で手子丸線の一部を測量設計、そしてやり始めるという、そういう形の予算化はしております。

それと、今、地域公共交通という企画をしておりまして、そういった中心部から多少遠いところでも、特に今回は高校生の通学、そして社会人の通勤にも使えるような時間帯ということをねらいまして、公共交通の見直しということをやっております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　それも必要なんですけれども、とにかく予算を見ますと、これは当然仕方がないということかもしれませんけれども、町中心的な予算を組んでしまったという

のが私の感想なんですよ。だけれども、そういういわゆる過疎と言われている地域においても、同じ税金を払い、不便なところで一生懸命毎日毎日生活しているわけですよ。その辺のところをだれが目を配るかというのは、まず最初に、町のトップにいる執行者がその辺のところまで、全部とは言いません、けれども、目を届かせていただきたいと。町の中央部の人には毎日行き会うような感じで、毎日目が届いているんですよ。どうしても遠くのところは、多分１年間において町長、副町長の顔を見たこともないという人が多いと思うんです。だから、顔を見たからいいというのではなくて、顔を見せなくてもいいから、そういうところの配慮、そういうところでどんな思いで、どんな不自由をして、例えば水の問題、先ほど町長が言いました交通の問題、お医者へ行く、老夫婦だけで何かを食べたいと思っても買い物にも行けない、そういう人がいっぱいいるわけですよ。その辺のところをひとつ、ぜひ配慮していただきたい。

これは、予算はできてしまったんですから仕方がありませんから、もしできるのならば早急に補正等々を組んで、ひとつ配慮をしていただきたいと思います。どういうものをこうするということがあれば、私は相談に乗ることはやぶさかではありませんので、ぜひその辺の対処をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　今回のこの予算の中に、この予算を考えるに当たって、そういったことは十分私の中で考えた中でやっておるつもりではございます。なかなか仕事が遅いので目に見える結果があらわれないということがございますが、例えば公共交通の中でも朝晩は高校生向け、昼間はデマンドという形で電話で予約をしていただければ、なるべく家の近くまで行きましょうという形で公共交通の形態を、10人乗りくらいのバスを２台、新しく購入するなりお借りするなりして動かす予定をしております。

いつもこの町の形というのは頭の中から離れたことはございませんので、いつもこういう形をしている、この山沿い、川沿いに集落がある、そういった地形的な条件というのは頭から離れられません。それによって、非常に町の自治体としての効率というようなものはそう上げられるとは思いませんが、そういった地域に住む一人一人の顔を思い浮かべながらやりたいと考えております。

それと、もう一つあったんですが、例えば大石の水があふれて家が流されてしまう可能性があるというところの工事もこの間でき上がりました。その地域の方々には随分喜んでいただけたような気がしております。そういった一つ一つの工事にしてもソフト事業にしても大

切に扱って、そして地域の皆様のお力を借りながらということでないとなかなかできにくいものでから、地域の方々ともよく協議をして、ご相談をさせていただく中でやっていきたいと思っています。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　今おっしゃったことは、ぜひ実行ということでお願いをしておきたいと思います。

次に、町長がこの予算を作成するに当たり、常々というんですか、言っていたことに、見直しの断行、それと効率化、簡素化、これは当然なことですが、これを行うと。それと、聖域なき見直しということを言っております。こういうような言葉は、どんなところにこれがあらわれておりますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　すみません、先ほどのことをまずちょっと追加させてください。

実は、先ほど加部議員がおっしゃっていた中心部に重点が置かれているんではなかろうかということをおっしゃっておりました。それは私も常々考えておりました。それの原因の一つが、まちづくり交付金事業、総額で４億3,600万でありましたが、それを４億円に削って、今年度でようやく終わりました。それが回遊型歩行動線、福祉ふれあいロード、それから駅の跨線橋、北口広場、そして１号、２号、３号の街区公園、これが今年度で工事としては全く終わりました。いずれこの事後評価という段階にかかっております。これがこの４億円の予算を５年間で消化しなければいけない、年間で8,000万ずつずっと工事をしていましたので、特に中心部にという感覚は強かったかと思います。それが完成をいたしまして一段落をいたしますので、その工事に関する管理であるとか、そういったようなことにかかっていた工数につきましても、加部議員がおっしゃる枝の先のほうまで目が向いていくのではないかと、そのようにも考えますが、よろしくお願いいたします。

聖域なき改革という、その１つといたしましては、結果が町民に対する痛みがあるものというようなことではなかろうかと思います。それにつきましては、補助金の審査会において、いろいろな補助金のあり方を見直していただきました。その中で特筆すべきものにつきましては、運営補助は基本的には補助等ができない、事業に対する補助金ということで皆様方にお世話になりたいと、そのような形でいろいろな各種団体の方々との協議は整っておるつもりでございます。そのほかにも無駄と思われるようなところ、人の嫌がるところまでも多少のことはやってしまっておりますので、皆さんからはちょっと嫌がられているかなとは思い

ますけれども、少しずつだんだんだとは思っておりますので、またいろいろなご意見をいただく中で考えていきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　一遍にこうせい、ああせいと我々が言うことはたやすいんですけれども、実際実行ということになりますと、これは大変なことだと思うので、急激にこうせい、ああせいとは私は申しませんけれども、そういうことをやるという気持ちだけはぜひひとつ、強い気持ちを持って町政に取り組んでもらいたいと思います。

また、先ほど町長がちょっと触れましたけれども、補助金の見直し、これはぜひひとつ徹底的に見直しをしていただきたい。私は、まだまだ無駄な補助金が出ていると思われるところが多々見受けられますので、その辺のところは徹底的に見直していただきたい。一例をとれば、いろいろ団体があるんですけれども、そこへ補助金が出ておりますが、全く会費もなし、負担金もなし、それでのんべんだらりんと飲食に使われていると。ただ検討会だ何だかんだという名目をつけて、会費も取らず、負担金も取らず、飲食をやっていると。その中に職員、議員もいるということははっきりここで言っておきますので、ぜひその辺のところは徹底的に調査をして、見直し等々を図っていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

次に移りますけれども、債務負担行為、これは３件でしたか、出ていますよね。特に駅北関係、これは事業としてはどうなっているんですか。課長さんでもどなたでも結構なんですけれども、ちょっと外郭をお話し願いませんか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　債務負担行為の関係につきましては、今現在、ここにお願いしてありますように３つほどあるわけですけれども、その中で駅北につきましては、組合が万一弁済不能になった場合については町がかわって損失補償をするものでございますけれども、今年度につきましては７億4,300万ということで、前年度お世話になりましたのが８億4,000万ですので、事業等の関係で減っておりますけれども、１年間このような形で事業を展開する中で、万一弁済不能になった場合には町がかわって損失補償をするというようなことでございます。

事業内容等につきましては、それぞれ担当課のほうでお願いします。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　駅北土地整理組合の関係につきましては、基本的にはパーセンテ

ージのちょっと細かいことは申し上げられませんけれども、ごらんのように駅の北側の大規模な土地利用、また土地の開発というような形で、多くの町民の方々が利用し、対応していただいているものだということは加部議員についてもおわかりいただけると思いますけれども、平成22年までにこの事業を完了するという中で、九十何％かちょっと、90％は超えていると思いますけれども、ほとんどの部分につきましては、現在完了をしております。ただ、原町中学校の東側と言ったらいいんですか、国道から原町中学校の校庭を真っすぐに上がったところの部分がなかなか地権者の方々のご理解をいただけないという中で、最終的な工事につきましては、今、調整をしておるところでございます。少なからずも現段階におきましては、２つの事業が19年度から繰り越しをされています。19－１と２という形の中で補助事業としては最後になりますけれども、約1,100万円ぐらいの補助金をいただいて敢行しているわけですけれども、その工事につきましても、19－２のほうの国道側の部分で現在隣接者とのトラブルがあって、駅北の理事会といたしましては、２月25日から連日その対応に追われているという状況であります。しかし、相手があることですから、その部分のトラブル、それから以前からの対応の中でのストップした部分につきましても、何とかこの部分については解決をするように駅北理事会のほうには、私のほうからも主管課長としてはお願いをしているわけですけれども、駅北の理事会としての対応というのが最終的には22年までしっかりと対応していただいて、無事完成または完了できるような形、その事業に対しての債務負担行為ということで、何かあった場合ということでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　最近、ちょっとこれに関して私は遠ざかってしまったんですけれども、以前はタッチしてみたこともあるので、最近の事情はちょっとわからないんですが、これは地権者の皆さん方のご意見を聞きますと、今、課長初め担当者も全部変わってしまって新しくなっているので、ちょっと私の行動はわからないと思いますけれども、地権者の皆さんは、みんな町の担当者はそれほど一生懸命さはないやなというのが地権者の言っていることなんですよ。ですから、地権者によっては、本当に誠意を持って接すれば何とか前向きにいくんじゃないかなと思われる節もありますので、また、私も側面からはこれから力を入れていきたいとは思っておりますので、その辺のところは何とか考えてもらいたいと思います。

　さて、それは別として、町の執行者、町長でも副町長でもいいんですけれども、この辺のところの事業の年度があると思うんですね。それまでに何とかしようと思っているんでしょ

うけれども、もしそれができなかった場合はどうなってしまうんですか、これは。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　今現在、できなかった場合のことは想定はしておりません。ただ、今の状況というものにおけるシミュレーション、例えばできなかったときのことということも、そのシミュレーションをかけるように最近、指示をしたところではございます。いろいろなものを考えた中で対応していくということが必要だと考えています。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　これは、本当にだめになったことを考えていないというんだったらば、もうちょっと担当者、担当課に力を入れていただきたいなと思います。これがもしだめになってしまったということになりますと、町民にも被害が甚大になりますし、町そのものにも被害が及ぶわけですから、ぜひその辺のところも、もう余り時間がありませんので、しっかりとこの辺のところもとらえていっていただきたいと思います。

次は、細かい予算書の中のことに若干、時間がある限り触れてみたいと思うんですけれども、まず、収入で20款５項４目、この関係で、これは足りるんですか。すみません、給食費です。これはこれで十分今年度はでき得るか、値上げというものも想定されるか、それを聞きたかったんです。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　給食費のお尋ねかと思います。原材料費を保護者の方からお預かりしておりまして、現段階の中で材料自体が海外からのものについてふぐあいが生じる中で国内産への移行等々を実施しております。

１つのポイントは、牛乳関係でありますけれども、これも実はＪＡさんに本当にいろいろな形でご支援いただいておったんですけれども、議員ご案内のとおり今年度をもってということが急遽出てきてしまいました。こうした中で、義務教育のほうにつきましては、県のほうで協同組合さんが２月の末日に落札されたという情報を入手してございまして、これに加える幼稚園の園児たちの対応等々につきましては、郡内あす、関係するところの町村が一堂に会して、この辺についても協議するということといたしております。

言われるように、これで対応がというふうなことでありますけれども、私どもも栄養部分を考慮しながら、何とか工夫をして対応していきたいというふうには努めておるところでありますけれども、将来的にはぜひ価格改定についても視野に入れてご相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　これは、21年度中は改定はないという考えで予算をおつくりになっていますか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　先ほど申し上げました牛乳に関しては、本当に突発的に出てきた事案でありますが、できるだけこの状態で対応したいというふうなことで今、努力しております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　それでは、次に、教育委員会のほうへ入りましたので、教育委員会関係をお尋ねしますけれども、今度、歳出のほうです。10款１項２目、これは育英資金関係なんですけれども、これの考え方というのは、教育長ですか町長ですか、どちらでもいいんですけれども、お答え願いますか。現在、この枠を持って実施をしておると、だけれども多分、３分の２ぐらいは受けられる状態ですかね。ちょっとここのところは私、わかりませんけれども、私がタッチしているときには３分の２ぐらいは受けられたんですけれども、３分の１の人は受けられないという状況なんですけれども、最近の状況、このままでいいかどうか、どちらでも結構です。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　まず、事務的にお答えしますが、育英資金の希望者、これは議員お話しいただいた時点と違いまして、数、申し込み者は多くなっております。専門学校、大学、こちらの分野の申し込み者が極端に言いますと倍増しております。そういう状況下であります。ただ、実行させていただいている中で、残念ながらお約束どおり戻ってきていないという事案もありまして、これについては、ぜひ連帯保証の方もご理解いただいて、所期の目的が達成できるように返納していただくように努めているところであります。

　ことほどさように、やはり資金、公費を投じて育英生を募集するわけでありますけれども、将来の育英生のためにも、これらも返済をいただくということが大前提になるものですから、今の段階の中ではそういった部分も検討しながら審査に当たっていきたい。今年度、この後は26日だったかと思いますけれども、審査会を予定してございまして、育英生を決定していきたいということであります。倍増しております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　これをもう少し育英資金をふやして、枠を拡大していくという方向

は考えておりませんか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　枠でありますけれども、お認めいただきまして昨年でしょうか、この枠もふやさせていただいておりますけれども、結果的に先ほど来申し上げるような形でこれがうまく機能していくということを大前提にさせていただかなくてはならないということもあるものですから、今の段階では育英生をしっかり審査させていただいて、ご希望の方の対応をきちんとしていきたい、こんな形で現段階ではやっていきたいと思っております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　今の経済、非常に低迷をしております。その中に派遣切りというんですか、職を失っている方、もしくは給料を半分に減らされている方、非常に一般の町民の方も困窮をしている方がふえてきています。その中で自分の子供であれば教育もさせてやらなければならないということだから、貸したものが返ってこないからそれを何とかしよう、今はそれがないからそのままで置くなんて、そんな悠長なことは言えないのが町民なんです。町民に対してみればそんな悠長なことは言っていられないんですよ。ですから、一人でもいいから助けたいと、援助をしたいという気持ち、それが必要じゃないかなと思います。

　それと、今はあれですか、先ほど学校教育課長から答えがありました連帯保証人という人には請求をしているんですか。どの程度まで行っていますか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　請求をさせていただいて、連帯保証人からお預かりしている事案もございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　その辺のところもしっかりと今後とらえて、実施に移していただきたいと思います。

　次は、10款５項４目です、青少年対策費、歳出のほうです。毎年同じようなことをして、毎年同じような若干目減りをしてきている予算ですけれども、この辺の青少年対策ということをどのようにとらえていますか。

○議長（菅谷光重君）　社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋　哲君）　青少年対策につきましては、青少年の健全育成事業、これを推進していくというふうに考えておりまして、その中には子ども会育成会団体補助金、それ

から小学生になりますけれども、杉並・吾妻わんぱく交流事業、こういったものが主な事業内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　今お答えになられたことは、この予算書の中にちゃんと入っていますので、それはわかっておるんです。ただ、この東吾妻町として青少年は、非常に将来を担っていただくこの町の財産、宝物です。それに東吾妻町全体で120万、これだけでこの宝物を何とか育てようと思っている、それはどんな気持ちであるかというものを聞きたかったんです。青少年というのは、この町を本当に何年後には背負って立ってもらう人たちなんですよ。それを毎年、捨てられたかのように同じようなことが予算書に載って、同じような事業を実施して、それで実施していますよというのが現状なんです。ですから、若者の町政離れもその辺が原因の一つにあると思うんです。これは重要な一つとは申し上げられませんけれども、一つの原因としてはこの辺に町が青少年に対する力の入れ方が足りないからそういうことがあるんじゃないかということで、私は、どういう考えでいるかということで質問をしているんです。もう一度お答えをお願いします。これは、多分課長では無理だと思いますので、教育長か町長、ぜひ。教育長、町長、課長もいいですよ、課長が答弁した後に教育長、町長、これの考えを聞きたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋　哲君）　それでは、町の教育行政方針がございまして、この中に青少年の健全育成がございます。まず、第１点は、先ほども申し上げましたけれども、青少年の社会参加活動への促進ということで、地域の子供たちや青少年地域ボランティア、学校外における体験活動、これにつきましては、土曜教室となると思いますけれども、そういった事業等、それから学校、警察、防犯協会、民生委員さんとの連携を図りまして、事業を促進していくという……

○議長（菅谷光重君）　加部議員、途中ですが。

○１６番（加部　浩君）　課長、時間がもったいないから、私はそういうこと、何をやっている、かにをやっているということじゃなくて、それは私、読みましたよ。そのくらいのものは、全部は読まないですけれども、一応目を通して私は今、質問に立っているんですよ。そういうことじゃなくて、だって、それを私、読ませてもらっても、120万くらいでそれをやると。これは金がかかるということじゃなくて、その辺のところ。とにかく教育長なり町長なり、どんな青少年に対する対策、青少年対策というものをどんな考えでいるかを聞きたか

ったんです。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　ここの青少年対策費としてございますが、杉並と吾妻のわんぱく事業費がこれの約半分を占めて63万円ということになっております。これは、あくまでも青少年対策費の一部ということでとらえていただけたらと思っております。

そして、これは、小学生の杉並・吾妻わんぱく交流ですね、そしてそのほか、その上の青少年対策費のところは子ども会育成会であるとか、そういったものに対する補助金もここのところに載っておりまして、後は青少年育成補導推進委員の会であるとか、そういったようなところとの連携で子供たちの健全育成ということを考えている予算になろうかと思います。

だから、子供たちの健全育成というためには、これだけの予算ではなく、例えば部活で関東大会に行くであるとか、クラブチームであるとか、そういったようなところ、いろいろな子供たちを取り巻く環境というところには、ほかにもいろいろなお金の使われ方はされておると思います。ですので、この１項だけをとって、例えば去年の170万円がことしは120万円になった、50万円の減額になっております。これは、杉並のほうにわんぱく交流で行くか、それともこちらに来ていただくかによって予算が１年ごとに変わるという、そういったものもあるのではなかろうかとちょっと思っていますけれども、いろいろな中で子供たちの健全育成というのは、町としてもいろいろな面からやっていると考えております。

それで、もうちょっと目に見えた形でやれることとか、いろいろな具体的なご提案がございましたら、ぜひともお願いができたらと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　そうすると、この青少年対策費以外ということで、子供たちということではなくて、青年、高校生以上、結婚する前の30歳以前、そのような対策というものはなされていないですか。

○議長（菅谷光重君）　社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋　哲君）　青少年対策費の中ではございませんけれども、そのほかに関係する事業としましては、生涯学習大会という事業も行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　今、加部議員のご質問で前にあった青年団、そういったようなものが一番の大きな事業だったのではないかと思います。ただ、いつの日だったか私もわかりませ

んけれども、青年団活動というのがほとんど下火になってなくなってしまったような状況があります。それにかわりまして、例えば商工会青年部であるとかというような若い人たちが中心になって活動するところというのはございますが、やはりそれは一部の活動ではあるのかなと思います。あとは、地域の若い方々が集うという中では、地域のやる運動会であるとか、それと消防団というところも一つの固まりにはなるのかなと思います。ただ、そういった特定のというところにやはりどうしてもなってしまいますので、私もこの昔の青年団というのが復活できたらいいなと思います。

以前、こちらの東部３町村で企業の方々に参加をいただいて、お見合いパーティーみたいなものをちょっとやったことがあります。それがまだ一度だけだという、後につながっていないというのが残念なんですが、そういった仕掛けの中で徐々にでも若い方々が活動する場があれば楽しみになるなと思います。若い方々はジャズライブなんかもやっていただいたり、そういった中からまた、この町の文化の発信みたいなところにも寄与してくださっているのかなと思って楽しみにしておるところではございますが、徐々にでも青年団活動ができればうれしいと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　非常に重要な年代、町の将来に対しても非常に大切な年代層でありますので、その辺の配慮というんですか、その辺のところは全く欠如しておると言わざるを得ないような予算づくりのような感じを私は受けました。一石を投じておくほうがいいかなと思いまして質問をしたわけでございます。

次に、教育委員会関係は、教育委員会事務局が旧東村役場に行きました。町民の中、いろいろな意見を聞きますと、よかったという人も中にはいるんです。私は旧東村の人には聞いておりませんけれども、しかし、非常に不便になったというのが圧倒的な意見であります。

そこで、再度、こちらの本庁のほうに教育委員会事務局を持ってくるという考えは全くないですか、ありますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　やはり町役場として１つで動けるのが効率もいいですし、庁舎間の移動でわざわざ車、ファクス、郵送はほとんどないですけれども、そういったようなものも少なくなる、効率の面からも町民の利便性から見てもやはりいいと思います。

この役場庁舎も築50年という、50年超えたんでしょうか、ちょっとその辺がわかりません、50年ぐらい前だと思うんですね。ですので、そういったことも踏まえますと、この本庁

舎そのものをどうするか、そこで当然教育委員会はどうする、水道課はどうする、そういったことも当然考えていかなければいけないと思っております。ですので、それと合わせての考えということで、いずれにいたしましても、ここは余りにも手狭なものですから、それと合わせて考えるということでお願いをしたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　ここで質疑の途中と思われますが、休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前１１時００分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午前１１時１０分）

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　教育委員会事務局については、私としても非常にそんな簡単にはいかない問題ではあるなと思いますけれども、とにかく町長、教育長、副町長、町民の目線に立った行政をやってもらいたい。執行部は役場の職員の便利なような、そんなことはないと思いますけれども、そういう行政じゃなくて、あくまでも町民の目線に立ってぜひしていただきたいと。そういうことであれば、旧東村の町民の皆さん方は、恐らくあそこに行ったことに関して非常に便利だと言っておるでしょうけれども、大多数は不便であると、非常に不便になったということでありますので、その辺のところもひとつ頭に置いて執行していただきたいなと思っております。

次は、東支所等の問題をお尋ねいたします。これは町長かな。合併をして３年、東支所、いろいろのしがらみがあって設立をして現在に至っておりますが、要員配置、これは町長、適正と思っておりますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　合併時の協議という中では適正という配置をしております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　合併時の協議は適正、だから、先ほど申したとおり、３年を経て見直し、今度の行政改革を４月からやるか何かするか知りませんけれども、一応やるという方向で今来ておりますけれども、その辺のところで見直す考えがありますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　今のところ、４月からの見直しというのは考えておりません。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　そうしますと、東支所だけを考えた場合、今のところ、最初に合併時は適正であるとおっしゃいましたけれども、適正であると思っておるんですね。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　合併時の協議における適正という人数の配置を、ちょっと足りないということで大分しかられてはおりますが、そういった形ではしております。

　ただ、ちょっと弁解がましく言わせていただきますと、やはりその辺の合併というもののストレスというものを解消するための時間、それをいつまでにするかということだろうと思います。機構改革という中での協議が結局なされておりませんので、それはこれから時間をかけた中で平成21年度の中では協議をしていって一定の結論が得られればありがたいと考えております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　予算書の中でも言いましたとおり、聖域なき見直しということを町長の口からおっしゃっているんですから、ぜひともこの職員の適正化、こういうところも当然お考えになっていようかと思いますので、その辺のところもぜひ実施をしていただきたいと思います。

　次は、３款１項７目ですか、これもまた教育委員会かな、町民センター関係です。町民センター、これはどこの課かちょっとわかりませんけれども、これの利用はどんなことになっていますか。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　利用状況については、それぞれ各団体等が利用されているというふうなことでございまして、人数については今、この段階ではちょっと把握しておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　現在のところは把握していないからわからないということでいいん

ですか。

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　今、たまたま手元にそういった資料がございませんのでということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　これは、ふだんだったら私はこれ、いいんですけれども、これは予算のきょう採決をするんですよね。お答えがないと、これは参考にならないんですけれども。どうですか、議長、これでいいですか。議長がいいと言うんだったら、私はまたあと次、違うことで続けます。

○議長（菅谷光重君）　課長、数字は出してください。

課長が来るまで暫時休憩をとります。

（午前１１時１７分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午前１１時２２分）

○議長（菅谷光重君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀　正君）　大変失礼いたしました。

ただいまの加部議員さんの質問でございます。利用状況でございますが、平成20年度の実施状況でございますけれども、まず４月に消防団のラッパの訓練ということで20名の使用がありました。同じく４月中なんですけれども、それぞれの各団といいますか、ちょっと消防のほうはよく詳しくわからないものなんですけれども、それぞれの隊でラッパの訓練という形で４月９日から６月25日まで、毎日ではございませんけれども、それぞれ消防団のラッパの訓練というところが入っております。

７月に入りまして、たまたま上下水道課で川戸・金井地区の汚水処理計画の変更という説明会で使っております。

また、８月に入りまして、８月13日から27、それと９月の24日と、これもまた消防団のラッパの訓練のため使用していると。

そして、10月に入りまして、また10月１日から22日まで、それぞれ毎日ではございませんけれども、消防団のラッパの訓練で使用しているというふうな利用状況でございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　といったような利用です。これは、金額としては非常に少ない、火災保険料だけですから非常に少ないことですけれども、無駄をゼロという町長の当初の考え方からいえば、当然この辺のところも見直しを考えなければならないという事項になろうかと思いますので、ぜひあそこは今、社会福祉協議会、私の姉が会長をしておるからこんなことを言うんだと思われるかもしれませんけれども、そこへも貸し付けというんですか、そういうことをしてしまえば、これはなくなっていいんじゃないかなという感じも受けます。そんなこともぜひ考えていただきまして、今後よりよい町になるように、一丸となって協力していく態勢を私は持っておりますので、ぜひいい町、町民の住みよい町につくっていきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　いろいろなご指摘やご提案、ありがとうございました。これから21年度のこの予算を執行する中でも、いろいろなことに注意をしながら前向きにやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

４番、青柳議員。

○４番（青柳はるみ君）　社会教育課に期待する気持ちで質問させていただきます。

この予算書というのは、平成21年度の町長の姿勢と担当課の目標であると思いますが、昨年と比べたところ、新しい事業というのが目につかなかったり、見直し等とか目につかなかったりするんですけれども、どんなお考えでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋　哲君）　予算の基本的な編成につきましてはごらんのとおりなんですけれども、その内部で例えばですけれども、子供たちを対象にした土曜教室というのがあります。これは、毎月土曜日に月１回、小学生対象に行っているわけなんですけれども、その事業内容は毎年考えて、新しい違った内容を実施、計画しております。

それから、教養講座につきましても、これは大人の方を対象にしているわけですけれども、去年と全く同じ事業をするのではなくて、講座の内容は去年と変わったものを考えて実施していく予定でおります。

寿大学もありますけれども、それも同じようなことで、全く昨年、予算的には見た目、同じような感じですけれども、内容的にはそれぞれ考えて、これから執行していく予定ですので、よろしくお願いいたします。

それから、特に変わっておりますのは、緊急雇用の関係で図書の整理をしたり、これは新規事業になっております。それから、同じく緊急雇用なんですけれども、遺跡調査が行われまして、その遺物の整理、これを整理せずにまだ保存してありますので、こういったものを今年度は整理して公開できるようにしたい、こういったことも新しい事業ということで、それぞれありますので、そういったことでよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　４番、青柳議員。

○４番（青柳はるみ君）　今、課長の中身を考えてあるという言葉を聞きまして、非常にうれしく思いました。私も社会教育課の行事に参加させていただいて、講演などためになったり、また楽しい時間を過ごさせていただきましたけれども、その中でもせっかく講師を呼んで町の人が集まっても少なかったり、行事の前の根回しというんですか、アピールが町民へのこういうのをやっていますという、せっかくの大切な時間を割いて来ていただくそういう行事に、もうちょっと力を入れていただければなと、もったいないななんて思いますし、また町民の方ももったいなかったねという話も聞きます。

今、これからこの世の中、いい車を持ちたい、いい家に住みたい、あれが欲しい、これが欲しいという時代ではなくなってきて、生き方を変えていかなければならない、気持ちを変えなくてはいけないというところにきていますけれども、社会教育課の仕事を一番期待しています。心を育てるということを今、加部議員もおっしゃいましたけれども、未来ある子供、例えばわんぱくキッズで杉並との交流で違う地域からふるさとを見たらいいところだったんだな、ここにいれば当たり前のことが都会から見ればすばらしいのだなということを、ふるさとを愛する気持ちを起こさせるためのこの行事なんだとか、その都度その都度真剣に熱い心を持って、こういう目的でやるんだということを思いながら行事に当たっていただいていると思いますけれども、これからますますそういうことをしていただきたいと思います。

多くの子供からお年寄りまで、長い年齢を担当する課で大変だと思いますけれども、今さっきもおっしゃっていましたが、若者の育成、結婚とか少子化対策とか、そこら辺も非常に

力を入れてほしいと思います。県のほうで赤い糸プロジェクトといって、県主催のお見合いの場もありますので、そこら辺をぜひ検討していただいて、心を育てる社会教育課にとても期待しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋　哲君）　力強いご支援をありがとうございました。これから21年度事業につきましては皆様と相談していって、いかに人が集まるか、人が来てくれなければ行事を打っても意味がありませんので、そういった広報活動をどういうふうにするかということを職員と一丸となって考えていきたいと思いますので、今後ともご指導をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　いいですか、はい。

ほかに。

12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　３点ほどお伺いをいたします。

まず、１点目は、37ページにあります情報政策事業の関係でございますが、先般、会計検査等が入って、内容はまだ報告を受けておりませんのでわかりませんが、若干、情報的に聞いた内容ですと、不備な点が指摘されているような点もあったとお聞きしております。そんな中、この特別会計にやっている金そのものが多額な金額となっております。そんな中で、まず１点は、もしできたら会計検査の内容等をここでお示しいただければなというふうに思います。

それと、その中の使用料の関係でございますけれども、そういったものを加味したものがここに計上されているのかどうか。今まで多分500円の年間6,000円程度の使用料をいただいているというふうに私なりには思っているんですけれども、それは特別会計のほうの話としてもあるんですが、その辺はこの一般会計のほうとしてはどのように思っているのか、まず１点お聞きします。

それと、２点目は、55ページの温泉センターの食堂費の関係でございますが、非常に多額な予算となっております。これについては、今まで指定管理制度だとかそういったものの移行の話し合いも若干なされているようでございますけれども、この辺は桔梗館等の状況も踏まえた中でどのように考えて、どのように措置をしてやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。できれば、私なりでは早急に部門だけを民間委託等に早急にしていただくよ

うな形でとっていただく方法というふうなものがあると思われるのですが、その辺の考えをお聞かせください。

それと、129ページの国民宿舎吾妻荘への特別会計の関係で、１億500万円というものが計上されております。この内容についての根拠的なものはどんなものなのか、例えて言えば、昨年、議会において予算的なものが再修正されたというような経緯もあります。そんな中で企業努力をしてもらうというようなこともあろうかと思いますが、その辺のことについてどのようなお考えを持っているのか根拠的な説明を、なぜこの１億500万円を出したのかというものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　東支所長。

○東支所長（唐沢憲一君）　それでは、先ほどお尋ねの使用料の関係でございますけれども、当然加味しております。地域特別会計のほうを見ていただければわかるんですが、当然使用料も中で見て、そのほかに足りないものを一般会計から繰り出していただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、会計監査ですか……

（「検査です」と呼ぶ者あり）

○東支所長（唐沢憲一君）　検査のことで、内容でよろしいわけですか。はい、すみません。会計監査と聞こえましたので、申しわけございませんでした。

会計検査の関係なんですけれども、平成17年度に新世代ケーブルテレビ事業ということで、東村の時代にその補助事業を受けて今のケーブルテレビが完成したわけでございますが、会計検査の内容といたしますと、その新世代ケーブルテレビの補助の１項目に自主放送が前提となっているということでございまして、会計検査院のほうは、それがあるということで、今、総務省と協議中だということでございます。総務省と協議をしてこれからのことを考えるという内容の報告がなされておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田　豊君）　上田議員のご質問でございますが、食堂費が非常に多いということで、5,051万4,000円の歳出ということになっておりますが、予算で約1,600万ぐらいの赤字という見込みでございます。これは食材は国産を使ってやって、町内業者から主に仕入れておりますが、それと入館者の減少、そしてその入館者のうちでも食堂の利用者が減少しているということで、客単価が非常に落ちているということでございます。

桔梗館の方式等も参考にしながら今、検討をしているところでございますので、まだ現在、検討中ということでございます。方向的には改善をしていかなければという段階であります。まだ具体的な方向は出ておりませんけれども、テナント方式とかそういう方向の検討をしている最中でございました。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　上田議員さんからの13款１目の国民宿舎事業の関係でございますけれども、この関係につきましては、国民宿舎のほうから要求が出てきたものを精査した中で今回、３条関係で5,600万、４条関係で4,900万、合計１億500万というような数字が出ましたので、計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　はい、わかりました。

３番目の内容については、また国民宿舎事業の特別会計の関係で話し合いをさせていただきます。

それと、温泉センターの関係について、先ほど検討中というようなことでございますけれども、私が一番思っているのは、従前、平成７年ごろからこの事業を実施しておりますので、その中で取り交わされた内容等が多々含まれております。なぜかというと、賃金の職員の関係の取り扱いの方法だと思います。その辺を十分に考えてもらわないと、幾ら検討しても、その契約内容だとかそういったものは状況がわかりませんが、ぜひそこら辺を検討はしているのかどうか、またしていくのかどうか、この辺を再度お伺いをしたいと思います。

それと、情報通信の関係については、自主放送がなされないので、それら総務省と協議をしていると、こんなの当然つくるときに当たり前の話なんですね。総務省と相談することじゃなくて、当然やらなくてはならない補助事業だというふうに私は認識しています。今まで怠ってきたというのが実情だと思います。特に、この情報通信については、今、原町、それから16日から川戸地区あたりが供用開始になっております。そんな中で、そういったところに入る人はある一定の基本料金といいますか、7,000円なり8,000円なりを納めてやっております。特にこの補助事業については、物すごく特典があるかのようなことでございますけれども、特に工事費だとかそういうものは多額な金額を示しております。その辺はどんなふうに解決をしていくのか、また個人負担を強いなければならないのか、全部補助事業だから

行政のほうで持たなくてはならないのか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田　豊君）　上田議員のご指摘のとおり、そういう開設時の職員の問題もあります。そういうこともありまして、それとあわせてその辺の検討をしていかなければなりませんけれども、現場だけではこれは検討できませんので、全庁的といいますか、今後、町全体、上司と相談しながらその辺をあわせて検討していきたいということになろうかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　東支所長。

○東支所長（唐沢憲一君）　先ほど上田議員の質問ですが、今、東ケーブルテレビ運営審議会というものがあります。その中でこういうことも含めて検討していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　それでは、情報通信のほうの関係については、審議会のほうにゆだねて検討していただくということになるということで了解をしました。

特に、ここで温泉センターの関係で私は要望しておきますが、後で結構ですが、今までの臨時職員の関係だと思うんですけれども、現の臨時職員の形態と温泉センターの職員の形態というのが大分違っていることなんですよね。ですから、その違いを後で文書でも結構ですから、お示し願っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田　豊君）　それでは、後ほど資料を用意させていただきます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　午前中は余り時間がないようですけれども、幾つかお聞きしたいと思います。

ある意味、原課を回っていろいろお話を聞いた中で、ちょっとやはり理解できないという部分について、本年度は特に副町長さんが多分予算編成の下地にかかわってきたと思いますので、副町長さんと町長さんを中心にちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

最初の１点なんですが、予算の総括的な部分で総務課長からこの間説明をいただきました。そういった中でこれを見る限り、自主財源というのが大幅に伸びている、９％ですか、こういった実態にありますけれども、これが伸びた要因というのは、副町長、承知していますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　今のご質問ですが、ダム関連の下流都県の負担金がふえたというふうに私は認識をしております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　事前にもうちょっと確認しますけれども、副町長、自主財源というのはどういう性格のものですか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　自主財源ということで、まず地方税、それから分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入というふうに認識しております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　それは、ここに書いてあるからわかるんですけれども、なぜ聞いているかというと、要するに自主財源の確保というものにもう少し努力すべきというものが私が思っている内容でこの予算が組まれていないという部分があるので、最初に冒頭に確認してお聞きしたかったんです。

自主財源というのは、本来やはり自分のところの自治体で自主的に確保できる財源というような、独自に確保できる財源というふうな意味で多分とらえていいんだろうと思います。そういうことで大丈夫ですか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　同様に思っております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　そうしますと、今の説明をいただいたダム関連の多分水特の交付金と利根川と荒川の関係の負担金を指して言っているんだと思いますけれども、これが合計で６億1,040万ほどあるんですが、これはどういうふうに考えても自主財源というものじゃないと思いますが、いかがですか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　財政のシステムの中で、その項目に関しては自主財源というふうな扱いをとる約束になっておると聞いております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　わかりました。模範解答だと思いますが、要は、そのシステムだからそこに入るということでとらわれているんですが、実際にはこれは町の自主財源ではないですよね。交付金、負担金のたぐいは。その認識でいきますと、多分これは予算の編成上の問題なんですが、歳入の予算の組み方がおかしいということになると思います。これでいきますと、ダムの関連のものがすべて入って、非常に43.6％自主財源があるというようにとれるわけですけれども、これは実際の数字とは全くかけ離れてくるわけです。さっきのを差し引くと多分36.5ぐらいのパーセントの数字にいくと思います。これでは、やはり町がいかにも財源があるように表示されてしまいますので、全く議会議員もそうですけれども、町民もその辺のところが間違った認識を持ってしまう、そんなふうに思うわけです。私は、その感覚でいくのであれば、歳入の中にやはりそういったものがきちんと雑入、諸収入でなく入れられるシステムというか、その編成をしなくてはいけなかったんじゃないかと思いますけれども、副町長、いかがですか、それ。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　今のご質問でございますけれども、下流都県との約束という形になると思いますけれども、雑入として受け入れるという形は、下流都県との関係の申し合わせの中での項目として入れたというふうに認識しております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　下流都県が雑入に入れるという指示は多分ないと思いますから、その答えが適切だとは思いませんけれども、私が言っていることを裏づける資料がもう一つあるわけですよね。じゃ、支出のほうを見てください。これが49ページにダム対策総務費というのがありますけれども、この中で特定財源のその他ということで水特基金、これを組み込んでいるわけですよね。これから見ても自主財源じゃないというのは明らかなんだと思います。

　だから、そういうことを考えると、私は予算編成のプロではありませんけれども、今の町のこの予算の歳入の組み方というのはちょっとおかしい、そう言わざるを得ない。あわせて、私たち議員もそうですけれども、町民が町の自主財源がこれだけだと見たときに全く誤解をしてしまう、そういう内容の編成になっているということだと思いますけれども、副町長、いかがですか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　今申し上げたような形で確かに明瞭性等を考えますと、今言われた

ような形がやはりわかりやすいとは思っております。しかしながら、過去の経緯も含めてその関連の中でやってきているということで、今後、調査研究等をしまして、できるだけわかりやすいような予算書の表示の仕方を検討させていただければと思っております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　私、正直言って、総務委員会で前に指摘したことがあるように記憶しているんですよね。そういった中でやはりそういうものが改善されない、そういう経過があるからここであえて申し上げているわけです。今の話でいきますと、副町長は、今の質問から見れば、そのほうがいいだろうと言っているようにも聞こえますけれども、やはり行政のプロがつくっているんですから信念を持ってつくったんだと思いますけれども、今の話を聞いていると、まやかしという言い方はおかしいですかね、いかにも自主財源があるように見せるように組んである、簡単に言えば、諸収入にみんな組んでいけば自主財源がふえていくということですから、これではやはり本来の予算編成の予算書を組む形としては間違っていると言わざるを得ない、私はそう思います。これについては、今、改善するということですから、改善してもらうしかないんだと思いますけれども、本来ですときちんとその辺のところを出してもらうというのが一番正しい方法かなと思いますが、それはもう既に上程されていますので、この中で判断していくということになると思います。

もう１点、自主財源の確保という意味で、町税、これが19億8,541万7,000円になると思います。2.29％の減、これについては課長にも少し減の見込みが少なくないかいという話はさせていただきました。でも、これは多分、前年度の所得に対しての課税という意味ですから、数字上はある意味これが出てくるんだと思います。ただ、実際に21年度に入ったときに一番心配しているのは、滞納額が先ほど加部議員の質問にありましたけれども、解雇になる人とかが非常に多い、私の近所でも突然解雇されたという人がいっぱいいます。そういう声も聞きます。となると、当然滞納額というのが予定以上に想定される、その可能性がありますけれども、そういったものを予算編成には想定して組んでありますか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　あの、副町長でなくてもいいでしょうか、今の件。

（「いや、できましたら」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　副町長に、はい。

じゃ、副町長、答えてください。副町長。

○副町長（関口博義君）　今般の経済情勢ということで、当然その点は多少かんがみてはおります。しかしながら、個人の件に関しましては、なかなか把握等が難しい点がございまして、

十分とは言えないかもしれませんが、若干は見ております。

○議長（菅谷光重君）　ここで、質疑の途中と思いますが、休憩をとります。

再開を１時といたします。

（午後　零時００分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　１時００分）

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　若干見ているという答弁で終わったんだと思いますけれども、金額的に若干というのはちょっと私も感覚がよくわからないんですけれども、幾らぐらいで何％ぐらい見ているかというのはわかりますか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　細かい数字だとちょっと私が把握していません。ただ、考慮はもちろん十分していますので、細かい数字が必要でしたら担当のほうに答えてもらいますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　結構です。何で聞いているかというと、実際に収入がなかったときのことを想定した予算を既に組んでいなくてはいけないのに、それを組んだ後にそういうものも若干見ているという言い方は全く不思議な言い方なものですから確認したわけです。これを何で確認しているかというと、これで予算を組まれると、支出のほうはそれの予算におさまって執行されていくんですよ、原則的に。そうしますと、それが大幅に落ち込んだときには当然影響が出るから、そういうものをきちんと組み込んだ予算になっているかどうかの確認をとったんですけれども、どうもそういう意味でいくとなっていない。となると、やはり歳入部分については、相当甘い部分があるのかなというふうに感じざるを得ないということなんですけれども。

それはそれとして、ぼちぼち本題にいきたいと思いますけれども、自主財源という話をさっきからしていますが、都市計画税、これを見ていないようですけれども、これについては平成15年ごろからの論議で17年度には課税というようなことで当時、町長が指示を出したという話があります。そういった中で、１年おくれましたけれども、18年度導入をある意味準備していたという経緯があるというのは税務課のほうでお聞きしました。その後、合併したということで少しこれが置いていかれているんだと思いますけれども、合併後も準備会みたいなものをきちんとしているようですから、そういう意味ではもう町長がかわって３年になりますので、相当その辺のところも進んできたんだと思います。確か去年の６月の議会で同僚議員の一般質問に町長は今後の導入に向けて鋭意努力するみたいなことで、ある意味早期の導入ということを答えているんですけれども、私もその前の年の一般質問でたしかそういう話をしたと思いますけれども、これが町長の任期中でというと、21年度に組み込まれないと、これが実施できないという話になってしまうと思うんですが、これが組み込んでいない理由をちょっと教えていただけますか。副町長がいいですか、町長お願いします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほどの歳入のほうの税収が少なくなったらということでございますが、これは先ほど来、一場議員がおっしゃっている予算書のシステムというところにも問題があろうかとは思いますが、退職職員、これは職員の給与につきましては、昨年の12月１日で押さえてございますので、４月１日から退職する職員の給与までも計上はされております。それがざっと6,000万はございますので、それはある程度予備費的な形では考えられようかとは思います。

そして、なおかつ地方交付税もこれは弱目には見ております。ただ、いろいろな国のほうの施策等々によって変わるということで、いつも弱目には見ておりますが、平成20年度予算におきましては、大分、１億以上は最終的には今回の補正予算の中で増額という形にはなっておろうかと思います。その辺のところで多少の余裕財源的に考えておるということはご了解をいただけたらと思います。

さて、その本題といいますか、都市計画税についてでございますが、都市計画税についての問題が多々ございました。これは、計画を始めたときから本来ならば都市計画税が発生するというのがよろしいようでございますが、ほとんど工事の進捗がなされるような状況というところでありました。そこのところで、昨年、都市計画税についてお答えしたときも、やはり川戸の公共下水道というその区域という問題もあります。そして、平成21年度には原町地

区の公共下水道の工事が完了いたします。そんな中で都市計画税という目的税をどのように考えたらいいのかという基本的な考え方が最終的にまとまっておりません。都市計画区域内すべてに対して実際に工事を進めて、毎年毎年の計画をしっかりとやっていけるという経済状況、社会状況であればまだしも、今のような状況ですと、この都市計画、原町地区の例えば面整備であるとか、そういったようなところまで今、いついけるのかが非常に不透明になっております。そんな中での都市計画の課税というのは、慎重にいかなければいけないと思っております。先般、川戸の公共下水道については皆さんにご了解はいただいて、公共下水道につきましては、川戸地区は市町村設置型の合併浄化槽に切りかえをしていただくということになりました。そういったところで必要な原資であるとか、そういったようなものも変わってまいります。でも、一応これで都市計画の公共下水道区域については決まりました。あとは道路網の整備であるとか、現実な事業計画をどうするかということにある程度はその都市計画税も考慮しなければいけないのかと思っておりますので、いましばらく検討の時間をいただけたらと思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　目的税ということですから、当然何に使うかというのをはっきりさせるべきなんだと思います。そういうものを想定した上で先ほど私が言ったのは、前町長のときにだと思いますが、18年度導入ということで方向が出て、指示が出ているわけですよね。これが町の考え方なんだと思います。それが町長が来て、変わったということだったらともかく、町長も取る方向でと言っているわけですから、それが３年たって、その間の質問については、たしか今町長が言ったように川戸地区の下水が云々という話が答弁でされていますし、ここにメモがありますけれども、それについても少なくともこの間の都市計画審議会で方向が出たわけですから、そうなると、そういうものを想定して21年度から当然ある意味、町長がハードルとして考えていたものがなくなったわけでしょうから、それで進められると思っていたわけですけれども、それがなされていなかったのが非常に残念でありますし、今のままですと、また少なくとも来年度実施ということはないというふうに聞こえたんですけれども、事務レベルですぐにその辺の準備をさせて、できるだけ早い機会にということで考えているということでとらえていいんですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　はい、そのようには考えております。ただ、その中でこの経済不況というものをどのように考えていくのか、その辺もちょっと今の状況ですと勘案しないといけ

ないと思います。

　それと、先ほど来の川戸の公共下水道が都市計画審議会でそのとおりでよろしいという結論をいただいたのは、ついこの間でございます。それ以前にそれがあたかも決定したかのごとく検討を始めるということはやりたくなかったということでございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　言葉を返すようになりますけれども、当然町として方向をそういうふうに持っていきたいということで考えているんですから、内部の中でそういう検討をしていくということは、全然問題はないと思いますけれども、それは町長の考え方ですから、それでいいと思いますけれども、少なくとも都市計画税というものに対して今の状況を考えると、川戸はもうクリアされたということで想定されますので、そうすれば町長の任期中――あと１年ちょっとあると思いますけれども――には確実にその辺のところが出ると考えていてよろしいですよね。もう一度いいですか、答えていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　一生懸命検討させていただきます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　お答えがないようですので、それについてはそれなりに私が判断するしかないかなと思いますけれども。

　もう１点、自主財源という意味で確認したいのが、これは副町長さんのほうがいいんですかね、国有資産等市町村交付金、これが多分２団体、対象のところがあるんだと思いますけれども、これについて現在、課税をしておりませんけれども、その辺のところの考え方を副町長、なぜしていないか、予算に計上しなかったか教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　今お尋ねになった件でございますけれども、市町村交付金ということで、課税というふうな意味での認識がちょっと私はなかったものですから、その点がもし私のほうで認識が違えば訂正したいと思いますけれども、一応交付金というふうに伺っています。ですから、課税という感覚は今持っておりません。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　わかりました。課税という表現をしたのは間違いだというご指摘だと思いますけれども、それについてはここで訂正させていただきます。交付金というのを２団体あると思いますが、いただいていない理由をもう一度答えていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　この交付金につきましては、昨年ですか、県それから国の総務省等、この交付金の性質についていろいろ問い合わせた結果、これは交付金としては当該町村に関しては、杉並区に対してこれは交付の対象であるということの意味合いのご返事をいただきましたので、事務レベルの段階でこれを請求すべく準備は進めてまいりました。

（「ここから先は」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　それで、当然これはこの法律の性質上、こちらの請求、それから区からの固定資産等の報告等一連の手続がございまして、その中で杉並区からこの町に対して、こちらが請求するための資料である固定資産台帳の通知というのが過去にございませんでした。そういう中で、ないということは、これは当然請求する対象ではあるんですけれども、該当する団体、杉並区に対して過去に台帳の通知がなかったということで、これはいかがなものかということで協議をさせていただきました。そういう中で、杉並区の解釈としては、長年の交流関係の中で以前、それは請求しないというふうな認識があったというふうに伺いました。

そういう中で、当町としては、これは当然法律的に請求できるということはありますので、請求したいという申し出はしてまいりました。その中で、ただし、過去の経緯等がありますので、今後その話し合いの場を持ちましょうということで、今現在、協議をしている最中でございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　自主財源を確保するという意味で大事な問題なのであえて質問していますが、今、私はさっき２団体と言ったんですが、副町長の答弁だと１団体が杉並区というふうに理解できるんですけれども、もう１団体はどこですか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　板橋区だというふうに聞いております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　税務課の当局に行って、課税客体であることは間違いないという確認で事務を進めているということで課長のほうからお聞きしています。ということは、向こうと協議をするとかという話とはちょっと違うんだと思いますが。これは、先ほど杉並区と協議していると言いましたけれども、板橋区とも今、協議している段階なんですか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　板橋区に関しましては、当初、固定資産等の通知というものが町に対して行われております。通知のあるところに対しては該当する町村と協議をした上での請求ができるということになっておりますので、それは粛々とその手続に従って請求していっていると思って考えております。

　ただし、杉並区の場合は、本来あるべき固定資産台帳等の通知が過去においても来ておりません。そういう中でその経緯を調べた中でわかったことは、杉並区にとっては、東吾妻町が請求するつもりはなかったんではないかというふうな判断でその通知を出さなかったというふうな考え方を聞いております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　一方はもうそれで課税できるということで進めているということですから、そうすると、ここにその準備がある程度して来ているので、交付金という名目ですから、そういう名目になるんだと思いますけれども、予算計上ができたんじゃないですか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　話は板橋区にちょっと触らせてもらいたいんですが、板橋区に関しては既に予算の計上はされております。これは東村の時代からの継続というふうに伺っております。かつ、杉並区に関しては、先ほど申し上げましたように、こちらからこういうふうな交付金の申請をしたいという意味合いの話を協議の中に持ちかけたところ、過去の経緯というものがございまして、当方の認識と杉並区の認識が食い違っておりました。私どもは、杉並区との交流とこの交付金に関しては別なものであるという認識のもとに、杉並区に対しては協議ということで持ちかけたのではありますが、杉並区のほうではそうではなくて、過去の経緯の中で旧吾妻町も含めまして、請求はしていなかった、してこなかったと、そういうふうな認識であるということでありまして、その点の食い違いを現在、両方で煮詰めている段階でございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　ああ、そうですか。どの項目に組んであるのか、教えていただけますか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　もう一度、ちょっと。

○８番（一場明夫君）　今ここで調整した話であるのか、答弁中に、すみません、今、副町長

が組んであると言ったから、どこの項目にあるんですかと。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　若干ちょっとおわび申し上げたいんですが、板橋区に関して我々は組んであるというふうにちょっと考えておったんですが、今、再度調べましたら、それは組んでいなかったというふうに訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　おかしいですよね。査定までした人が組んであると言ったのが組んでなかったという、非常にあいまいな答弁というのは議会の本会議ですから、やはり真剣にちゃんとよく確認して答弁していただきたいと思いますが、それは、じゃ、組んでいなかったということでわかりました。

先ほどから副町長の説明を聞いていますと、私はわからないですけれども、税務当局に行ったときに課税客体というふうに表現をされたので、課税客体という言葉を使わせていただきますけれども、課税客体であるということは、少なくとも今の話の副町長の答弁でいくと、杉並区も板橋区も同じだということの認識は間違いないんだと思います。板橋区はもう既にそういうことでやるということですから、そうなれば杉並も同じ扱い、向こうと協議をするという内容のものではないと思いますが、その辺のところが非常に不自然に感じるんですが。多分、自主財源としてある意味確保できる可能性として1,000万単位の桁、過去５年にさかのぼれば、わからないですけれども多くの桁になるかもわかりません。そういったものが現に自主財源の確保できる可能性があるものが確保していない、これは交流とは全く別の話だと思いますから、そういうことをきちんと見きわめた答弁というふうにはちょっと聞こえなかったんですけれども、その辺のところをもう一度答えていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　今回の請求に関してなんですが、過去において請求されていなかったということに気づきまして、今言ったようなかなりの金額等も含めて考えられるわけですから、これが今までなぜそういうことが行われなかったということは、当然私のほうも調べてみました。そういう中で、私の町のほうの状況ではなかなかその状況がつかみにくかったというのが現状であります。そうしますと、当然その対象である杉並区とやはり話をするのが過去の経緯が一番わかりやすいということで、そういう意味で杉並区に対して今回の交付金についての話をさせていただいたという経緯がございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　おかしいですね。前々年ですか、県で町の財政の評価をしていただいたときをきっかけにそれが確認できたという話を聞いていますよ。そうすると、もう１年そういう話があったのに放置していたということですよね。それで、今年度にきちんと載せられないというのは、やはりどこかちゃんとした対応をしなかったということだと思いますけれども、その辺についてのきちんとした説明をしていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　交渉過程という意味合いで申し上げますと、当然これは過去に町は請求していなかったわけですから、本来その部分の原因をはっきりさせることが今回一番スムーズにいく請求にはなるというふうに考えておりましたけれども、過去の町の状況のあれを調べてみますと、その辺はやはり定かでないということが多かったものですから、当然杉並区との協議というのが、先方は先方で、急にこの段階で請求するのはどういうことかという説明を当然先方からも求められております。そういう意味で、その内容をこちらもある程度答えるという方向での内部の検討というか調査等をしてまいりました。そういう中で、現段階においては、杉並区のほうもこちらの状況等は少しずつ理解していただくということで、できるだけ両方で協議をして、本来あるべき姿ということの形に持っていこうというふうに現在では話し合いの状況を進めているところでございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　これだけしていても仕方ないので、私が調べた範囲では、少なくとも同じ施設が湯河原にありますけれども、こちらはもう既にとっくに課税客体になっていて、払っているという話をしていますよね。そうなると、うちの町が本来いただくべきものをいただかなかったということになるんだと思いますが、私は交流をないがしろにしろとは全く言っていませんし、交流は必要だと思っていますんで、でも、これはそれとは全く別な話だと思いますから、その辺のところの切り分けをきちんとして、財源確保という意味では今年度、多分今の話ですと、話がついて場合によったら補正でという話もあるのかもわかりませんけれども、そういうふうに理解しておいてよろしいですか、副町長。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　現段階では、今ご質問があったような形での見通しというのは、誠意努力しているという範囲内でしかちょっとお答えはしかねるという状態でございます。

　それと、もう一つなんですが、さっき申し上げましたように、杉菜でしたか、のご質問のありました、そこは対象というか請求しているということですが、杉並区の関連施設は４つ

あります施設のうち１つだけで、あと当町とほかの３つはやはり請求していないというふうな過去の経緯があったようでございます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　私は、ほかのところの施設はわかりません、経営形態がわかりませんので。ただ、多分湯河原はある意味ここと全く同じ条件だというふうに聞いていましたから、だからそれと比較したわけですけれども、それはそれできちんと、やはり副町長が調整に当たっているということですから、やっていただくということでお願いしたいと思いますが、時間の都合もあるので、まだもう少しいいですかね。

先ほど同僚議員が触れたんですが、町の補助金、総務課から資料をいただいています。これを見ると、トータルで6,900万ぐらい要望がありまして、審査結果が6,700万ということで、200万ぐらい落ちているんだと思いますけれども、多分これがお祭りの補助金が落ちているんだと思いますけれども、私が、これは触れないでおこうかなと思ったんですが、町長が先ほど運営補助は出さないという答弁をしました、同僚議員の質問に。でも、これを見ると、運営費補助金云々ということがみんな一覧表で載っているんですけれども、そうすると、ちょっとその答弁が矛盾しないですか、町長。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　昨年の補助金等審査会の中で基本的には運営費補助金は出さないということだと思いましたが、極力出さないのかもしれません。その辺はちょっと正確に私は申し上げていないかもしれません。それはご容赦願います。

ただ、その補助金というものを補助と委託との切り分けをやはりもう一つよくやるべきだということも、あわせて答申をいただいておると思います。その辺のところは昨年一度、慎重に審査をしていただきましたので、今年度はさらに補助金の交付に当たってその辺のところをよく団体と協議をしてお世話になっていこうと思っています。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　これについては、ぜひチェックしていただきたいんです。というのは、先ほど同僚議員がおっしゃいましたけれども、補助金をもらっている中で、例えばそこの役員会をするのに役員が手当をもらっている、そういう団体もあるんですよ、実際には。だから、そういう状況をいろいろ考えると、果たしてこれの審査がどこまで踏み込んでやっていただけたかというと、ちょっと疑問かなという部分があるものですから、熊倉さんという方が委員長になっていただいて、部外の人に見ていただいているので、相当の論議はしていた

だいているんだと思いますけれども、ただ繰越金もあり、それに対して問題がある意味あるのにもかかわらず同じ審査額で出しているという、ここにも書いてありますから、それはやはり本来おかしい話だと思いますので、きちんと見直した上でつくらなくちゃいけないというのがあるんだと思いますけれども、今回それになっていないということのその理由を聞きたかったんですね。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　その理由がどうであるかがちょっと正確には答えられないかもしれません。ただ、この補助金がいかに有効に使われるかということが必要だと私は思っています。補助金をわざわざ減額をする、ゼロにするであるとか、そういったことよりも、その補助金をいかに有効に使っていただくか。ですから、運営費であったように使われたものが、今度はすべてを事業費に置きかえていただけるということになれば、それは今までの倍、３倍の事業、活性化のための事業であったりいろいろなその団体なりの事業ができるんではないかと、そのように私は考えます。カットカットばかりの補助金審査ではない、それで私はよろしいんではないかと思っております。ただ、議員がおっしゃるように、いろいろな不透明な部分がございますれば、それはもう一度担当課から当該団体の長であったり、そういったところとよく協議をした中で活動をしていただくようにしたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　時間がないので、次に移りますけれども、職員給料の適正化、これだけもう１点、それと確認したいんですけれども、町長、一昨年の総務委員会で町の職員給料をラス95にするという方針を出して、それを段階的に任期内にという意味でおっしゃったと思いますけれども、引き下げるんだというお話をされていましたけれども、今回、この予算にはその削減案が入っていませんけれども、今年度の当初に一度削減がされましたけれども、その後の第２段階をここに入れていないという、その理由を教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　その当時の95％、今でも95％というのは私の中の一つの目標になっております。ただ、途中でちょっと、昨年の今ごろちょっと様子が変わったというのが１点、それと今、ここに載せられない理由としますと、組合との交渉というものがあると考えております。本給そのものということで協議を始めたいと思っておりますので、いましばらく時間がかかるのではなかろうかと思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　確か総務委員会ですか、昇給・昇格基準を見直すことで指示をしたので、緩やかな削減で対応していきたいというお話をされた、それで多分間違いないんだと思いますが、総務委員会のほうとすると、ずっとその辺の論議をしてきて、町長の任期中に第２段階、第３段階というのがあるのかなというふうに期待していたんですけれども、ある意味任期中にはもう、そうすると具体的なそういうものは出される予定はないということで理解してよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　それは、私にもわかりません。なるべく早くやるつもりでいます。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　わかりました。町長の考え方はそこにあるということで理解しておきましょう。

関連なんですけれども、職員採用というものがここ数年やられていないと思いますけれども、相当空白があいていると思いますが、今回それについての経費は私はちょっと確認、関連で出ちゃったんであれですが、とってありますか、総務課長。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　一場議員さんからのご質問の新採による予算計上というものはしてございません。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　これについても以前から指摘しているんですが、相当空白があくということは、やはり組織として非常に影響が大きいと思います。総務委員会で削減を検討している中で、期末手当の役職加算額というのが実は支給されていると。特別職が20％、課長が15％、補佐が10％、係長が10％、３級職員が５％、対象外が３名、これが多分主事だと思いますけれども、簡単に言いますと、期末手当が4.5と決まっている以上に、その部分が加算されているわけですけれども、これに対して、もうそれの対象にならない人が３人しかいない。この予算書の後ろのほうに書いてありますけれども、一般会計の一番後ろのほうのページですか、これは134ページですか、課長から上、要するに主事を除いて、３名を除くと168人がみんな役職つきです。これでこれから先ずっといくわけですけれども、それで間がぽんと飛んだときに確実にそこにしわが出ると思いますので、その辺のところは補正を組んででも採用を考えるということはないですか、町長。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほども申し上げましたように、退職職員の給与費は、この予算の中にありますので、例えば補正予算でなくても給与費そのものはある程度の金額はあるということではあります。ただ、そこのところで、これからまだこの不況がどの程度、どのぐらいの大きさで来るのか、そしてこの町の失業率が云々というところでまたもう一つ考えるところがあるのかなと思いますけれども。当面は雇用対策というのは臨時職員ということで何十人かという、何十人までいかないか、十数人まではお願いができるとは思うんですけれども、その辺の傷の深さも考え合わせてそういったことは考えていきたいと思います。

ただ、議員ご指摘の年齢の間があくということは、基本的にはよくないことだと思いますので、年齢のブランクがないような形での雇用形態をとりたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　先ほど言ったように、かなり頭でっかちな組織になっているというのは、はっきり町長さんも認識されていると思いますので、ぜひそれはやはり考えていかないと組織として機能しなくなると思いますので、適正に、それだけはお願いしたいと思います。

最後に１点、町営施設のほうについては総務委員会で申し上げたのでここでは省略しますが、予算規模の問題。これ、いつも毎年言うんで申しわけないんですけれども、86億円組んであります。総務課で確認したらダム関連が約12億円、そうすると、それを引いた特殊な事情だということだと、ある意味それを引いたとしても74億円ぐらいということだと、ほかの同規模の自治体から見ると、やはり数字上かなり大きいんですけれども、その辺について、あえてその予算を組んだという理由を副町長、ちょっと教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　現在の状況も含めてそうですけれども、ダム等の状況を考えていきますと、現状のような状況の組み方をせざるを得なかったというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　大体時間だと思いますが、予算フレームというのを私がよく言っていますけれども、予算フレームというものをきちんとやはり考えてやっていかないとまずいだろうということを言っています。これが最後ですか……

○議長（菅谷光重君）　１分ぐらいです。

○８番（一場明夫君）　はい。そういうことを考えてぜひお願いしたいというのがあります。自主自立という意味でいくと、中之条が大体町民１人当たり40万ペースで組んでいくという話を聞きます。この金額で割り返すと当町は多分54万円、相当多い数字だと思います。その

辺のところを考えていくと、将来に備えた予算、そういったものをぜひ考えていただかないと、この予算組みではやはり私は正直言って大き過ぎると、そんなふうに思います。財政健全化適正法の中で将来負担比率が181.5、県内で一番これが大きいですよね。実質公債費比率も19.3、高い。借り入れをするのに県の協議、許可は要だという実態の中で、その辺のところについての、あえてそういうふうに組んでいるわけですけれども、きちんと精査していただいて、執行段階でという話もあると思いますけれども、それを組んでいただかないと将来に備えた町づくりというのはできないと思いますので、最後にそれだけ町長の答弁だけいただけますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　我が町のダム、それから合併をしたという事情における余計な経費が多少あり、そこのところでまだ先ほど職員の構成比率、そういったようなものもやはり割高になっていると。そして、そこのところで借入金の公債費ですが、公債費比率が高い、そこもやはり予算規模が膨らむ要因にはなっております。人件費にしても借入金返済にしてもと、そしてまたダム、そしてことしの予算では２億8,700万だったでしょうか、そこの街路事業とかがございまして、そういったことを先ほど議員がおっしゃっていた74億円から例えば街路事業のざっと３億円を引いてもらえますと71億円、そして、人件費がさてどのぐらいの金額か、そういったことでいきますと、中之条の65億のところまではいきませんけれども、かなり似た数字にはなっておるかと思います。

ただ、今は確かに縮小傾向にありますが、それなりのインフラの整備であるとか、町民サービスはやはり必要なものでございます。そういった中で、先ほども申したように、地方交付税についても多少弱目に、弱含みで見込んではあります。そんな中でもこれだけの事業ということで、町民に対するサービスも少しでも余計にしたいということを考えていることをご理解いただけたらありがたいと思います。無駄ゼロということは、この予算を立てるときの基本でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　ほかにどうぞ。

10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　順を追って伺います。

まず、７ページ、債務負担行為の中で一番上段の７億4,300万円ということなんですが、これは去年の予算の本会議でも全く同じ質問をしております。あえて同じ質問をします。これは連帯保証になりますか。

なぜかと言いますと、あえてこの場を選んだのは、１年の間にどれだけ進歩があったか皆さんの前に披露するためです。お答えください。これは連帯保証ですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　大図議員のご質問ですけれども、ここに書いてありますように、損失補償でございます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　答えになっていない。内容はいいです。どういう状態になったら補償するんですか。事業資金が返済不能になった、この不能というのをどういう形でとらえるんですかと、去年同じ質問をしているでしょう。組合の理事は無限責任であるべきなんです。また、組合員についても、この事業が終了する段階で清算金という形で賦課徴収されると思います。組合員の責任はどこまでなのか。いいですか、その期において、なおかつ返済不能になった場合にということを前提に考えておいてよろしいかと私は思うんですが、それで間違いないでしょうか、伺っておきます。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　当然順番というものがあるんだというふうに思いますけれども、当然理事の方に第一責任はあると思います。なおかつだめになった場合は町がということになるかと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうしますと、ここの部分についての補償、これが連帯性が問われたところでこれは不真正連帯債務である。検索の抗弁権、催告の抗弁権を有するなら、契約書の中に金融機関のところの保証契約があると思いますので、その旨明記しておくように、忘れないでこれは実行しておいていただきます。理解できましたか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　契約書をもう一度見直しさせていただきます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　続いていきます。11ページ、固定資産税の段階なんですが、同僚議員が先ほど課税客体であるという話であった、杉並・板橋両施設についてだと思いますが、これが課税客体であるという認識はいつお持ちになりましたか。

○議長（菅谷光重君）　税務課長。

○税務課長（小山枝利子君）　正しく言いますと交付客体なんですけれども、交付客体である

ということにつきまして、以前から交付客体であろうということは思っておりました。確信をしました件につきましては先ほど副町長が申し上げましたが、20年７月24日付総務省自治税務局固定資産税課交付金係の回答がございます。その回答につきましては、こちらから照会を上げたものかと思いますけれども、回答の頭に、これは一般論ではなくて杉並の施設そのものを出した、個別の問題の回答になります。宿泊施設、その他施設ともに市町村交付金の交付客体になると考える、という総務省の回答が来ております。そのときからはもう確実に交付客体だと考えております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　町がその認識を持ったのはその時点、まあまあ妥協しましょう。ところが、交付客体とその時点からなったんじゃないです。以前から交付客体だと、知ると知らずにかかわらず、ここなんですね。課税がなされてなかった。同僚議員は、自主財源の確保ということで話の展開がありました。私は、それは枝葉末節の問題であって、税の公平、ここはまず第一、重要なんです。いいですか、交付客体の物体がある、建物がある、土地がある、この時点で適正に、要するに処置をしなかった部分について、過失責任が問われる。これが首長としての責務なんです。その認識はありますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　そうですね、責任は感じております。ただ、町長就任以前から、あそこのところから固定資産税がいただけないのはいかがなものかと思っておりましたし、町長になってすぐにそういった交付金というものを検討する機会をつくりました。ちょうどそれは板橋の体育館なんでしょうか、板橋の施設、先ほどことし４月にはあそこの板橋区には請求をする予定でおりますので、そちらは協議が整っておりますから、それについて板橋区からの問い合わせとかがあったときに、あれは交付客体ではないというようなイメージを持ったときがございました。そんなところからずっと始まっていての今回の先ほどの税務課長が申しておった総務省に対する問い合わせということで、ようやく最終的な結論が我々の中ではでき上がったわけです。いろいろな検討をその中でしてまいりました。ですが、結果的にそういう形で交付金の請求をするということができなかったことというのは、やはり我々が責任を感じなければいけないと思っております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　その中で職責をまっとうするのが――交付期間も今後に関してではなく、地方税法にのっとって過去何年さかのぼりましょうかと、これが町長としての職責な

んです。課税の公平なんです。重加算税がつくか、延滞といいますか、これは別途論議になるかと思いますけれども、これが職責です。

　ということになりますと、問題はここからなんです。現在、ほとんど無償という形で、実態上、無償で借り受けている建物、そうしますと、本来使用貸借という契約書が入っていても、税金相当額は請求していても許される、これが判例で出ています。そうなりますと、東吾妻町に納めた税金相当額は、ふれあい公社から少なくともそのくらいはくださいよという話になるかとは思います。それで、ふれあい公社がその費用に耐え切れないようであれば、その存続すら疑わしいものになりますので、それが経済原則です。税の公平なんです。その旨判断していただければ助かると思いますが、総論で結構です、お答えください。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　そうですね、いろいろな循環がございます。確かに不動産屋さんの感覚からすれば、固定資産税相当分を払ったのでは借用料にはならない、単純な経費だという、そういう感覚でいるのは当たり前だと、それが経済原則だとは認識しています。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　この問題についてばかりやっていられないので、また詳細は後々ということで結構です。

　それで、23ページ、これも同じような話です。従前から同じ話です、改善が見られないので。土地の財産貸付収入、この網羅された、あるいはこれ以外にもいっぱいあると思いますが、改善点がどこかにありましたか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　大図議員さんからの16款の１項１目の関係だと思いますけれども、この関係につきましては、契約時に見直しをさせていただいております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　この中にないのが１つあります。吾妻署の敷地、これが割合、旧国道に面していて、面積も広いので査定が高くなります。なぜこれが無料貸し付けで行われているんですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　警察のところの部分につきましては、先ほど来、話題となっております国有資産等所在市町村交付金、その中に組まれております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　これはない話と思いますが。あれは町有地なんです。いいですか、財産収入にないとおかしいんです。でも、その契約書は昭和30年代から無料で貸し付けると明記したのを目にしております。いいです、この問題ばかり言ってはだめです。

それで、総論で言いますと、これが適正な価格で貸し付けられたらば、現行の賃料収入よりははるかに、査定によれば千二、三百万、場合によれば2,000万近くの賃貸料収入を得られるであろうという水準に入っていますので、さらなる検討をお願いしておきます。

それから、同じなんですが、ゴルフ場の貸し付けということで879万円ほどありますが、これが今度民事再生になった、手続が終了する、その段階で、さあ、これが譲渡転貸にならないか。事務方にはそんな旨、従前に話をしたことはあるんですが、結果はどうなりましたか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　ゴルフ場の関係につきましては、清瀧城等あるわけですけれども、会社が変わったということでございますが、事務レベルで支配人のほうに連絡をしているんですけれども、まだ回答は来ておりませんので、早急に詰めていきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　形式的には、これは株式の取得ですから、譲渡転貸にならないような気もするんですが、ただそれは形式上であって、現実にはということで考えると、まだまだ交渉の余地が残るんだと思います。それで、40ヘクタール超、確かあったと思うんですが、これを適正価格にしたら幾らでいいのか試算したことがありますか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　この関係につきましては、旧東村から契約を結んでいるものを新町になって引き継いだわけでございますけれども、適正価格で契約を結んでいるものと思っております。その後の検討はしておりません。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　だから、40ヘクタールで800万円、反で言うと２万円なんですね。そうすると、ちょうどこの辺の標準小作料で言うと、田んぼ１反歩、大体その辺のところで推移しているかと思います。私の知る範囲ではその辺のところだと思いますけれども。レジャー施設で評価額がきちんとあるものであって、その価格が適正であるかどうか、また精査する必要があると思います。それで、この譲渡転貸に当たるということになった段階では、承諾料なり条件改定なりがその段階で有効になりますので、適正価格に戻していただくとい

うようなことも可能かと思います。それはいいです。皆さんには期待しません。

それで、総務管理費の中で伺いますが、細かいことを言ってもしようがないから、31ページ下の段、例規集データベース文書管理、先ほど来から文書管理の部分について百条委員会なりで少し物議は醸したところなんですが、この文書管理改善業務委託料というのは、そういった形での施策だと思っていてよろしいですか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　その部分も含まれての検討でございます。

○議長（菅谷光重君）　ここで、質疑の途中でありますが、休憩をとります。

再開を２時10分といたします。

（午後　２時００分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　２時１０分）

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうしますと、自分たちがふだん、文書管理あるいは整理しておくと。その部分について見直す、これは自分たちで見直して、それなりのシステムを構築する、そうじゃないとまた同じ事態が起こってくる。ここのところでなぜ240万円をかけて業務委託をしなくちゃいけないか、その理由がわからないんですけれども、教えてください。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　その前に１点、訂正をよろしいでしょうか。

先ほど、大図議員さんの中での警察官舎の関係で事務所もこの交付金の対象になるという話をさせていただきましたが、事務所はならなくて、官舎等がなるということで訂正願いたいと思います。

それと、文書管理事務の関係で今回検討をしているわけですけれども、ファイル方式で今させていただいているんですけれども、ちょっと見直す時期に来ているということで、業者

の方を入れて、今見直しを行っているということで、外部の力を借りながら事務改善に努めていきたいというふうに思っております。

（「その理由を聞いているんです」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　大図議員、もう一度発言してください。

（「今のは時間に入れないでください」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ええ、入れないです。

○１０番（大図広海君）　ではゆっくりいきます。

○議長（菅谷光重君）　ゆっくりでなくて要旨を言ってください。

○１０番（大図広海君）　いいですか、自分たちがふだん業務の中で行っている行為なんです。これをあるとき、ちょっとトラブルがあった、あるいは不都合があった、もっと見直そうじゃないかという発案でこの予算が組まれているんだと思います。でも、自分たちでふだんからやっていることですから、どういう改善がいいのか、そのファイリングのコストをどうやって削減していくのか。あるいはそれをどこに保存するのかまで含めて、自分たちの意見を出し合って一つのものが完成していかないと、自分たちのものになってこない。安易に業者に委託する、こういう発想はやめませんかという提案をしているんです。わかりましたか。なぜ業者に委託しなければならないか、その理由はどこですかということを聞いているんです。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　当然事務をやっている中でどういうふうにしたらよく、効率的に整理できるかということは、常々職員も考えておりますけれども、同じ仕事をしている先進事例等をお聞きする中で、うちのほうも改善すべき点が多々あるというようなことがわかりましたので、業者の方の意見を聞きながら、東吾妻町に合ったような形態で文書整理に努めていきたいということで、今回外部委託をしております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　旧吾妻町の時代にファイリングシステムの云々で500万ほどの予算を消化したことは私の記憶にあるんですが。いいですか、自分たちのことは自分たちでやりましょうよ、ここのところで240万円を削減しましょうよと、この発想が重要かと思います。町長の英断はいかがですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　私も文書管理のレクチャーを受けました。そこの中で１つの復命であ

れ、議事録であれ、そういったファイリングシステムの中でいかに早くそのファイルを見つけられるか。例えば窓口にお客様が来た、そしてその問い合わせがあった、その説明文はどこにあるかというのを何秒で取り出せるかというのを、強いて言えば競うような形で職員に意識改革をしていただくという、そういったものがまずございます。

そうしますと、今まで10分かかって探していたものを30秒ということになれば、９分30秒、そしてそれを１回１人の職員が年間何回やるかとかといういろいろな計算をしますと、年間で500万円にも相当するという、そういう一応の数字が出ておりました。それが今、それほど10分とかかかるわけではないんですが、我が町は意外と早いほうだという評価も受けておりますが、ファイリングの方式を全体で統一してありません、今のところは。その徹底的な統一とみんなの意識改革によって職員の私文書というものは全くなくなります。極論をしますと、すべてが皆さんの共有文書という形になるというところまでの説明を受けております。例えば人事異動のときには身の回りのものを幾つか持っていけば、すべてそれで事足りるというところまでがある程度の完成形だというように聞いておりますので、このシステムを本当に一人一人が守り、一人一人が重要だと感じることは、かなりの効果があるのではないかと思ってはいます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　それは、平成13年あたりだと私は記憶しているんですが、当時もそっくりそのような説明を受けました。当時、在籍した現町長もその記憶があるかと思います。私より聡明なので確実にあると思います。いいですか、と言いながら、その実が果たされていない。これは意識の問題かと、これは予算の問題じゃないんですよ。現在でも同じです。担当がいませんと答えが返ってくるんです。いないながらに探してみた、その時間が10分だったらば、それが30秒になるように、今の町長の説明がある程度は妥協の点かなということなんですが、そうじゃないんです、探そうとしないんです。担当がいません、これですべて終わりです。だから、予算上の問題じゃないと思います。明記しておいてください。聡明な町長にお願いしておきます。

それで、同じようなことなんですが、その下の段で、例規集のデータベースの委託料、200万あります。これは今、ＰＤＦファイルで配付されています。議会前に更新するんですが、せめてこれを自前でやりませんか。あれだけのコンピューターがそろっているんです。いかがでしょうか、伺っておきます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　まず、前段のところですが、担当が休んでも、その書類はすぐに見つかる、そういうシステムになる予定であります。やはりその辺のところが、担当がいないということで無駄足を踏んでしまうということがこの町役場のかなり大きな課題だとは思っておりますので、その意識の改善も含め、この文書管理改善事業というものは、ぜひ意識改革の中でもやりたいと思います。ちなみに私は、平成13年のときのことについては余りよく覚えておりませんでした。ただ、今現在でも、先ほど申し上げたように、この町はさほど遅くないという話ではございましたので、ただ、それをもっと迅速にできる、そういったようにしていきたいと思います。

さて、例規集のデータベースの委託料、今ちょっと総務課長とも相談してみましたが、ちょっと自前では難しかろうという返事ではありました。ただ、私なりにも何とかなるような気もどこかでいたしますので、それは我々の中での検討材料とさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　これが既存のＰＤＦファイルを使わなくても、あるいはＨＴＭＬファイルであっても、何だったら文書ファイルでも何とかなるんじゃないですかと。だんだん試行錯誤しながら技量が上がっていく、要するに職員のキャリアアップがそこで図れる。委託費を出したのではキャリアアップが図れない、ここのところをつけ加えておきます。

同じなんですが、委託費として財産台帳、33ページになります。これも同じですね。業務委託費420万円です。自分たちの持っている財産の台帳なんです。これもかつてやはり500万だったと私は記憶しているんですが、台帳整備のためにということで予算執行したのを記憶にあります。あえてまた420万円、そこのところでまた新しい財産が出たり入ったりしているんですが、その更新あるいはまた町村合併などで統合ということも含めて、自分たちの持っている財産なんです、自分たちで管理していきましょうよと。420万円もったいないじゃないですか。これだけあったら、育英奨学資金で何名の人が救われますかと、今そういう時代なんです。方向性だけ伺っておきます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　大図議員のおっしゃる意味は十分わかります。ただ、この公有財産、やはり東、吾妻の統合ということになっております。この一山というのを越すのをどのように考えるかということであります。私も全く大図議員と同じような考えをしておりまして、例えば第１次総合計画につきましても、ほとんどこの庁舎内の職員の力でやった、それによ

るスキルアップというものも十分にあった、そのようには考えております。いろいろなご指摘を受けた中で新しく道が開けるというか、そういったようなこともあろうかと思いますので、条例等例規集であるとか、これはもう一度よく考えてみたいと思います。

なお、先日、大図議員だったでしょうか、全員協議会の中で農振農用地の台帳整備、それにつきましても平成18年度より職員の手で行っており、正しい数字はわかりませんが、かなりの多い筆の集積というか、そういったようなものも作業としてはやっておりますので、これにつきましてもそういったものと比べ合わせて、手作業でできるものでしたら、電算業者に委託しなくても済むようなものでしたら、何とか検討をして自前でできるように考えたいとは思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうしますと、そういったものの積み上げがなされなかった結果、39ページあたりの電算システム用機器等保守点検委託料とこれが各項目にわたって43ページ、町税費の中にも、どこからどこまでがどの業者にか、これだけではなかなか把握ができないんですが、6,000万とも7,000万ともというような合算になってくるんですが、ここの部分も基本計画を立てて、本腰を入れて何とかこの委託という体質から脱却しなければいけない、一番心臓部を握られている、そのためにもスキルアップは必要じゃないかと思いますが、当面だめでしたら、もう新卒に頼るしかない。今後の新卒はそういう形になるかとは思うんですが、これは予算と絡めて方向性だけで結構です。お伺いします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　確かにこの町にとっての委託料というのはすばらしい金額で、いつも気にかけております。特にコンピューター関連というデータ管理の保守点検、それからいろいろグレードアップであるとかそういったようなものの委託料というのは、これだけどうしても必要なのかどうなのかというのはいつも話題にしているところではあります。ただ、今この１万7,000人規模の町村がそこまで踏み入れられるだけのデータ量、そしてそれに対する人材というものを確保しておくのが正しいかどうかというのはまた別な観点だろうと思います。やはり人口10万人規模というところになりますれば、自前でソフトウェアを開発するであるとか、そういったようなことも可能かと思います。ただ、今現在、逆に大規模自治体ほどこういった形で外部委託というのが進んでいるような気もいたしますが、その辺のところの費用対効果の見きわめだと思います。今、その新しい技術、そういった情報をどれだけ少ない職員で手に入れられるかというのは、非常に私としては疑問ではあります。でも、先

ほどのような例規集、公有財産の台帳等、そういったようなものについてはできる限り自前でやりたいとは考えております。余り大がかりでない、本当に地道にこつこつとやればできる仕事については、自力でやっていきたいと考えています。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　その反面、こういう事実があったということですね。同じ33ページで町有地分筆測量、説明を受けたところによりますと、かなり以前に売却した土地のところの再測量だということですが、その認識で間違いありませんでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　はい、そのようなことでございます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうしてみますと、現状は民民の境界ということになります。民民境界を町費で測量する必要がありますでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　まだ詳細な情報までには至っておりませんが、何人かの方については登記さえなされていない、売渡証という形での何平米で幾らという形のものはございますが、そしてその当時の図面というものはあるようです。でも、登記までには至っていないというのが何筆かございます。あとは、何十筆かは、登記は済んでおりますが、公図がありません。それが町が住民の方にお売りしたということでありますので、その辺については登記のところまで責任は持つべきだと思っております。ただし、そこのところでの応分の負担というのがどのようになっておるか、ある方は登記費用は自分で持つからねということをおっしゃってくださる方もいますので、その辺はまだこれからの検討ということになります。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　それでも、登記が済んでいるということになりますと、地番はついているわけですね。そうすると、何人かの方は登記が済んでいないというけれども、当然そこには地番はついているわけですね。枝番で振っていると思います。売買契約は済んでいる。現物は、要するに物件の引き渡しも当然に完了している。現に今、使用しているわけですから。代金の収受は完了しているんですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　確認はしておりませんが、確かそういった領収書は、ある方のお持ちの書類の中にはあったのではなかろうかと。金額が幾らだったということはほとんどわかっ

ていると思います。ただ、それは、まだこれから調査をするということでございますので、詳細まではわかっておりません。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　職業柄と言わなくとも、これは一般論でいいんですが、契約行為がなされた、代金の収受が完了した、当然に物件の引き渡しもある、これですべての行為は完了です、契約行為。そうすると、当然に一部では登記も済んだ、それでその契約書の中には面積も恐らくは書いてあるでしょう。計算式で、そうじゃないと代金の算定根拠は失われますので。それで、物件の引き渡しも済んで、要するに利用が始まった、ここの部分で、そういった引き渡しの形態で双方にもう既に了解があったということにならざるを得ない。それも昭和の30年代、あるいは40年に入ろうかというところかというような形らしいんですが、それを今になって境界が判明しないからと言われても、それは今の東吾妻町が責任を持つべき性質のものではない。既に物件の引き渡しを受けた段階で、恐らく当時ですから、石を置くということはまずないでしょう。恐らく木ぐいか何かでも打ったでしょう。お金を払って買うものですから。それで、何区画かに分けた、そこのところで民民の境が確定して、お互いここまでですよという形で納得したから代金が払われたわけでしょう。その後、境界が不明であった、あるいは公図がないと言われたところで、今の東吾妻町がそれに対して予算措置するべきほどの責任はないと思われますが、既に除斥期間という話が前にもたびたび出ていました。もうやがて40年からたとうという話、あるいはたっているんですか。除斥期間は20年ですね。そこのことについて、この四百何十万円という形での予算計上、これは法のもとの平等においてどうしても議会が承認しがたい部分だとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　この470万円が全く全部分筆、測量、登記、そういったことで充てるということではなく、総務課の一般的な測量委託料であるとかが含まれた形でこの金額にはなっております。いずれにいたしましても、全く雲をつかむような話のところではございます。まだこれが今、大図議員がおっしゃるように、本来だれが負担して、どのようにしていくべきかというところまでも最終的な判断はできておりません。ですので、これから予算づけの中でどのようにしていくのか、していかなければいけないのかというのをもう一度考えてはみます。そのところでも、いろいろなアドバイスをいただければありがたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　じゃ、詳細に検討していただいて、最少の費用で最大の効果という

ことになっていますので。

　続いて、51ページ、ふれあいの郷費なんですが、同僚議員の質問でも臨時職員の身分上の問題、指定管理者なり、あるいはテナント方式なりということになりますが、かつて私は、これは個人的になるんですが、東京女性ユニオンが国立大学の事務職として臨時採用されていた部分での、東京ユニオンの所属する当該人が東京地裁で勝訴したという情報を与えた記憶があるんですが、そういった形で解釈すると、どうも今現在のふれあいの郷の、あるいはほかももちろんそうなんですが、職員が地方公務員法で言っているところの単なる臨時職員には該当しないと。その辺の身分的な取り扱いについて考慮というのがどの程度なされていますか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　臨時職員の方について、ふれあいの郷等々で臨時の方をお願いしているわけですけれども、その雇用形態につきましては、月給でお願いしている方、それから日給でお願いしている方、嘱託でお願いする方といるわけですけれども、地公法上、６カ月６カ月で一応契約はさせていただいております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そういうことになれば、ちょっとここで時間を割かざるを得ない。いいですか、６カ月といいながら、継続して何年になりますか。この前の派遣労働のときにも派遣、期間、派遣という形で形態を変えた、だから今、派遣がいわゆる派遣切りになってもいいんだというような話になっていますけれども、でもこれは厚生労働省が認めないという話になりつつあるようですね。あるいはそんな記事を読んだ記憶はあります。実質、地方公務員法が言っているところの臨時職員には該当しない。さりとて、じゃ、正職員かということになると、また片やの判決で正職員については辞令が必要である、あるいはまた採用に対して考査が必要である、そういったような観点からなかなか地位の確認の請求があっても認められないという部分が、かなり中途半端なところであることは確かなんです。ただ、今、問題になっているのは、これを正職採用せよという話じゃなくて、経営形態が変わるときに、いわゆる指定管理者なりテナントなりとなるときに、ただ単に臨時だからということで始末していいのかという話をしているわけです。その検討をすべきかという提案なんですが、理解できましたか。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　今、お世話になっている施設でも指定管理者に持っていきたいと

いうことは町長常々言っているわけでございますが、その移管をするときにそのような職員の方の身分についても検討させていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　飛ぶんですが、63ページ、学童保育所321万円、予算規模でいきますと、ことしの新しい開設は希望者がなかったかに思うんですが、かつてチラシ等で事業参入者の募集がありましたが、その結果はどんなふうになっていますか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　これは、事業者の募集でしょうか、園児の募集のことですか。

○１０番（大図広海君）　だから、学童保育所の新設、太田以外の他地区で事業者の募集があったかに私は記憶しています。そういった文書が配布されたと思いますが、計画書を出せということ。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　全員協議会で議員にもご相談申し上げましたですけれども、条例主義ということで脱法行為というふうなお話がございまして、残念ながらその公募はいたしておりません。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうなりますと、既存の学童保育所も同様になるかと思うんですが、その整備というのは進んでおるんでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　検討中でございます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうすると、条例主義が理解できて、そのようにしなければいけないということで、一歩か二歩か踏み出たわけですね。でも、過去の勇み足を整理しないと理解したことにならないということになると思いますよ。なのに、ここで予算措置、これはおかしいじゃないですか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　現在、施設を利用している子供たちの既得権もあるものですから、現行の要綱でその部分については対応させていただいています。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　あなたは私の言葉が理解できないのか、私が寸足らずなのか。即刻閉鎖という話をしているんじゃないんです。いいですか、勇み足を勇み足と認めて整理するという話をしていたんです。いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　ぜひ現行でやらせていただいて、その中でしかるべき時期には整理させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうすると、かつて百条委員会が問題を何とかしようなんて思ったときに、議会対応は何とかなると言ったか、あるいは私は何ともなると言ったんじゃないかなと思うんですが、あなたは議会は何ともなると今発言したと私は理解していてよろしいですか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　そのように愚弄した覚えはございません。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうなると、ここを突っ込まなくちゃいけない。

　そういった中で、同じく学校教育なんですが、93ページ、給食調理場云々あります。もちろんこれ、給食費の自己負担分も含めて。本来計算するのには、運営費だけじゃなくて、建設費及びその利子分、それを減価償却方式で加算して１食幾らと、本来しなくてはいけないんですが、今、事務局が押さえている数字で結構です。学校給食、この予算上で言うところで結構です。１食当たり幾らにつきますか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　概算の記憶だと、五、六百円になろうかと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　もう少し私、うんと私の試算はあるんですよ。それにプラス、ここなんですね、給食センターの建設費、これを加味します。そうなってくると、それで後にもう少し児童数が少なくなります。今のまま運営されていきますと、驚く数字が出ます。１食1,000円に近い。そこまでして給食を出す必要があるかという論理と、もう少しこれが削減できないか、方法はあると思いますよ。統合の調理場にするとか、何らかの話はあります。あるいは効率的な運用を図るという話もあります。その辺の管理はどのようになっていますか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　給食法がございまして、一定の施設の管理につきましては自治体、町が費用負担するというふうなルールがあることはご案内かと思います。ただ、これからの今の施設自体が新しいものでも56年の築造物件というふうな形の中では、今、調理員が本当に苦労して対応していただいているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　大図議員、残り時間４分であります。

○１０番（大図広海君）　済ませます。

それでは、その学校管理の責任者にお伺いします。昨年の８月に火災が発生しました。その部分は前回の本会議の中でも私が発言してあります。当時、町長のほうから、これから調査します、管理責任についてということです。私が知る限り、学校教育課長が管理者です。いいですか、町長は報告しますと。今現在、まだ報告がなかったので、私が直接あなたに聞きます。あなたに管理責任がありましたか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　私は一課長でございまして、町長ではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　重ねて聞きます。あなたが学校教育課長として現場の担当からたびたび漏電してブレーカーが落ちる、この報告を受けている。そのときに適正な対処を怠った、結果的に火災が発生している、この事実が何よりなんです。その部分について自分が管理責任があったと認識していますかと聞いているんです。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　管理職の自責を問いかけるということの中では、管理責任という部分については理解しております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうすると、その後はまた次に任せましょう。

96ページ、外国青年招致事業です。特別旅費、記念品も含めてですが、25万円、趣旨説明のときに帰国の費用だと伺いました。これは、条例上の根拠を持ちますか。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　これは、全国的にＪＥＴというふうなシステムの中で運用さ

れているその一環でございますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番……

（「答えさせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ご理解してくださいという今、答えのようです。

続けてください。

○１０番（大図広海君）　あなた、それじゃ議長は務まらないでしょう。

○議長（菅谷光重君）　続けてください。

○１０番（大図広海君）　いいですか、25万円の旅費の支払いについて、条例の根拠は持ちますかと聞いているんです。あるかないかだけで結構です。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　先ほど申し上げましたように、全国的に行われているＪＥＴというそのシステムでこの派遣をお願いしている制度でございますので、そちらのほうの制度を引用させていただいております。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうすると、この25万円はＪＥＴが支払うということなんですか。おかしいですね、これは東吾妻町の予算書なので。当人に対する報酬というのは、当然に条例上の中で支払われています。いいですか、ここで25万円の旅費を支給するということになると、やはりこれは条例主義で旅費の支給の根拠を持たなくちゃいけない。このまま予算を執行しますと、いいですか、旅費相当額が給付があったとして、条例に基づかない支給ということになります。承知おきください。

○議長（菅谷光重君）　学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君）　議員もご案内のとおり、教育三法も改正されまして、外国語自体が小学校の中まで反映しているというふうな教育要領の改訂がございます。そういった中で、私ども独自にこういった英語助手を把握する力もございませんので、今申し上げておるような制度を引用させていただいております。そういう中での対応でございますので、今後も申し上げているように中学校のみならずに、こういった教育要領の改訂等で助手が必要になってまいりますので、ぜひご理解いただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　だとしたら、ここなんですね、自分たちの裁量で払うんじゃないんですよ。条例に根拠を盛るということなんです。これが給与条例主義。いいですか、旅費で

あってもこれは手当なんです。条例が必要なんです。こういう理解が進むことが管理職になるということなんでしょうけれども、どうも管理職を放棄しているような形に見受けられますね。いいですか、先ほども申しました、議会は何とかなると思っているんですか。何ともなると思っているんですか、お答えください。

○学校教育課長（一場孝行君）　そのようなことは決して思っていません。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　だとすれば、根拠、要するに旅費の支給が必要ならば、皆さんの通勤費も我々の費用弁償もみんな条例上の根拠に基づいているんです。これが自治法204条が求めたとか、あるいは203条が求めたところなんです。条例主義なんです。時間がないようなので、事務の最高責任者として、そういったものを指揮しなくてはいけない、副町長に伺います。いいですか、何ともなると思っているんですか。

○議長（菅谷光重君）　副町長。

○副町長（関口博義君）　そのようには思っておりません。

○議長（菅谷光重君）　残り12秒。

（「いいです、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかにありますか。

７番、角田議員。

○７番（角田美好君）　午前中でしたか、同僚議員の質問の中に総務課長の答弁だったと思うんですが、吾妻荘の予算請求について、請求があったからという本当に単純というか、不明瞭なお答えがあったと思うんですけれども、吾妻荘については、昨年、当初予算を否決されまして、その後、9,800万円でしたか、一般会計から出すということで執行が１年なされてきたと思うんですけれども、そういったものを当然今年度も考慮して予算請求なり上げてくるのが筋だと思うんですけれども、漫然と公債費を一般会計から出すような形で組んでくるのはどうも納得できないんですが、また、町長も昨年、吾妻荘については年度内に検討委員会を立ち上げてという話をしていましたんで、どのような経緯でこういう予算組みを出されるようになったのか、明快な答弁をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　角田議員さんからのご質問でございます。私どもは吾妻荘から出てきたものを精査した中で、ヒアリングした中で決めさせていただいたものでございまして、決して軽い意味は持っておりません。

○議長（菅谷光重君）　７番、角田議員。

○７番（角田美好君）　じゃ、もう１点お伺いしますが、町長さんもそういう考えで年度内には何とかという話をしていたので、ちょっと納得ができないと思うんですが、お答えをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　私も全くこの今の景気の状況を昨年のリーマンショック以来、がたがたがたとキャンセルが相次いでいるというような状況であります。そして、榛名の例えば氷も張らなかったであるとかというのも20年度にありました。そういったところも踏まえた中で宿泊人員を１万8,500人という中で、榛名吾妻荘の予算書をよく検討した中でこの１億500万という、これもぎりぎりにあった結果の１億500万でございます。単純に宿泊人数を２万人でも３万人でもということで見込めるのでしたら、幾らでもいい数字が出せますけれども、我々にはそういったことまではできませんので、ぎりぎりの線で立てた計画ではあります。

なお、昨年、私が何かということの話でございますけれども、私なりに指示はしておりまして、それがただおくれているということでございます。

○議長（菅谷光重君）　７番、角田議員。

○７番（角田美好君）　これから出てくるんですけれども、補正予算で今年度予算で2,000万円また出てきますよね。先ほどのリーマンショックか何か知らないですけれども、そういう事情があって今年度また2,000万円出てくる、委員会で調べたんですけれども、ほかにもまだあるという話も聞きます。到底今年度2,000万円では追いつかないという話を聞いております。そうすると、単純に１億500万円で追いつきますか。9,800万円に2,000万円足してほかにもないと言っているんですよ。どうも合わないと思うんですけれども、単純に本当に１億500万円にこだわった、単純に組んできた予算としか思えないんですけれども、いかがですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　ちょっとよくわからないんですが、これを例えば１億3,000万繰出金ということだったら正しいという方向なのか、それが――要するに、我々としては繰出金を１円でも少なくしようという努力をしております。その中の数字がこの１億500万ということではあります。やはり、どうしても償還金の１億500万、これ以上は何とか繰り出さないようにしようという、我々の思いはあります、ここまででしたら。そこまでだったら、吾妻

荘に行って勤めている職員の給与は自分たちで稼いでいるんだということにはなるわけです。ですから、建物の償還金、それだけで何とかやりくりしようというのは、最低線と思っているという、そのあらわれの数字がこの数字だろうと私自身もそう思いますし、担当者もそういう思いだろうと思っています。決して、こじつけてこうしたという数字ではないと思います。

○議長（菅谷光重君）　７番、角田議員。

○７番（角田美好君）　わかりました。その件は幾ら言っても仕方ないんだと思います。

それでは、ちょっと違うんですが、教育長さんにお伺いいたします。昨年、全協でしたか、中学校の統合について前向きにという、確か話があったと思うんですが、何かどうもうちも文教に入っていないものですから事情がわからないんですが、中学校統合については今後どのように進めるのか、お伺いしておきたいと思います。何か聞くところによると、東中学校あたりは随分減って、ことし50人台になるという話を聞いていますし、早々に進めたほうがいいんだと思うんですが、どのようなお考えかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　昨年の12月議会で町長が21年度、新年度早々にアンケート調査を実施して、それを踏まえて進めていくということで回答しましたので、その方向に沿って教育委員会のほうでは考えているところでございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　ここで、質疑の途中でありますが、休憩をとります。

再開を３時15分といたします。

（午後　２時５８分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　３時１５分）

○議長（菅谷光重君）　７番、角田議員。

○７番（角田美好君）　アンケート調査をするということですけれども、具体的にはどのようなことをなさるんですか。町長も去年、おととしでしたか、５校を１校で諮問をするという話をしていたと思うんですが、それから、一向に進んでいないわけですけれども、町長、どのように考えているんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほども申し上げましたように、昨年12月議会、この前の議会のときにもアンケート調査の話を申し上げました。ただ、その前には東小学校だったですか、小学校、幼稚園だったですか、統合しないような要望書というのがありまして、いずれにしてもそういった要望書も提出をされております。そんな中で、あえてアンケートという形で皆さんのご意見をお伺いした中でやっていこうと。そして、この統合という問題を考えるのに、なかなかＰＴＡの方々、保護者の方々ですか、そういったような方々が年度で交代してしまうという問題等もいろいろありまして、やはり４月の始めから企画をして、年度内決着という形が望ましいのではないかと考えてはおります。ただ、それがそのようにいけるかどうかはわかりませんが、いろいろな方にお世話になって、統合問題審議会等の立ち上げもお世話にならなければいけません。そういった中で慎重に検討を重ねていきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　７番、角田議員。

○７番（角田美好君）　年間というか、これからのスケジュールだけでも聞かせていただけませんか。余りにもあいまい過ぎて、アンケートをとります、出ました、しますではどうも、もう少し具体的に進んでいただけませんかね。父兄はかなり心配していると思うんですよね。アンケートの結果を私もいただきました。読んでみました。いろいろなことが書いてありました。小学校だったか、どっちのＰＴＡだったか私もちょっと記憶にないんですけれども、かなり厳しい意見も書いてあったような気がいたします。だから、ある程度やはり方向性を早期に出してやったほうがいいんだと思うんですけれども、ただ決断すればという段階に来ているんだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　私が町長就任の当時は、既に吾妻地区では４校が統合という形で決まっておりました。そして、その４校の統合をまず考えるべきだと申し上げておりました。ただ、そこのところで文教厚生常任委員会、そして教育委員会がやはり、そして議会の皆様方も――その当時の議会の皆様方ですが――やはり５校を一緒に考えるべきという形で結論づ

けていただきましたので、今現在は５校を一緒にという形で進めていくつもりであります。角田議員は統合派と、そうにしてはいけないんでしょうか、統合の方向で考えるべきとのことですが、これにはやはりいろいろな考え方の方々もいらっしゃいますので、アンケートという手段から始まるのがよろしいかと思ったわけです。それ以上は考えておりませんので、スケジュール等については、そのアンケートの結果を見てやっていくという形になろうかと思います。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

15番、佐藤議員。

○１５番（佐藤利一君）　時間もないので、すごく簡単にやって、町長さんのイエスかノーの回答だけで結構なんですけれども。

実は、住民にとっては、合併前、合併後も大体執行部の言われたとおりに出すものは出すというふうな形で来ていると思います。だけれども、住民にとっては何だか物足りない、というのが我が地区の全体的な意見じゃないかと思います。そのようなことで、過疎計画についても21年度で終わるわけですけれども、この収入の欄を見ると、過疎が1,100万円ですか、70号線の整備というふうなことで出ている、これだけのことで70号線が整備できるかなと思うんですけれども、そのほかに過疎というのは割合有利なお金だと思われますので、これにのっとっていろいろな事業をやってきたわけなんですけれども、21年度で終わるとなると、これだけはやってもらいたいというものがまだ幾つか残っております。そのようなことで、この過疎債、過疎計画ですか、来年の３月で終わるわけですけれども、町長さんはどう思っていらっしゃるか。

それと、地域格差をなくすためには、社会資本の充実というようなことが一番大事かと思うんですけれども、７番の角田議員からも話が出ましたように、今、伊香保から原町のバス路線も地区によっては行った道を往復する道も入っております。改良によってはすんなり原町まで行けるような道ができるんじゃないかと思います。というのは、泉沢の俗に地元で言えば松の木道路と、そういうふうなところを拡幅すればバスが通るんじゃないかと、そのようなことと、もう一つは一般質問で３回、これで２回ですか、一般質問でお聞きしております社会教育問題で公民館分館活動をやっていた、その分館活動と集会所はどう合わせるのかと、それについての条例にはまだ公民館の分館活動というふうなことは載っております。その事業につきましては、運営に当たりましては運営費補助金で賄うというふうなことも条例

には載っておるわけでございますけれども、21年度の予算にはその辺のところは消えているような状態じゃないかと思います。この辺のことについて、この３点、お願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　過疎債につきましては、当時から年間3,000万くらいを１つの目途としてという形でやってまいりました。ただ、いずれにいたしましても、確かに有利な３割負担だけをすれば最終的にはよろしいということではございますが、確かに有利な借入金システムだと思います。ただ、いずれにいたしましても、借入は借入ということで、公債費の負担適正化計画の上では二、三年の据え置きと９年くらいの返済でしょうか、短期の返済のために公債費負担計画の中では随分重荷になってしまいます。そういったところから、本当に必要なものだけを精査した中で、過疎債のお世話になれればということで考えておりまして、ことしはその70号線ということになったかと思われます。確かにことしで終わりというのが、過疎の町村等では、これを継続していただけるようにという要望を町村会のほうでも出しておりまして、これが今後続くかどうか、ちょっと淡い期待をしているところではあります。そういった中で続けば、年間をもうちょっと、例えば10年続くとすれば少額ずつであっても有利な起債で、その地区限定という形になろうかと思いますが、今後も継続してお世話になれたらと思ってはいます。

なお、地域間格差を狭めるために、インフラの整備等々ということでバス路線のことでございますけれども、そのところは松の木線ですか、私もその道を普通には通りますけれども、最終的に一番上のあたりでかなり狭まってくるということであります。そこのところの整備自体、概算設計も何もしていないのでわかりませんけれども、かなり何億円かという金額にやはりなるのかなと思っておりますので、今のところは概算設計まで至る、先ほどから言われております費用対効果という面ではちょっと該当しにくいところではないかというように考えております。

なお、公民館、それから分館のシステムについてでございますが、先ほどから申し上げておりますように、やはり運営費の補助金というのは極力避けるべきというお答えをいただいておりますので、事業補助金という形での補助をぜひともお考えいただいて、そのための補助金というのは十分にこの予算の中に盛り込んでありますので、そちらのほうをご活用いただければと思います。

○議長（菅谷光重君）　15番、佐藤議員。

○１５番（佐藤利一君）　町長さんのおっしゃることは重々、この予算上でもわかるわけでご

ざいますけれども、何せ道路の問題につきましては、我が地区においては東のほうを向けば大きな道が３本抜けております。北を向けば県道が２本、同じ町になって35号線が１本、そういうふうなことでこれから通学路というふうなことになるんではないかと思いまして、地元の方もあの道がよくなれば子供の通学ですか、そういうふうなことにはよくなるねというふうなことも言われております。

それと、公民館のことにつきましては、まだ分館条例も残っておるという、運営は町の運営費、それから助成金によると明記されておるのですから、20年度で４分の１で捨て切りということでなく、昨年だと思いますけれども、20年度の夏までにはいいほうに善処をするというふうな町長さんのお言葉を聞いて、そのまま下部のほうには話しておるのが、この予算書では全くそういうふうな面では消えておるということで、よろしくお願いしたいということでございます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　本当に捨て切りというつもりは全くございませんで、この新しいシステムによっての事業費補助金という形でぜひとも考えを切りかえて、うまく事業に使っていただけたらありがたいと思います。その当時の合併当初の分館長さん方には18年度に100％、19年度の50％、そして20年度の25％ということで、一応終わりということのご理解は一たんはしていただいているわけですので、その中でそのままの捨て切りということではなく考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、道路につきまして、通学路であるとか、そういったような形を考えるということになりますと、また別な見方というのがあろうかと思います。その辺についてはいろいろとご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　15番、佐藤議員。

○１５番（佐藤利一君）　道路の整備、それから分館活動の運営費というふうなことは、これからも地元サイドでは要求が出てくると思います。それから、先ほど申し上げました過疎債についても21年度で終わると、そういう前提に立って70号線の整備に1,100万というのは甚だ軽微ではないか。ゴルフ場に行く道については、あの道がただ１本の道でございます。そのようなことを考えて、これからも補正とかというふうなことでも十分間に合うと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　そのあたりは、いろいろと検討した中で一緒に考えていただけたらあ

りがたいと思います。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかにありますか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

３番、討論はどちらにいたしますか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　３番、金澤議員。

（３番　金澤　敏君　登壇）

○３番（金澤　敏君）　それでは、平成21年度一般会計予算に関して反対の討論を行いたいと思います。

町政の目指すべき事柄は、町民の福祉や健康並びに安心して過ごせる暮らしが第一義と考えます。当然予算編成についても、そのような立場で予算の組み立てがなされることが基本だと判断いたします。ますます国の政治が身近な町政に影響してきている現在ですが、特に昨年秋以降、急激な経済の落ち込みによる不況、それに対し迅速に対応できない政府予算案は、国民の悲鳴が聞こえていないのではないかと思えてなりません。当町の企業でも、雇用問題や賃金の切り下げなど深刻な影響が出てきています。質疑の中で同僚議員も言われていましたが、今年度の予算編成に当たっても、その辺のこともしっかりと視野に入れて組むべきだと思います。

本年度の一般会計予算は、国の第２次補正予算を受けて小泉構造改革以降の三位一体の改革で地方財政の締めつけの手直しとしての地方交付税の増額がなされました。補正で行ったと思いますけれども、加えて緊急雇用創出事業交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金が新たに交付されています。

一般会計に関しては、八ツ場ダム関連の歳入が見込まれているとしても、86億円もの予算規模は、当町の身の丈に合っているのか、これは疑問に感じるところであります。自治体のやるべき優先順位は、住民の福祉や健康の増進、住民の安心・安全、地場産業の育成であります。さらに、若い世代が定着し、当町で次の世代を産み育ててもらうための環境づくりは、長期展望に立っての施策が求められると思います。その点でも、ここ数年、かわりばえのしない、住民要求に沿っていない、そのような予算編成が組まれている、このように感じます。

そして、本年度予算もその域を出ていないと私は考えます。

医療崩壊が叫ばれる中、住民の健康の安心を守るという視点からの地域の中核病院への支援のあり方などを含め、総合的に見てその方向性が弱い。これでは住民の不安を取り除けないのが現状ではないでしょうか。

食料自給率の向上が言われ続けていますが、農業振興に関しても政府の施策が破綻している中で、これも補正で認定農業者をふやすということになっていますが、さらに町独自の農業の担い手を生み出すような予算編成をするべきだと考えております。

個々の事業を見れば評価はできる点も本予算には多々ありますが、しかし、本予算は住民の生活の身近なサービスへの視点を欠き、さらに厳しい財政を健全化していくとの気概が感じられません。全体的には昨年の焼き直しと思われるような感じがしてなりません。

よって、本予算には賛成できない、これが私の考えです。

○議長（菅谷光重君）　賛成討論はありますか。

２番、竹渕議員。

（２番　竹渕博行君　登壇）

○２番（竹渕博行君）　それでは、賛成討論を行います。

平成21年度一般会計予算につきまして賛成討論を行います。

今、世界経済は、米国の金融危機によって100年に一度と言われる同時不況に見舞われ、企業は大変厳しい状況下に直面しており、そこに働く従業員も雇用不安を感じております。当然不況のあおりを受け、当町においても例外ではないことは皆様方のご承知のとおりであります。町においても、町税や使用料、手数料など歳入も落ち込んでいる状態であります。

このような状況下ではありますが、歳出面で何点かの苦心、苦慮した予算編成を行った跡が見受けられます。具体的に主なものを６つほど挙げさせていただきます。

１つ目といたしまして、失業者対策として国の交付金を活用した雇用創出事業として事業費1,432万円が計上されており、そのうち1,030万円を雇用者の賃金に充てていること。

２つ目といたしまして、中小企業への支援策として商工業経営振興資金利子補給の率を約25％から50％に引き上げ、利子補給金として1,400万円が計上され、経営者にとってはありがたい改正であること。

３つ目といたしまして、子育て支援策としては、子供の通院医療費の無料化等、福祉医療費として１億2,300万円を計上。安心して子育てができるよう、環境整備に努めていること。

４つ目といたしまして、教育環境の整備では、原町小学校プールの建設、教育施設などへ

の芝生化事業、さらには新学習指導要領の改訂に伴う教材・教具の整備、充実を図っているなど、将来を担う子供たちのためにきめ細かな教育環境の整備にも力を入れていること。

５つ目といたしまして、交通弱者と言われる方々の足を確保する観点から、地域公共交通活性化再生総合事業として検討に入っていることは、評価に値すると思います。

６つ目といたしまして、起債関係でありますが、今年度の借入額は昨年と比べて４億900万円ほど減となっており、償還金についても昨年に引き続き補償金免除繰上償還として5,520万円を含めても8,153万円の減となっており、公債費の適正化が進められていることであります。

最後に、三位一体改革による国の財政動向を初め、基金の膠着化した経済収支比率や財政力指数、さらには実質公債費比率の数値が示すとおり、東吾妻町を取り巻く財政事情はまことに厳しいものがあることも事実であります。この現実を謙虚に受けとめる中、合併によるスケールメリットを最大限に生かし、行政改革の推進とあわせて長期的な展望による効率、効果的な財政運営と財源の安定的確保に積極的に取り組み、住民と協働し、町民福祉の向上と活力ある町づくりが推進されることを強く要望し、あわせて今年度の予算が確実に実行されることが地域経済の一助になると確信するものであります。

これらの内容を総合的に判断し、本予算案に賛成するものであります。

終わります。

○議長（菅谷光重君）　反対討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　ほかに討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立同数）

○議長（菅谷光重君）　起立８。

したがって、採決の結果、賛成反対同数でございます。地方自治法第116条第１項の規定によって、議長が本件に対して採決をします。

議案第１号　平成21年度東吾妻町一般会計予算案については、議長は可決と採決します。

したがって、議案第１号　平成21年度東吾妻町一般会計予算案については可決をされまし

た。

◎議案第２号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第８、議案第２号　平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月９日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

13番、橋爪委員長。

（文教厚生常任委員長　橋爪英夫君　登壇）

○文教厚生常任委員長（橋爪英夫君）　それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る３月９日、平成21年第１回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第２号　平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案について、３月11日午前10時より猪野住民課長の出席を求め審査をいたしました。

平成21年度の歳入歳出総額は、事業勘定で17億5,362万3,000円であります。前年より305万9,000円の減額予算であります。平成20年度から高齢者医療制度が始まり、被保険者7,400人から5,200人となりました。

歳入では、一般被保険者の保険税は減額の2,572万2,000円となっているが、20年度の確定申告により21年度の保険料改定を検討することになっております。歳出では、保険給付費の療養諸費は前年比2,657万5,000円の減額であります。高額療養費では1,357万4,000円の増額であります。しかしながら、依然、給付費も増加傾向にあります。また、東吾妻町国民健康保険被保険者人間ドック検診費助成要綱の一部改正をし、40歳以上70歳未満を40歳以上75歳未満に改め、前期高齢者のドックの検診を助成することとしました。検診費は今まで10分の５、３万8,000円の10分の５でありましたけれども、今回は後期高齢者の額と同額の１万6,000円にすることといたしました。施設勘定では、歳入歳出予算総額が9,021万5,000円で、歳入では診療収入が274万8,000円ふえております。県の支出金で135万3,000円増額されています。繰入金では165万の減額となっております。歳出では一般管理費で164万

4,000円の減額となっているが、医療用機械器具費で人間ドック用の眼底カメラ購入費298万7,000円、その他器具のリース料等で433万3,000円の増額となっております。他に医薬品材料費3,458万4,000円が主なものであります。

文教厚生常任委員会としては慎重に審査した結果、全会一致で可とすべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第９、議案第３号　平成21年度東吾妻町老人保健特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

13番、橋爪委員長。

（文教厚生常任委員長　橋爪英夫君　登壇）

○文教厚生常任委員長（橋爪英夫君）　それでは、付託議案の審査結果について報告いたしま

す。

去る３月10日、平成21年第１回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第３号　平成21年度東吾妻町老人保健特別会計予算案について、３月11日午前10時より猪野住民課長の出席を求め審査を行いました。

19年度支払い分を20年度で事務処理が終了する予定でありましたが、年度終了後も出る可能性がありますので、21年度も予算を歳入歳出総額でそれぞれ201万5,000円計上した予算であります。内容については、医療諸費152万6,000円、その管理費として48万6,000円が主なものであります。

文教厚生常任委員会では慎重に審査をした結果、全会一致で原案どおり可とすべきものと決しましたので、本会議におきましてもよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第10、議案第４号　平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

13番、橋爪委員長。

（文教厚生常任委員長　橋爪英夫君　登壇）

○**文教厚生常任委員長（橋爪英夫君）**　それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る３月10日、平成21年第１回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第４号　平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案について、３月11日午前10時より猪野住民課長の出席を求め審査を行いました。

平成20年４月１日から老人保健制度にかわって新たに始まった制度であり、21年度は２年目となります。歳入歳出予算の総額は１億8,542万9,000円、前年比では1,296万4,000円の減額でありますが、20年度年度途中で保険料の軽減措置があり、21年度予算では前年度より保険料が2,218万6,000円減額となるものが主なものであります。保険料は原則として年金から徴収されますが、特別徴収保険料、年金からは75％、普通徴収保険料、納付書による納付が25％の割合であります。歳出では、21年度より広域連合で人間ドック助成を実施することとなり、被保険者の１％を見込んでいます。当町でも3,500人の１％、30名分を予算計上しました。助成額は１人１万6,000円であります。

このことについても文教厚生常任委員会としては慎重に審査をした結果、全員一致で原案どおり可とすべきものと決しましたので、本議会におきましてもよろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

以上であります。

○**議長（菅谷光重君）**　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○**議長（菅谷光重君）**　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○**議長（菅谷光重君）**　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を４時10分といたします。

（午後　３時５８分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　４時１０分）

◎議案第５号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第11、議案第５号　平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

13番、橋爪委員長。

（文教厚生常任委員長　橋爪英夫君　登壇）

○文教厚生常任委員長（橋爪英夫君）　それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る３月10日、平成21年第１回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第５号　平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案については、３月11日午後３時より山田施設長の出席を求め審査を行いました。

平成21年度の歳入歳出予算総額は２億3,144万円で、前年より813万3,000円減額であります。歳入では、負担金の90％は保険者負担１億5,421万4,000円は介護保険からであります。残りの10％は被保険者負担1,507万4,000円で個人負担に当たります。一般会計繰入金は前

年より945万6,000円減額、3,432万1,000円でありますが、前年度エアコン設備費用350万円と職員人件費１名の減額によるものであります。雑入の主なものは、入所者の食事負担分が主なものであります。歳出では、必要経費でありますが、備品購入でエアーマット購入が予定されています。

本委員会では慎重審議の結果、全員一致で原案どおり可とすべきものと決しました。本会議におかれましてもよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げて報告といたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君）　起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第12、議案第６号　平成21年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

13番、橋爪委員長。

（文教厚生常任委員長　橋爪英夫君　登壇）

○文教厚生常任委員長（橋爪英夫君）　それでは、付託議案の審査結果について報告いたします。

去る３月10日、平成21年第１回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第６号　平成21年度東吾妻町介護保険特別会計予算案について、３月11日午後１時より蜂須賀保健福祉課長の出席を求め審査を行いました。

予算総額は歳入歳出それぞれ11億1,982万6,000円で、前年に比べて2,787万4,000円の減額であります。65歳以上の１号被保険者は4,934人で、要支援から介護５までの認定者は15％であります。20年度に第４期の高齢者福祉計画介護保険事業計画を策定し、21年度を初年度として23年度までの３カ年間、この計画によって事業が進められます。基準保険料でありますけれども、21年度が３万3,300円、22年度が３万3,900円、23年度が３万4,400円の予定で、基金と国の補助金を使って段階的に３年間で引き上げていくということになりました。65歳以上の介護保険者が現行の基準額で３万200円でありましたのが、21年度は３万3,100円の引き上げとなります。３年間の保険料については先ほど申し上げたとおりであります。

本委員会では慎重に審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可とすべきものと決しました。本会議におきましてもよろしくお願いを申し上げ、報告にかえます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第13、議案第７号　平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

８番、一場委員長。

（総務常任委員長　一場明夫君　登壇）

○総務常任委員長（一場明夫君）　それでは、総務常任委員会に付託された議案の審査結果を報告いたします。

去る３月10日、当委員会にその審査を付託された議案第７号　平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案については、３月12日に第３委員会室において、委員全員出席のもと東支所長からの説明を受けた後に、慎重にその審査を行いました。

毎年指摘されていることですが、一般会計からの繰入金が情報通信事業と宅地造成事業を合わせて約3,800万円と多額になっています。審査の結果、情報通信事業については、会計検査院による検査で指摘された自主放送事業への適切な対応を初め、施設使用料金の改定等により収支額を他地区の町民からも納得できるような内容にすること。さらに、宅地造成事業については、未販売区画について現実をしっかり見きわめた販売プランのもと、もっと真剣に販売強化を図ることなどの強い附帯意見を付して当予算案については全員一致で可決すべきものと決しました。

つきましては、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第14、議案第８号　平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

11番、中井委員長。

（産業建設常任委員長　中井一寿君　登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君）　産業建設常任委員会に付託されました議案書の審査報告をいたします。

平成21年３月10日の本会議に付託されました議案第８号　平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案については、去る３月11日午前10時より第１委員会室において、上下水道課長の出席をいただき、歳入歳出額６億2,939万円とする予算案の内容説明をいただき、審査を行いました。

歳入では、使用料、国・県補助金、繰入金の増、町債の減額、歳出においては、建設事業費では公共下水事業費の排水管渠埋設工事請負費の縮小に伴う減額、施設費では各事業ごとの施設管理業務委託、浄化槽保守点検業務委託料が主で、公債費では各事業ごとの償還計画による増額となっており、総額では対前年比1.86％の伸びとなりましたが、当委員会においては、全会一致にて可決とすることといたしましたので、本会議におきましても可決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、審査の中で各事業ごとの使用料の滞納問題が論議され、委員会としては事業運営における受益者負担の趣旨による安定した財源確保のため、新規加入の推進、滞納受益者に対する収納促進対策の強化を早急な検討課題として取り組み、実践されるよう申し添えております。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君）　起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第15、議案第９号　平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

11番、中井委員長。

（産業建設常任委員長　中井一寿君　登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君）　ご報告申し上げます。

平成21年３月10日の本会議において付託されました議案第９号　平成21年度東吾妻町簡

易水道特別会計予算案については、去る３月11日午前10時より第１委員会室において、上下水道課長の出席をいただき、歳入歳出額5,570万4,000円とする予算案の内容説明をいただき、審査を行いました。

総額では、対前年比マイナス8.54％の減額となっておりますが、特に歳入においては、合併特例措置期間のため、使用料が定額の上、統一したものとなっていないため、約50％が一般会計からの繰入金で補っている状況です。

委員会としては、当町の財政実情や合併後３年が経過されている現状を踏まえた場合、年度内の早い時期に使用料改正等地域審議会等へ諮問の上、改善対策を講じる必要を強く要望し、当委員会においては全会一致にて可決することといたしましたので、本会議におきましても可決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君）　起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第16、議案第10号　平成21年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

11番、中井委員長。

（産業建設常任委員長　中井一寿君　登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君）　ご報告申し上げます。

３月10日、産業建設常任委員会に付託されました議案第10号　平成21年度東吾妻町水道事業会計予算案につきまして、３月11日午前10時より第１委員会室において、上下水道課長に出席を求め慎重審議を行いました。

水道事業会計につきましては、一般会計からの繰入金を増額してでも石綿管を計画的に早期更新するよう申し入れ、産業建設常任委員会としては、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、本会議においてもよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君）　起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第17、議案第11号　平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案を議題といたします。

本件については、去る３月10日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審

査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

８番、一場委員長。

（総務常任委員長　一場明夫君　登壇）

○**総務常任委員長（一場明夫君）**　それでは、総務常任委員会に付託された議案の審査結果を報告いたします。

去る３月10日にその審査を当委員会に付託された議案第11号　平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案については、３月11日に第３委員会室において、委員全員出席のもと吾妻荘支配人からの説明を受けた後に、慎重にその審査を行いました。

今年度の吾妻荘の集客は、現場スタッフの努力及びグランドゴルフ関係者の協力で、グランドゴルフ客は微増しました。ところが、燃料費高騰や世界的経済不況、さらにワカサギ釣りの中止等の影響を受け、最終的に前年比4.2％程度の減となることが予想され、過去最低水準に落ち込むことが明らかとなっています。当然のことながら経営状況も最悪の状態で、今定例会に補正で2,000万円追加する予算案が提出されており、当初予算で１年分の補助金として9,800万円を受け入れただけでは足りず、合計で１億1,800万円の補助金を求めています。しかし、資金不足はこれ以外にも生じており、金融機関から700万円の借り入れが予定されています。ということは、実際には単年度で１億2,500万円の資金が足りなくなってしまうことになります。昨年度の補助金も最終的に１億2,000万円近くになりましたが、この年は町長の主張する総人件費論により増員した正規職員２名の人件費1,700万円以上の経費負担が生じた上での数字となっています。今年度は増員した２名は６月には引き上げていますので、経営の悪化がいかに異常な状態であるかがわかります。

町長は、昨年６月の議会で当初予算を再提出した際の質疑応答で、年々悪化する経営状況を踏まえ、遅くとも年度内、できれば昨年の12月までには今後の経営体制の方向をどうするか決めて、経営の改善に努めるといった趣旨の答弁をしています。それにもかかわらず、いまだに十分な検討作業が行われずに先送りされているため、当然のことながら本予算案を見ても、来年度の経営体制は本年度を踏襲した内容となっています。

具体的な内容を見ると、休憩や入浴利用者は本年度の最終推計数をベースに積算されていますが、宿泊利用者だけは最終推計数より900人多い１万8,500人を見込んでいます。現在の厳しい経済情勢を踏まえると、本年度の利用者が後半期に急激に減少して全体でマイナス4.2％程度となることが予想されていることを考えると、新年度は特別な要因がない限りは、

今年度の２倍程度の８％前後の収入減を見込んだ予算にするのが適切な判断だと言えます。そして、その収入に見合った支出に抑えない限り、収支のバランスがとれないことはだれが見てもわかります。

よって、この積算根拠では適切な現状把握ができているとは言いがたく、当初から１億500万円の町からの補助金を受けることを前提に、それに合わせて数字を組み込んだだけの予算と言わざるを得ません。このまま予算が成立すれば、予算に沿った支出をしていくことになり、最終的に大幅な収入減があれば赤字額は今年度より多くなることは必至ではないかと思われます。

ついては、本年度同様、最終的に不足額が出れば、再度補正要求が出る可能性が非常に高いと推測されます。現在の経営状態と営業体制では、支配人を初め現場のスタッフの努力だけではどうにもならない状況にあることをまず管理者である町長がしっかり認識する必要があります。集中改革プランでは、指定管理者制度等により民間に経営を託する方向が示されているのに、町長はその方向に進まず、問題の先送りをして旧態依然とした経営を行い、年々経営を悪化させていることは、ここ数年の実績を見ても明らかです。

委員会では激論が交わされましたが、その中でこの予算で問題ないという委員は残念ながら１人もいませんでした。早急に指定管理者制度等により体制を変えて経営に当たり、当初予算額の範囲内での支出に抑えるという附帯意見を付して可決してもよいのではないかとする少数意見はありました。しかし、現実の問題として抜本的な経営体制の改善が行われていない上で編成されたこの予算案では予定どおりの経営ができる可能性は低く、また、借入金の償還額の１億500万円を超えてしまうことは必至の状況にあると言わざるを得ません。

ついては、再度現状分析を的確にした上で、町からの補助金も本年度の当初予算程度の額を設定し、早急に指定管理者制度等の導入により、収入の範囲内で経営を行う現実型の予算を策定し、再度提出してもらうことが最も適切な判断であるという意見の委員が多数を占めました。

よって、付託された予算案については数時間にわたり慎重に審査をした結果、委員会としては賛成少数で否決すべきものと決しました。

つきましては、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案についてお諮りをいたします。議案第11号　平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案について賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（菅谷光重君）　起立少数。

したがって、本件は否決されました。

◎延会について

○議長（菅谷光重君）　お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は３月19日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（菅谷光重君）　本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後　４時４２分）

平成21年３月19日(木曜日)

（第　４　号）

平成２１年東吾妻町議会第１回定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２１年３月１９日（木）午前１０時開議

第　１　議案第１２号　平成２０年度東吾妻町一般会計補正予算（第８号）案

第　２　議案第１３号　平成２０年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）案

第　３　議案第１４号　平成２０年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案

第　４　議案第１５号　平成２０年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）案

第　５　議案第１６号　平成２０年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第３号）案

第　６　議案第１７号　平成２０年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第２号）案

第　７　議案第１８号　平成２０年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第１号）案

第　８　陳情書の委員会審査報告

第　９　閉会中の継続審査（調査）事件について

第１０　発委第　１号　東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第１１　町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１７名）

１番	菅谷光重君	２番	竹渕博行君
３番	金澤　敏君	４番	青柳はるみ君
５番	須崎幸一君	６番	浦野政衛君
７番	角田美好君	８番	一場明夫君
９番	日野近吉君	１０番	大図広海君
１１番	中井一寿君	１２番	上田　智君
１３番	橋爪英夫君	１５番	佐藤利一君
１６番	加部　浩君	１７番	原田睦男君
１８番	高橋基雄君		

欠席議員（１名）

１４番　前　村　　清　君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	山野　進君
企画課長	高橋義晴君	税務課長	小山枝利子君
保健福祉課長	蜂須賀　正君	住民課長	猪野悦雄君
生活環境課長	加部保一君	産業課長兼農業委員会事務局長	角田輝明君
建設課長	市川　忠君	ダム対策課長	轟　馨君
上下水道課長	高橋啓一君	会計管理者	石村あさ子君
東支所長	唐沢憲一君	いわびつ荘施設長	山田文子君
岩櫃ふれあいの郷施設長	角田　豊君	桔梗館長	高橋和雄君
榛名吾妻荘支配人	富沢美昭君	学校教育課長	一場孝行君
社会教育課長兼中央公民館長	丸橋　哲君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局係長	田中康夫
議会事務局主任	角田光代		

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君）　皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は、病気入院中のため欠席でございます。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴なさいますようお願いをいたします。

◎議案第１２号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第１、議案第12号　平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第８号）案を議題といたします。

本件については、去る３月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　１点だけ教えてもらいたいと思いますが、繰越明許費、大分追加で来ておりますけれども、特に８款関係、これで事故繰越になるようなもの、予想されるもの、これはございますか。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（市川　忠君）　ただいまのご質問でございますけれども、７ページの繰越明許の関係でございます。８款関係につきましては、２行目の道路橋りょう費の関係から、８款の

一番下から２番目の橋の塗装工事、これにつきましてはここに括弧ですべてしてありますけれども、今回の地域経済対策の一環としての補正でございます。繰越明許でございます。

したがいまして、今、議員から質問がありましたけれども、まず、町道分去・オリジン線の改良工事、それから一番下の街路事業の整備関係でございますけれども、これについての事故繰の可能性というのはゼロに等しいと考えております。

○議長（菅谷光重君）　いいでしょうか。

ほかに。

12番、上田議員。

○１２番（上田　智君）　私も、質問でなくちょっとお伺いをしたいんですが、特別交付金の内容について、わかりましたら教えていただければというふうに思っています。

それはなぜかといいますと、実は、各議員さんにも手紙等が来たと思うんですが、小渕大臣のほうから、３月が１億9,000万円弱だったですかね、強だったですかね、交付される見込みなんだというような話が出てきたものですから、３億3,100万円強の額が総額だと思うんですけれども、その辺を総務課長さん、おわかりでしたら教えていただければありがたいなと思っています。

○議長（菅谷光重君）　総務課長。

○総務課長（山野　進君）　上田議員さんからのご質問ですけれども、10款の地方交付税の関係かと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

その中で今回、6,918万8,000円という特別交付税の追加をお願いしてあるわけでございますが、先ほど上田議員さんのほうから、議員さんを通して３月分が決まって、総額で３億3,141万4,000円になったというようなご質問かと思いますけれども、この関係につきましては、交付税というのは12月と３月に交付されるわけでございまして、この時点ではまだ確定額はございませんでしたので、見込みということで6,918万8,000円を計上させていただいたわけですけれども、通知をいただきますと、３月は１億9,599万4,000円ということになります。見込みより2,141万4,000円ほどふえますけれども、先ほど申し上げましたのは、交付税の交付決定が12月と３月ということでそのような差が出ておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　昨日、国民宿舎吾妻荘の関係の当初予算関係が総務委員会で否決という判断のもとにここでも否決ということになりましたので、そういった立場を踏まえてちょっと確認だけさせていただきたいんですが、この補正予算に2,000万円ですか、吾妻荘に対する追加の補助金ということで計上されていますけれども、そのほかに、支配人にお聞きしたところ、実際には700万円まだ資金が不足するのだと、それについては借り入れをするということで対応するということですと、事実上2,700万円が不足して、運営上資金がショートするという考え方になるんだと思うんですが、支配人、それで間違いないんですかね。

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　議案第18号の国民宿舎事業会計補正予算（第１号）でお願いしてございます内容と関係いたしますので、ご説明いたします。

補正予算でお願いをしてございますのは、損益計算書における2,000万円でございまして、700万円ということで、委員会でもご報告しましたように、700万円につきましては、貸借対照表における借り入れの額ということになります。

どうしてその700万円が生まれたかということにつきましては、今までは２月、３月の支払いにつきまして、業者さんには、４月に支払うから待ってくれと、そういう形で未払い金として置いておきました。昨年度19年度決算においては未払い金が約2,000万円ございます。今回700万円ということになりましたのは、その業者さんへの支払いが、２月、３月分の支払い額そのものが額が減ってきておりまして、予算では1,100万円の未払い金として計上してございますが、２月、３月の業者への支払い分が昨年と比較して大幅に減っていて、それが未払い金として計上できないという、その貸借対照表の関係で借り入れということになります。

ですから、今回の補正でお願いしております2,000万円につきましては、単年度の損益計算書における経常利益をゼロにするという計算の中での2,000万円でございますので、３条予算、４条予算の違いがございます。

以上です。

（「資金が不足」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　資金が不足しているかどうかというのは、貸借対照表でございますので、その中で年度を越える部分での資金が不足しておりますので、700万円の借り入れが生じたということでございます。その700万円の借り入れが生じたということが、

業者さんへの支払いを待っていただく部分の未払い金の額が昨年と比較して大変少なくなってきたということが原因でございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　いや、私は、要するに経営している上で事実上、最終的に2,700万円が必要になるというようなことなのかなと思って解釈しているんですけれども、微妙な言い方、言い回しがあるんだと思いますが、正直言いますと、きのうの時点であれを否決したということは、それを否決した立場の議員としてはこれは認めがたい、これがだれも感じているところだと思います。

なぜかといいますと、この9,800万円というのを当初で認めたわけですけれども、これが１年分であるということで議決をして認めている、そういうことですよね。町長、それで間違いないですよね。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　はい、そのとおりだと思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　そうしますと、ここに20年度当初予算の予算書というのがあります。この中に、議決した内容の中に、他会計からの補助金9,800万円であるとはっきりここで明記してあります。単年度の他会計からの繰入金は、吾妻荘は9,800万円だよということをはっきりここで明記してあるわけですよ。なおかつ、第５条、借入金の限度額は3,000万円と定める。3,000万円までは借りられますよということを決めたわけですよね。

私が言いたいのは、企業会計である以上、きのうも大分言いましたけれども、その中のやはり独立採算、これが原則ですから、これを決めたということは、9,800万円を超えたものについては、3,000万円の範囲の中で借り入れをして対応しますよということを決めたわけですよ。私はそういう理解をしていますので。そうなると、今回、2,000万円をここから、また一般会計から単純に出すというものについては全くおかしいという理論になると思いますが、町長、そうなりませんか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　公営企業会計ということでございますね。企業会計とおっしゃいますが、公営の施設における企業会計ということでございます。その辺のところで解釈の違いが多少あるのではないかと感じます。

○議長（菅谷光重君）　町長、答弁にまだ不足があるようです。

○町長（茂木伸一君）　独立採算というのがみんなの基本的な考えだということは、衆目の一致するところではあるかなと思います。ただ、それがかなわないという中で、そしてそれが公営という、町営の榛名吾妻荘ということでございますので、そこのところで、最終的に2,000万円が足らなくなってしまった。ですので、皆様方に補正をお願いしているわけです。

昨年度も当初の、正確な数字をちょっと失念してしまいましたが、昨年度も最終的に9,800万円ということで一般会計からの繰り出しを皆様方にお願いいたしました。その以前のところでは、やはりかなり厳しい状況だと、その中で、一たん否決された数字がございます。

数字が出てまいりました。昨年度当初でお願いした金額が１億1,400万円でございました。これは、職員の給与費というのが、増員という形になっていたという形だったからということもありました。その職員を減らした。そうした減らした中で、営業という形で前向きの作業がなかなかしにくい状況になってまいりました。そんな中で一生懸命やってきた結果が2,000万円マイナスだということで、皆様方にこの補正の中でお願いができればありがたいと思って、上程をさせていただいた次第です。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　そうすると、この議決は何なんですかね、私たちが決めたことは。まあ、それはいいでしょう。わかりました。

町長が、一生懸命やった結果だということで、確かに一たん当初で否決されて、６月に再議決しました。そのときに9,800万円の補助の枠の中でやりますと、それをつくってきて、みんなが認めたわけですよ。

その後、経営体質を変えるなりそういう努力をして、変えましたか、やっていないですよね、事実上。その理由をこの間、きのうも言いましたけれども、世界的な経済不況でとか、ワカサギ釣りが中止になったとか、燃料高騰でお客様が動かなくなったとか、それは確かにあるでしょう。それはだけど、どこの民間の温泉の宿泊施設だとか、町内でいけばコニファーだとかみんなそれも同じですよ。それが要因になって入り込みが減ったというのはわからなくはありません。でも、間違いなく9,800万円の補助金の枠の中で経営できるようにするというのが、管理者である町長の務めですよね。

それが、じゃ、どういう形でなされましたか。それだけ教えていただけますか、じゃ、町長。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　そこの中では、9,800万円という中で何とかやりくりをしてつけられるように、宿泊人員の確保、要するにお客様の確保ということで売り上げを上げる努力を一生懸命やり、そしてなおかつ、経費の削減等にも十分に努力をしたと。その結果がこの2,000万円であるという認識でおります。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　総務委員会でも話が出たときにも、じゃ、これだけ厳しい情勢になって、年末からこっちにかけて非常に厳しいという支配人の説明がありました。じゃ、支配人は、お客が減った分をどのぐらい死に物狂いで営業にあれしたんですかという部分に対して、残念ですけれども、ちゃんとした答えはなかったんですよ。それが現実なんです。まあ、それはいいでしょう。

私が言いたいのは、足りなければ補助金でというのは、もう既にここに決めてあるものを私たちが認めづらいということを承知の上で出しているんだとは思いますけれども、そういう形で、足りなければ安易に町予算でという考え方でいいのかどうかということになるんだと思うんです。私は、町長が管理者をしているということもやはり問題があると思います。出す側の名前の人が、受ける側の名前の人と同じですよね。これもやはり本来は難しい問題があるんだと思いますけれども、この今までの流れだとかそれを見ておいて、じゃ、足りないからということでそれを認めることは、少なくとも私の考え方ではできません。

町長が今、あえて「公営企業」と言って「公営」をつけました。じゃ、公営企業で補助ができるというのはどういう場合に限られているかわかりますか、町長。言ったからには。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　失礼いたしました。その辺については、正確なところは存じ上げておりません。

ただし、あの建物は基本的に、町が所有をして、それを前提にして建てたものです。その建物の償還金、建物に対する借入金の返済というのが１億500万円、これを町の資産として保有するということであらば、まず、それはその部分に関しては可能ではないかという考えはあるのかもしれません。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　私はふだん議会で余り眼鏡はかけないんですけれども、確認の意味で眼鏡をかけたということは、ここに地方公営企業法の補助の規定があります。非常に細かい内容なのでちょっと眼鏡をかけたんですけれども、じゃ、百歩譲ってその１億500万円、返

済金を仮に町がそれはやむを得ないから認めたとしましょう。今回はそれを超えているわけですよね。ここの規定でいくと、基本的に公営企業の性格上、ある意味、公共的なものがあるので、経費が出るのはやむを得ない、その場合には一般会計から補てんすることもやむを得ないでしょうという考え方なんです。こう書いてあるんですよ。それ以外の経費についてはそこの収入をもって充てるということが、はっきりここに明記してあるんですよ。これが公営企業なんです。

そうなると、今回の2,000万円はそれに該当しますか。町長、答えていただけますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　該当するしない、厳密なところについては、正確なところで把握はしておりません。これからちょっと検討をさせていただければと思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　おかしいですね。これから検討するとか把握していないなんていうことはないと思いますよ。補正予算として出した以上は、該当するつもりで出したんでしょう。だったらその答弁はおかしいじゃないですか。私は少なくとも該当しないというふうに判断をしているから聞いているわけですから。まあ、それはいいでしょう、議員の皆さんの判断に任せるしかないですから。

こうやって仮に、じゃ、出ていったとしますよね、もしこれが認められて。昨年ですか、財政健全化法というのができて、公営企業の資金不足比率というのが当然公表されるようになりますよね。当町はそれがないんですよね、不足していない。ないはずですよね。１億2,000万円からの一般会計の補助金をもらって埋めているから、それはゼロになるんですよ。実際にはあるんです。それを一般会計から埋めてやることによって、きのうも言いましたけれども、自主財源の問題を話しましたけれども、埋めることによって、さも財政が健全にやられているような発表がなされるわけですよ。それがもとになって、わからないですけれども、町長も今の町の財政は青信号だとおっしゃいましたけれども、決してそういう状況ではないというのは、やはりどういうふうに考えても認識できるんだと思います。これを繰り返していくから、どんどん深みにはまっていくんだと思います。

吾妻荘も、しっかりした予算の範囲内できちっと運営できる体制を組まないんですよ。最終的には、足らなければ補助金でもらえばいいんだ。でも、その考えを変えたのは去年からですよ。その前の年までは、一定程度、例えば5,000万円程度をとりあえず見込んでおいて、最終的に足りなかったからその残りを、そういう出し方をしていたんです。それじゃ、きち

っとした、一般会計もそうですけれども、予算ができないから、ちゃんと１年分を見越した予算にしましょうよと。それを町長がそういう考え方に立ってそれにしたんですよね。それで、さっき言ったこれを認めたわけですよ。

そうすると、どう考えてみても、その範囲でやっていただく、足りなければ3,000万円の範囲内で、企業ですから、2,700万円を、700万円借り入れしていると言っていますけれども、2,000万円も含めて借りて経営をしてもらうんです。これが企業の大原則なんです。一般の企業は、みんなそれが赤字になって出てくるんです。みんなそうやって四苦八苦しているんですよ。町が関与して町がやっている公営企業だからそれがいいということは、絶対あり得ないと思います。この認識が甘いから同じことの繰り返しをしていくんです。それだけはきちっと申し上げておきたいと思います。

とどめを刺すようで悪いんですけれども、きょう朝、たまたまテレビを見ていましたら、ＡＩＧという、アメリカの企業ですか、経営破綻しましたね。それにもかかわらず、ボーナスの160億円が支払われて、アメリカで大変問題になっているという話が流れましたけれども、経営破綻状況で公的資金を投入しているにもかかわらず、そういう状況だということで問題になっているわけですよね。ある意味、規模は小さいんですけれども、同じなんですよ。これも一般会計から金を入れてやっている中で、一部とはいえ、どんなに赤字ができても職員のボーナスは4.5カ月払われているんですよ。これが自然の状態というふうにはやっぱりないんですよ。それを変えるべきだということを総務委員会も主張していましたし、議員の皆さんも言っているんですよ。

だから、平成20年度から、今年度から変えたんですから、今年度からその原則を守る、これが大前提だと思います。ですから、私は、もう町長に聞くことはしませんけれども、町長が、与えられた条件の中で、管理者である以上、きちっと処理する、この問題については。それしか方法はないと思います。

この内容を見ますと、いろいろ経済不況の中での緊急的な対策だとかそういった経費、給付金の経費、補正予算に含まれています。そういう意味でいくと、この補正予算を否決するということは非常に私もつらいです。でも、かといって、そんな矛盾のある経費が含まれている予算を可決する、これは、少なくとも、きのうも当初予算を否決しましたけれども、その立場をとった私には全くそれはできません。

あえて反対討論まではしませんけれども、そういった状況を考えて、できれば、きょうの新聞を見ますと、きのう否決した分は近いうちに再提案するということですから、私は、少

なくとも吾妻荘を除いてもう一度再提案していただくというのが一番正しいやり方かなと思いますので、それだけ申し上げて、多分、町長も答弁はしづらいと思いますので、質問は終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　確かに議員がおっしゃったように、年間の一般会計からの繰出金をこれだけお願いしたいという形で切りかえて、本年度からやってまいりました。本年度の一番最初のときに皆様方にお願いしたのは、１億1,400万円でございます。そしてそのときには、総人件費論という形をいろいろと討議いたしました。その中で、なかなかお認めをいただけなかった、ご理解をいただけなかったというふうに記憶しております。

ただ、私どもとしては、それから修正案として9,800万円のものを一生懸命考えて皆さんにご提案を申し上げ、その中でご理解をいただいたと認識をしております。そして、それを何とか目標の達成ということを、11月に近いまではかなりの線でいっていたと思います。ところが、それからの12月、１月、２月、３月という中で、どうしても2,000万円が足らなくなってしまった。そういったのが結果でございます。

やはり吾妻荘のところから職員をこちらの本庁の中にして、本庁の経費として払うということは、目立たない形での人件費の増という形になるかと思いますけれども、今現在だと、借入金の返済を除いては、まあまあ職員は自分たちの分は賞与まで含めて何とか払っていられるのかなと思ってはおりました。この2,000万円を含めるとそういったわけにはいきませんけれども、いろいろな総合的な面から見て吾妻荘の形態も運営方法も考えるということは、前々から申しております。そんな中で、ＡＩＧ、その辺のこととはちょっと切り離して考えていただきたいと思います。やはり町有資産ということでありますので、その辺のところでお考えをいただけたらありがたいと思います。

なお、４月２日から120人の研修が何泊かで入っておりまして、休みにするわけにはいかないということもございますので、これは21年度予算にかかわることですけれども、何とか2,000万円はご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　終わりにしたかったんですけれども、答弁があったので。

普通、こういう例はないんだと思いますけれども、私があえて町長にお願いしますけれども、私の言っているところで間違っているところがあったら指摘していただけますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　間違っておるということは申し上げていません。見解の相違があるということではあります。昨年のこの同期のときには、職員を４人派遣して、その中で何とか前向きな形で営業展開していくという予定をしておりましたが、やはりその辺のところでの本庁内で職員給与を払うのと公営企業の中で払う、そのあたりのところでの見解の相違というのはあったように思います。それは、皆様方のご意見もお伺いした中で、２人を引き下げてまいりました。

そして、今の状況と昨年の同期の状況はまた違うとも思いますし、ＡＩＧと比べられると全く違う状況なんだろうと思ってはおります。やはり町が責任を持って経営をするという、この町の所有の建物であるということは間違いございませんので、そしてなおかつ、ただ単純に、今まだ６億3,000万円の借入金がある中で、単純にこれは民間企業と全く同じだと、突き放したとしたならば、この６億3,000万円の借入金はだれがどのような形で責任を持って埋めていくのか、そういったことだと思います。

それと、予算は一度認めたらその後修正はきかないともとれるようにおっしゃっておりました。それは確かに予算というものの重さというのはございます。ただ、状況の変化という、これ、来ていただけるかいただけないかわからないお客様を相手にしている国民宿舎でございますので、その辺のところは一生懸命営業努力はいたしますけれども、その辺のところで全くの予算で、それもよくよくぎりぎりまで、我々としたら圧縮をした予算だったということもご理解をいただけたらと思います。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　何回言っても多分、話は合わないと思いますので、これが最後にしますけれども、多分、ほかの議員もそうなんですけれども、私は少なくとも、平成20年度で努力したと町長はおっしゃいますか、じゃ、そういうふうに体制を切りかえて努力したということがあれば、まあ譲って認められなくはない部分もあるんだと思います。でも、事実上していないですよね、先送りにしていますよね、改革も。民間に任せるということも言っていて、何年たって、合併して３年たったってまだ決まっていないじゃないですか。

私は、所管の委員会で責任があるから、あえてその部分はシビアに言っているんですよ。それをちょっと問題をすりかえるように言いますけれども、例えば４月からお客が入っていて、じゃ、どうすればいいんだみたいなことを言いますけれども、それは全く違う話で、そういう理論展開は全くおかしいので、今までやってきたもの、これがすべてなんですよ、

2,700万円だか足りないのが。これを踏まえてどうするかの判断なんです。それしかないと思いますけれども。私は、少なくともそれを抜いた補正予算を再提出してもらう、これしか判断は私の頭の中にはありませんので、それだけ申し上げて終わりにします。答弁はもう結構です。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　順序が逆になるんですが、同僚議員の質問に続いて伺います。

地方公営企業法では、第３章財務でいろいろと語ってありますが、その中で今回のこの2,000万円、当初の9,700万円も含めてなんですが、この17条から18条の２あたりまでのどれに該当するか、感覚を教えてください。

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　手元に公営企業法を持っておりませんので、ちょっと時間をいただきまして公営企業法を持ってきたいのですが、いかがでしょうか。

（「議長判断はどうですか」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　どうそ、持ってきてください。

暫時休憩をとります。

（午前１０時３９分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午前１０時４９分）

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　貴重なお時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

ただいま大図議員さんからのご質問の公営企業法第17条から18条の２のどれに該当するかというご質問に対してお答えいたします。

公営企業法におきまして、第17条から財務ということで特別会計についての項目になります。また、17条の２というところで経費の負担の原則ということがございます。18条につきましては、出資ということでございます。

今回の2,000万円の性質につきましては、経費の負担の原則の中にあります、第17条の２第２号にございます。当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費についての負担でございます。

（「議長、今のは答えになっていると思いますか」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　議長に聞いても無理だという発言がありましたので。

○議長（菅谷光重君）　議長は答弁する資格はありません。

○１０番（大図広海君）　はい。

いいですか、それは今、支配人が答えたのは、その分類です。それをどういう方法で吾妻荘に現金を移転させるかということなんです。そこをお答えください。

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　今回の2,000万円につきましては、繰り入れる側の国民宿舎事業会計としましては、３条予算、すなわち収益的収入及び支出の内容で繰り入れを行うものでございます。４条予算の町からの支出ではなく、収益的収入のほうで繰り入れをいたします。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　またまた答えになっていないので、私が答えましょう。

企業会計原則によりますと、一般会計及び他の特別会計から出資、貸し付け等々が認められております。今回は、受ける側が収益勘定にそこのところを入れていますので、唯一心当たりといえば、この13条の３、補助という形で特別会計に一般会計から補助が出ているんだと。

（「17条」と呼ぶ者あり）

○１０番（大図広海君）　すみません、17条の３です。

考えざるを得ないんですが、そうしますと、ただし、これは補助の場合には、特別の事由によりなんです。その特別な事由というのは何ですか、伺っておきます。

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　ただいま大図議員がご指摘いただきました補助につきましては、第17条の３というところで、地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるという条文でございます。今回の2,000万円につきましては、昨年末からの世界的不況による利用者の大幅な減に伴いまして大きな収入減があったということを特別な理由としてお願いをしてございます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　答弁者の不勉強が暴露されているようなものなんですが、いいですか、先ほどの答弁は、17条の２で、収入をもってもその経費が負担できない、これはやむを得ない、現実に起こっていることですから。それをどうやって補てんしていくか。貸し付けで本来はいくべきなんでしょう。特別な事由の場合には補助でいい、こう法は規定しています。

　ところで、今、100年に１度の事由と言いましたが、補助は今始めて発生したことですか、伺っておきます。

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　町からの補助金については、もう、ただいまの本館ができた平成６年ですが、その当時からもございました。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうじゃないです。本館ができたときから補助が始まっているわけではありません。返済が始まったときから、それからしばらくたってです。これが現実の話です。

　ところで、そういった会計原則にのっとって合法的な財務会計を行うのについては、一般会計繰出金という形の補助ではなくて、長期貸し付け、いわゆる財投の返済金をもって借入金を充てる、そういった会計処理が適正かと思われますが、その用意はありますでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　後半のご質問につきましては、ちょっと私ではわかりません。

　前半につきましては、返済が始まってから補助金が始まったというご指摘がございましたが、それは返済が始まる３年後の据え置き以前から補助金は出ておりました。

　後半についてはお答えできないので、申しわけございません。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　答えられないならそれで結構です。

ということで、町長にお伺いしておきます。

今回、補助という形で、この公営企業法17条の３を適用して一般会計から補助をするんだという話になったようです。そういった認識はお持ちでしたか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほどもお話をしたように、この本質論というものにちょっと私自身は検討が浅かったようには思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　それが実態なんだと思います。

ところで、この補助については特別な理由というのが必要になります。何を特別な理由といたしますか。町長から伺います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　補助という感覚になるのかどうなのかという、そこのところが議論の分かれ目になるのかなとは思います。要するに経費の負担の原則というところ、17条の２の２項ですか、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を負担するという、その考え方も、基本的にはそちらなのかなというイメージはとらえておりますが、その辺のところは、まだ、だから検討が浅いがために、明快なご返事ができない状況ではあります。

○議長（菅谷光重君）　質疑の途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前１１時００分）

○議長（菅谷光重君）　再開をいたします。

（午前１１時１０分）

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　というわけで、この解釈については分かれるところはあるかと思うんですが、これを単純に収益勘定に入れて、他会計補助金みたいな形での繰出金といいますかね、みたいな形の会計処理ではなく、原点にさかのぼってこれを負債勘定に入れていく。累積債務何億円という形で、町民の理解が進むような形での財務を行う。ここがまずその再生の第一歩かと思いますが、そういった考えがあるかいなや伺います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　はい、それも一つの考えだと思います。そういったものも含め、検討させていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　似たような質問なんですが、24ページ、代位弁済、これは毎年少しずつはあるので、この３件が初めてなのか、あるいは追加で３件なのか、ちょっと趣旨説明ではなかったので、その辺、ちょっとお願いします。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　代位弁済３件につきましては、初めての案件であります。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうすると、ここなんですね、協調融資のこの部分については、当然に信用保証協会について、その代位弁済の持ち分ということで理解はできるんですが、貸し付けのときに連帯保証人がついている。この部分について、求償権の行使は行う予定がありますか。それと、過去行ったことはありますか、伺っておきます。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　債務についての後の取り立てということになると思うんですけれども、保証協会が行って、取った分の20％については町に返ってくるという形になっています。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そうすると、町独自で求償権の行使は行わないということで解釈していてよろしいですか。

○議長（菅谷光重君）　産業課長。

○産業課長（角田輝明君）　そのとおりでございます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　としますと、この町内で制度融資を行うときに、小口資金であり近代化資金であり、当然に信用保証人が制度上必要になります。条例もそういうふうになっています。その中で求償権の行使は、町独自ではなくても信用保証協会と協調という形でやるんだというようなニュアンスでとりましたが、そこで、吾妻荘のこの会計を貸付金にした場合に、これは一般会計からではありますが、貸し付けとなると、その金利及び返済の義務は当然に発生してきます。このときに、どうやってそれを返済が不能になった場合に損金にするか、そのときに、理事者、ここでいうと町長になりますかね、それとその補助職員、この人たちはそれに対してどういう責任感を持っているかということを納税者としては伺ってみたいという感じがありますが、町長、お答えください。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　仮定の話ということ……

○１０番（大図広海君）　そうじゃなくて、さっき負債としての勘定整理をするのも検討ということになると、それは負債だから、負債の整理をするときには、さあ、理事者と、あるいはその職員とという話にならざるを得ないんです。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　申しわけございません。先ほどから時間がたっていないので、検討をしておりませんので、ご勘弁願います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　法理論上はおかしいんです、私が今言ったことは。ただ、納税者の心情は確かにそこにあるんです。他の制度もそういうふうになっています。

　そこで、町長がよく言う総人件費論です。いいですか。そうすると、吾妻荘だけではありません、企業会計はほかにもあります。それから特別会計もあります。企業会計にしたほうが適正かというような特別会計もあります。その中で、一般会計繰出金、合わせると、ざっと見て２億円を優に超えるかと思います。この部分について、総人件費論で持ち出さざるを得ない。その一般会計からの持ち出しについて、理事者も補助職員も含めて自分たちの責任でそれをしている。特段の理由という、今、100年に１度ですとか、決して私はそう思っていません。

　吾妻荘の会計に限って言えば、特段の理由とは、坪単価330万円で建てられた。これがまずまずの出発点だと思っています。これは、認識は町長も共通するところだと思います。その建設の仮定においては、補助職員も加担者であり、あるいは傍観者であったわけです。こ

れは異論を挟む余地はありません。その結果起こるところのこの欠損金について、総人件費論を持ち出さざるを得ない。これは納税者の心情です。

というような方向で解決の一方策が見えるかと思いますが、町長、この意見について検討の余地がありますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　私の申し上げている総人件費論は、合併に伴う人員の増大というところから来ております。適正な人員の配置、そういったことが完了した時点では、その総人件費論というものではなくなるということで、ご理解をいただければと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　言葉じりをとらえた発言なんですが、そういった、ちょっとニュアンスの違っているところです。

時間がありますので、次の案件なんですが、これも繰越明許費の中でのっているところの、ほぼと言っていいですね、一部消防もありますが、臨時対策交付金の使途なんですが、今、世界的な流れは、グリーンディールという方向に流れているんです。これ、生活対策臨時ということも含めて、臨時の雇用の対策ということもありましょうが、何とかここもある。グリーンディールという形での考え方、ある町村では、エコカーを買った場合の補てんにしましょう、ある町村では、ソーラー発電をした場合には考えましょうとかと、いろいろ新聞記事には載っておりますが、どうもこれをこの繰越明許の範疇で見てみると、ここなんですね、何だかグリーンディールのグリーンが抜けて、ニューじゃないから、追っかけディールみたいな形になっています。この部分について再検討の余地があるか、伺ってみます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先日も申し上げましたが、この国における経済活性化対策、それから緊急雇用創出というその性質の２次補正予算、これに対する我々のやり方というものが、決めるまでに、ほんの数日間しかございませんでした。その中で、グリーンディールというものも、当然、意見の提案という形ではありましたが、煮詰まらないままここに至っております。この単年度予算ということだけでなく、そういったものは考えていく必要もあろうかということもありますし、余りにも時間が少なかったがために、その詳細な検討ができなかった。まだこれから、単年度でなく長いスパンでそういった政策的なものは検討していく必要があろうかと思います。

いずれにいたしましても、この地域活性化・生活対策臨時交付金事業、そういったものに

つきましてはことしのみでありますので、それを粛々と進めていきたい。そしてこれは、県に既にこういった事業で行うということを報告しなければこの交付金がおりてこないというシステムになっておりましたので、既にある程度の項目ということを決めて申請をしてありますので、今からですと変えるのは難しいと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　それを承知で伺いました。

そうしますと、補助職員一同を含めて、そのふだんからの姿勢が、今、世界的な潮流になっているところのグリーンディールという考え方が比較的薄かった。この建設関係のことを重点的に頭の中に配備していた。だからその数日間で煮詰めるためには、どうしても考え方がそっちに偏った。そういうふうに判断せざるを得ないんですが、そういった判断で、私の判断が間違っていたら指摘してみてください。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　すみません、これは質問ではなかったようですね。

そういった形で、そうすると、ここなんですね、これからの１年間、町長がどの方向に向けて、どうやってこの補助職員を指揮監督していくかということに尽きるかと思うんですが、きょうのこの20分足らずの論議の中でも、町長の意思を補助職員に必ずしも伝達しているとは受け取りにくい。ここの部分について再検討が必要かと思いますが、そのためにどんな手段を講じるか、その部分だけ１点伺っておきます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　補正とは余り関係がないかなとは思いつつも、今回の４月からの機構改革というもので、そういったものが今よりもより一層すっきりしてくるのかなというようには思っております。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

６番、浦野議員。

○６番（浦野政衛君）　この議案第12号　平成20年度の一般会計の補正予算（第８号）案でありますが、この議案の内容につきましては、今定例会の各所管の委員会に付託でなく、議案調査ということでこの定例会中にいろんな調査をしてきたわけでありますが、我々、この議会の中で、総務委員会と文教厚生常任委員会、また産業建設常任委員会と３つの委員会が所管する中の担当課の補正もこの中に盛り込まれております。また、国会で認められた定額

給付金の配付のことも国会のほうで可決をされ、各自治体でその準備に入っているようであります。そのかかる費用もこの補正の中に組まれております。住民の中では、東吾妻町ではいつごろ給付金をくれるのかなというふうな声もちらほらと耳に入ってくる状況であります。

私といたしましては、この産業建設常任委員会に所属して、この定例会中に委員会の所管調査を行いました。その中でも、この付託ではなく議案調査ではありましたけれども、担当課の補正予算の内容を審議させていただきました。課長さんとも、いろんな説明を聞いた中で、担当課の補正についてはいいでしょうというふうなことで、全員一致で認めましょうというふうなことで、流れできました。きょう、３月定例会の本会議の最終日を迎えた中で今の状況が生じておると、これは非常にけしからんと。いかにこの予算を通さなければならないと思いますが、今、こう、いろんな意見が出ている中で、吾妻荘問題が一つのネックにかかっています。

町長さん、伺いますけれども、この12号議案からずっとこの組まれた補正予算の18号議案まで、これを最高責任者の執行者として、これは当然、今定例会が開かれる前に、町長さん側から議会運営委員会に今定例会の議案を全部上程して、審議をしてもらって、今定例会にはこれをやりましょうということで議会運営委員会でも認めた経緯があると思います。そういった中でも、我々所管の委員の一人としては、所管の委員会だけは何とか通してやりたいと、だからこれ、町長さんの考えをちょっと伺いますけれども、この議案を、第18号議案ですか、国民宿舎の、こういうものを除いて、きょう最終日に、今、12号議案を審議していますけれども、これを今定例会の最後の議案にちょっと送ってもらって、修正議案のようなものを出していただいて、この国民宿舎の要するに一般会計の繰出金のやつを除いて、修正議案か何かが出せるかどうか、また出す意思があるかどうか、それをちょっと伺っておきたいんです。それでないと、どうしても、言葉は悪いですけれども、その案件が人質にとられ、嫌でも立たざるを得ないような状況が、はっきり言って生じているわけです。だからそこのところを何とか急遽できるかどうか、ちょっと伺っておきますけれども。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　浦野議員のお立場とか、非常にありがたいことをおっしゃっていただいたとは思うんですが、私どもは、やはりこれを人質にとっているとかという感覚でやっているつもりはございませんで、やはりこの2,000万円という榛名吾妻荘のものも、どうしてもこの年度末の中で必要なわけなんです。これがないと焦げつくというような状況が生まれてしまうと思います。ですので、何とかこの補正予算、この榛名吾妻荘も含めてお認めをい

ただきたい、それ以外には私の今現在では考えができません。

なお、今、担当とちょっと話しましたが、この修正ということでお世話になるのも、事務的にはちょっと難しいのではなかろうかというような要件もございますが、何としても定額給付金、それから生活支援、そして榛名吾妻荘も含めた中で、ぜひともこれをお認めいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　６番、浦野議員。

○６番（浦野政衛君）　急遽やるような意思はなさげですけれども、いずれにしても、今言ったような状況が本当にもう目の前にあるわけですから、これは議会運営委員会で、結局、町長さんが提案したものを定例会でやりましょうということで認めたわけですから、議会運営委員会で、これを例えば議員発議か何かで修正案を出せるかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　暫時休憩をとります。

（午前１１時３２分）

○議長（菅谷光重君）　再開をいたします。

（午前１１時３６分）

○議長（菅谷光重君）　６番、浦野議員。

○６番（浦野政衛君）　先ほどの内容でありますが、修正動議なりできるかどうか、議長のほうから諮っていただければ。

○議長（菅谷光重君）　再度休憩をとります。

暫時休憩をとらせてもらって、再開を１時といたします。

休憩に入ります。

（午前１１時３６分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　１時００分）

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君）　起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第１３号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第２、議案第13号　平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）案を議題といたします。

本件については、去る３月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１４号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第３、議案第14号　平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案を議題といたします。

本件については、去る３月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１５号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第４、議案第15号　平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第３号）案を議題といたします。

本件については、去る３月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第５、議案第16号　平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第３号）案を議題といたします。

本件については、去る３月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１７号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第６、議案第17号　平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計補正

予算（第２号）案を議題といたします。

本件については、去る３月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１８号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第７、議案第18号　平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第１号）案を議題といたします。

本件については、去る３月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　時間をとらせて申しわけありません。立場上、言わないわけにいかないと思いますので。

燃料高騰だとか世界の経済不況でということで、後半落ち込みで2,000万円足りないということだと思いますが、この間、支配人にもお聞きしたんですが、営業努力という面でちょっと理解ができなかったので、あのときは。支配人として12月から現在までどんな努力をその集客のためにされましたか。

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　12月ころからの落ち込みが、前年比で1,200人という宿泊人数の落ち込みがあったわけでございますけれども、11月まではプラス500人以上というふうな中で、後半のその1,200人の落ち込みが非常に厳しかったわけでございます。ただ、

吾妻荘の営業を考えていく場合に、基本的には、今少なくなったので、すぐできるかといいますと、それよりも前にプランを検討したりというようなことになってまいります。

そういった意味からしますと、12月には榛名湖のイルミネーションが前々から準備されておりまして、イルミネーションでのお客様を呼ぶための営業をいたしました。また、１月につきましては、１月、２月ともマグロの解体ショーを計画してございまして、そちらも１月の土曜日と２月の土曜日ですが、町民の方を初め、多数の方に来ていただいております。

特にどのような営業努力をどういう形でしたかというふうなお話ですけれども、営業努力につきましては、そういった前々からのプランを検討し、プランを作成し、その広告宣伝を行っております。また、マグロの解体ショーにつきましては、町民の方にも個々にお願いをして、おいでいただいてきております。

落ち込みの1,200人というのは主に一般のお客様でございまして、町内のお客様ではなく、まさに一般の県内、県外からのお客さんの落ち込みでございまして、そういったところにつきましては、インターネットなどを初め、雑誌への広告というようなことでやっておりますが、直接個々のところへ訪問をして営業をするというふうな内容ではございません。具体的に営業努力について、営業日数についての集計はしておりませんので、内容を雑駁ですが申し上げて、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員。

○８番（一場明夫君）　経済不況、燃料高騰で集客が減る、これはある意味、夏場以降、９月以降、もう既に想定されていたんだと思います。そういった状況の中で、冬場落ち込むというのは、だれが考えてもその関係者であればわかるんだと思います。そういったものに対する対応は、今の話を聞いていると全くなかったということになりますね。あげくの果てに、イルミネーションとマグロの解体ショー、これは去年もやっていますよね。ということは、ことし、そういう状況にもかかわらず、それに対する緊急的に対応した部分というのが全くないと言わざるを得ない。これが現状なんだと思います。

なおかつ、たしか私の記憶ですと、昨年ですよね、昨年の１月ごろには国体か何かがあって入り込みが大分あったと、それがことしはないという部分で、落ち込みは当然想定されていた。それに対するカバーもできていない。

私が言いたいのは、先ほども言いましたけれども、きちっと、そういう経営体制も含めてですけれども、そういうものに対する努力がなされていないとしか言いようがないんですよ。

その中で2,000万円足りないからと言われても、やっぱりこれは、出すほうは先に決まったんですかね、でもこれをやっぱり安易に受け入れるということではなくて、私は、先ほど言ったように、この部分については地方公営企業法からいっても、補助金としてはやはり受け入れるべきではないと思いますので、借入金か何かで対応する、そういった方法はやっぱりとるべきだと思いますので、その辺の根拠上からいっても、支配人に確認したいんですけれども、先ほど中途半端なちょっと答弁だったと思いますけれども、これを補助金として受け入れることは適当ではないんではないんですか、支配人。

○議長（菅谷光重君）　榛名吾妻荘支配人。

○榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君）　先ほどご説明いたしました。2,000万円の受け入れを損益計算書の中で受け入れるというお話をいたしました。損益計算書の中で受け入れるというのは、平成20年度の単年度の損益を、経常利益をゼロにするということでございます。収入が減った分、その分、経費ももちろん減ってはおりますが、最終的には不足が2,000万円生じてしまいましたので、その分を繰り入れることによって、当年度の経常利益はゼロという、そういったことにしたいということで、2,000万円をお願いした次第でございます。そういった、今年度の欠損金を生じさせないという観点で考えておりますので、補助金としてぜひお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　８番、一場議員、再度。

○８番（一場明夫君）　多分答える気がないんだと思いますので、結構です。

一般会計からは補助金として出すという、さっき議決がなされましたけれども、先ほど私は反対しました、それについては。ここでは、私はまた違う立場で、吾妻荘の会計上からも、それをやはり補助金として受け入れることについては全く理解できない、受け入れるべきではない。やはり吾妻荘は吾妻荘できちっと、資金が不足するんであれば、そういう形の中での会計処理をしていくべきだと。それは、管理者である町長が、責任を持って支配人と協力してやるべきだというふうに思います。そういった意味から考えるとこの補正予算は、私自身は認めないということになります。

その意見だけ申し上げて、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君）　ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（菅谷光重君）　起立少数。

したがって、本件は否決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（菅谷光重君）　日程第８、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情１号　「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る３月10日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長　中井一寿君　登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君）　ご報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会に付託されました陳情第１号　「協同労働の協同組合法」、ワーカーズコープについて、３月12日午前10時、第１委員会室に産業建設課長の出席を求め、協議をした結果、他町村との対応もさまざまで足並みがそろっていないという観点からして、もう少し時間をかけ調査研究が必要であるということから、全員一致で趣旨採択と決定いたしましたので、本会議においてもよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は委員長の報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（菅谷光重君）　陳情２号　中之条駅～大柏木間のバス終点延長の陳情書を議題といたします。

本件については、去る３月10日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

総務常任委員長。

（総務常任委員長　一場明夫君　登壇）

○総務常任委員長（一場明夫君）　それでは、総務常任委員会に付託された陳情書の審査結果を報告いたします。

去る３月10日にその審査を当委員会に付託された陳情２号　中之条駅～大柏木間のバス終点延長の陳情書については、３月11日に第３委員会室において、委員全員出席のもと、企画課長に説明を受けた後に現地調査を行い、その後、慎重に審査を行いました。

この陳情は、大柏木地区で運行している路線バスの終点を約1.6キロメートル延長し広石地区までに運行することにより、高齢者や交通弱者が利用しやすいようにしてほしいという趣旨のものです。

審査の結果、現地での必要性も認められる上、回転場所の確保についても問題がないと判断されます。しかし、仮に延長になった場合には、利用度や運行時間、さらに料金等について定期的に検証をしていく必要がありますので、これを実施して適正かつ有効な運行が図れるように努めるという附帯意見をつけて、全員一致で採択すべきものと決しました。

つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（菅谷光重君）　日程第９、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査（調査）を実施され、それについて報告がありましたらお願いをいたします。

初めに、総務常任委員会。

８番、一場議員。

（総務常任委員長　一場明夫君　登壇）

○総務常任委員長（一場明夫君）　それでは、報告をさせていただきます。何回かありますので、ちょっと時間をいただくようになると思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

最初に、総務常任委員会・産業建設常任委員会合同視察研修の報告をさせていただきます。去る１月22日から23日にかけて１泊２日の行程で、総務常任委員５名と産業建設常任委員４名参加のもと、副町長、総務課長、生活環境課長及び議会事務局長に同行していただき、合同で視察研修を行いましたので、その報告をまずさせていただきます。本来ならそれぞれの委員会ごとに報告すべきかと思いますが、両委員長で相談した結果、総務常任委員長が代表で報告させていただくことになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

１日目の22日は、両委員会共通して所管であるバイオマスタウン関連で、先進的な事業展開をして実績を上げている、静岡県富士吉田市にある株式会社富士リバースに伺い、研修を行いました。この会社は、自治体との連携のもと、緑のリサイクル事業として街路樹の剪定

枝や伐採木を活用して堆肥化等に取り組み、循環型社会形成に寄与しています。神奈川県内から70％、東京都内から20％、さらに山梨県内から10％程度の比率で集められた年間６万トンの剪定枝等を処理しています。そのうち粉砕した粗い部分の３万トンをバイオ燃料として静岡県内に供給し、細かい部分のうち1.5万トンは、土壌改良用のバーク堆肥として出荷しています。残りの1.5万トンは、酪農家に敷きわらの代用品として利用してもらった後に、ＪＡの堆肥化工場を経て再度工場で堆肥として製品化され販売しており、持ち込まれた剪定枝等のすべてがリサイクルされている効果的な事業展開をしています。

当日は、これらの説明を受けた後に、本社及び工場、さらにＪＡの堆肥センターにおいても実際の作業工程を見ながら詳細な説明を受け、非常に有意義な研修を行うことができました。今後、群馬県にも進出することを検討しているとのことですから、当町で取り組むバイオマスタウン構想との連携が可能な部分もあるかもしれませんので、町として今後さらに詳しい研究や調整をしてみる必要性が感じられました。

２日目の23日は、神奈川県の湯河原町において、議会基本条例、自治基本条例、さらに森林づくり基本条例を制定して先進的な町づくりに取り組んでいる実態を研修してきました。当日は、議長以下関係議員２名、そのほか議会事務局や町の担当者６名が説明に当たっていただき、各条例を制定するまでの経過や課題、さらにその後の運用効果等についての詳細な話を聞くことができました。

特に議会基本条例については、町民との協働の議会運営を目指して、北海道の栗山町に次いで全国で２番目に制定され、先進的な取り組みを始めています。真鶴町との合併が不調に終わったことが制定の契機となり、自立の町づくりの一環として自治基本条例、さらに議会基本条例の制定をすることになりました。また同時に、地球温暖化防止や山地防災などのためには、森林の多面的な機能を持続的に発展させていく必要があると判断し、森林づくり条例も制定することになりました。それぞれ並行して検討や準備が進められ、平成18年の12月議会で可決されています。

制定されて間もないことから、まだ大きく変化があらわれるところまでは至っていないようですが、議会はもとより、町執行部や町民にも趣旨が浸透しつつあり、徐々にその効果があらわれ始めているというのが実態のようです。当町においても、参加者それぞれに個人差はあるものの、こうした条例の必要性については認識できたものと思われると同時に、今後さらに調査研究の必要性が認識できた研修となりました。

以上が、簡単ではありますが、視察研修の報告となります。

続いて、委員会を２度ほどやっていますので、そちらの報告をさせていただきます。

去る２月12日午前10時から第１委員会室において、委員全員出席のもと、総務課長及び企画課長に同席をいただき委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

まず、懸案だった議会及び自治基本条例については、制定を前提とし、条例に盛り込む基本的な項目の確認を行い、これに基づき草案をそれぞれ作成することになりました。

続いて、企画課長から、総務省で承認され公表された当町のバイオマスタウン構想及び地域公共交通の検討の進行状況、さらに、今後の広域圏のあり方や、岩島、坂上地区の光ケーブル整備、上信自動車道の祖母島から箱島間の整備関係についての説明を受けました。

次に、総務課長から、箱島農村公園用地を企業誘致に変更する対応状況、課題となっている職員の給与の適正化について調査検討するための基礎データとして、現給保障額の残額、期末手当の役職加算額、管理職手当等の支給額に加えて、ラスパイレス指数の現況等について基礎データの確認を行いました。これらをベースに、次回委員会で再度調査検討を行うことになりました。

次に、２回目の委員会の報告を行います。

去る２月27日午後１時から第４委員会室において、委員全員出席のもと、町長、総務課長及び企画課長に同席をいただき、所管事務調査を行いました。

まず、職員給与の適正化については、委員会で一昨年の６月から調査検討を進めていますが、町長がその年の９月に開催された委員会で、調査結果を踏まえて任期中に段階的に削減をし、ラスパイレス指数を95までにしていく考えを示しました。

その第１段階として、議員発議で修正されましたけれども、昨年４月から現給保障額の70％カットが実現しています。しかし、残任期間が１年２カ月になった現在、第２段階の削減をどうしていくつもりなのか、町長の考え方を示してもらいました。町長は、前回示した現給保障額をゼロにするという考えが変わったので、以前の考えは取り消し、緩やかな削減をしていくためには、昇給昇格基準の基本から見直す案を提出するよう担当に指示したとのことでした。

これを受けて委員同士で検討した結果、町長案の昇給昇格基準を見直すだけでは、目標としているラスパイレス指数を95にするためには、削減効果として、内容はもとより、早期実施も期待できないことから、やむを得ず委員会として別な削減方法を検討することにしました。

結果、３つの案をまとめました。第１案として、現給保障額をすべて削減し、さらに期末

手当の役職加算額をなくし、合計約4,128万円を削減する。第２案として、期末手当の役職加算額のみをなくし、約3,340万円を削減する。第３案として、期末手当の役職加算額については、特別職と毎月管理職手当を支給している職員分を削減し、さらに現給保障額をすべて削減し、約2,004万円を削減する。この３案について次回委員会で検討し、その後、議員全員協議会で議員の意見を聞いた上で、必要があれば３月定例会中にも条例改正を提案することで調整をしていくことにしました。

次に、行政事務調査特別委員会の調査結果に対する町長の対応については、10日ほど前に懲戒審査委員会を開催したので、その結論をまって対応するとのことでした。

また、町の機構改革に伴う職の設置については、補佐級の廃止を初め、改革したこの機会に、条例に沿った職務職階制の原則を厳正に守った方法をとることが必要であるとの強い意見が出されました。また、課の配置計画や町民に対する町職員の対応等についても十分配慮が必要との意見が出されました。これに対し町長の考え方は、行財政改革特別委員会でも指摘されている。まだこれから判断するので、再度考えてみるとのことでした。

その後、企画課長から、バイオマスタウン、上信自動車道及び地域振興基金にふるさとづくり基金やふるさと納税が対応できるようにすることの説明、さらに総務課長から、東地区地域審議会・懇談会開催と町表彰式についての説明がありました。

最後に、議会基本条例については、草案を配付して委員が個々に検討してくることとし、今後の委員会で自治基本条例をあわせて、内容の検討や制定等も含めて慎重に調査研究していくことにしました。

また、継続して本定例会中の委員会でも職員の給与適正化についての検討を行いましたが、過日の全員協議会で報告、相談したとおりです。全員協議会を経て３月17日の委員会で再度検討した結果、議員全員協議会の意向等も踏まえ、３月中に町長サイドで実施する考えがないか再確認し、その結果で委員会として最終判断をすることとしました。

以上で、閉会中並びに一部開会中でありますけれども、総務常任委員会で検討された内容の報告とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君）　続いて、文教厚生常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　産業建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　八ッ場ダム対策特別委員会。

９番、日野議員。

（八ッ場ダム対策特別委員長　日野近吉君　登壇）

○八ッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君）　八ッ場ダム対策特別委員会より報告させていただきます。

去る３月13日午後１時から午後３時15分まで、第１から第３委員会室において八ッ場ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員５名と菅谷議長の６名で、執行部より茂木町長に出席をいただき、八ッ場ダム関連事業について、国土交通省八ッ場ダム工事事務所、県八ッ場ダム水源地域対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策課に説明員として出席を求め、八ッ場ダム関連事業の20年度総括と21年度予定について説明を受けました。

調査事項に入り、まず、轟ダム対策課長より、20年12月17日から21年３月13日までの八ッ場ダム対策事業の各関係地域に対する事業説明会、対策会議、事業調整など約90回の経過報告があり、関係地域、関係住民にさらなるご理解をいただけるような調整を行うとともに、国・県と一体となって確実な前進が行えるよう努力していきたいとの報告を受けました。

引き続き国土交通省の説明に入り、鈴木事業対策官ほか各担当課長より町管内の全体的な説明があり、国道145号線、県道林・岩下線、ＪＲ関係の工事が最盛期を迎えており、国施工区間の県道林・岩下線は、町道5284号線との交差部から長野原町林地区に向け重点的に工事を行い、21年度末の暫定供用を目指しているとのことでした。

用地買収では、３月12日現在、面積ベースで松谷地区が87.7％、三島西部地区が96.6％、岩下地区が98.7％、大柏木地区が59.9％、須賀尾地区が96.2％の進捗状況とのことでした。また、健康増進施設の建設が21年度予定されている岡原盛土の状況は、大型ブロック積みが11段まで積み上がり、６月までには仕上がる見通しとの説明がありました。また、ダム本体工事前の吾妻川切り回しの仮排水トンネルの地質がよく、予定以上の進捗であり、全長390メートルのトンネルが３月16日に貫通したことは、全員協議会でも報告されたところであります。その他、県道林・岩下線の進捗状況と予定、5284号線と新井・横谷・松谷線交差点部の進捗状況、ＪＲ工事の進捗状況と予定、大柏木トンネルの進捗状況、久々戸橋の進捗状況などの説明を受けました。

次に、群馬県の説明に入り、大島次長ほか各担当者より説明があり、県関係の用地買収状況は95.3％の進捗であり、工事関係については、国道145号の八ッ場バイパスの進捗状況と

予定、県道林・岩下線岩島駅前工事の進捗状況、鎌田沢砂防の進捗状況と予定、その他、町道松谷・六合村線等の工事進捗状況と予定、土地改良の進捗状況と予定、県道川原畑・大戸線の進捗状況と予定等の説明がありました。

そして、最後に町より、基金事業の健康増進施設「天狗の湯」本浴場の進捗状況と予定、渓谷パーキング工事、渓谷遊歩道補修整備、十二沢パーキング工事、猿橋についての現状と今後の予定の説明を受け、その後、八ッ場ダム工事全体及びダム対策についての質疑を行い、閉会といたしました。

以上、報告させていただきます。

○議長（菅谷光重君）　地域活性化対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　行財政改革推進特別委員会。

７番、角田議員。

（行財政改革推進特別委員長　角田美好君　登壇）

○行財政改革推進特別委員長（角田美好君）　行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

昨年の８月に設置されましてから、本会議中を含めまして８回の委員会を開催してきました。委員同士で積極的な議論が重ねられ、有意義な調査検討結果が得られましたので、現在までの状況を報告させていただきます。

当委員会では、３件が付託されております。

まず最初に、集中改革プランに関することですが、その中の１つ目といたしまして事務事業の再編・整備についてですが、この項目に関しましては、行財政改革の基本となるものですが、合併３年を経過するに至り、いまだ組織機構の改革はなされておりませんでした。平成18年に設置された行財政改革特別委員会でも改革案をつくり、町に対し早期の実施を促しましたが、具現化には至りませんでした。町では、先送りしてきた組織機構の改革に対し、具体的に着手しようと昨年７月の臨時議会に提案されたことは、皆さんご承知のとおりです。バランスの悪いことから否決された、そういった経緯があります。

こうした情勢を踏まえ、８月の議会再編の際に、本委員会が必要と判断され、設置されました。町の行財政改革推進本部での検討と並行し、改革案の調査検討を実施してまいりました。

最終的には、町で検討した案に当委員会の調査検討結果をミックスした組織機構改革の改

革案がまとめられ、ことしの１月27日の臨時議会で可決され、４月からスリムな体制で効率的な行政執行ができることとなりました。

しかしながら、大幅な組織機構の改革は実施はされたものの、本来、それにあわせた厳正な職務職階制を導入し、適正かつ機能的な職の設置をしていかなければならないのに、この改革では、次長を設置したほかに中間管理職的な補佐の設置をするなど、それがなされておりません。組織機構の改革をしたこの機会しか、それを実施することはできませんので、委員会としては、組織をピラミッド型の指揮命令系統にして、効率的な行政執行ができる体制にする必要があることから、町に改善を求めていくことが必要であるとの結論になりました。

次に、第三セクターの見直しに関することですが、この項目につきましては、ご承知のように、今期も厳しい経営状況が続いている株式会社岩櫃ふれあい公社について調査検討をしてきました。この会社は、ご承知のように、町が50％、商工会が25％、自社が25％出資している第三セクターで、杉並区から無償で借り受けたホテルコニファーいわびつのみを経営しております。

前期末の累積欠損額は7,000万円を超えている上、今期も厳しい経営状況が続く中、資産を持たない法人団体のために適切な運転資金の調達ができない状態にあり、月々の支払いもままならず、その負担を納入業者に一方的に押しつけている状況が浮かび上がっています。町長が社長を務めている会社としては非常に不適切な経営が行われることは、看過できる状況にありません。当然、商工会でも問題視されており、取締役の経営責任が問われる上、議会でも問題視する声が大きくなっております。

町としては債務負担行為はできないことから、当然、金銭的支出はできません。町も商工会も、出資金が返ってこなくなるのでは困る上に、現在の経営体制では、今後、最悪の場合、経営が行き詰まることも考えられる状況になっていると言わざるを得ません。

第三セクターについては、総務省の指導もあります。その内容は、専門家による経営状況のチェックをして、経営が立ち行かなければ、21、22年度には撤退しなさいというものです。このことから、町も商工会も、早急に事業からの撤退を含め会社をどうするかの判断を下すことが必要になっております。また、建物を所有する杉並区と十分な協議も必要となります。当然、議会としても、適当な判断をしていかなければなりません。

次に、付託されております町営施設の運営に関することですが、まず最初に、１つ目といたしまして、この議会で大変問題になっております国民宿舎榛名吾妻荘ですが、この施設は、既に平成14年度から経営体制の検討が行われてきた結果、指定管理者制度の導入により民営

化の方向が示され、現町長になってから策定された集中改革プランでもその位置づけがなされておりました。

ところが町長は、何度か出てきておりますが、総人件費論を前面に打ち出しまして、２年前に正職員を２名増員し、町直営の公営企業として経営を継続してきました。当然のことながら、適正な経営ができずに、昨年度は町からの補助金は、過去最多の１億1,970万円になってしまいました。

平成17年度からは、グラウンドゴルフ場を整備したことにより利用客は増加しているものの、一般の利用客はその分減少しており、昨年度は何とか前年度並みの集客を確保できました。しかし、収益性は低下しています。さらに、築13年が経過したために、新たな施設の改修や維持管理費が必要な時期を迎えることから、今後、多額な投資が必要とされるようになりました。

町長は昨年、議会に対し、今年度中に今後どのようにするか方向を決めるとしておりましたが、いまだに具体的な検討は進んでおらず、問題を先送りするばかりです。もちろん、この間に議会が求めている抜本的な経営改善もなされておりません。また、世界的な不況に、今後さらに厳しい経営状態となることが予想されるにもかかわらず、新年度の予算はそうした現実を直視しない内容であったことは、昨日否決されたとおりであります。

以上のように待ったなしの切迫した状況にあることから、委員会では、できる限り早い時期に指定管理者制度により民間に経営を委託するとともに、並行して施設の売却についても真剣に模索し、条件次第ではすべてを民間に任せることも考えるべきという調査検討結果となりました。

次に、岩櫃ふれあいの郷ですが、この施設は、温泉センター、福祉センター、健康増進施設及びコンベンションホールから成る複合施設となっております。基本的には町民福祉の用に供する施設として整備をされましたが、この中で温泉センター部分については、当然、観光施設としての要素が強いことから、独立採算での運営が必要です。この施設は、今年度、ついに年間10万人の大台を割り込むことが予想されます。温泉センターの売り上げは、ここ10年間に55％も減少する非常事態となっている上、開業後14年が経過し、多くの設備が耐用年数を迎えることから、今後多額の投資が必要となってきています。

集中改革プランでは、ダム関連事業で整備が予定されている健康増進施設「天狗の湯」の完成までに、温泉施設の管理運営について検討するとなっておりますが、年間5,000万円を超える不足額が計上してあることから考え合わせると、早急に今後どうするかを判断してい

かなければならない時期を迎えています。

運営体制については、桔梗館でさきに実績が出ております。指定管理者制度により民間に任せることで、適正な運営も十分可能であると判断されますので、一日も早くその方向で進めることが必要です。この施設は条件もよいことから、他の施設への転用も十分可能であると同時に、町内に同一の施設が３施設も必要ないと思われることから、運営を民間に移行しても適正な運営ができない場合は、設備が耐用年数を迎える時期をめどに廃止をすることが適当と判断されます。

次に、あづま温泉桔梗館ですが、この施設では昨年、食堂部門を民間に託したことから、収支の不足額が大幅に減少しておりますが、20年度予算を見てみますと1,950万円余りの不足額を計上しているなど、健全経営ができるまでには至っておりません。町内の利用者が40％となっており、福祉的施設要素が強いことから、利用客の顕著な減少は見られないものの、施設は昭和62年に開館、はや20年以上が経過し老朽化していることから、今後多額の設備投資が必要とされます。

指定管理者制度により運営を民間に任せることで健全経営も可能であると判断されることから、早急にその方向で進めることが適当と思われます。さらに、他の温泉施設と同様、町全体でどのように整理統合していくかについて早急に検討し、判断していくことが必要です。

次に、特別養護老人ホームいわびつ荘ですが、この施設は福祉施設とはいえ、特別会計で運営している以上、独立採算による運営が原則と考えられます。人件費の抑制ができず、一般会計から毎年多額の繰り入れが必要となっております。施設も建設から20年以上経過していることから、今後多額な設備投資が必要となってくることが考えられますので、運営体制そのものについても、今後どうするか早急な判断が必要です。

この施設への入所者は町内の方がほとんどであり、高齢者福祉のために大切な施設です。現在は町の直営となっていますが、健全経営のためには、できるだけ早い機会に指定管理者制度により民間に任せていくことが必要であります。

次の付託案件ですが、議員定数及び報酬に関することですが、全協でも出しましたが、現在も調査検討中ということで報告させていただきます。

以上、早急に着手しなければならない事案について集中的に調査検討してまいりました。これらをもとに、町と議会が連携して早期に具体的な施策の展開を図り、真に自立できるよう進めていくことが望まれます。

以上、報告を申し上げました。この報告が生かされるよう切に願い、委員会報告とさせて

いただきます。

○議長（菅谷光重君）　議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

各委員会からの閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

◎発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君）　日程第10、発委第１号　東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

上田智議会運営委員長。

（議会運営委員長　上田　智君　登壇）

○議会運営委員長（上田　智君）　それでは、ご提案を申し上げます。

あらかじめ全員協議会において内容等を皆さんにお示ししてあるとおりでございますが、発委第１号　東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨を説明させていただきます。

去る１月27日開催の第１回臨時会において、東吾妻町課設置条例の一部を改正する条例が成立したことに伴い、課の新設及び統廃合が４月１日に実施されることになりました。これにより、常任委員会の所管する課が一部変更になることから、委員会条例を改正するものでございます。

なお、委員会の同一性がなくなることから、附則に経過規定を設けることによって、正副委員長及び委員はこれまでどおりの委員会に配属されることとして、閉会中の継続審査につ

いても同様の取り扱いといたしました。

３月２日の議会運営委員会で全員の賛同を得られたことから、本日、議会運営委員会として提案する運びとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　説明が終わりました。

続いて、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君）　起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

ここで休憩をとります。

再開を２時10分といたします。

（午後　２時０２分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　２時１０分）

◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君）　日程第11、町政一般質問を行います。

◇　加　部　　浩　君

○議長（菅谷光重君）　16番議員、加部浩議員。

（１６番　加部　浩君　登壇）

○１６番（加部　浩君）　時間をいただきまして、12月に引き続きまして、12月の主に残りのものを通告書にのっとり一問一答で質問していきたいと思います。

まず、大きい課題として３点を上げました。１つとして、町の活性化対策と経済対策、次が、12月に続きまして、保育園、幼稚園、小・中学校の運営について、３つ目といたしまして、光ケーブルについてということで質問をしていきたいと思います。

まず、１つ目の町の活性化対策及び経済対策についてですが、活性化対策はどのような考えをしているか、また、どう行っているかということで町長からのお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以降については議席からの質問にしていきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　加部議員からの町の活性化対策はどう考え、どう行っているのかということの質問でございます。

活性化の解釈の一つといたしまして、多くの人がにぎやかに往来するさまであるとか、また、人々が生き生きと生活しているさまであるとか、そのように私は認識しておるところでございます。

就労先が近くにあり生活が成り立てば、若者も地元にとどまり、人口減少に歯どめがかけられると思いますが、今日の経済状況などを考えますと、従来のように企業誘致などはそう簡単には望めない社会状況であると考えております。

かねてより、渋川伊香保インターから地域高規格道路上信自動車道建設を早期に実現することにより、現在より通勤可能範囲を広げることが何よりの活性化であり、若者の定住につながることへの期待ができる大きな要素の一つではないかと考えております。また、都市部からのアクセスも格段に向上し、交流人口がふえ、いろいろな面での活性化が図られると考えております。

ここへ来まして、上信自動車道建設での動きがございます。ご承知のとおり、祖母島から箱島の４キロメートル区間についての地元説明会が、渋川土木事務所及び中之条土木事務所

の主催で開催され、実現に向けて一歩踏み出したと感じており、早期全面開通が実現するよう、今後も郡内町村及び関係各位と連携を強めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　私は、何も活性化対策ということで大きなことをするとか、そういうことはなかなか難しいと、小さなことでも活性化対策にはなるんじゃないかなととらえております。

町長としては、就任以来３年になりますが、町内企業との接点というのはどのような感じで行ってまいりましたか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　各企業との対話というのを強いて申し上げることであらば、誘致企業という会社が何社かございます。そういった関係の方々と年に四、五回は会合を持ちまして、情報交換等を行っております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　その中にまだ中小企業というものもたくさんありますので、その辺のところの接点というのは全く持っておられないですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　はい、確かにそういう機会はほとんどないように思います。例えば建設業クラブとかという単位で、例えば商工会という単位で、そういったような形での企業主といろいろなことでお会いする機会はございます。ただ、それを町としての情報交換会であるとか、そういったような形の位置づけとしてはやっておりません。やはり今般の経済情勢というものを踏まえた中では、そういったこともこれからよく考えていかなければいけない、実情を知らなければ、いろいろな町としての支援策もやりにくいということではあろうかと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　大小にかかわらず各企業は、非常にこの町としては重要な位置を占めていると。なぜかというと、雇用ということがありますので、若者対策等々がございます。町長、助役、特に、各社長、役員さんとの接点を持っていろいろな話をしていってもらいたいと思いますが、今後、そのようなことを行う意思がありますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほども申し上げましたように、いろいろな広い分野でそういった会合を持つ必要があると、今は痛切に感じておるところでございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　それで、私は考えるに、その中に２回３回会う中に、何でも話し合えるようになると思いますので、その中で、雇用契約、その辺のところまで突っ込んで、雇用契約というのは、東吾妻町の若者を優先的に雇用していただくというような雇用契約のところまではいかなくても、そういう話だとか、特に、若いご婦人さんが勤められている、パートさんなりいる企業につきましては、学校事業、授業参観、それと学校の奉仕作業等々、年間何回かＰＴＡとしてお呼びがかかることがあると思うんです。そのときには、でき得るならば職免措置をとっていただいて、公務員でいう有給の時間給をとっていただいてやっていただくというような要請をして、なかなかこれは受け入れられないと思います。特にこういう時期は受け入れられないと思いますけれども、子育て支援等々を大々的に打ち出しているわけですから、できないからって、もうやらなければそれまでです。あるいは、理解のある社長さん、役員さんは受け入れられるかもしれない。

そういうものに、ちょっとでも可能性のあるものについては、町民の有利になるようなことについては、ぜひそういう場を利用してお願いをしておけば、なおさらご婦人さんの勤めというものが有効になるんじゃないかなと思いまして、あえてこの企業への接近ということを私、町長に今質問したわけでございます。今後は、それよりかはいろいろありますけれども、ぜひそのようなことを行ってもらいたいと思います。

次に、この対策として農業関係への取り組みはどんなことがあったですか、非常にこれは国でも難しい問題ですから、町長、副町長としても難しい問題と思いますけれども、これはそうかといってほっておくわけにはいきません。ですから、どんなことであるか、どんなお考えであるか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほどの学校事業との関係での職免要請、そうですね、そこまで実は気がついておりませんでした。ただ、消防団の活動については、やはり職免になっているかどうかは現実にはわかりませんが、消防団活動、それから消火作業、そういったようなものについては、各企業が、町のほうからも要請もしておりますけれども、それぞれに考えていただいておるということで、ありがたく思っている次第であります。

そういったことで、それぞれの企業にも、やっぱり町内の雇用ということはいつもやはり

話題になります。やはりこの地元にある企業については、この地元が一番多いということだけは確かなんですが、まさか外を排斥しろとまでは言えませんけれども、そういった町内の人を重点的に起用していただきたいと、雇用していただきたいということはいつも申し上げております。これからもまた、その職免要請であるとかそういったようなことについても、あわせて要請をしていきたいと考えています。

さて、農業への取り組み、先ほどの活性化というものと同じく、やはりこの中山間地における活性化、また農業への取り組みというのは非常に難しいものがございます。ただ、今現在のシステムの中で、今、役場がちょっと弱いところが、農業そのものに対する指導であるとかそういったようなことは、なかなか弱いところがございます。やはり県の農業事務所、それから普及事務所、そういったところ、それからＪＡ、そういったようなところとのよく連携を図った上で、いろいろな作業をやっていくという必要があろうかと思います。

農業への取り組みで一番大きなものは、基盤整備の推進という形ではあろうかと思います。やはり中山間地で狭隘な農地というものよりは、やはり成形化された農地という形で農作業ができるのは、耕作放棄地が少なくなっていくような要因にもつながると思っております。

なお、農業全体の活性化という、そういう形ではございますが、町内の５地区に、各地域における農業振興協議会がございます。この協議会が、その地域別に議員や農協の理事、農業委員、農研連役員、そして畜産協議会の役員、それから区長さんなど、非常に広範な範囲の委員構成になっております。

今後、地域の問題だけでなく、町の抱える農業に関する問題や新規作物の検討であるとか、農地の流動化、耕作放棄地の解消施策、そういったような耕畜連携、堆肥づくりであるとか、そういった堆肥の有効利用など広範な課題を町からいろいろと相談をさせていただく中で、議論をして、そして方向性や解決策を見出していきたいと考えております。

そして、今また地産地消がやはり叫ばれておりますが、その中で今、町として取り組んでいるのは、給食調理場の食材というようなものをなるべく多くということをいつも念頭に置いてやっておりますけれども、なかなか進んではおりません。今現在ですと二百二、三十万円が年間のその消費量ということでありますけれども、地場産の食材を学校給食に活用したいと思っております。

あと、平成21年度の予算の中では、具体的には、認定農業者の拡大であるとか、認定農業者における省力化を図るための助成制度の創設や、新規作物を導入するための試験栽培、農産物に付加価値をつけるための加工施設等の助成制度を考えております。

いずれにいたしましても、農家の所得向上、経営安定なくして農業の活性化は解決できないと考えております。

議会でも、産業建設常任委員会や地域活性化対策特別委員会でご協議の上、ご提案を願えればありがたいと考えておる次第でございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。

今、大変、農政は難しい問題ですから、これといった即効薬がないというのが今の農政なんですけれども、町としても、先ほど町長が言っておりました各地区への農業振興協議会、こういうしっかりした組織ができております。細々というんですか、何か運営しているような感じを受けますけれども、この辺のところを産業課等々ともよく連絡をとって、もうちょっと力を入れていったら、もう少し違う方向に向くんじゃないかなと思える節もありますので、その辺のところを行ってもらうわけにはいきませんか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　そうですね、やっぱり一歩一歩だと思います。先ほど申し上げた21年度予算の中では、あれは町の丸々単費で、町の中で考え出したものです。そして、それをいかにこの町の中に定着して有効にお金を使っていただけるか、その辺のところにかかろうかと思います。

いろいろなご提案がございますれば、ご意見等もお伺いしながらやっていきたいと思いますので、なるべくこのきめの細かいというところが、一番、この町でなければいけないとは思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　それで、商工業、ただいまは非常に個人経営の特に商業が衰退、もう毎年何軒かやめているというような状況の中で、大型店の出店、町長としてはこの辺のところをどうお考えですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　基本的には、進出された大型店との調和ということで、それぞれの調和のとれた発展というのが望ましいと思います。ただ、なかなか難しい状態だと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　一つには、商工会という大きな組織があります。しかし、その中でも、どうも話を聞いておりますと、いまいちはっきりしない部分が多いというような感じが

ありまして、何か会費だけ取られて何もしてもらえないやというような、ぼやく会員も中にはいるような感じでございます。その辺のところをちょっと町の行政としても、こう、くすぐるというんですか、やってもらったら、もう少しこの辺も変わるかなと思います。これは非常に、今、町長が言ったとおり、難しい問題です。

ですけれども、商業をやっている方が店を閉めてしまうということは、会社が倒産しているということと同じでありますので、その辺の救済策というんですか、救済策とまでは言いませんけれども、バックアップの方法、その辺のところは、私は専門家ではないのでちょっとわかりませんけれども、専門家を町で入れてやるか、そういうような考えをしていく考えはお持ちでないですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほどお認めをいただきました平成20年度の一般会計補正予算、この中に、中小企業者の経営基盤強化の支援として小口資金の利子補給金の増額をお願いしてありました。商工業、農林業、観光産業それぞれの産業を活性化する中から、それぞれの連携強化を図り、就業機会の拡大と住みやすい町を目指したいと、そのように原稿として起こしてあります。

小口資金の利子補給を倍にしようということであります。そういったことが具体的なところでありますが、商工会に対する申し入れ、また、商工会の指導を県のほうにもお願いしてあるということが１点ございます。昨日でしたか、話題になった、商工会には運営費の補助金を出しております。1,200万円だったでしょうか、正確な数字ではございませんが。そういった形をなくして、私どもの町としては、事業に対する補助金に振りかえたいんだと。補助金を減額するわけではなく事業補助金としたいという申し入れは、商工会に、正式ではないんですが、申し入れてあります。

そして同時に、県に対して、県からの補助金が非常に商工会の運営にとっては大きくございますので、県のほうで商工会の運営に関する補助金はすべて賄っていただけないか、さもなくばそれに見合った形での商工会活動という形にして指導していただけないかと、そういう話はしています。

やはり会費だけ支払うのに思うような恩恵がないという、そういった商工業者の方のご意見も私も聞いておりますので、そういった事業に対する補助金であらば、やはりその商工会が行う事業というものが、それぞれの事業者が恩恵に浴するという形になるのではなかろうかと思って、このような提案ということだけはしておりますが、これも時間をかけてじっく

り実現に向けていきたいと考えています。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　若者の定着、なかなかこれも難しい問題、いろいろなものが引っかかっておりますけれども、この定着策というものはどんなことを考えていますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　実は若者の定着につきましては、事前に通告をいただいていた中で、先ほどの上信自動車の早期開通という中で、就業機会があれば、そして、なおかつ通勤可能範囲を広げることができれば、若者の定住につながることへの期待ができる大きな要素の一つではないかと考えております。なおかつ、あと、やはりいずれにしても、この町の産業全般がやっぱり元気にならなければというのが基本なのかなと思います。

今、先ほども質問のございました農業についてですけれども、農業が、これが非常に利益率がいいであるとか、そういったような形になれば、今これだけ農地はあいていないとも思いますし、だから今、農業の活性化で、農地に就職する、そういったようなことがこの地域でできれば、それが若者の定住に対しては一番効果的なんだと思いますが、それは今現在は実現できないだろうという認識でおります。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　何点か質問をしました中で、農業関係、商工関係、若者関係、つながりがあると思うんですが、農業、非常に今衰退をしているという、一途をたどっていると言わざるを得ない状況ですけれども、これは町が中心となって、これは農協等々とも連携をとらなければならないんですけれども、企業体をつくるというようなことは考えていないですか。農業、商業、これによって若者の定住にもつながるという方向になるんですけれども。要するに、いわゆる農事法人、法人化、全国には、一部ですけれども行っているところもあるんですけれども、先駆けてそういう方向に持っていこうという考えはないですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　農事組合法人であるとか農業法人であるとかということを企画する方々がいらっしゃれば、それは町としても幾らでも応援はしていくつもりです。ただ、それを町がそのままやるということでしょうか、それだと吾妻荘の二の舞かなとか、ちょっと思ってしまうので、申しわけございません。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　町が運営するというんじゃなくて、私どもは、毎日じゃないんです

けれども、たびたび農家へお邪魔した場合、非常にみんな苦しんでいるというのが現状ですね。何とかしなくちゃ、何とかしなくちゃと言っているんですけれども、どうにもならないのが今の農家の現状だと思うんです。

ですから、私、よく言うんです。これは法人化にしたらどうだい、向こう三軒両隣が一つの法人としてすり合わせて、１台のトラクターでそれが全部間に合うんだよ、今、５軒あれば５台トラクターを持っているんだけれども、それが一つになれば１台で済みますよ、そういうことを言うので、そういう方法もあればいいんだけれども、なかなかそれを言い出す者がいなくてねということなものですから、町がその辺のきっかけをつくるものを、農協等々、そういう農業事務所等々とも連絡をとらなくちゃならないんですけれども、そういう方法もありますけれども、どうですかと聞いているわけなんです。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　つい先日、鳥取だったか広島だったか、どこだか忘れましたが、農業法人をつくられて何十軒かでやっている。そして、お米を中心につくっていて、十分に給料が払えるというような、そういうような事例の報告をテレビを通じて見る機会がありました。やはりそれは１人、理事長さんなんでしょうかね、その方が皆さんに声をかけて徐々にふやしていった仲間ということでありましたけれども、やはり60歳だったかで定年退職をされて、それから田舎に戻ってそういったことを立ち上げたということでありました。やはりやればできるんだなと思いますが、そういったことがあれば、町は幾らでも応援はしたいと考えています。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　これは恐らく農業委員会が中心になるということになろうかと思いますので、ひとつその辺のところ、農協、農改普――昔の農業改良普及所、その辺とも連絡を密にとって、もしそういう方向でいれば助かる人もいるのかなと思っておりますので、ぜひご検討をしていただきたいと思います。

それでは、次、これが私のきょう一番やりたかった本番なんですけれども、12月にも行いました、保育園、幼稚園、小・中学校の運営についてと、12月と全く同じ課題で通告をしてあるんですけれども、まず、これは教育長がいいかな。12月に私は同じことを聞いております。この運営について、12月以降、これについて何かお話が前に出ておりますか、そのままですか。

どちらでもいいです。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　学校統合ですね。

（「学校統合も含んで、学校運営。学校統合でいいです」と呼ぶ者あり）

○町長（茂木伸一君）　学校統合につきましては、新年度に入ったら直ちにアンケート調査をしたいということで、そのままでございます。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　町長、本当にお言葉を返すようで申しわけないんだけれども、私、ここ、町長とずっと議員を７年間やってきて、町長から離れて、町長になられて、そういう回答を何度ももういただいておるんです。それで、なかなかこの前に出られないと。後で言いますけれども、そういう状況であるんです。

ですから、同じことですけれども、教育長さん、本当にこれ酷な質問かもしれませんけれども、同じことでどう思っていますか。私、12月に同じことを言っているわけなんですよ。ただ、４月からやるんだったら、もう準備ができていていいはずなんです。４月からやるというなら、４月からその考えで動き出すというと、７月、８月、９月になってしまうんですよ。その辺のところをどうお考えですか。

○議長（菅谷光重君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　中学校の統合につきましては、先ほど町長が回答しましたように、４月になりましたらアンケート調査を実施して、その結果を踏まえて進めていくということで教育委員会のほうでは考えております。アンケート調査につきましては、検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　検討しているということだからあとは何も言いませんけれども、とにかくもう４月に新しい年度になったら即できるんだというような方向でやっていかないと、なかなかこれは進みませんので、そうでなくてもどんどんおくれいってしまうというような感じでありますので、ぜひこれは早急にお願いしたいと思います。

それと小学校関係は、当面は、当面というのはどのくらいかわかりませんが、統合は考えていないということでよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　今の義務教育費の国庫負担制度、そういった形で町に多大なる教職員費の負担がない場合はということ、それともう一点、複式学級という問題を抱えなくて済むということであらばという、その２点くらいの条件だと思っております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　私、地元だから言うんじゃないんですけれども、そうしますと、坂上小学校、非常にもう老朽化をしておると。中に入ってみると、つぎ張り、つぎ張りで、もう廊下もべこんべこんしているような感じであるというような状況の中で、坂小の新築ということは地区の中から出てくると想像されますので、その辺のところはどうお考えになっていますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　今現在、それについてはちょっと検討はしておりませんので、中学校統合ということを早くすべしという、そういった中で一緒に考えていく問題なのかなというように思っております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　そうすると、考えていくべきということは、新築ということも考えるということですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　当然、いろいろな方面から考えることになろうかと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　わかりました。

　それじゃ、次に、幼稚園の延長保育、これにつきましても12月にちょっとさわりだけを行っておりますが、それ以降、進展はどの程度いっていますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　長期的に考えますと、ゼロ歳から５歳までというその就学前の子供たちは、基本的に同じ条件で育てられるように町で支援をすべきだと考えてはおります。ただ、すぐには実現が不可能であると、そういった中で、文教厚生常任委員会のご意見も踏まえて、暫定的に預かり保育を施行すべく、預かり保育施行実施要綱等々を検討させております。施行までの間、いましばらくお時間をちょうだいできればと思っております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　12月で、検討部会を設けているというような意味合いのことをおっ

しゃっておりますけれども、これはその12月以降何度かなされたんですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　はい、やっておりましたが、なかなかその幼稚園と保育所の、強いて言えば統合みたいな形ですよね、そういったような幼保の一元化についてのこと等々をやったようですが、なかなかうまい結論が出なかったように考えております。そこで、幼稚園の延長保育という、強いて言うと、この町の中で保健福祉課と教育委員会とという、そういった間を渡ったものでなく教育委員会の単独でという形で検討した、そういった形です。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　町長、この話は、もう１年前ごろから多分出ていると思うんです。最初、町長、これはそういうことはだめなんだよとおっしゃっていた。私が委員長をしているころは、それは委員長、だめなんだよと、そういうのだったら保育所に初めから出させてくださいという言い方をしてきた。ずっと来まして、夏以降になってきたら、そうですね、社会情勢もこういうので周りもこうなったので、暫定的に早急に考えましょうかということを私、聞いたような気がする。書き物がないですから、これは気がするということを言わせてもらいますけれども、そういうふうに私は記憶しているんすけれども、それでもう半年以上たってしまっているんですが、私は、要するに新年度からこれをやっていただきたいと、経費関係はそれほどかかる問題じゃないと思うんですよ。

　ですから、先ほど私が言ったとおり、やるやると言っておいてずっといるなという意味で、先ほどちょっと言わせてもらったんですけれども、新年度から行うというようなことはできませんか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　新年度に近いところからということで表現させてください。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　そうすると、５月か６月はできる、四半期の３カ月は、じゃ、ずれて、そこからできると、６月からはできると言えますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　いましばらくお時間をいただきたいということを信じていただけないということでしょうか。まあ、それは置いておいてください。すみません。冗談ととっていただけたらありがたいと思います。

　３歳児は上がってすぐにはお弁当じゃない、給食が出ない、たしかそういうような、あれ

は１年生でしたっけ、何かそういうようなのと関係して、その期間が過ぎたあたりでどうだねというような話はございます。ですから、５月まではずれ込まないのではなかろうかと思っています。その辺は、ちょっと正確な日は私は承知しておりませんけれども、そのようなところで考えていただければありがたいと思います。

それと、先ほどの幼稚園の預かり保育ということですよね。それと保育所との整合性、どうしてもこれはとれません。ですので、幼稚園でもない保育所でもないというような施設が望ましいんだろうと、今の時代にですね、そういうふうには思っております。ですので、幼稚園という単位で選ばれるのか、保育所というものを選ばれるのか、それはそういった選び方ということがちゃんと選択肢はあるわけですから、それに沿った形でやっていただきたいというのは基本的には変えてはおりません。

ただ、いろいろな保育所も定員がいっぱいということがございます。そういった中でありますので、子育て支援ということはやっぱりやりたいと考えておりますので、暫定的な形での預かり保育を実施すると。いずれ、その理想に近いスタイルの、幼稚園と保育所が合体したような施設整備、それから、いろいろな教育であるとか保育であるとかそういったようなものができるような形にまで近い時間で動かしていきたいという、その経過的な措置ということで考えてはおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　５月中には何とかできるというような解釈で私は受け取りましたけれども、遅くとも６月にはできると。はい、わかりました。できるということで。

非常に近隣の町村でも、先駆けてこういうことはやっております。非常に保護者の皆さんに好評を得ておるので、ぜひ町長、この辺のところもお願いをいたします。

それでは、これは６月までにはできるということを約束していただきましたので、次に移ります。

学童保育の関係です。この辺はどの程度まで進んでおりますか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほど申し上げたように、幼稚園の預かり保育という形で、そちらを充実させることとして、当面は既存施設の入所条件等の統一化ということを検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　教育長は新しくなって、まだ教育長が就任する前のことですけれど

も、一昨年の12月には、教育課長が教育長職務代理をやっていたときかな、そのときには、来年度からやりたいというような雰囲気がありました。あの勢いはどこへいっちゃったんですか、あれはどうしたんですか。

町長はその件はわかりませんか。

○議長（菅谷光重君）　じゃ、続けて、16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　去年の12月じゃなくておととしの12月に、１月に毎戸に、それを４月から実施するという業者を募集すると、原町、岩島、坂上、そういうことをやろうということで、私は委員長をしたんですけれども、これは議会に何も話をしていないから、これはここで委員長の責任においてつぶしてくれということで、それは出さなかったんです。その辺、町長はご存じじゃないですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　昨日のいろいろな議論の中でも、そういったことで一場課長が答弁していたようには思うんですが、いろいろな経過の中で進んでいないというのが実情だということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　だけど、そうすると、あれが何だったのかなと。当時の文教委員さんには、文教委員会をちゃんと開いてやりましたので、わかると思うんですけれども、そうすると、前教育長は、教育長の就任年度で坂上、岩島、原町に学童保育を設置するということをはっきり議会で言っておりましたが、現教育長はどんな考えでおりますか。

○議長（菅谷光重君）　教育長。

○教育長（小林靖能君）　学童保育の件につきましては、現在、幼稚園児の預かり保育のほうを当面先行させておりますので、そちらのほうに教育委員会としては力を入れておりますので、ということで、学童保育の設置のほうは検討中ということになります。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　質問の途中でございますが、ここで休憩をとらせていただきます。

再開を３時15といたします。

（午後　２時５９分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　３時１５分）

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　それでは、学童保育については、ぜひ前向きに、設置ができるようにひとつご検討をしていただきたいと思います。

次に、原町小学校の旧校舎、これは残すんですか、解体するんですか。解体するんだったら、いつごろ解体するんですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　古い校舎はなるべく早く解体したほうが、校庭の面積としても随分ふえますので、使い勝手もよくなろうかと思います。ただ、まだ体育館の建設が済んでおりませんので、体育館に行く通路として使っていきたいと考えております。

ただ、耐震診断とか等々問題はあるのかな、ちょっとその辺はまだ検討はしていませんけれども、今さら耐震診断をして補強をするわけにもいきませんので、雨風をしのげるというほうがいいということらしいです。

ただ、体育館を建てる用地が今の旧校舎の一番西側という予定を今のところしております。そんな中で、補助対象事業にその部分だけは壊すまでなろうかと思いますので、体育館を建築するその時点で、体育館建築イコール取り壊しという形で考えたいと思います。年度的には、まだこれからいろいろ詰める必要はあろうかと思っております。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　そのときに、あそこに給食調理場があると思うんです。この辺のところも、大分あれも継ぎ足し継ぎ足しで何か使いにくそうなので、これを契機に給食調理場も統合というようなことはお考えになりませんか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　この統合につきましては、最終結論という形でのところまでは出ておりませんけれども、一般的に言いますと、1,700食くらいのものですから、やはりセンター化という形で１カ所が望ましいのではなかろうかとは、おぼろげながらイメージはしております。

ただ、これにつきましては、新年度からで約1,700食、そして、そのうちの820食は原町の給食調理場で調理をします。そして、調理場の開設年月なんですが、原町調理場が一番古くて昭和40年、坂上が48年、東が昭和49年、そして一番新しい太田の調理場でも昭和56年ということで、一番新しいので28年が経過をし、一番古いのはもう44年、継ぎ足し継ぎ足し、改修ということはやっておりますが、そのようになっております。

やはり建物が古いということで、もう衛生面の問題が当然出てきます。ですので、その辺が、調理員による食の安全を配慮した施設運営という形でそれが続いておりますので、先ほどの坂上小学校の老朽化、それから、この給食調理場、あとはすべての保育所の老朽化、そして定員という問題、そういったようなことをどういうような順番でやっていくかということは、やはり考えないとと思います。

そして、なおかつ給食調理場につきましては、４調理場があるということでも、やはり効率というものもございます。そんな中で、燃料が高騰したり、食材を外国産食品のふぐあいというところから国内産への移行とか、そういったことを考えると、また給食費の値上げはどうなるんだということも現実化しております。基本的には、給食調理場の改修やセンター化も喫緊の課題と認識をしており、そして食育の大切さも非常に重要だと考えている中で、検討させていただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　16番。

○１６番（加部　浩君）　私がこの統合はいかがかということを言ったのは、実は文科省の指導とは全くこれは相反することを私は言っているんです。四、五年前までは文科省もその統合を非常に推進とまではいきませんけれども、奨励というんですか、それをしておりました。教育長はご存じだと思いますけれども、近来、ここ二、三年、特に食育というものに力を入れるようになりまして、そういうことからいって、この調理場については単独化を推進しているのが文科省だと思うんです。私が、調査というんですか、いろいろな文献を見て、文科省の言っていることをあれしますと、そういう方向になるんです。

しかし、町の運営云々ということを考えると、統合して合理化を図ったほうがいいのかなと思いまして、ついでにあそこは体育館をつくる、小学校を壊すということがありまして、あの調理場は古いということなので、どうせつくるなら統合のものをつくったほうがいいかなということで提言しているわけですから、執行部としては、その辺のところも加味してひとつご検討をなさっていただければいいかなと思います。

それでは、時間もあと多分５分少々ということになっているでしょうから、次の光ケーブ

ルについてに入ります。

今、旧東村については、ご存じのとおり光ケーブルが設置されているわけですけれども、今、旧吾妻町についても、ＮＴＴ関係で、大分、引けるようになる地域が広まってきたということを聞いておりますが、この取り扱い方については、旧東村と同じような取り扱いにはならないでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　そういったことを実現させるべく、今、一生懸命考えております。原町地区が昨年の６月から光ケーブルが敷設され、そしてこの３月16日からは川戸、金井、そして太田地区、0279－68局番でしょうか、そこが光ケーブル敷設の対象となって、きょうは既に供用が開始されているという状況にはなっているわけです。

残る地区が、岩島と坂上となります。これについても、時期については明確には申し上げられませんが、ＮＴＴ東日本群馬支社からのお話がございまして、岩下局、そして大戸局管内に交付金を活用した光サービスの整備ということでご案内をいただきまして、説明を受けました。そして、かなり補助金にしても有利でありますので、この機会に、町全体の光ケーブルを活用した通信システムというものを構築すると、そういったことを検討したいと思います。

東の基地局が既にございます。そういったところとつなげれば、その基地局の設置はしなくても、うまくすれば地デジ対応というものも含めてできるように考えたいと思います。時間はまだ明確には本当に申し上げられませんけれども、検討には入らせていただいています。

○議長（菅谷光重君）　16番、加部議員。

○１６番（加部　浩君）　今、町長もおっしゃいましたとおり、岩島、坂上については、2011年の地デジ関係、今、大分、町民の方も混乱をしておりますので、早くそれを解消するためにも、ぜひ真剣にこれを考えていってもらいたいと思います。そうすることによって公平感というものが生まれてくると思いますので、その辺のところはぜひお願いしたいと思います。

私の時間はあと少なくなりましたが、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　やはり地デジという喫緊の課題がございますので、可能な限り早期実現ということを目指したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（菅谷光重君）　以上で加部浩議員の質問を終わります。

◇　須　崎　幸　一　君

○議長（菅谷光重君）　続いて、５番議員、須崎幸一議員。

（５番　須崎幸一君　登壇）

○５番（須崎幸一君）　ただいま菅谷議長より許可をいただきましたので、町の水道事業について一般質問をいたしたいと思います。

私たちが生活していく上で水道は、不可欠なものであることは当然でございます。水道の安全で安定した供給は、町として取り組む重要な事業の一つであると思います。

そこでお聞きいたしますが、現在抱えている水道事業の問題点は何か、そして、今後、その課題に対してどのような取り組みをするのか、現状の水道、簡易水道を含めた実態を通してお聞きしたいと思います。

具体的に申し上げますと、まず最初に、町営水道の運営方法についてでありますが、上水道事業は公営企業法の適用を受けております。簡易水道事業は、適用を受けないで運営をされておるところであります。運営の効率化と事業ごとの均衡化を図る意味からも、簡易水道事業に対しても公営企業法への適用を行い、事業の統合を行うことが肝要であると考えております。町としてこの問題についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、水道料金の問題であります。

現在、料金の統一がされておりませんので、今後見直しが必要かと思います。過去に簡易水道事業の中で量水器の設置がされていなかった給水区域が一部ありましたが、それも解決したと聞いております。

また、町村合併によりまして、簡易水道料金に旧東村と旧吾妻町とで不均一の部分については、５年をめどに統一を図ることが合併協議の中で決められております。合併後３年がたちました。さまざまな要因を踏まえますと、見直しの時期に来ているのではないかと感じるところであります。

これは生活に影響を与える問題でもありますので、よく住民の皆さんに説明をし、理解を

得て水道料金の統一を図ることが必要であると思いますが、どのような手順でこれから取り組むのか、それとも現状のまま据え置くのかどうかお聞きいたします。

３番目に、老朽化した施設及び設備、送水管や配水管などを計画的に整備する必要があると思います。以前にアスベストの問題が注目された時期がありましたが、石綿管の埋設されているところもあると思います。その取りかえ工事も今後必要であると思います。その点も含めてどのような整備計画を考えているのか、質問をいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　答弁願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　町の水道事業についての質問でございます。

まず、１点目の上水道事業と簡易水道事業の運営方法についてのご質問でございますが、水道法では、水道事業は計画給水人口が5,000人以上となっており、簡易水道事業は500人以上となってございます。水道事業は企業会計を適用、簡易水道では特別会計で行っております。

近年、水道の広域化が全国的には進んでおります。東吾妻町でも、簡易水道の水道事業への統合も考えていかなければならない時期も到来することとは思っております。ただ、当面は、事業の建設過程の違いや施設の整備状況が違いますので、計画的に簡易水道の施設整備を進めていかなければならないと考えております。

２点目の水道料金の見直しについてでございますが、合併時に設置をいたしております地域審議会がございますので、料金問題のご意見等を伺い、対応は考えていきたいと思っております。５年を目途にということ、これは、以前にちょっと問題を起こしておりますので、慎重に考えていきたいと思います。

３点目の老朽化した水道施設の更新計画はどのように考えているかとのご質問でございます。今現在、石綿管が11キロほどということでございますが、現在は起債の償還額が年間6,000万円ございますので、内部留保資金内で優先順位や老朽化度等を考慮の上、計画的に進めておりますが、投資金額が多額にかかりますので、思うように進んでいないのが実情でございます。これも、水道事業への統合という中も見据えた中で、十分に長期的な計画を立てて考えていかなければいけないと思っています。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　５番、須崎議員。

○５番（須崎幸一君）　事業運営については、効率性を考えると早急に一本化を図るべきと考えますので、ぜひその方向で努力していただきたい、このように思います。

それから、水道料金の統一については、住民の理解を得ることが本当に大切であるというふうに私は思っておりますので、住民説明会等を開くとともに、水道事業の運営審議会にも諮っていただいて、きちんとした手順をまず踏んで進めていっていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、整備計画ですが、第１次総合計画、昨年できましたけれども、その中に実施計画書がありますので、それに基づいた形での実施がよいのではないかなというふうに思いますので、計画性を持って整備を行っていただきたい、このように思います。

私たちが生活していく上では水道事業は大変重要な問題ですので、住民に多くの負担や不安感を与えることなく、安心・安全な水道の供給に留意し、事業の運営を行っていただくよう努めていただきたいと思います。

最後なんですが、今回、質問には含めませんでしたが、町営以外で地元で水道事業運営がされている地域がございます。町の事業補助金交付制度等を活用して、円滑な運営ができるように町としても相談に乗っていただくことを最後に要望し、私の再質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　これからも簡易水道の施設整備、そういったことを上水道並みといいますか、そういったようなことで行っていって、いずれ統合ということは目指していかなければいけないかと思います。

そして、料金の統合につきましては、今現在、今の東地区の簡易水道でございますが、吾妻地区と統合した場合には1,000万円ほどの増収という形態にはなろうかと思います。平成21年の当初予算で二千数百万円の一般会計の繰り入れということで、額が多いということも指摘はされております。そんな中で、上水道が1,000万円の繰り入れ、そして、最後に須崎議員がご指摘の小水道であるとか井戸水であるとかを使っている方々、この方々には結果的にこういった配分がいっていないということにはなります。そういった方々に対しましては、水道の一般会計の中で補助金制度がございますので、そちらのほうをうまく利用して、皆さんでその地域で協議をしながら、小水道の水を安心で安全なものにしてご利用いただくということを考えております。

その辺のことで、町民が等しく安心で安全な水が確保できるように考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

◇　大　図　広　海　君

○議長（菅谷光重君）　続いて、10番議員、大図広海議員。

（１０番　大図広海君　登壇）

○１０番（大図広海君）　発言の機会を与えられましたので、手短に町政一般質問を行います。

地方自治の原則により憲法第94条に、財産の管理と行政事務執行に関する条例の制定権が明記されております。幾多々の解説書によりますと、この条例と表記したものの中に、首長及び行政委員会が定める規則を含むとされています。したがって、憲法第92条を受けた地方自治法において第14条に、条例を制定することができる、第15条に、規則を制定することができると規定しております。条例は、不特定多数の人に対して権利・義務を制限する一般的な規定となっておりますが、地方自治を円滑あるいは公正に行うための自主的な法規と考えられますので、しかし、その一方において、また行政規範たる側面を持っているのも実態です。

また、直接選挙で選任された首長は住民に対して責任を負う立場でありますので、規則の制定権が規定されていますが、条例との整合性については、時代とともにその解釈が変遷していかなければなりません。なかんずく、住民自治を前提とした地方自治の改正が繰り返される近年においては、行政目的の達成にとどまることなく、その手段についても住民の総意を形成する必要があると考えられます。間接選挙によって選任された議会の議決をもって住民の総意にかわるとされたこの考え方は既に定着しており、議会制民主主義の根幹をなす部分であるかと考える次第であります。

少々脱線しましたが、論点をもとに戻しますが、これからが本題です。

地方自治法第14条に規定されている「義務を課し、又は権利を制限する」、この法文を斟酌するときに、住民から抽出された特定の住民に、本来的な義務を免除し、または本来的でない権利を付与する、そういったことも14条に網羅されていなければならないと考えられますが、以下、現行規則を例示しながら、住民自治に対する町長の所存を尋ねていきます。

○議長（菅谷光重君）　答弁をお願いいたします。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　地方自治法第14条第２項に規定される「義務を課し、又は権利を制限する」ということについては、公共の福祉の観点から基本的人権を合理的な最小限の規制をする場合、条例によることと理解をしております。

ご質問の「個別の対象者への特段の恩典を与える」につきましては、さまざまな施策を展開するに当たり、道路整備などにより結果的にそういったことも出てくると思っております。

地方自治法第15条規則の制定でございますが、条例で定める事項と規則で定める事項とが法で明示されているものはそれに従い、地方公共団体の長の権限に属する事務については規則で制定すると理解しております。

地方自治法第138条の４の委員会・委員の設置については、執行機関たる委員会または委員の設置については、法律の定めるところとして同法第180条の５に規定される教育委員会等と理解をしております。また、第３項に規定する附属機関については、法律または条例により定めることと理解をしております。

地方自治法第237条第２項に規定された「適正な対価」については、通常当該財産に係る市場価格であり、当町では、「東吾妻町普通財産貸付料算定基準」を制定し、前年度の相続税課税評価額または台帳登載価格のいずれか高いほうの価格掛ける貸付料率で算定をするよう規定をされております。また、適正な対価によらない普通財産の譲渡または貸し付けは、当町では、同条第２項の規定により、東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を制定しております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　事例を１つ伺います。これは、揺りかごから墓場までという例えのごとく、東吾妻町出産祝金条例、片や敬老金条例、ともにこれは、特定の個人と言いませんね、どういうふうに言いましょうか、適用対象者を絞ったという形での支給条例になっています。これはなぜ規則でなくて条例だったでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　さて、何で条例かと聞かれて、条例制定の必要があったから。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　はい、私もこれは条例制定の必要があったからだと。というのは、やっぱり特定の対象者に対して利益を与えているからです。

ちなみに伺います。順番はどうでもいいですね。吾妻町の職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、これは第１条、２条の短い文面なんですが、特定の職員に対して、仕事につかなくてもいいよという期間を条例で設けています。これは承知していると思います。これはなぜ規則じゃなくて条例だったんでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　わかっておりません。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　それは、基本的な専念義務を解くという意味合いの中で、特定の個人、あるいはその対象者に対して、ある種恩典を与えるから、要するに義務を免除しているからだ、こう考えると理路整然とすると思います。そうしますと、自治法14条がいっているところの義務を課す、あるいは権利を制限する、この文言を、その対語であるところの、特定の義務を免除し、あるいは本来あるべきところの義務を免除し、あるいはその逆に恩典を与える、この部分について規則ではなく条例によることが望ましい、それがやっぱり住民自治だ、あるいは地方自治だというような考え方になってくるんだと思います。

続いて伺いますが、育英奨学資金貸付制度、これも条例化になっています。考え方は同じかと思います。

ところで、東吾妻町勤労者生活資金貸付要綱、あるいは勤労者住宅建設資金利子補給要綱等々について、この部分については要綱でやられています。なぜこれが要綱で有効なのか説明してみてください。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　最初の答弁で申し上げたように、条例で定める事項と規則で定める事項等が法で明示されているものについてはそれに従っておると、そして、地方公共団体の長の権限に属する事務については規則で制定するという形で理解をしておる次第でございます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　ですから、そうなりますと、勤労者生活資金貸付、これは貸し付けになります。この部分と、これはどんな法律でこれが明示されているか。これは恐らくないと思います。確認はしてあります。

また、片や要綱で定められた生活資金貸付、片や条例で定められた育英奨学資金貸付制度、

今の町長答弁だと、両者どっちか一方につかないといけない。これ、ばらばらにやられています。この部分について、先ほど申しましたように、義務を課するもの、あるいは権利に制限を加えるもの、その文言を、本来的な義務を免除するもの、本来あるべき義務を免除するもの、これは条例によるという考え方がなるならば、こういったものは理路整然と整理ができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　そうですね、議員が従前から条例主義、条例主義ということで、随分、私自身も耳にたこができるほどお伺いはしております。そんな中で、コンプライアンスというものも当然のことであります。やはりその辺の整合性というものがとれているのかどうなのかは、やはりもう一度すべての条例、規則等々についても検討をしてみる必要があるのかなと思ってきた次第ではあります。その辺のところは、ちょっと時間をいただかないと検討ができないかと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　これは長い歴史の中で積み重ねられてきて、先ほども同僚議員が、漫然とした行政があったというような発言がありましたが、私も常にその言葉を使っています。漫然とした従前主義に盲従しということです。考えなく、前の人がやっていたから、この範疇でやられている部分が多々あると思います。

ついでに伺っておきます。せっかくの事例ですので、消防団員服務規律及び懲戒条例、これは条例で制定されています。この消防団員の懲戒条例は、免職処分をするというかなり強硬なものもあります。その免職処分の事由について、ここなんですね、消防団員としてふさわしくない行為があった場合、すべて免職処分であると。物すごい条例になっております。いいんです、いいんです、これが問題じゃないんです。問題なのは、東吾妻町職員の懲戒の手続及び考課に関する条例、これは条例なんです。ただ、問題の懲戒審査会、この部分について条例化がなされていない。よって、中身が不透明なものになる。ここに問題点があるんじゃないか。

なぜかというと、今も言ったように、権利を制限する、あるいは特定の個人に、どう言いましょうかな、義務を課する、最大罰金刑まであるわけですから、場合によると懲戒免職ということもあるでしょう。そういったものの審査をするその内容、これについて、しかるべき条例が必要かと思いますが、そんなお考えはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　私どもで調べたところでございますと、懲戒審査委員会につきましては、地方自治法施行規程第17条の規定により、置くこととしておりますので、自治法の第138条の４の３項に規定する委員会ではないと考えておりますが。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　問題の要旨がそっちの話じゃなくて、置くこととするという部分については、それは置くんでしょう。ただ、それが条例によって置くのか、規則によって置くのかの話です。そうすると、今の言うように、地方自治法14条の意味合いを、義務を課し、あるいはその権利を制限する、これは条例によるんだ、その対語として、義務を免除するんだ、本来的な権利をまた免除してやるんだ、こういった考えに基づいてやる部分については、また条例も必要だろうと、それが住民自治なんであろうという話になってくれば、ここですね、職員に対するそういった懲戒審査、その過程をも、いいですか、目的達成、あるいはその結果だけの公表じゃなくて、その過程を含めて、ここなんです、手段を含めて公開する、それをまた条例化、条例がそれを求めた形できっちり制定していく、ここは住民自治の原則にのっとって考えるとそうならざるを得ないんですが、そういった考えをお持ちでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　大図議員のおっしゃることは大分理解ができるようには思いますが、わざわざの条例化というのがすぐに必要かどうかというのは、いずれにしても検討を要すると思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　ちょっと話題はかわりますが、せんだって、掲示板で東吾妻町教育委員長名義で掲示された規則を発見しました。教育委員会規則第７号、21年２月３日扱いになっています。当然に自治法138条の４で規則の制定権を明記してありますが、この規則第７号は、この138条の４及び自治法14条にのっとっておりましたでしょうか、お聞きしておきます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　この辺については、条例にする必要はないということで、138条の４についてはクリアをされておると考えております。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　ところで、そうしますと、自治法14条がいっているところの「義務を課し」、この東吾妻町教育委員会規則第７号、外国語指導助手住宅貸付規則、場所は、元

幼稚園のところにあった、この間寄附をしてもらった住宅ということと、もう１棟あるようです。その中で、この規則を見ますと、月額３万円という形での家賃が発生しています。この家賃というのは、義務を課された部分じゃないですか、伺います。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　義務を課すというところと、一定の負担をさせるという社会通念上の考えというのと、その辺で意見が分かれるところになるのかなと思います。

○議長（菅谷光重君）　質問の途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を４時10分といたします。

（午後　４時０２分）

○議長（菅谷光重君）　再開をいたします。

（午後　４時１０分）

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　義務ということですね。はい、これが現実に、公布の日から施行だから、施行されているわけなんです。現実に当該人に物件の引き渡しがありました。その日からこの規則が有効だとすれば、じゃないね、どういうふうにしても、物件の引き渡しを受けた段階で賃料の支払い義務は発生します。これは当然のことです。支払い義務という義務を課したことになるんです。そこに、義務を課するもの、これについては条例が必要なんです。これが基本原則です。理解できましたでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　その辺の理論的な整合性というのが私にはよくまだ理解がされないんですが、まず、ＡＬＴの身分は、私どもの町の中では非常勤特別職という形にさせていただいております。そういったところで、職員住宅のような考えもどこかではあるのかもしれません。そして、近隣のところでは、例えば7,000円であるとか、そういったような格安な住まわれ方をしているというようなこともあります。その辺のことで、社会通念上という、負

担させる額といえば、確かにその負担をさせるという意味では義務を課すということにはなるのかと思いますけれども、そこに住まわせる必要性であるとか負担能力、住宅に職員を住まわせるという行政財産の管理の一環、ちょっとこれは微妙に難しいところですけれども、住民の利用に供するものではないと、一般住民という形での使用に供するものではないというところから、条例でなく規則で今回はさせていただいたということだと思います。

いろいろな要因があろうかと思いますが、そして、このＡＬＴを取り巻く環境ということもちょっとお耳に入れさせていただきたいんですが、吾妻郡の中、そして群馬県の中でＡＬＴは、かなりの人数がいらっしゃるかと思います。そして、そういったところでいろいろな情報交換が行われておりまして、なるべくいい先生を気持ちよくここで働いていただくという、そういう外国から来た若い方々が夢を持って来てくださっているという感覚の中では、その辺のところも緩やかに考えさせていただければありがたいなという、この辺が、その条例だ、規則だというところとは全然別な考えになりますけれども、そういったことも踏まえた中でご判断いただければありがたいと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　非常勤特別職ということで、当然に報酬の支払いもあります。それは報酬条例の中にも明記してあります。当然に、地方自治法203条非常勤や、常勤職だから204条の適用対象かわからない、ともにこれは条例主義になります。いいですか。かわいそうだからいいんじゃないか、ここに落とし穴があるんです。かわいそうだったらば、条例を経由して行うべきなんです。これが給与条例主義なんです。

仮にこの適正価格はということになってきますと、町長は、先ほどの発言では算定基準があると言いましたが、家屋の場合には、大体、近傍の類似、ちょうど近所にも適正なものがあります。そうなってきますと、坪数、あるいは住宅の質というところから見て、どういうふうにやっても８万円以上10万円近くが適正かなと、坪数から計算しても。

そうしますと、適正価格のこの差額、町長の裁量、あるいはこれは教育長の裁量、財務会計ですから恐らくはこれは町長の裁量になるんだと思います、結果的には。この差額について、現物給付ということで、条例にない報酬支払いに当たるということにもまたなりかねない。ＡＬＴの報酬が高いという論議じゃないんです。制度をきちっとしましょうよという論議なんです。

そうやってきますと、こういったものをつくるときの職員の資質ということにも及んでくると思うんですが、ちなみに、せっかくそこまで来たんですから、この第10条修繕費の費用

ということで、これもよくよくある話なんですが、建具、給水栓、その他、これは町費でなく入居者が負担するんだ、恐らくは退去するときのふすま・障子張りかえ、畳の表がえ等々を含めてこのことを指しているのかと思いますが、果たしてこの条文が有効になると思っていますでしょうか、伺ってみます。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　その条文というのは、私が存じておりませんが、どちらに書いてあるものでしょうか。

（「第10条です」と呼ぶ者あり）

○町長（茂木伸一君）　第10条、何の10条。

（「規則です」と呼ぶ者あり）

○町長（茂木伸一君）　先ほど告示したという……

（「告示した規則の中にということです」と呼ぶ者あり）

○町長（茂木伸一君）　そういったことですね。はい、申しわけありません。私はちょっと見ておりませんので、そして、見ていたとしてもその辺についての明確な答弁はできないと思います。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　かわりに答えましょう。

こういった事例で、多くの場合、公営住宅法と、これもそれにそくするものだと思うんですが、それと、公営住宅法に基づくところの、町でいうと設管条例の中にこんなような書き方もあるかと思います。それともう一点、借地借家法がバッテンする。現実にこの係争が起きちゃう。その判例を幾つか承知しておりますけれども、借地借家法が優先するという結論が出ています。そうすると、経年変化によるところの損耗について補修義務がない、これが定説になっています。

我々みたいな不勉強でもそれを目にしていますので、聡明なる課長さんが書かれたものがこの程度であったらば、吾妻町の体質自体を疑われてくる。私、そう思っていますので、先ほどの質問にもありましたが、指揮監督をどうやって行っていくか、職員のスキルアップをどうやって行うかというところに尽きてくるような感じがあります。

改めて伺っておきます。この貸付住宅規則、有効でしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　私にはわかりかねます。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　正直な答弁ありがとうございます。そこが実態なんだと思います。

じゃ、原則論にさかのぼって、義務を課するもの、あるいは権利を制限するもの、その対語として、本来的な義務を免除するもの、あるいは、本来なかった、繰り返しでありますが、そういったものについてはきちっと条例をしておく。条文そのものは、そんなに規則とは変わってこないと思います。

ただ１点、変わるのは、せっかく今開いているんですから、この規則を例に引き合えば、裁量権の部分、特にこの場合には教育長とあります。教育長が認めた部分については使用料を減免することができると、また補修についても減免することができると、その費用の全部また一部を町が負担することが、これは第11条第２項になります。そういったことについて、あらゆる部分で、一番重要ですね、退去のときの補修、それと使用料の問題、このことについて全面的に、この場合には教育長とあります、執行権者に裁量権を渡す、これだったらば最初から条例でも規則でも要らないでしょう、好きなようにやればいいでしょうということになってきます。

この体裁の悪さといいますか、こういったものをみすみすこの議会の論戦から避けて通るわけにはいかないんです。ここのところを理解できましたか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　ちょっと理解がまだできていません。こちらのいろいろ調べたところですと、町が町の職員を住まわせる必要があって用いる財産、ですから、町自身の用に供する財産だと、公用に供する財産というようなことでの行政財産という考え方をまずその建物についてはしております。そして、町が町の考えで職員を住まわせるので、その住宅に係る経費は町が負担をするが、一定の負担をさせることが社会通念上かなうものではなかろうか、そして、負担させる額につきましては、そこに住まわせる必要性であるとか住宅の内容、これは議員とも同じ意見ではありますね。そして、負担の能力、近隣市町村等の類似等によって判断する。そして、住宅に職員を住まわせるということで、一般住民の利用に供するものではないという、こういったいろいろなところから考えて、規則でよろしかろうと判断をしたようでございますので、よろしくお願いいたします。

ただ、今のことで、これは結果的にいつまでたっても平行線のように見えますね。そうしたところですと、私どもは私どもでまだこれからも検討するということはやぶさかではございませんので、今ご指導いただいたようなことをもう一回よく検討した上で、これ、いろい

ろなこの行政財産であるとか、そういったようなものに詳しい方ともご相談をして検討するということは、やぶさかではございません。

○議長（菅谷光重君）　10番、大図議員。

○１０番（大図広海君）　そういった意味で、町有住宅という制度があります。私の記憶によれば、今ここにすぐ資料が広げられないので残念ですが、町有住宅に関する、たしか条例でした。ただし、その中身は空白です。だから、町有住宅というものは今現在、具体的な物件というのがないという状況が、条例上の話です。設ける場合には、やっぱりここも条例なんですね。そういう、もういわゆるカバーはできているんです。規則によりこれを定めるから、要するに自治法14条との整合性が保たれなくなる。そこだと思うんです。

これはよく都庁で問題になっていまして、戸山ハイツの近くに職員住宅がありましたと。高額な近傍類似価格に比べて破格の値段でと、これはテレビ対談で慎太郎知事がそんな論理的な展開をしていたことは見た覚えがあります。皆さんもその覚えがあるでしょう。

しかし、吾妻町には果たしてそれだけのものが必要かどうか。それで、また多くの場合、この外国人指導助手ＡＬＴは単身で参っております。坪数を25坪なり、もう少しあるかな、つけ足した、今の30坪のヒノキづくりの平屋で、そこの住宅を手配する要素はどこまであるか。裁量権の逸脱がそこにないか。家族４人で13坪の家に暮らしている人は大勢います。家賃を６万円ほど払っております。ただし、吾妻町の職員であれば、住宅補助が２万7,000円ほど出ておる事実はあります。それもともに条例上の話です。規則ではやっていません。なぜか。給与条例主義からです。

そういったことをもろもろ考えますと、どうもこの近傍類似、適正価格が10万円あるかと思われる建物に対して、非常勤といいながらも町職員であります。規則により３万円で住まわせるということになると、方々の部分で、要するに給与条例主義の部分でもまたしかり、少々窮屈な思いをしてくるんじゃないかと思います。

これは理路整然と整理する。先ほどの育英奨学資金と勤労者の生活資金、ともにこれはあってやぶさかじゃないんだと思います。時代的にも、より拡充すべきなのかと思います。ただし、これは多くの人の目を、だから住民自治の原則に基づいて、首長ひとりで行うんじゃなくて、現況、18人の議会議員がみんなそれに関与しながら、よりいいものにつくり上げていくということで住民自治が達成されるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

大図議員、残り５分でございます。

○町長（茂木伸一君）　ですので、今現在は見解の相違がございますということでずっと終始しているわけですね。ですので、私どもは私どもでもう一度よくこれは検討させていただくということを申し上げております。

議員がおっしゃることは大分理解は進みましたけれども、これはここのところで一存で、はい、そういうふうにいたしますとまでは申し上げられない。ですので、検討をさせていただくということでお願いをいたします。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　以上で大図広海議員の質問を終わります。

◇　青　柳　はるみ　君

○議長（菅谷光重君）　続いて、４番議員、青柳はるみ議員。

（４番　青柳はるみ君　登壇）

○４番（青柳はるみ君）　通告に従い、質問させていただきます。

雇用対策について。

町民の失業率、勤務時間の激減など、町長も把握されていると思います。また、各会社、工場を回られたと聞いておりますが、どのような状況でしょうか。

働き場がなければ若い人が流出してしまう。よって、少子化になってしまう。

雇用対策事業で５項目出していただきましたが、応募の仕方、いつごろ町民に知らせるか、どういう方法で面接、決定していくのか、雇用期間、賃金などお尋ねします。

バイオマスタウン構想の中で、雇用を地元中心に強く求めます。年齢、能力に応じた職種、特に女性が活躍するところは元気な町と思います。弱者と言われる人とともに再チャレンジしようとする若者、特に、子育てで一たん職場を離れた女性が働きやすいように強い指導を求めます。

ハローワーク中之条管内では、12月ごろから雇用の減少の影響を受け、有効求人倍率、11月は1.44に対して、ことし１月は0.97でした。求職者、仕事を求める人は、11月は199人、１月は293人でした。就職率、昨年11月は29.6、ことし１月は16.3というように、加速度的に悪くなっています。

この中でも、飲食業、医療、福祉は、ほかの業種に比べて断トツに多いのが目につきます。

大工場がなく、その下請か小規模工場、事業所が多い当町は、景気後退が都市部から比べると３カ月から半年遅くあらわれていますが、１月以降、加速度的になっているように思います。都市部が景気回復するようなことがあっても、反対に、よくなるのは半年より遅くなると思われます。

町内の工場に勤めるＴさんは、仕事が半分、給料も半分、車のローンが払えなくなって手放した。若い、赤ちゃんが生まれたばかりの夫婦は、共働きで家を建てようと頑張ってきたがあきらめた。また、低所得の年配のパートのひとり暮らしの婦人は、仕事が減り、ＮＨＫの受信料も大変と免除申請をした。

国から来た雇用対策費にプラスして、若い人たちが長期に引き続きできるようにと、そういう考えがあると町長がきょうの質問の答弁をされましたが、このような引き続きできるような重点政策を望みます。

ワークシェアリングという形で従業員の協力のもと頑張っている企業、リストラをできるだけしないで踏ん張っている会社、町が中心になって企業に対する補助金の助言、通知を教えていく、そういうことで町内の企業を守り、町民の暮らしを守って人の流出を防ぐのを行政が必死にするべきではないでしょうか。

リストラしないで踏ん張っている事業者に対して賃金や手当などの一部を助成する雇用調整助成金制度が、大幅に拡充されています。利用しにくいということで利用要件が大きく緩和され、助成率も中小企業は、賃金や休業手当の８割――従来は３分の２でしたが――に引き上げられました。これに伴い、申請件数がふえているそうです。こうした各種手当変更を伝えて指導していく役目があると思います。

受け入れている派遣労働者を派遣先が直接雇用したり、年長フリーターや内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合１人当たり100万円支給する特別奨励金も創設されました。職業訓練中の生活保障も拡充され、月額12万円の貸し付けを受けながら訓練を受けている人もいます。

法人税、年所得800万円以下で22％が18％に引き下げられ、親から子への事業の継承・相続の大幅な軽減など、雇用が頂点に達していれば、町に貢献している企業・中小企業を守り、雇用不安を解消し暮らしを守る、そこで生計を立て子を育てている家庭を守るためにも、町長の決断とスピードを期待してお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　答弁を願います。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　雇用対策についての質問でございます。

失業率につきましては、先ほど議員からお伺いしたように、本当にもう激減しているといいますか、そういったような、失業率がふえております。また、労働時間の短縮等につきましても全国的なものでございますが、労働時間は、所定内労働時間、総実労働時間ともに減少傾向にあるようでございます。

このような情勢の中、雇用情勢が厳しい状況ではございますが、町内の雇用をぜひ守ってほしいとの要請とあわせ、企業の現状をお伺いする中で、町として何かできないかとの方策を検討するため、企業訪問をしてまいりました。

雇用と企業の現状につきましては、正社員の雇用はできるだけ守りたいが、派遣等の社員については我慢のできる状況ではないというところで、そして、在庫も処分しなければならないということで通常の６割ほど減産して行っておるところ、減産のため生産ラインの停止により週３日の稼働で、残りの２日といいますか、残りの４日は休みにしているところもございました。また、80％の給料にして社員を自宅待機にすることも考えているというところもございました。

現状を聞く中で、すぐ町としてできる支援策は、企業規模からも考えて厳しいものがございますが、町内企業との情報交換を今後も続けていきながら、町としてできる支援策を推進していきたいと考えております。

お尋ねの雇用対策事業についてでございますが、国は雇用対策事業として、平成21年度から23年度までの３年間、ふるさと雇用再生特別基金事業に2,500億円、雇用創出効果３年間で最大10万人、緊急雇用創出事業に1,500億円、雇用創出効果３年間で15万人の雇用支援策を打ち出しました。県ではこれを受け、新聞にも出ておりましたが、21年度については19億円、1,500人の雇用創出を予定しております。

町の雇用対策もこの中に含まれるもので、21年度事業は緊急雇用創出事業として５事業を予定しております。図書台帳整備事業、道路維持管理事業、遺跡発掘調査遺物台帳作成事業、街区公園等管理事業、観光スポット美化リフレッシュ事業の５事業で、事業費は総額1,432万円余りになります。

この事業の雇用予定人員は27人で、役場臨時職員については、ハローワーク、広報紙を通して４月から求人を、委託事業のものについては４月契約を予定しております。この事業の

雇用期間でございますが、次の雇用へのつなぎの雇用就業機会ということでございまして、６カ月未満の雇用期間で、より多くの雇用機会を皆様にとっていただきたいということから、継続雇用はなしということでございます。賃金につきましては、役場臨時職員と同じ日給6,400円、時給800円の予定でございます。事業によって３年間の継続事業のものと単年度のものがあり、今後においても、これらに加え新たな事業の取り組みも検討しながら、雇用創出に努めていきたいと考えております。

バイオマスタウン構想に係る事業所についての雇用を言われておるのだと思いますが、それについては新規雇用の数は、多くて十数人と聞いております。町としても、ぜひ地元からの雇用をと申し入れておりますし、事業者の方も、できるだけ町の意向に沿いたいと言っておるところですので、ある程度の地元雇用はなるものと考えております。特に女性等、雇用弱者と言われる方々の雇用をということでございますが、これについてもいろいろなところと協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君）　４番、青柳議員。

○４番（青柳はるみ君）　一番言いたいことは、国から来た雇用対策費にプラスして、継続して使えるような重点政策をすべきということです。そして、加部議員のときに、加部議員のきょうの質問の中で町長は、引き続きできるようにという考えがあるということをお答えになりましたので、ただ半年間使ってしまうのではなくて、長期に使える基盤としてやるべきだと思っております。

私たちは家庭で子供を育てるときに、働かざるもの食うべからずと言って教育してきましたが、いろいろな事情で働けなかったり就職先がなかったりしてその言葉が当てはまらない場合が今できております。今、５項目出していただきましたけれども、安易に集まった人をただ採用するのではなくて、経済的に緊急な人を、また、就職につながるきっかけ、労働するきっかけをつくるという、再挑戦の若者、年長フリーターという方、しばらく仕事から離れて就職困難で、外に出て働くきっかけになるという、そういう方を教育的意味も含めて採用して、社会に出してあげるような方向で持っていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほど申し上げた引き続きというのが、ちょっと私の言ったのが違っていたら申しわけないんですが、あのときはグリーンディールが云々のということで、長期

にわたって、そういった例えば太陽光発電であるとかというようなものに対する補助金であるとか、そういったようなものを考えられればいいなというような意味で申し上げました。単発でなくという、半年、１年でなくということで申し上げたつもりだったと思うんですが、これももし違ったら申しわけないと思います。

ただ、確かに農業に対する支援策にしても商工業に対してもと、要するにいろいろな中で、先ほどの大図議員の中で、特定の個別の対象者への特段の恩典を与えるというその辺のところとかかると思うんです。その辺は、ですから大図議員がおっしゃっていたのも、条例でいつからいつまでを決めて、そしてこのような雇用形態へという形で皆さんとご協議をした中でやっていけばいいのかなというふうに思ってはおります。

今、町の財政状況等々を照らして考えたときに、町の予算は無駄をゼロにという考えでいつもおりますが、これもなかなか難しいところではございます。ただ、今のこの100年に１度と言われている状況の中でいかにしていくかということが、動き始めるわけです、４月から。そして、一応、この国・県というところで考えているものが６カ月という単位で、つなぎの就業機会、そして、それの間で何とか次の新しい仕事にいけないかというところだろうと思うんです。ですから、なるべく多くの人に６カ月間だけでも就業機会を持ってもらうということだと思います。

ですから、その辺のところで、まずやり始めてみるということが必要なんではないか、そのように考えます。そして、それがこの町にとっていい形になったとしたら、それがまた長く引き続きという形にもなり得るのかなという、そういったところでも、またいろんな皆様方とのご協議の上、そういったことを進めさせていただきたいと思いますので、特に町が単独予算でということは、今現在、ちょっとまだすぐにお答えができるものではないんですが、先ほど来申し上げている、平成21年度の当初予算の中であったり、20年度の補正予算の中であったりは、やはり町の単独ということで、ある程度補助金を出させていただくようなことを考えておりますので、それも様子を見て、皆様方のいろいろなご提案であるとかご要望であるとかになるべくおこたえができるような体制をとっておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　４番、青柳議員。

○４番（青柳はるみ君）　事業のきっかけになればとおっしゃいました。町民からすれば、働くきっかけになればということですね。それで、町内の町に貢献している企業を全力で守っていっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（茂木伸一君）　先ほども申しましたが、事業によって３年間の継続事業のものと単年度のものがあります。今後においても、これらに加え新たな事業の取り組みも検討しながら雇用創出に努めていきたいと考えておりますので、再度申し上げて、これからまだ検討させていただくということをご返事とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅谷光重君）　以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（菅谷光重君）　お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（菅谷光重君）　お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君）　閉会の前に町長のあいさつをお願いします。

町長。

（町長　茂木伸一君　登壇）

○町長（茂木伸一君）　平成21年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る９日に開会されました今期定例会におきましては、専決処分の承認のほか、人事案件１件、東吾妻町個人情報保護条例の一部改正など条例関係14件、平成21年度一般会計予算を初め予算関係18件、その他、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議など６件の議決をお願いしたところでございます。

しかしながら、定額給付金に係る事務費の専決処分不承認や国民宿舎事業関係の予算関係が否決されるなど、非常に残念な結果となっております。これにつきましては、公私ともにお忙しい中を申しわけございませんが、臨時会をお願いし、修正案を上程させていただくつもりでおります。

今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もございましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと存じます。

なお、本議会で成立をいたしました平成21年度一般会計当初予算の執行につきましては、税収の落ち込みや使用料の減額など厳しいものがございますが、引き続き経費の節減や効率的な運営に努め、健全な経営を図っていきたいと考えております。

この当初予算が本会期内にお認めいただいたことにより、原町小学校のプールが７月中に使用可能となり、また、緊急雇用創出事業もすぐに発進することができます。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、いよいよ年度がわりの時期になります。13日の管内５中学校の卒業式には議員各位にもご臨席をいただき無事挙行され、168名の卒業生が、在校生や関係者に見守られ、新しい世界へと羽ばたいていきました。この後も幼稚園の終了式や小学校の卒業式、さらには入学式、社会人として希望や不安を胸に抱きながらも新しい目標に向かって歩み始める人など、出会いと別れの人生模様が繰り広げられます。

このような中で、北朝鮮による拉致被害者の田口さん家族が金賢姫元北朝鮮工作員と劇的

な面会をされました。ご家族は、生存について強い希望を持ったと言われております。拉致問題の早い全面解決を望んでおる次第でございます。

今後の町の予定でございますが、町の総合表彰式を合併記念日であります３月27日の午後３時からコンベンションホールで実施いたしますので、議員各位の出席をよろしくお願い申し上げます。

定例会終了後も公私ともにご多忙の日々をお迎えすることと存じますが、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君）　閉会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年第１回定例会は、３月９日から本日まで11日間にわたり開催をされ、人事案件１件、平成21年度一般会計予算を初めとする予算関係18件、条例関係14件、その他７件の執行部提案に加え、委員会提出議案１件、陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には４人が立ち、ここに終了することができました。

11日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からの御礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思います。新しい年度の町政執行に当たり、これらが十分に生かされてくるものと期待をしておるところでございます。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君）　以上をもって平成21年第１回定例会を閉会いたします。

大変にお世話になりました。ありがとうございました。

（午後　４時５５分）

地方自治法第１２３条の規定により下記に署名する。

平成　　年　　月　　日

東吾妻町議会議長　　菅　谷　光　重

署　名　議　員　　角　田　美　好

署　名　議　員　　一　場　明　夫

署　名　議　員　　日　野　近　吉